別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）				
評価方式		総合	政策目標の達成度合い		番号	1
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	138,590	124,477	122,782	127,738	158,039
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	138,590	124,477	122,782		
執行額（千円）		115,553	82,502	89,166		
政策評価結果の概算要求への反映状況		本施策は，社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え，民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことで，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することを目的としているところ，当該法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。 また，社会情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように，刑法等の刑事基本法制を整備する必要があるところ，企業の刑事責任の在り方について，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく検討を行った。 上記評価結果を踏まえ，今後も，基本法制の整備事業を積極的に推進することとし，引き続き，所要経費を予算要求している。 なお，所要経費については，民事基本法制の整備では，調査研究委託費について，実施事項の必要性，緊急性等を精査し，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の節減を図った。また，刑事基本法制の整備では，職員旅費について，外国旅費の計画見直しを実施することで経費の削減を図った。				

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）	番号	1

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整備に必要な経費	127,738	158,039	△ 10,458
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						127,738	158,039	△ 10,458
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							127,738 の内数	158,039 の内数	△ 10,458

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	基本法制の維持及び整備（社会経済情勢に対応した基本法制の整備）		番号	1

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	増△減額		
民事基本法制の整備	●	1	78,206	107,032	28,826	△ 8,952	調査研究委託費について，実施事項の必要性，緊急性等を精査し，経費の節減を図った。
刑事基本法制の整備	●	1	49,532	51,007	1,475	△ 1,506	職員旅費について，外国旅費の計画見直しを実施することで経費の削減を図った。
合計			127,738	158,039	30,301	△ 10,458	

平成29年度事後評価の実施に関する計画

１．施策名等

（法務省29－(1)）

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室，民事局総務課，刑事局総務課
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 （Ⅰ－１－(1)）
政策評価実施予定時期	平成32年８月（平成30年８月は中間報告）
評価方式	総合評価方式

２．基本的考え方

（１）課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため，国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について，抜本的な見直しが求められており，法務省では，平成13年度から，集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら，民事基本法制は，国民生活の様々な分野に関係し，また，様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって，その内容は膨大であるため，情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や，関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば，制定以来約120年の間，実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など，改正を必要とする分野が，なお多数残されている。

一方，刑事基本法制については，近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。今後とも，我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには，そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように，依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く，経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

（２）目的・目標

上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え，民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また，社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように，刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資することとなる。

さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では，平成13年度以降，経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み，平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし，依然として存在する課題・ニーズに対応するため，継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

（3）具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的,集中的に取り組むため,平成13年４月に，民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し，立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

３．評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は，我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で，社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで，本件総合評価においては，そのような観点から，本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して，必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

４．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第３条，第４条第１項第１号，第４条第１項第２号[*1]

５．備考

---

*1 「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第３条　法務省は，基本法制の維持及び整備，法秩序の維持，国民の権利擁護，国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第４条　法務省は，前条の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

一　民事法制に関する企画及び立案に関すること。

二　刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別　紙

※平成29年９月末現在で整備済みのものには，括弧書きで成立日を記載している。

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容

【民事関係】

社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに，国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から，民事基本法典である民法のうち，債権関係の規定について，制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して，できる限り明文化するとともに，現代社会に適合しない規定を改める等，民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。	〔民法等〕 ・民法（債権関係）の見直し （平成29年５月26日成立）
公益信託制度については，平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において，先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ，公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から，所要の見直しを行うこととされている。 そこで，公益法人制度改革の内容や，実際の運用状況等を踏まえつつ，公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。	〔公益信託ニ関スル法律等〕 ・公益信託ニ関スル法律の見直し
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ，人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。	〔人事訴訟法等〕 ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備
商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応，荷主，運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整，海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から，商法等のうち，運送・海商関係を中心とした規定について，現代社会に適合しない規定を改めるとともに，片仮名文語体の条文を現代語化するなど，全般的な見直しを行う。	〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し
相続法制については，配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降，大きな法改正はされていない。しかしながら，高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み，残された配偶者の生活への配慮等の観点から，相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで，相続法制について全	〔民法等〕 ・民法（相続関係）の見直し

般的な見直しを行う。	
民事執行法は，昭和54年に制定された後，社会情勢の変化等に応じ，所要の改正が行われてきたところであるが，近時，債務者財産の開示制度の実効性の向上，不動産競売における暴力団員の買受けの防止，子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など，民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで，これらの点について，民事執行法の所要の見直しを行う。	〔民事執行法〕 ・民事執行法の見直し
最高裁大法廷は，平成27年12月16日，女性にのみ６か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第１項の規定について，再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は婚姻の要件に関する規定であることから，違憲状態を速やかに是正し，国民の混乱を回避する必要がある。そこで，上記規定等の改定を行う。	［民法等］ ・民法（第733条第１項等）の見直し （平成28年６月１日成立）
多くの18歳，19歳の者が，自ら就労して金銭を得たり，一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で，憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや，諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて，民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。	〔民法等〕 ・民法（第４条等）の見直し
近年における社会経済情勢の変化等に鑑み，株主総会に関する手続の合理化や，役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備，社債の管理の在り方の見直し，社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上，当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。	〔会社法〕 ・会社法制（企業統治等関係）の見直し

【刑事関係】

近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。そこで，企業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について，引き続き，必要な検討を行う。	〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・企業の刑事責任の在り方

参　考
※平成22年度から平成26年度までに整備済みのもの

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容
【民事関係】	
近時，コーポレート･ガバナンス※の強化やいわゆる企業結合法制の導入に関して規律を見直す必要性が指摘されている。このような状況にあることを踏まえ，会社法制について，会社を取り巻く幅広い利害関係者の一層の信頼を確保する観点から，企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しを行う。	〔会社法〕 ・企業統治の在り方や親子会社に関する規律等の見直しの法整備
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件について，いかなる場合に日本の裁判所が管轄権を有するかを判断する基準を明確化するため，民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正し，国際裁判管轄法制の整備を行う。	〔民事訴訟法等〕 ・財産権上の訴え及び保全命令事件についての国際裁判管轄法制の整備
行政事件訴訟法の平成16年改正（平成17年４月施行）では，取消訴訟の原告適格の拡大，義務付け訴訟及び差止訴訟に関する規定の新設等，多岐にわたる改正が行われたところ，改正法の附則は，その施行後５年の経過後に施行の状況について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと定めている。そこで，改正法施行後の裁判例や実務（裁判所の訴訟指揮や当事者の活動などをいう。）の運用状況等について検証作業を進める。	〔行政事件訴訟法〕 ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状況の検証として，平成24年11月22日平成16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研究会報告書を公表。
児童虐待は，深刻な社会問題となっているところ，現在の制度では，児童虐待の事案等において，子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることが指摘されている。そこで，児童虐待の防止等を図り，児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度について見直しを行う。	〔民法等〕 ・親権停止制度の創設等を内容とする民法の親権に関する規定の見直し
政府として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）の締結を予定していることを踏まえ，その実施のために必要な子の返還手続等について整備する。	〔新規立法〕 ・ハーグ条約実施のための子の返還手続等に関する法律の整備
非訟事件並びに家事審判及び家事調停の手続を現代社会に適合したものとするため，非訟事件手続法及び家事審判法の	〔民事訴訟法等〕 ・非訟事件手続法及び家事審判法の見直し

全面的な見直しを行う。	
最高裁が，民法第900条第４号ただし書のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の２分の１とする部分は憲法違反である旨の決定をした（最大決平成25年９月４日）。民法第900条は，相続に関する私人間の法律関係を規律する規定であることから，違憲状態を速やかに是正し，国民の混乱を回避する必要がある。そこで，上記規定の改正を行う。	〔民法等〕 ・最高裁によって違憲と判断された部分の削除
今後想定される大規模な災害に備えるため，民事法上の観点から所要の法整備を行う必要がある。 そこで，災害により建物が滅失した場合の借家人の保護等を内容とする罹災都市借地借家臨時処理法について，東日本大震災を踏まえつつ，現代社会に一層適合させるよう全面的な見直しを行う。 また，大規模な災害により滅失した区分所有建物について，敷地共有者全員の合意によらずに，その敷地の上に区分所有建物を再建することを可能とする特例措置等を定めた被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について，東日本大震災を踏まえつつ，見直しを行う。	〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕 ・罹災都市借地借家臨時処理法について，現代社会に一層適合させるためにこれを廃止し，大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法を新たに制定する法整備 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法について，大規模な災害により重大な被害を受けた区分所有建物及びその敷地について必要な処分を多数決により行うことを可能とする制度を新設する等の法整備

【刑事関係】

近年，コンピュータの利用者が急速に拡大し，その利用形態もネットワークに接続して利用するものが主流となり，世界的規模のコンピュータネットワークが形成され，不可欠な社会的基盤となっている。このような状況下において，コンピュータ・ウイルスによるコンピュータへの攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪も増加しており，我が国の治安や社会経済秩序を維持するためには，この種のサイバー犯罪に的確に対応し得るようにすることが不可欠であることから，これらのサイバー犯罪の特質に的確に対応し得る実体法及び手続法を整備する。	〔ＩＴ革命の推進等に伴う刑事関係法令（実体法・手続法）の整備〕 ・サイバー犯罪に対する罰則の整備 ・コンピュータネットワークに関する捜査手続の整備
厳しい経済情勢が続く中で，悪質な資産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による強制執行妨害事案が依然として後を絶たない状況にある。これらの事案に適切に対処できるよう，こうした強制執行妨害行為に対する罰則を整備する。	〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・民事執行，民事保全の妨害に関する犯罪に対する罰則の整備

※「コーポレート・ガバナンス」
　企業統治ともいわれ，企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止（健全性）の観点だけでなく，近時は企業の収益性・競争力の向上（効率性）の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

平成28年度事後評価実施結果報告書

１．施策名等

（法務省28－(1)）

施策名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備					
政策体系上の位置付け	基本法制の維持及び整備 （Ⅰ－１－(1)）					
施策の概要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度(※)	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	138,590	124,477	122,782	127,738
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	138,590	124,477	122,782	
	執行額（千円）		115,553	82,502	89,166	
政策評価実施時期	平成32年８月 （平成29年８月は中間報告）			担当部局名	大臣官房秘書課政策評価企画室，民事局総務課，刑事局総務課	
評価方式	総合評価方式					

※　「検察の再生に向けた取組の実施」事業は，平成26年度から本施策に組替を行ったため，平成26年度の予算額・執行額等は，同事業分を含めたものとしている。

２．基本的考え方

（１）課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため，国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について，抜本的な見直しが求められており，法務省では，平成13年度から，集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら，民事基本法制は，国民生活の様々な分野に関係し，また，様々な面で円滑な経済活動を支えるものであって，その内容は膨大であるため，情報化・国際化等の取引社会の変化に対応していない部分や，関係各界から見直しに関する提言や指摘がされている分野が存在している。例えば，制定以来約120年の間，実質的な見直しが行われていない民法（債権関係）の規定など，改正を必要とする分野が，なお多数残されている。

一方，刑事基本法制については，近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。今後とも，我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには，そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように，依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く，経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

（２）目的・目標

上記の課題に対応するためには，まず，社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え，民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていく

ことが必要である。これによって，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され，我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また，社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように，刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資することとなる。

さらに，国民に分かりやすい司法を実現するためには，法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって，明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では，平成13年度以降，経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み，平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし，依然として存在する課題・ニーズに対応するため，継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

（３）具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的,集中的に取り組むため,平成13年４月に，民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し，立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

３．評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は，我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で，社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで，本件総合評価においては，そのような観点から，事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して，必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成28年度においては，当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

４．評価結果等

平成28年度に実施した政策（具体的内容）

平成28年度における立法作業の状況については，別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち，平成28年度末時点において，成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

○　民法の一部を改正する法律案（平成27年３月提出）

○　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成27年３月提出）

○　人事訴訟法等の一部を改正する法律案（平成28年２月提出）

○　商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（平成28年10月提出）

５．評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について，別紙のとおり所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし,例えば,民法の債権関係の規定について，同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし,国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から，国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，平成29年度以降においても，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備[*1]を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。

６．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

平成29年７月７日

（２）実施方法

会議

（３）意見及び反映内容の概要

なし

７．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○法務省設置法（平成11年法律第93号）第３条，第４条第１項第１号，第４条第１項第２号[*2]

８．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

９．備考

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

調査委託経費について，実施事項の必要性，緊急性等を精査するとともに，職員旅費について，外国旅費の計画見直しを実施することで経費の削減を図った。

---

*1　「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは，法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは，その行為者を罰するほか，事業主たる法人又は人に対して，罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては，新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2　「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（任務）

第３条　法務省は，基本法制の維持及び整備，法秩序の維持，国民の権利擁護，国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

（所掌事務）

第４条　法務省は，前条の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

一　民事法制に関する企画及び立案に関すること。

二　刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

別　紙

目的・目標の具体的内容	法整備の具体的内容	立法作業の状況
【民事関係】		
社会や経済の著しい変化に適切に対応するとともに，国民一般に分かりやすい法制度を構築する必要がある。このような観点から，民事基本法典である民法のうち，債権関係の規定について，制定以来約120年の間に形成された膨大な数の判例法理を整理・分析して，できる限り明文化するとともに，現代社会に適合しない規定を改める等，民法（債権関係）の全般的な見直しを行う。	〔民法等〕 ・民法（債権関係）の見直し	国会提出中 民法（債権関係）の見直しについては，平成21年10月に法制審議会に諮問され，同年11月から平成27年２月まで民法（債権関係）部会において調査審議が行われた。同月，「民法（債権関係）の改正に関する要綱」が取りまとめられ，法務大臣に答申された。そして，この答申を踏まえ，「民法の一部を改正する法律案」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し，同年３月，これらの法律案を第189回国会に提出したが，同国会から第192回国会までにおいては，審議未了のまま閉会中審査となり，第193回国会において，継続審議となっている（なお，第192回国会においては，これらの法律案について質疑がされたが，質疑終局には至らなかった。）。
公益信託制度については，平成18年の信託法制定時の衆参両院の附帯決議において，先行して行われた公益法人制度改革の趣旨を踏まえつつ，公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から，所要の見直しを行うこととされている。 そこで，公益法人制度改革の内容や，実際の運用状況等を踏まえつつ，公益信託ニ関スル法律の全般的な見直しを行う。	〔公益信託ニ関スル法律等〕 ・公益信託ニ関スル法律の見直し	法制審審議中 公益信託ニ関スル法律の見直しについては，平成27年４月から，「公益信託法改正研究会」（信託法研究者や，関係省庁の担当者等で構成）において検討が行われ，同年12月に報告書が取りまとめられた。これを受け，平成28年６月から法制審議会信託法部会を再開し，同部会において調査審議が行われている。
国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に係る法整備及び家事事件手続法の制定を踏まえ，人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備を行う。	〔人事訴訟法等〕 ・人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備	国会提出中 人事に関する訴えなどについての国際裁判管轄法制の整備の検討については，平成26年２月に法制審議会に諮問され，同年４月から平成27年９月まで国際裁判管轄法制（人事訴訟事件及び家事事件関係）部会において，調査審議が行われた。同年10月

		「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が取りまとめられ，法務大臣に答申された。そして，この答申を踏まえ，「人事訴訟法等の一部を改正する法律案」を立案し，平成28年２月，この法律案を第190回国会に提出したが，同国会においては，審議未了のまま閉会中審査となり，第193回国会において，継続審議となっている。
商法制定以来の社会経済情勢の変化への対応，荷主，運送人その他の運送関係者間の合理的な利害の調整，海商法制に関する世界的な動向への対応等の観点から，商法等のうち，運送・海商関係を中心とした規定について，現代社会に適合しない規定を改めるとともに，片仮名文語体の条文を現代語化するなど，全般的な見直しを行う。	〔商法等〕 ・商法（運送・海商関係）等の見直し	国会提出中 商法（運送・海商関係）等の改正については，平成26年２月に法制審議会に諮問され，同年４月から平成28年１月まで商法（運送・海商関係）部会において調査審議が行われた。同年２月，「商法（運送・海商関係）等の改正に関する要綱」が取りまとめられ，法務大臣に答申された。そして，この答申を踏まえ，「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案」を立案し，同年10月，この法律案を第192回国会に提出したが，同国会においては，審議未了のまま閉会中審査となり，第193回国会において，継続審議となっている。
相続法制については，配偶者の法定相続分の引上げや寄与分制度の新設を行った昭和55年の改正以降，大きな法改正はされていない。しかしながら，高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み，残された配偶者の生活への配慮等の観点から，相続に関する規律を見直す必要があると考えられる。そこで，相続法制について全般的な見直しを行う。	〔民法等〕 ・民法（相続関係）の見直し	法制審審議中 平成27年４月から，民法（相続関係）部会において調査審議を行っており，現在は，各論点につき三巡目の議論を行っている。今後，要綱案の取りまとめに向けた議論を行う予定である。なお，中間試案を取りまとめた後に出された新たな案について，追加的に，パブリック・コメントを実施する予定である。
民事執行法は，昭和54年に制定された後，社会情勢の変化等に応じ，所要の改正が行われてきたところであるが，近時，債務者財産の開示制度の実効性の向上，不動産競売における暴力団員の買受け	〔民事執行法〕 ・民事執行法の見直し	法制審審議中 民事執行法の見直しについては，平成28年９月に法制審議会に諮問され，同年11月から民事執行法部会において調査審議が行われている。

の防止，子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化など，民事執行手続についての検討課題が指摘されている。そこで，これらの点について，民事執行法の所要の見直しを行う。		
最高裁大法廷は，平成27年12月16日，女性にのみ６か月の再婚禁止期間を定める民法第733条第１項の規定について，再婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲法に違反するとの判断を示した。同条は，婚姻の要件に関する規定であることから，違憲状態を速やかに是正し，国民の混乱を回避する必要がある。そこで，上記規定等の改定を行う。	〔民法等〕 ・民法（第733条第１項等）の見直し	法整備済み 平成28年３月８日，第190回国会に提出した「民法の一部を改正する法律案」は，女性に係る再婚禁止期間を100日に短縮すること等を内容とするものであるが，同法律案は，平成28年６月１日に成立し，同月７日に施行された。
多くの18歳，19歳の者が，自ら就労して金銭を得たり，一人暮らしをしているという若年者に関する実態を踏まえた上で，憲法改正国民投票の投票権年齢及び公職選挙法の選挙権年齢が18歳と定められたことや，諸外国においては成年年齢を18歳と定めることが一般的になっているという社会経済情勢の変化に鑑みて，民法が定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。	〔民法等〕 ・民法（第４条等）の見直し	国会提出検討中 民法の成年年齢については，平成21年10月，法制審議会から法務大臣に対し，選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば，民法の定める成年年齢を18歳に引き下げるのが適当である旨の答申がされた。今般，選挙権年齢が18歳に引き下げられたこと等を踏まえ，「民法の一部を改正する法律案（仮称）」及び「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し，国会へ提出することを検討している。
近年における社会経済情勢の変化等に鑑み，株主総会に関する手続の合理化や，役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備，社債の管理の在り方の見直し，社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上，当該規律の見直しを要する場合にはその見直しを行う。	〔会社法〕 ・会社法制（企業統治等関係）の見直し	法制審審議中 会社法制（企業統治等関係）の見直しについては，平成29年２月に法制審議会に諮問された。同年４月から会社法制（企業統治等関係）部会において調査審議が行われる予定である。

【刑事関係】

近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い，企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず，その刑事責任の在り方が問われている。そこで，企	〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯罪に対する罰則等の整備〕 ・企業の刑事責任の在り方	検討中 企業の刑事責任の在り方については，新規立法や法改正の際に，きめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の漸進的整備に

業の刑事責任の在り方を含め企業活動に関する犯罪に対する法整備について，引き続き，必要な検討を行う。		努めることとは別に，企業の刑事責任の在り方を抜本的に見直す必要性を引き続き検討している。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		総合法律支援の充実強化				
評価方式		総合･実績･事業	政策目標の達成度合い		番号	2
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	31,939,886	31,319,095	31,187,493	30,877,496	34,246,701
	補正予算（千円）	△ 20	△ 61	△ 219		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	31,939,866	31,319,034	31,187,274		
執行額（千円）		31,798,394	30,664,486	30,845,730		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価対象外。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	総合法律支援の充実強化	番号	2

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1							
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計								
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の充実強化に必要な経費	15,481,531	17,223,758	
	◆	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	14,806,609	16,800,205	
	◆	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援センター運営費	東日本大震災復興に係る日本司法支援センター運営費交付金に必要な経費	589,356	222,738	
	◆	4							
	小計						30,877,496	34,246,701	
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							30,877,496	34,246,701	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	総合法律支援の充実強化		番号	2

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
日本司法支援センターの運営（国選弁護人確保業務委託を除く）	◆	2	14,806,609	16,800,205	1,993,596		
国選弁護人確保業務委託	◆	2	15,478,075	17,220,523	1,742,448		
合計							

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法曹養成制度の充実				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	3
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	22,963	30,327	19,663	16,827	9,709
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	22,963 <0>	30,327 <0>	19,663 <0>		
執行額（千円）		22,745	28,776	19,163		
政策評価結果の概算要求への反映状況		高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するため，本施策に引き続き取り組んでいく必要がある旨の評価結果を踏まえ，引き続き法曹有資格者を海外に派遣し，海外の法制度等の調査研究を行うための必要経費等について継続して概算要求に計上した。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	法曹養成制度の充実	番号	3

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	法務本省共通費	法務本省一般行政に必要な経費	16,827	9,709	
	小計						16,827	9,709	
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計							16,827 の内数	9,709 の内数	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(2)）

施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－(2)）
達成すべき目標	平成25年７月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年６月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。
目標設定の考え方・根拠	政府においては，法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため，閣議決定により，内閣官房長官を議長とし，関係６大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに，学識経験を有する者等の意見を求めるため，閣僚会議の下に，法曹養成制度検討会議が置かれ，同検討会議が平成25年６月に行った取りまとめに基づき，同年７月，前記法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。法務省では，同閣僚会議決定に基づき，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設けるとともに，同懇談会の下に，日本弁護士連合会との共催により，「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」の３つの分科会を設置し，法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い，その成果等を踏まえて，平成27年５月25日には，前記有識者懇談会において取りまとめが行われ，引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。 また，前記閣僚会議決定を踏まえ，政府においては，法曹の養成に関する制度の在り方について，平成25年９月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし，関係６大臣で構成）において，平成27年６月30日，法曹養成制度改革推進会議決定がなされ，前記のような活動領域に関する取組のほか，法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証，司法試験の在り方の検討，司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされた。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年６月26日）（別紙１参照） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙２参照） ○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年９月17日閣議決定）（別紙３参照） ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年９月24日法務大臣決定）（別紙４参照） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年６月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙５参照）
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
1　法曹有資格者の活動領域の在	－	－	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者

り方に関する検討及び必要な取組の実施			懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法曹有資格者の活動領域の拡大については，法務省に設置された「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「企業」，「国・地方自治体，福祉等」及び「海外展開」の各分科会（いずれも平成27年７月廃止）における検討等を踏まえ，平成27年５月，同懇談会が，今後の取組の方向性について具体的な指針を取りまとめた。また，平成27年６月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においても，関係機関の協力を得て，引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされたことを踏まえ，上記目標を設定することとした。

具体的には，下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」（別紙４参照）及びその下に設置された分科会において，「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い，それを踏まえ，平成27年５月25日，前記有識者懇談会において，「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」（別紙６参照）が取りまとめられ，各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また，「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定，別紙２参照）を踏まえ，政府においては，同年９月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし，関係６大臣で構成）において，法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い，前記推進会議は，平成27年６月30日，「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙５参照）を決定した。前記推進会議決定では，前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ，法務省において，そのための環境を整備するとされた。

法務省においては，前記推進会議決定を踏まえ，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（別紙７参照）を開催しているところ，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても，同連絡協議会において，関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに，意見交換を行った。また，法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし，民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより，日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や，日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行った。そして，それぞれの資料等については法務省ホームページに掲載して，関係省庁，自治体及び日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

参考指標	年度ごとの閲覧件数		
	26年度	27年度	28年度
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」[*1]閲覧件数（件）	―	2,991	10,166
法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」[*2]閲覧件数（件）	―	―	7,116

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
２　法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	－	－	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し，法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証，司法試験の在り方の検討，司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し，法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ，これを踏まえて，文部科学省と連携し，関係機関・団体の協力も得て，前記各取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

平成27年６月30日の法曹養成制度改革推進会議決定において，文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し，法曹養成制度改革を速やかに，かつ，着実に推進するため，関係機関・団体の協力を得て，法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証，司法試験の在り方の検討，司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされたことを踏まえ，上記目標を設定することとした。

具体的には，下記参考指標の閲覧件数を一つの目安として，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

前記平成27年６月30日法曹養成制度改革推進会議決定（別紙５参照）では，法務省において，法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと，予備試験について，その在り方の検討を行うこと，司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては，前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し，これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため，前記のとおり，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（別紙７参照）を開催しており，同連絡協議会等を通じ，①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組，②法曹人口の在り方に関する各種データ，③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等，④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果，⑤法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し，意見交換するなど，必要な取組を進めた。

参考指標	年度ごとの閲覧件数		
	26年度	27年度	28年度
法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」の閲覧件数	－	2,991	10,166

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究（平成26年度）	23百万円（23百万円）	30百万円（29百万円）	20百万円（19百万円）	17百万円	－

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし，民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより，日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や，日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行う。また，我が国が当事者となる可能性のある国際訟務案件の資料・情報の収集を図るとともに，外国における外弁規制の在り方について検討する。	―

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	23百万円 （23百万円）	30百万円 （29百万円）	20百万円 （19百万円）	17百万円

*1 「法曹養成制度改革連絡協議会」
法曹養成制度改革連絡会議の開催状況について，平成27年12月から法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html）に掲載している。
なお，平成27年度は，平成27年12月から平成28年３月までの閲覧件数である。

*2 「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」
日本企業の海外展開を法的な側面から支援するための調査研究を法曹有資格者に委託して行っており，その調査結果を平成28年７月から法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html）に掲載している。

法曹養成制度検討会議取りまとめ
（抜粋）

平成２５年６月２６日

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

○　法曹有資格者の活動領域は，広がりつつあるものの，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

　各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

○　企業内の法曹有資格者は，企業にとって，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体が連携して，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知，企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。

○　国家公務員については，これまで法曹有資格者を採用してきたところ，新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており，今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

○　地方分権改革や情報公開制度の浸透，住民の権利意識の変化等に伴い，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等が連携して，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。

○　法テラスの常勤弁護士の活動を通じ，福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。

○　刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

○　日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等の連携の下，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進する。また，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　司法制度改革審議会意見書では，「法の支配」を全国あまねく実現するため，弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに，弁護士が，公的機関，企業，国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

・　これまでの取組を通じ，法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり，各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に，後述の意見交換会等を活用するなどして，分科会を置くべきである。

　各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

・　企業の分野では，企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において，企業法務の役割の重要性の拡大を背景として，法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し，社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも，法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や，企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は，いずれも十分でないことから，今後，前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体が連携しながら，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

・　国家公務員の分野では，これまで，国家公務員採用試験や任期付職員制度等により，法曹有資格者を採用してきた。また，平成２４年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

・　地方自治体の分野では，少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの，まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い，地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや，情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い，自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え，法曹有資格者が自治体内に存在することによって，業務の適正化・迅速化を図ることができることなど，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも，その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず，更なる拡大のためには，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体の連携の下，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか，複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や，自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討，地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど，法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして，弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために，日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して，弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また，例えば，学校教育を支援する部署，児童虐待対応などを行う部署においては，法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

・　福祉分野など法的ニーズがありながら，必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては，法テラスの常勤弁護士を活用することにより，弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また，常勤弁護士は，災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため，常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。

・　「再犯防止に向けた総合対策」（平成２４年７月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように，刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

・　日本経済のグローバル化の進む中，日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう，日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体等の連携の下，上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法，課題等を検討しつつ，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進し，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　法科大学院においては，学生が上記のような分野に関心を持ち，幅広い知識を得ることができるよう，エクスターンシップ等の取組を充実させるほか，第３の５で述べるように，法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど，法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

３　司法試験について

(1)　受験回数制限

○　受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和するべきである。

・　受験回数制限制度は，旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに，プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上，法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について，法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後５年の間に合格しない者が多数いることなどから，受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが，受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく，また，法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに，法曹を目指し，司法試験を受験する者の多くを占める２０歳から３０歳代は，人生で最も様々なものを吸収できる，あるいは吸収すべき世代であり，本人に早期の転進を促し，法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって，受験回数制限を設けること自体は合理的である。

・　受験回数については，現行制度は，３回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ，その上で，受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し，５年間に３回受験できることとされている。

・　もっとも，現在，多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも，受験回数制限制度において制限される回数については，３回とすることが必須であるというものではなく，その制度の趣旨に反しない限度であれば，受験回数制限を緩和することも考えられる。

　この点に関し，これまでの司法試験の結果によれば，法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く，受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ，受験期間を維持するのであれば，この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また，受験期間と受験回数との差がない方が，受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく，全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

　さらに，受験回数制限を緩和し，受験期間内において司法試験を受験できることとすれば，単年合格率が低下し，更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが，受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば，単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし，累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また，今後，制度全体の改善を図ることによって，法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり，むしろ，受験回数制限を緩和し，５回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから，受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和することとするべきである。

なお，この場合，既に３回受験して資格を失った者であっても，法科大学院修了又は予備試験合格後５年を経過していない場合には，受験資格が認められることとなる（既に５年を経過した者については，法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため，新制度開始後に受験資格を認める経過措置はとらない。）。

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目の削減につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において検討し，２年以内に結論を得るべきである。

・ 司法試験の出題内容は，各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方，旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため，科目数等を限定し，負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において，基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第３の２(2)参照）ことから，司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに，現在の司法試験が，旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており，司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し，短答式試験の試験科目（司法試験法第３条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討し，結論を得るべきである。

また，具体的な方式・内容，合格基準・合格者決定の在り方に関しては，司法試験委員会において，現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく，同委員会の下に，検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討して結論を得るべきである。

・　予備試験制度は，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，予備試験は，法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ，その合格者には，司法試験の受験資格が与えられる。

・　予備試験制度について，制限的にすべきとの立場は，予備試験制度が，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは，これまでの２回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成２４年司法試験の結果によれば，既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており，その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや，それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

　一方で，予備試験制度について，積極的に評価すべきとの立場は，予備試験制度が，法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり，法科大学院の時間的・経済的負担を考えると，予備試験制度について，法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても，重要な制度として位置付けるべきであるとする。

・　このように，予備試験制度については，様々な見方があるものの，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また，(2)で述べた司法試験の内容との関係でも，予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで，予備試験の在り方については，法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ，第４で述べる新たな検討体制において２年以内に検討し，結論を得ることとすべきである。

第４　今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

○　今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップしつつ，検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに，学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

・　本検討会議においては，司法制度改革の理念を踏まえ，法曹の養成に関する制度の在り方について，有機的に関連する諸問題を整合的に解決するべく，詳細に検討を行ってきたところであるが，検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方，今後の法曹人口，法科大学院，司法試験及び司法修習の在り方について，今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップするとともに，検討課題については，速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際，法曹の養成に関する制度は，その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから，新たな検討体制は，各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また，第１で述べたとおり，法曹有資格者の活動領域の在り方については，活動領域の拡大に向けて，各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり，これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに，今後の検討課題を検討するに当たっては，学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年７月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第１　今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、２年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第２　法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第３　今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を２年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第４　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

(1)　分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

(2)　集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。

(3)　司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

２　法科大学院について

(1)　法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア　文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、１年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ　閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、１年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ　上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において２年以内に検討し、結論を得る。

(2)　文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を１年以内に検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

(3)　文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、２年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を２年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、５年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を１年以内に検討し、実施準備を行う。

３　司法試験について

(1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の３科目に限定するために、所要の法案を１年以内に提出する。

(2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、２年以内に結論を得る。

(3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、２年以内に結論を得る。

(4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

４　司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、２年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年９月17日
閣　議　決　定）

１　「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

２　推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議　長　　内閣官房長官
副議長　　法務大臣及び文部科学大臣
議　員　　総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

３　法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

４　推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

５　この閣議決定は、平成27年７月15日限り、その効力を失う。

６　前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

（平成 25 年 9 月 24 日
法 務 大 臣 決 定）

「法曹養成制度改革の推進について」（平成２５年７月１６日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第２を踏まえ，法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け，その運営に関して以下のように定める。

１　有識者懇談会の構成員は，別紙のとおりとする。

２　有識者懇談会は，法曹養成制度検討会議取りまとめ第１の内容を踏まえつつ検討を行う。

３　有識者懇談会は，必要に応じて，内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。

４　有識者懇談会の設置期間は，平成２７年７月１５日までとする。

５　有識者懇談会の庶務は，内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以　上

別　紙

座長

大　島　正太郎	元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長， 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉　　房　穂	全国市長会評議員，明石市長
岡　野　貞　彦	公益社団法人経済同友会常務理事
田　島　良　昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長

別紙5

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年６月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

１　法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

２　具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第２　今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第３　法科大学院

１　法科大学院改革に関する基本的な考え方

○　平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※　地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね７割以上。

○　法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

２　具体的方策

⑴　法科大学院の組織見直し

○　平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

○　文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50％未満）、定員充足率（目安として50％未満）、入試競争倍率（目安として２倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年３月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

○　文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。

○　前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

⑵　教育の質の向上

○　平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。

・　法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。

・　法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。

・　その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

○　文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○　文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

⑶　経済的・時間的負担の軽減

○　文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年１月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

○　文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で３年間在学した後に法科大学院の２年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

○　文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するＩＣＴ（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

３　法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記２記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第４　司法試験

１　予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約８割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

２　司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

３　司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第５　司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第６　今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ

平成２７年５月２５日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

前文

国民の権利意識が高まり，また，社会情勢が複雑化している現代社会において，「法の支配」を広く社会に及ぼすためには，法曹有資格者が，公的機関，企業，国際的な分野等において，その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。平成 24 年８月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は，平成 25 年６月 26 日に行った意見の取りまとめの中で，法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり，法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある，とする一方，未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして，同年７月 16 日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては，前記取りまとめの内容を是認した上で，「法曹有資格者の活動領域については，閣僚会議の下で，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は，同決定を踏まえ，法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成 25 年９月に設置され，当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」の３つの分科会においてこれまで実践されてきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は，このような，当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果，それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ，引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

1　これまでの取組及び成果について

(1)　国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア　日本弁護士連合会は，地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するために，全国の自治体を対象に調査を実施した。その結果，多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していること，また，弁護士を始めとする法曹有資格者を職員として任用し，訴訟対応や法律相談だけでなく，条例等の制定に関与する例規業務などの政策法務，債権回収等の分野で活用することに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

　このような実態把握の取組と並行して，日本弁護士連合会においては，各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が，自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し，自治体に提供している。このような取組の結果，弁護士会が，自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙がっている。

イ　福祉分野に関する取組の例としては，大阪で，弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し，その職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し，400件を超える相談実績を挙げた。また，各地の弁護士会においても，ひまわりあんしん事業による電話相談・出張相談等を行い，弁護士会によっては，数千件の活用実績を挙げた例もある。

　また，法務省は，認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする，総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ　法務省においては，法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から，国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から，最高裁判所とも連携し，国の機関，自治体及び福祉機関を対象として，司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果，これまでに複数の国の機関，自治体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。また，日本弁護士連合会は，各地の弁護士会や関係機関と協力して，今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や，弁護士の公務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

　さらに，一部の法科大学院では，自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

(2)　以上のような取組の成果もあり，この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば，地方自治体で常勤職員として勤務する，

弁護士を始めとする法曹有資格者は，平成 25 年 10 月時点で 48 自治体において 62 名であったものが，平成 27 年３月現在では，64 自治体において合計 87 名に増加している。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ，今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1)　自治体の分野では，従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか，前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり，法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっているといえる。他方，法曹有資格者を職員として活用することについては，多くの自治体が関心を有しているが，任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては，まず，多くの自治体においては，法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など，従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため，外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また，政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため，法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割，法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており，法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を，任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方，法曹有資格者の側においても，自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え，自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

(2)　福祉の分野では，前記のような弁護士会の取組が，自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし，この分野に関するこれまでの取組は，弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く，自治体や福祉機関から，継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには，法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより，福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。

(3)　国の機関においては，特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが，今後，法曹有資格者の活用が更に進むためには，それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや，国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると，これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには，以下のような取組を更に進めることが有用である。

○　日本弁護士連合会は，関係機関や自治体等の協力を得て，前記１の取組から明らかとなった，自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を，セミナーやシンポジウム等を通じるなどして，実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに，各自治体や福祉機関等に対し，弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて，各地の弁護士や弁護士会が，各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき，自治体や福祉機関の側においても，実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に，それぞれの規模に応じ，政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

○　日本弁護士連合会は，関係機関の協力を得つつ，自治体における政策法務や福祉の分野について，弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し，あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。

○　最高裁判所においては，法務省の協力を得て，国の機関，自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また，これと併せて，法科大学院においても，自治体法務に関するプログラムの設置，自治体におけるエクスターンシップ，修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。

○　法務省は，これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の間で共有され，もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，日本弁護士連合会，関係省庁，自治体等の協力を得て，必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

1　これまでの取組及び成果について

(1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア　日本弁護士連合会においては，弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い，企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果，企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが，企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

　また，「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果，月ごとの平均申請件数が増加した。

イ　日本弁護士連合会においては，各経済団体等の協力を得るなどして，弁護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか，司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し，さらには，東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会を実施し，いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

　これらの取組を通じ，企業による法曹有資格者の具体的な活用に結びついた例も分科会で紹介された。

ウ　法曹有資格者の能力の涵養については，一部の法科大学院において企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また，日本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催した。

　法務省においては，法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から，企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から，最高裁判所とも連携の上，各経済団体の協力も得て，企業を対象として，司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行い，これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明したところである。

(2) 以上のような取組の成果等もあり，企業内弁護士の数は増加傾向にあり，日本組織内弁護士協会の統計によると，平成 26 年 6 月には 619 社において 1179 名となっており，平成 25 年の同時期と比較して 200 名以上増加している。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

　このような取組の現状や成果を踏まえ，企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって，企業内弁護士の数は増加を続けており，弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は，企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも，実際に企業内弁護士を採用する企業は，大都市圏の大企業が中心と

なっているのが現状であり，企業規模的にも地域的にも，更なる採用の広がりの余地が残っている。

(2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は，法務に関連するものが中心となっているのが現状である。しかし，法曹有資格者が，企業において求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け，企業内において更に経験を積み重ねることなどを通じ，その法的な専門性を生かして経営戦略の構築などに関与することができるようになれば，企業における法曹有資格者の活躍の場面は，更に広がることが期待できる。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると，企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには，以下のような取組を更に進めることが求められる。

○　日本弁護士連合会は，経済団体等と協力し，企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について，前記１のような形での企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げていく。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。

○　日本弁護士連合会は，企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について，引き続き検討を進める。これに併せて，各地の弁護士会においても同様の取組が進むことが期待される。

○　日本弁護士連合会は，日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して，その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や，キャリアパスに関する情報を調査した上，各種の媒体を通じて，法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。

○　日本弁護士連合会は，企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。また，法科大学院において，企業法務に関する科目の設置，企業におけるエクスターンシップ，法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される。

○　最高裁判所においては，法務省の協力を得て，企業における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて，必要な取組を継続することが期待される。

○　法務省は，日本弁護士連合会，経済団体等の協力を得て，これまでの実績や前記のような取組を通じて明らかとなった，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され，この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，必要な連絡協議等の環境を整備する。

海外展開の分野

1　これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては，これまで，以下のような取組が進められてきた。

(1)　法務省では，平成 26 年度から，日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において，現地の法執行の状況や，現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき，弁護士に委託して調査を実施してきた。

(2)　日本弁護士連合会は，日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下，各地の弁護士会の協力を得て，海外展開に取り組む中小企業に対し，渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行ってきたところ，これまでに 100 件を超える支援の申込みがあり，海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。

日本弁護士連合会では，このほかにも，関係省庁等と連携した中小企業等支援の取組や，渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてきた。

(3)　外務省は，日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し，現地の法令，法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成 27 年度から実施することとした。

(4)　一部の法科大学院等においては，学生のみならず弁護士をも対象とした，法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進められている。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ，今後，法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1)　新興国市場への進出は，政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており，中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの，多くの中小企業は，海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく，また，海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって，多くの中小企業では，海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や，国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。

(2)　海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは，現地で邦人保護を担う領事機関との連携，現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが，これらの取組は緒に就いたばかりである。

(3)　法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには，語学，交渉能力，外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが，そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると，海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには，既存の取組を引き続き継続することに加えて，以下のような取組を更に進めることが有用である。

○　日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し，特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について，具体的事例を集積し整理した上で，そこから得られる知見や典型例を共有し，海外展開を予定する企業等に情報提供していく。

○　日本弁護士連合会は，関係機関と協力して，日本の企業等の海外展開支援を始めとする，国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために，身近にいる弁護士や関係機関を窓口として，様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。

○　法科大学院においては，法律英語に関する講座や，国際的なビジネス法務に関する講座等，国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。

○　法務省は，内閣官房に設置され，法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で，日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等，日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

構成員等及び開催経過

第１　有識者懇談会について

１　構成員

座　長　大　島　正太郎　元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員　泉　　房　穂　明石市長

岡　野　貞　彦　公益社団法人経済同友会常務理事

田　島　良　昭　社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

２　開催経過

第１回（平成２５年１０月１１日）

委員の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大について意見交換

第２回（平成２５年１１月８日）

各分科会からの結果報告

新たな活動領域で業務を遂行する上での課題に関する意見交換

第３回（平成２６年３月２５日）

各分科会における取組の現状及び課題

これまでの取組で明らかとなった課題等に関する意見交換

第４回（平成２６年１０月２４日）

各分科会からの報告及び意見交換

第５回（平成２７年２月９日）

各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

第６回（平成２７年５月１８日）

各分科会の取りまとめに関する報告

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」に関する意見交換

第２　各分科会について

１　国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	田　島　良　昭　社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事
構成員	泉　　房　穂　明石市長
	北　川　正　恭　早稲田大学政治経済学術院教授
	大　貫　裕　之　中央大学大学院法務研究科教授
	内閣官房
	法務省
	日本司法支援センター
	日本弁護士連合会
オブザーバー	人事院
	総務省
	文部科学省
	厚生労働省
	公益社団法人日本社会福祉士会

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月３０日）

構成員等の紹介

国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年２月６日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年５月２２日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年９月１７日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第６回（平成２６年１１月２１日）

試行方策の進捗状況等に関する報告及び意見交換

第７回（平成２７年１月２６日）

試行方策の進捗状況等に関する報告

内閣官房法曹養成制度改革推進室による調査報告

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第８回（平成２７年４月１０日）

取りまとめ案に関する意見交換

２　企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	岡　野　貞　彦	公益社団法人経済同友会常務理事
構成員	井　上　由　理	昭和シェル石油株式会社常務執行役員 経営法友会幹事
	片　山　直　也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
	内閣官房	
	法務省	
	一般社団法人日本経済団体連合会	
	日本組織内弁護士協会	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	文部科学省	
	経済産業省	

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月２９日）

構成員等の紹介

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年１月２７日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年３月５日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年６月１９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第６回（平成２６年９月９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第７回（平成２６年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第８回（平成２７年２月５日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第９回（平成２７年４月２２日）

取りまとめ案に関する意見交換

3　法曹有資格者の海外展開に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	大　島　正太郎　元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
構成員	道垣内　正　人　早稲田大学大学院法務研究科教授
	内閣官房
	法務省
	外務省
	海外業務研究会
	日本商工会議所
	日本弁護士連合会
オブザーバー	文部科学省
	経済産業省・中小企業庁
	独立行政法人日本貿易振興機構

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月１５日）

構成員等の紹介

法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１１月２７日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年１月３０日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年５月２８日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年９月１１日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

日本の弁護士の海外での活動についての報告及び意見交換

第６回（平成２６年１２月１９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

国の機関における国際交渉等における法曹有資格者の活用の例につき，米谷三以氏からヒアリング

第７回（平成２７年１月２７日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第８回（平成２７年４月２４日）

取りまとめ案に関する意見交換

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について

法務省・文部科学省

１　目的

法務省及び文部科学省は，「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成２７年６月３０日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第６　今後の検討について」を踏まえ，法曹養成制度改革を速やかに，かつ，着実に推進し，法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため，両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに，これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

２　連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は，両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し，前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため，政府内における必要な連携を図ることとする。

３　法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は，前記の目的を達成するため，最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は，議事に応じて必要がある場合は，関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

４　協議会の庶務

協議会の庶務は，連携チームにおいて処理する。

５　その他

前各項に定めるもののほか，連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は，法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(2)）

施策名	法曹養成制度の充実 （政策体系上の位置付け：Ⅰ－２－(2)）					
施策の概要	高度な専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。					
達成すべき目標	平成25年７月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年６月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	22,963	30,327	19,663	16,827
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	22,963	30,327	19,663	
	執行額（千円）		22,745	28,776	19,163	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法曹養成制度検討会議取りまとめ（平成25年６月26日）（別紙１参照） ○法曹養成制度改革の推進について（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）（別紙２参照） ○法曹養成制度改革推進会議の開催について（平成25年９月17日閣議決定）（別紙３参照） ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について（平成25年９月24日法務大臣決定）（別紙４参照） ○法曹養成制度改革の更なる推進について（平成27年６月30日法曹養成制度改革推進会議決定）（別紙５参照）					

測定指標	平成28年度目標	達成
１ 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。	達成

施策の進捗状況（実績）

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」（別紙４参照）及びその下に設置された分科会において，「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資

格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い，それを踏まえ，平成27年５月25日，前記有識者懇談会において，「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」（別紙６参照）が取りまとめられ，各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また，「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定，別紙２参照）を踏まえ，政府においては，同年９月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議（内閣官房長官を議長とし，関係６大臣で構成）において，法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い，前記推進会議は，平成27年６月30日，「法曹養成制度改革の更なる推進について」（別紙５参照）を決定した。前記推進会議決定では，前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ，法務省において，そのための環境を整備するとされた。

法務省においては，前記推進会議決定を踏まえ，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（別紙７参照）を開催しているところ，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても，同連絡協議会において，関係省庁や企業等の担当者から報告を受けるとともに，意見交換を行った。また，法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし，民間の法曹有資格者を海外に派遣して一定の活動に従事させることにより，日本企業・在外邦人の活動を支えるために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や，日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行った。そして，それぞれの資料等については法務省ホームページに掲載して，関係省庁，自治体，福祉機関及び日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標	平成28年度目標	達成
２ 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し，法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証，司法試験の在り方の検討，司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に関し，法務省，文部科学省，最高裁判所，日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ，これを踏まえて，文部科学省と連携し，関係機関・団体の協力も得て，前記各取組を進める。	達成

施策の進捗状況（実績）

前記平成27年６月30日法曹養成制度改革推進会議決定（別紙５参照）では，法務省において，法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと，予備試験について，その在り方の検討を行うこと，司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては，前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し，これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため，前記のとおり，文部科学省と連携し，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（別紙７参照）を開催しており，同連絡協議会等を通じ，①法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組，②法曹人口の在り方に関する各種データ，③司法試験及び司法試験予備試験の合格状況等，④司法修習生に対する経済的支援の在り方に関する法曹の経済状況調査の結果，⑤法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し，意見交換をするなど，必要な取組を進めた。

	目標達成度合い	（各行政機関共通区分）　目標達成

評価結果	の測定結果	（判断根拠） 　測定指標1，2は，達成すべき目標に照らし，いずれも主要なものであると考えている。 　測定指標1，2は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標１】

　平成24年８月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は，平成25年６月26日に行った意見の取りまとめの中で，「法曹有資格者の活動領域は，広がりつつあるものの，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして，同年７月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては，前記取りまとめの内容を是認した上で，「法曹有資格者の活動領域については，閣僚会議の下で，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，更なる活動領域の拡大を図る」とされた。

　前記決定を踏まえ，同年９月24日，法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され，前記有識者懇談会の下に，「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」に関して３つの分科会が設置され，それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ，前記有識者懇談会は，それらを踏まえ，今後の具体的な取組の在り方に関する指針が，平成27年５月25日，「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめられ，また，同年６月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても，前記取りまとめを踏まえ，「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところである。

　法務省においては，前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会において，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について，関係省庁や企業等の担当者から報告を受けるとともに，今後の取組に向けた意見交換を行ったほか，その資料等を法務省ホームページに公表するなど，関係省庁，自治体，日本企業等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから，目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標２】

　「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成27年６月30日法曹養成制度改革推進会議決定）では，法曹養成制度改革を速やかに，かつ，着実に推進するため，法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり，法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に，両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに，これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため，法務省は，文部科学省と連携し，連絡協議等の体制を整備した上で，平成27年12月，第１回法曹養成制度改革連絡協議会を開催した。平成28年度においても，引き続き，最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て，同連絡協議会を数次にわたり開催しており，同連絡協議会等を通じ，必要な取組を進めていることから目標を達成することができたと評価できる。

（取組の有効性，効率性等）

【測定指標１及び２関係】

　測定指標１及び２については，「『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち，法務省が担当する事項について，課題の検討を行うとともに，施策を実施する」という目標に対し，法曹有資格者の活動領域，法曹人口，司法試験，司法修習における課題について検討するため，各種会議を実施し，そこでの検討結果を踏まえ，必要な取組を進めるとともに，今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。特に，法曹

人材確保の充実・強化等の推進を図るため，司法修習生に対し修習給付金を支給する制度の創設等を内容とする裁判所法の一部を改正する法律案を第193回国会へ提出した。また，法曹有資格者の海外展開に資する取組として，引き続き法曹有資格者を海外に派遣し，海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており（別紙８参照），そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば，本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう，現在の目標を維持し，引き続き取り組んでいく。

【測定指標１】

法曹有資格者の活動領域の在り方については，平成29年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，日本企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，今後も環境の整備に取り組む。

【測定指標２】

法曹養成制度改革を推進するための取組については，平成29年度も文部科学省と連携し，関係機関・団体の協力も得て，法曹養成制度改革連絡協議会を開催し，必要な連絡協議を行うとともに，法務省が担当する事項について，必要な取組を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○法曹養成制度改革連絡協議会 法務省ホームページ（http://www. moj. go. jp/housei/shihouseido/housei10_00116. html）を参照 ○日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 法務省ホームページ（http://www. moj. go. jp/housei/shihouseido/housei10_00135. html）を参照

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 引き続き，所要の経費の要求を行った。

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成29年８月

法曹養成制度検討会議取りまとめ
（抜粋）

平成２５年６月２６日

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

○　法曹有資格者の活動領域は，広がりつつあるものの，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

　各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

○　企業内の法曹有資格者は，企業にとって，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体が連携して，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知，企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。

○　国家公務員については，これまで法曹有資格者を採用してきたところ，新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており，今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

○　地方分権改革や情報公開制度の浸透，住民の権利意識の変化等に伴い，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等が連携して，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。

○　法テラスの常勤弁護士の活動を通じ，福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。

○　刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

○　日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等の連携の下，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進する。また，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　司法制度改革審議会意見書では，「法の支配」を全国あまねく実現するため，弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに，弁護士が，公的機関，企業，国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

・　これまでの取組を通じ，法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり，各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に，後述の意見交換会等を活用するなどして，分科会を置くべきである。

　各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

・　企業の分野では，企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において，企業法務の役割の重要性の拡大を背景として，法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し，社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも，法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や，企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は，いずれも十分でないことから，今後，前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体が連携しながら，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

・　国家公務員の分野では，これまで，国家公務員採用試験や任期付職員制度等により，法曹有資格者を採用してきた。また，平成２４年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

・　地方自治体の分野では，少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの，まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い，地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや，情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い，自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え，法曹有資格者が自治体内に存在することによって，業務の適正化・迅速化を図ることができることなど，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも，その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず，更なる拡大のためには，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体の連携の下，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか，複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や，自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討，地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど，法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして，弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために，日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して，弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また，例えば，学校教育を支援する部署，児童虐待対応などを行う部署においては，法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

・　福祉分野など法的ニーズがありながら，必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては，法テラスの常勤弁護士を活用することにより，弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また，常勤弁護士は，災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため，常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。

・　「再犯防止に向けた総合対策」（平成２４年７月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように，刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

・　日本経済のグローバル化の進む中，日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう，日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体等の連携の下，上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法，課題等を検討しつつ，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進し，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　法科大学院においては，学生が上記のような分野に関心を持ち，幅広い知識を得ることができるよう，エクスターンシップ等の取組を充実させるほか，第３の５で述べるように，法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど，法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

３　司法試験について

(1)　受験回数制限

○　受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和するべきである。

・　受験回数制限制度は，旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに，プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上，法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について，法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後５年の間に合格しない者が多数いることなどから，受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが，受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく，また，法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに，法曹を目指し，司法試験を受験する者の多くを占める２０歳から３０歳代は，人生で最も様々なものを吸収できる，あるいは吸収すべき世代であり，本人に早期の転進を促し，法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって，受験回数制限を設けること自体は合理的である。

・　受験回数については，現行制度は，３回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ，その上で，受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し，５年間に３回受験できることとされている。

・　もっとも，現在，多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも，受験回数制限制度において制限される回数については，３回とすることが必須であるというものではなく，その制度の趣旨に反しない限度であれば，受験回数制限を緩和することも考えられる。

　この点に関し，これまでの司法試験の結果によれば，法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く，受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ，受験期間を維持するのであれば，この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また，受験期間と受験回数との差がない方が，受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく，全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

　さらに，受験回数制限を緩和し，受験期間内において司法試験を受験できることとすれば，単年合格率が低下し，更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが，受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば，単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし，累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また，今後，制度全体の改善を図ることによって，法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり，むしろ，受験回数制限を緩和し，５回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから，受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和することとするべきである。

なお，この場合，既に３回受験して資格を失った者であっても，法科大学院修了又は予備試験合格後５年を経過していない場合には，受験資格が認められることとなる（既に５年を経過した者については，法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため，新制度開始後に受験資格を認める経過措置はとらない。）。

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目の削減につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において検討し，２年以内に結論を得るべきである。

・ 司法試験の出題内容は，各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方，旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため，科目数等を限定し，負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において，基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第３の２(2)参照）ことから，司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに，現在の司法試験が，旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており，司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し，短答式試験の試験科目（司法試験法第３条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討し，結論を得るべきである。

また，具体的な方式・内容，合格基準・合格者決定の在り方に関しては，司法試験委員会において，現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく，同委員会の下に，検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討して結論を得るべきである。

・　予備試験制度は，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，予備試験は，法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ，その合格者には，司法試験の受験資格が与えられる。

・　予備試験制度について，制限的にすべきとの立場は，予備試験制度が，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは，これまでの２回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成２４年司法試験の結果によれば，既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており，その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや，それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

　一方で，予備試験制度について，積極的に評価すべきとの立場は，予備試験制度が，法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり，法科大学院の時間的・経済的負担を考えると，予備試験制度について，法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても，重要な制度として位置付けるべきであるとする。

・　このように，予備試験制度については，様々な見方があるものの，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また，(2)で述べた司法試験の内容との関係でも，予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで，予備試験の在り方については，法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ，第４で述べる新たな検討体制において２年以内に検討し，結論を得ることとすべきである。

第４　今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

○　今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップしつつ，検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに，学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

・　本検討会議においては，司法制度改革の理念を踏まえ，法曹の養成に関する制度の在り方について，有機的に関連する諸問題を整合的に解決するべく，詳細に検討を行ってきたところであるが，検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方，今後の法曹人口，法科大学院，司法試験及び司法修習の在り方について，今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップするとともに，検討課題については，速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際，法曹の養成に関する制度は，その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから，新たな検討体制は，各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また，第１で述べたとおり，法曹有資格者の活動領域の在り方については，活動領域の拡大に向けて，各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり，これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに，今後の検討課題を検討するに当たっては，学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

法曹養成制度改革の推進について

平成25年７月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第１　今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、２年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第２　法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第３　今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を２年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第４　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

(1)　分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

(2)　集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。

(3)　司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

２　法科大学院について

(1)　法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア　文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、１年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ　閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、１年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ　上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において２年以内に検討し、結論を得る。

(2)　文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を１年以内に検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

(3)　文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、２年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を２年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、５年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を１年以内に検討し、実施準備を行う。

３　司法試験について

(1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の３科目に限定するために、所要の法案を１年以内に提出する。

(2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、２年以内に結論を得る。

(3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、２年以内に結論を得る。

(4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

４　司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、２年以内に結論を得る。

法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年９月17日
閣　議　決　定）

１　「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

２　推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議　長　　内閣官房長官
副議長　　法務大臣及び文部科学大臣
議　員　　総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

３　法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

４　推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

５　この閣議決定は、平成27年７月15日限り、その効力を失う。

６　前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について

（平成 25 年 9 月 24 日
法 務 大 臣 決 定）

「法曹養成制度改革の推進について」（平成２５年７月１６日法曹養成制度関係閣僚会議決定）第２を踏まえ，法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討するため，法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設け，その運営に関して以下のように定める。

１　有識者懇談会の構成員は，別紙のとおりとする。

２　有識者懇談会は，法曹養成制度検討会議取りまとめ第１の内容を踏まえつつ検討を行う。

３　有識者懇談会は，必要に応じて，内閣官房法曹養成制度改革推進室に対し，法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組状況等について報告する。

４　有識者懇談会の設置期間は，平成２７年７月１５日までとする。

５　有識者懇談会の庶務は，内閣官房及び日本弁護士連合会との緊密な連携の下で法務省が処理する。

以　上

別　紙

座長

大　島　正太郎	元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長， 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員

泉　　房　穂	全国市長会評議員，明石市長
岡　野　貞　彦	公益社団法人経済同友会常務理事
田　島　良　昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長

別紙5

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年６月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

１　法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

２　具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第２　今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第３　法科大学院

１　法科大学院改革に関する基本的な考え方

○　平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※　地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね７割以上。

○　法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

２　具体的方策

⑴　法科大学院の組織見直し

○　平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

○　文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50％未満）、定員充足率（目安として50％未満）、入試競争倍率（目安として２倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年３月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

○　文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。

○　前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

⑵　教育の質の向上

○　平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。

・　法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。

・　法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。

・　その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

○　文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○　文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

⑶　経済的・時間的負担の軽減

○　文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年１月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

○　文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で３年間在学した後に法科大学院の２年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

○　文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するＩＣＴ（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

３　法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記２記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第４　司法試験

１　予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約８割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

２　司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

３　司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第５　司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第６　今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

別紙5

法曹養成制度改革の更なる推進について

平成27年６月30日
法曹養成制度改革推進会議決定

司法制度改革において、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設されたが、約10年が経過した今、法科大学院全体としての司法試験合格率や、弁護士を含む法曹有資格者の活動の場の拡がりなどが、制度創設当初に期待されていた状況と異なるものとなり、法曹志望者の減少を招来する事態に陥っている。本推進会議は、こうした事態を真摯に受け止め、法曹志望者数を回復させ、新たな時代に対応した質の高い法曹を多数輩出していくため、国民の理解を得ながら、以下の各施策を進めることとし、関係者に対しても、現状認識を共有して必要な協力を行うことを期待する。

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

１　法曹有資格者の活動領域の拡大に関する基本的な考え方

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法務省に設置した「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の各分野に関する分科会において、法曹有資格者の活動領域の更なる拡大を図る方策等を検討するとともに試行的な取組を行ってきた。その結果、これまで、各分野において法曹有資格者の専門性を活用する機会は増加してきたところであるが、このような流れを加速させるためには、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である。

２　具体的方策

法務省は、法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、前記各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、そのための環境を整備する。

日本弁護士連合会及び各地の弁護士会においては、こうした取組と併せて、前記各分野における法曹有資格者の専門性を活用することの有用性や具体的な実績等を自治体、福祉機関、企業等との間で共有すること並びに関係機関と連携して、前記各分野において活動する弁護士を始めとする法曹有資格者の養成及び確保に向けた取組を推進することが期待される。

最高裁判所においては、司法修習生が前記各分野を法曹有資格者の活躍の場として認識する機会を得ることにも資するという観点から、実務修習（選択型実務修習）の内容の充実を図ることが期待される。

第２　今後の法曹人口の在り方

新たに養成し、輩出される法曹の規模は、司法試験合格者数でいえば、質・量ともに豊かな法曹を養成するために導入された現行の法曹養成制度の下でこれまで直近でも1,800人程度の有為な人材が輩出されてきた現状を踏まえ、当面、これより規模が縮小するとしても、1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め、更にはこれにとどまることなく、関係者各々が最善を尽くし、社会の法的需要に応えるために、今後もより多くの質の高い法曹が輩出され、活躍する状況になることを目指すべきである。すなわち、引き続き法科大学院を中核とする法曹養成制度の改革を推進するとともに、法曹ないし法曹有資格者の活動領域の拡大や司法アクセスの容易化等に必要な取組を進め、より多くの有為な人材が法曹を志望し、多くの質の高い法曹が、前記司法制度改革の理念に沿って社会の様々な分野で活躍する状況になることを目指すべきである。

なお、新たに養成し、輩出される法曹の規模に関するこの指針は、法曹養成制度が法曹の質を確保しつつ多くの法曹を養成することを目的としていることに鑑み、輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある。

法務省は、文部科学省等関係機関・団体の協力を得ながら、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積を継続して行い、高い質を有し、かつ、国民の法的需要に十分応えることのできる法曹の輩出規模について、引き続き検証を行うこととする。

第３　法科大学院

１　法科大学院改革に関する基本的な考え方

○　平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ることにより、各法科大学院において修了者のうち相当程度（※）が司法試験に合格できるよう充実した教育が行われることを目指す。

※　地域配置や夜間開講による教育実績等に留意しつつ、各年度の修了者に係る司法試験の累積合格率が概ね７割以上。

○　法科大学院生に対する経済的支援の更なる充実や優秀な学生を対象とした在学期間の短縮により、法科大学院課程修了までに要する経済的・時間的負担の縮減を図る。

２　具体的方策

⑴　法科大学院の組織見直し

○　平成27年度から、文部科学省及び法務省が実施している公的支援の見直し強化策及び教員派遣見直し方策は、法科大学院の組織見直しの進捗状況を踏まえつつ、平成28年度以降においても継続的に実施する。また、最高裁判所においても教員派遣見直し方策の実施が継続されることが期待される。

○　文部科学省は、司法試験合格率（目安として平均の50％未満）、定員充足率（目安として50％未満）、入試競争倍率（目安として２倍未満）などの客観的指標を活用して認証評価の厳格化等を図るべく、平成27年３月31日改正に係る「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」に基づき、認証評価機関における平成27年度中の評価基準改正及び平成28年度からの認証評価における積極的な運用を促進する。

文部科学省は、認証評価結果又はその他の事情から客観的指標に照らして課題があるものと認められる法科大学院に対し、教育の実施状況等を速やかに調査することとし、その結果、法令違反に該当する状況が認められる場合は、直ちに是正を求め、それでもなお改善が図られないときは、学校教育法第15条に基づき、当該法科大学院に対し、改善勧告、変更命令、組織閉鎖命令の各措置を段階的に実施するものとする。また、文部科学省は、前記調査の実効性を確保するため、客観的指標の水準を下回る法科大学院に対して教育状況の報告又は資料の提出を適時に求めることができる体制及び手続を平成27年度中に検討し、速やかに整備する。

○　文部科学省は、前記取組の状況を適時精査・検討し、その結果、司法試験の合格状況の低迷が著しいなど課題が深刻な状況について何ら改善が見られないにもかかわらず、しかるべき措置が講じられないなど、前記取組の十分な効果を認めることができない場合には、例えば、課題が深刻な法科大学院について客観的指標も活用しつつ適切な措置が講じられるよう、司法試験の合格状況などの教育活動の成果と関連性の高い基準について、専門職大学院設置基準の見直しないし解釈の明確化を平成30年度までの間に検討し、速やかに措置を講じる。

○　前記の各措置の実施に当たっては、法曹を志す者の誰もが法科大学院で学ぶことができるよう、法科大学院の所在する地域の状況や夜間開講状況、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した授業の実施状況などの事情を適切に考慮するものとする。

⑵　教育の質の向上

○　平成27年度以降、文部科学省は、以下の取組を加速する。

・　法科大学院を修了した実務家教員等を積極的に活用した指導の充実を促進する。

・　法学未修者に対する法律基本科目の単位数増加など教育課程の抜本的見直し及び学習支援などを促進する。

・　その他、我が国におけるあるべき法曹像を踏まえ、海外展開や国、地方自治体、企業などの組織内法務、福祉分野等への対応をはじめ、社会のニーズに応えて様々な分野で活躍できる法曹の養成に有意義と認められる先導的な取組を支援する。

○　文部科学省は、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定等を行う仕組である共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）について、平成

30年度を目途に本格実施に移すべく、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら、試行を毎年度行い、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図るとともに、その試行対象者を法学未修者から法学既修者に順次拡大することとする。

また、文部科学省は、将来的に確認試験の結果に応じて司法試験短答式試験を免除することを想定し、前記試行と並行して、法務省の協力も得ながら確認試験の試行データと受験者の司法試験短答式試験合格状況との相関関係を検証・分析し、その結果を踏まえ、出題内容や難易度等の改善をその都度図ることとする。

その状況に応じて、文部科学省及び法務省は、確認試験実施の安定性及び確認試験結果の客観的・社会的信頼性等を踏まえ、確認試験がその結果を国家試験たる司法試験短答式試験の免除と関連させるに足りる実態を有すると認められることを前提に、確認試験の目的、司法試験短答式試験免除に必要とされる合格水準、確認試験の実施主体、実施体制等、必要な制度設計を具体的に検討する。

○　文部科学省は、確認試験の定着状況に応じて、当該確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の在り方について検討する。

⑶　経済的・時間的負担の軽減

○　文部科学省は、経済的負担の軽減に向けて、意欲と能力のある学生が経済状況にかかわらず進学等の機会を得られるよう、平成28年１月からの社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入を前提に、平成29年度以降の大学等進学者を対象に、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた対応を加速するとともに、総務省と連携して地方公共団体と地元産業界が協力して地元に就職する学生の奨学金返還支援のための基金の造成に対する支援及び優先枠（地方創生枠）を設けて無利子奨学金の貸与を行うなど奨学金制度や、授業料減免制度など、給付型支援を含めた経済的支援の充実を推進する。

○　文部科学省は、質の確保を前提として、学校教育法上定められた大学院への早期卒業・飛び入学制度を活用して優秀な学生が学部段階で３年間在学した後に法科大学院の２年の既修者コースに進学できる仕組みの確立及び充実を推進する。

○　文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するＩＣＴ（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

３　法科大学院集中改革期間の成果の検証等

文部科学省は、前記２記載の平成30年度までの法科大学院集中改革期間の成果については、その期間経過後速やかに法科大学院生の司法試験の累積合格率その他教育活動の成果に関する客観的状況を踏まえて分析・検討し、必要な改革を進める。

第４　司法試験

１　予備試験

予備試験は、経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための途を確保するためのものであるところ、出願時の申告によれば、毎年の予備試験の受験者の過半数を占める無職、会社員、公務員等といった者については、法科大学院に進学できない者あるいは法科大学院を経由しない者である可能性が認められ、予備試験が、これらの者に法曹資格取得のための途を確保するという本来の制度趣旨に沿った機能を果たしていると考えられる。他方で、予備試験受験者の半数近くを法科大学院生や大学生が占める上、予備試験合格者の多くが法科大学院在学中の者や大学在学中の者であり、しかも、その人数が予備試験合格者の約８割を占めるまでに年々増加し、法科大学院教育に重大な影響を及ぼしていることが指摘されている。このことから、予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況がかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずるべきとの指摘がされている。

これらを踏まえ、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を堅持する観点から、法科大学院が期待されている当初の役割を果たせるようにするため、前記のとおり、平成30年度までに、文部科学省において、法科大学院の改革を集中的に進めるものとする。他方、法務省において、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者について、試験科目の枠にとらわれない多様な学修を実施する法科大学院教育を経ていないことによる弊害が生じるおそれがあることに鑑み、予備試験の結果の推移等や法科大学院修了との同等性等を引き続き検証するとともに、その結果も踏まえつつ予備試験の試験科目の見直しや運用面の改善なども含め必要な方策を検討し、法科大学院を経由することなく予備試験合格の資格で司法試験に合格した者の法曹としての質の維持に努めるものとする。また、司法試験委員会に対しては、予備試験の実態を踏まえ、予備試験の合格判定に当たり、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を損ねることがないよう配慮することを期待する。さらに、平成30年度までに行われる法科大学院の集中的改革の進捗状況に合わせて、法務省において、予備試験の本来の趣旨に沿った者の受験を制約することなく、かつ、予備試験が法曹養成制度の理念を阻害することがないよう、必要な制度的措置を講ずることを検討する。

２　司法試験選択科目の廃止

司法試験論文式試験の選択科目の廃止については、司法試験受験者の負担軽減に資するとともに、司法試験においては法律基本科目の基礎的理解力を重視すべきであるという観点から、これを積極的に評価する見解がある一方で、選択科目の廃止は、法律科目に限らない幅広い知識、教養をもつ多様な人材の育成という法曹養成の理念に沿わないといった指摘や法科大学院生の学修意欲を低下させることにつながるという

懸念もあることから、法務省において、文部科学省と連携しながら、引き続き、法科大学院での履修状況等を見つつ、選択科目の廃止の是非を検討することとする。

３　司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方

司法試験の具体的方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験法の改正等を踏まえ、試験時間等に一定の変更が加えられたものであるが、今後においても、司法試験委員会において、継続的な検証を可能とする体制を整備することとしたことから、検証を通じ、より一層適切な運用がなされることを期待する。

第５　司法修習

最高裁判所において、第68期司法修習生（平成26年11月修習開始）から導入修習が実施されたのに加え、分野別実務修習のガイドラインの策定・周知及び選択型実務修習における修習プログラムの拡充のための検討がそれぞれ行われたところ、法曹として活動を開始するに当たって必要な能力等を修得させるという司法修習の役割が果たされるよう、こうした施策を着実に実施し、今後も司法修習内容の更なる充実に努めることが期待される。また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。

第６　今後の検討について

法務省及び文部科学省は、連絡協議等の環境を整備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、先に掲げた両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握しつつ、これを踏まえて、両省が連携し、関係機関・団体の必要な協力も得て、両省における前記各取組を進める。

さらに、グローバル化の進展、超高齢社会、個人や企業の社会経済活動の多様化・複雑化等の社会的状況等を踏まえ、新たな課題に対応し、有為な人材が法曹を志望し、質・量ともに豊かな法曹が輩出されるよう、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図る抜本的な方策を検討し、必要な措置を講じる。

法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会
取りまとめ

平成２７年５月２５日
法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会

前文

国民の権利意識が高まり，また，社会情勢が複雑化している現代社会において，「法の支配」を広く社会に及ぼすためには，法曹有資格者が，公的機関，企業，国際的な分野等において，その専門性を生かして多様な役割を果たすことが重要である。平成 24 年８月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は，平成 25 年６月 26 日に行った意見の取りまとめの中で，法曹有資格者の活動領域は広がりつつあり，法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められつつある，とする一方，未だその広がりが限定的といわざるを得ない状況にあるとしている。そして，同年７月 16 日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては，前記取りまとめの内容を是認した上で，「法曹有資格者の活動領域については，閣僚会議の下で，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，更なる活動領域の拡大を図る。」とされたところである。

当有識者懇談会は，同決定を踏まえ，法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として平成 25 年９月に設置され，当有識者懇談会の下に設置された「国・地方自治体・福祉等」，「企業」及び「海外展開」の３つの分科会においてこれまで実践されてきた試行的な取組等の状況を踏まえた検討を進めてきた。

本報告は，このような，当有識者懇談会及び各分科会における取組とその成果，それらに基づく検証・検討状況及びこの間の法曹有資格者の活動領域の拡大の状況を踏まえ，引き続き法曹有資格者の活動領域を拡大していくための今後の具体的な取組の在り方に関する指針をまとめたものである。

国・自治体・福祉等の分野

1　これまでの取組及び成果について

(1)　国・自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア　日本弁護士連合会は，地方行政分野における弁護士を始めとする法曹有資格者の専門性に対するニーズを把握するために，全国の自治体を対象に調査を実施した。その結果，多くの自治体が弁護士会からの支援を受けることに関心を示していること，また，弁護士を始めとする法曹有資格者を職員として任用し，訴訟対応や法律相談だけでなく，条例等の制定に関与する例規業務などの政策法務，債権回収等の分野で活用することに関心を示している自治体があることが明らかとなった。

　このような実態把握の取組と並行して，日本弁護士連合会においては，各地の弁護士会に働きかけて自治体との連携構築を進めてきた。これまでに10の弁護士会が，自治体行政の支援のために弁護士が提供可能なサービスをリスト化した行政連携メニューを作成し，自治体に提供している。このような取組の結果，弁護士会が，自治体からの依頼で専門分野に応じた弁護士を相談員として紹介したという具体的な実績も挙がっている。

イ　福祉分野に関する取組の例としては，大阪で，弁護士会の負担により大阪府内の自治体にある地域包括支援センター等に弁護士を派遣し，その職員から法的問題に関する相談を受ける取組を実施し，400件を超える相談実績を挙げた。また，各地の弁護士会においても，ひまわりあんしん事業による電話相談・出張相談等を行い，弁護士会によっては，数千件の活用実績を挙げた例もある。

　また，法務省は，認知機能等が十分でない高齢者・障がい者への法テラスによる法的支援の拡充などを内容とする，総合法律支援法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

ウ　法務省においては，法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から，国・自治体・福祉の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から，最高裁判所とも連携し，国の機関，自治体及び福祉機関を対象として，司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行ってきた。その結果，これまでに複数の国の機関，自治体及び福祉機関が司法修習生の受入れに前向きな姿勢を示している。また，日本弁護士連合会は，各地の弁護士会や関係機関と協力して，今後弁護士の専門性の活用が期待される分野に関する研修会や，弁護士の公務員任用等に関する各種の研修やセミナー等を開催した。

　さらに，一部の法科大学院では，自治体における法曹有資格者へのニーズに対応し得る能力を身に付けた人材を養成するための講座の開設等の取組を進めている。

(2)　以上のような取組の成果もあり，この分野における法曹有資格者の活動領域は拡大傾向にある。例えば，地方自治体で常勤職員として勤務する，

弁護士を始めとする法曹有資格者は，平成 25 年 10 月時点で 48 自治体において 62 名であったものが，平成 27 年３月現在では，64 自治体において合計 87 名に増加している。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ，今後この分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1)　自治体の分野では，従来から多くの自治体が顧問弁護士への委嘱を行っているほか，前記のような各地の弁護士会と自治体との連携構築も進んでおり，法曹有資格者の専門性の活用は一定程度広がっているといえる。他方，法曹有資格者を職員として活用することについては，多くの自治体が関心を有しているが，任用に向けた具体的な検討にまでは至っていない。

この原因としては，まず，多くの自治体においては，法曹有資格者の活用を想定している局面としては法律相談や訴訟対応など，従来から外部の弁護士が担っていた業務が中心となっているため，外部の弁護士の活用とは別に法曹有資格者を職員として任用する必要性が薄いと考えていることが挙げられる。また，政策法務等の新たな分野での法曹有資格者の活用が始まってから間もないため，法曹有資格者が自治体の職員として果たし得る役割，法曹有資格者の活用による行政サービスの向上などの効果及び外部の弁護士との役割の違いなどを具体的に示す実例が限られており，法曹有資格者を任用することについて市民の理解を得るに際しての根拠となり得る情報を，任用に関心を有する自治体が十分に蓄積できていないことも挙げられる。

他方，法曹有資格者の側においても，自己の活躍の場としての認識が薄いことに加え，自治体で求められる能力を涵養する機会も十分でないといった問題がある。

(2)　福祉の分野では，前記のような弁護士会の取組が，自治体や福祉機関から一定の評価を得ている。しかし，この分野に関するこれまでの取組は，弁護士会や有志の弁護士による自発的な取組にとどまっているものが多く，自治体や福祉機関から，継続的な施策又は事業として行われるべきものと認識されるには至っていない。福祉の分野において法曹有資格者の活用が進むためには，法曹有資格者の専門性が施策又は事業の中で活用される取組が積み重なることにより，福祉の分野における法曹有資格者の果たすべき役割が拡大していくものと考えられる。

(3)　国の機関においては，特定任期付公務員などの形での法曹有資格者の任用は自治体と比べて一定程度進んでいるが，今後，法曹有資格者の活用が更に進むためには，それが法の支配の実効化のために有用であるという認識をより広く共有することや，国の機関で行政等の業務に従事できる専門性を身に付けた適切な人材の養成・確保が重要となる。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると，これらの分野で法曹有資格者の活用を一層拡大するためには，以下のような取組を更に進めることが有用である。

○　日本弁護士連合会は，関係機関や自治体等の協力を得て，前記１の取組から明らかとなった，自治体や福祉の分野において弁護士の専門性を活用することの有用性や具体的な活用実績等を，セミナーやシンポジウム等を通じるなどして，実際に弁護士の活用を検討する自治体等との間で共有する取組を実施する。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めるとともに，各自治体や福祉機関等に対し，弁護士の活用に向けて個別的に働きかけることが期待される。

これに併せて，各地の弁護士や弁護士会が，各分野で生じる問題を解決する実績の積み重ねに基づき，自治体や福祉機関の側においても，実際に法曹有資格者を複数活用することで行政サービスの向上等を実現している自治体の例などを参考に，それぞれの規模に応じ，政策の推進や業務の遂行のために法曹有資格者を活用する方策を検討・実施することが期待される。

○　日本弁護士連合会は，関係機関の協力を得つつ，自治体における政策法務や福祉の分野について，弁護士がこれらの分野で活動するに当たり必要とされる能力を涵養し，あるいは経験を共有するための研修等の取組を実施する。各地の弁護士会においても同様の取組を実施することが期待される。

○　最高裁判所においては，法務省の協力を得て，国の機関，自治体及び福祉機関における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて必要な取組を継続することが期待される。また，これと併せて，法科大学院においても，自治体法務に関するプログラムの設置，自治体におけるエクスターンシップ，修了生の就職に関する自治体との連携などに取り組むことが期待される。

○　法務省は，これまでの実績や以上のような取組を通じて得られた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体や福祉機関等の間で共有され，もって法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，日本弁護士連合会，関係省庁，自治体等の協力を得て，必要な連絡協議等の環境を整備する。

企業の分野

1　これまでの取組及び成果について

(1) 企業の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する主な取組及びその成果は以下のとおりである。

ア　日本弁護士連合会においては，弁護士の求人・求職情報を掲載する「ひまわり求人求職ナビ」の利用企業に対するアンケート等を行い，企業による弁護士の求人・採用の実態を調査した。その結果，企業に採用された弁護士の所属部門は依然として法務部門が多くを占めているが，企業戦略の構築に携わる部門に所属する例も認められた。

　また，「ひまわり求人求職ナビ」についてシステムの運用改善のための措置が講じられた結果，月ごとの平均申請件数が増加した。

イ　日本弁護士連合会においては，各経済団体等の協力を得るなどして，弁護士の採用に関する企業向け情報提供会・情報交換会を開催したほか，司法修習予定者等を対象とした企業への就職活動ガイダンスを実施し，さらには，東京三弁護士会による司法試験合格者を対象とした就職合同説明会を実施し，いずれも相当数の参加者・参加企業を得た。

　これらの取組を通じ，企業による法曹有資格者の具体的な活用に結びついた例も分科会で紹介された。

ウ　法曹有資格者の能力の涵養については，一部の法科大学院において企業法務等に関する科目の開設や継続教育の取組が実施されている。また，日本弁護士連合会においても弁護士を対象とする研修・セミナーなどを開催した。

　法務省においては，法曹有資格者がそのキャリアの早い段階から，企業の分野を活躍の場として認識する機会を得ることが重要であるとの観点から，最高裁判所とも連携の上，各経済団体の協力も得て，企業を対象として，司法修習（選択型実務修習）の受入先の拡大に向けた取組を行い，これまでに複数の企業が司法修習生の受入れを表明したところである。

(2) 以上のような取組の成果等もあり，企業内弁護士の数は増加傾向にあり，日本組織内弁護士協会の統計によると，平成 26 年 6 月には 619 社において 1179 名となっており，平成 25 年の同時期と比較して 200 名以上増加している。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

　このような取組の現状や成果を踏まえ，企業の分野における法曹有資格者の活動領域を一層拡大させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1) 前記のような企業や法曹有資格者への情報提供の取組の効果などもあって，企業内弁護士の数は増加を続けており，弁護士を始めとする法曹有資格者を活用することの利点は，企業にも相当程度共有されているといえる。もっとも，実際に企業内弁護士を採用する企業は，大都市圏の大企業が中心と

なっているのが現状であり，企業規模的にも地域的にも，更なる採用の広がりの余地が残っている。

(2) 企業内で勤務する法曹有資格者が担当する業務は，法務に関連するものが中心となっているのが現状である。しかし，法曹有資格者が，企業において求められる素養や能力を養成段階や継続教育等で身に付け，企業内において更に経験を積み重ねることなどを通じ，その法的な専門性を生かして経営戦略の構築などに関与することができるようになれば，企業における法曹有資格者の活躍の場面は，更に広がることが期待できる。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及びその成果並びに課題を踏まえると，企業の分野で法曹有資格者の活用を更に拡大するためには，以下のような取組を更に進めることが求められる。

○　日本弁護士連合会は，経済団体等と協力し，企業内弁護士を活用することの有用性や具体的な実績等について，前記１のような形での企業への情報提供並びに企業間及び企業・弁護士間の情報共有の取組を全国各地に広げていく。また，各地の弁護士会においても同様の取組を進めることが期待される。

○　日本弁護士連合会は，企業内弁護士の実情に配慮した会内の環境整備について，引き続き検討を進める。これに併せて，各地の弁護士会においても同様の取組が進むことが期待される。

○　日本弁護士連合会は，日本組織内弁護士協会や経済団体と協力して，その採用の形態を含めた企業における弁護士等の活用の実態や，キャリアパスに関する情報を調査した上，各種の媒体を通じて，法科大学院を始めとする法曹養成を担う機関及び法曹有資格者との間で共有を図る。

○　日本弁護士連合会は，企業のニーズに応じた実践的な研修の強化を図る。また，法科大学院において，企業法務に関する科目の設置，企業におけるエクスターンシップ，法曹有資格者の就職に関する企業との連携などに取り組むことが期待される。

○　最高裁判所においては，法務省の協力を得て，企業における司法修習（選択型実務修習）の充実に向けて，必要な取組を継続することが期待される。

○　法務省は，日本弁護士連合会，経済団体等の協力を得て，これまでの実績や前記のような取組を通じて明らかとなった，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が企業等の間で共有され，この分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，必要な連絡協議等の環境を整備する。

海外展開の分野

1　これまでの取組及び成果について

海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関しては，これまで，以下のような取組が進められてきた。

(1)　法務省では，平成 26 年度から，日本企業の進出が期待される東南アジアの国々において，現地の法執行の状況や，現地に進出した日本企業等や海外在留邦人が直面する法的ニーズにつき，弁護士に委託して調査を実施してきた。

(2)　日本弁護士連合会は，日本貿易振興機構（ジェトロ）等の関係機関との連携の下，各地の弁護士会の協力を得て，海外展開に取り組む中小企業に対し，渉外法律業務に通じた日本の弁護士による法的支援を提供する取組（日弁連中小企業海外展開支援弁護士紹介制度）を行ってきたところ，これまでに 100 件を超える支援の申込みがあり，海外展開する中小企業に法的支援のニーズが一定程度あることが明らかとなった。

日本弁護士連合会では，このほかにも，関係省庁等と連携した中小企業等支援の取組や，渉外対応力のある弁護士の育成支援等の取組を進めてきた。

(3)　外務省は，日本企業の活動を法的側面から支援する体制を強化するための方策を検討し，現地の法令，法制度等についての調査・情報提供や法的問題に関する日本企業へのアドバイス等の業務を日本の弁護士に委託する取組を平成 27 年度から実施することとした。

(4)　一部の法科大学院等においては，学生のみならず弁護士をも対象とした，法律英語や国際紛争解決手続等に関するカリキュラムの策定・開講が進められている。

2　法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に当たっての課題

このような取組の現状や成果を踏まえ，今後，法曹有資格者の海外展開を一層進展させるために，以下の課題について検討・対応が必要である。

(1)　新興国市場への進出は，政府における「成長戦略」の一環と位置付けられており，中小企業がこれらの国に海外展開する機会も増加しているものの，多くの中小企業は，海外展開に関する経験が必ずしも豊富ではなく，また，海外展開に当たって直面する法的リスクに関する情報に接する機会も多くない。したがって，多くの中小企業では，海外展開の際に日本の法曹有資格者を活用する利点や，国際的な分野に明るい法曹有資格者へのアクセスの方法に関する知見が乏しい。

(2)　海外に在留する邦人を法的に保護するという観点からは，現地で邦人保護を担う領事機関との連携，現地の弁護士・関係機関との関係構築等が必要であるが，これらの取組は緒に就いたばかりである。

(3)　法曹有資格者が国際的な分野の職務に従事するためには，語学，交渉能力，外国の法制度やその運用等に関する知識などを身に付ける機会が必要であるが，そのような機会の確保を更に進める必要がある。

3　今後取り組むべき施策等

前記のようなこれまでの取組及び成果並びに課題を踏まえると，海外展開の分野で弁護士を始めとする法曹有資格者の活用を一層拡大するためには，既存の取組を引き続き継続することに加えて，以下のような取組を更に進めることが有用である。

○　日本弁護士連合会と関係機関等が相互に協力し，特に中小企業等の海外展開の際に直面することが想定されるリスクやこれに対する日本の弁護士の具体的な貢献の在り方といった有益な情報について，具体的事例を集積し整理した上で，そこから得られる知見や典型例を共有し，海外展開を予定する企業等に情報提供していく。

○　日本弁護士連合会は，関係機関と協力して，日本の企業等の海外展開支援を始めとする，国際的な法律業務に通じた弁護士へのアクセス改善のために，身近にいる弁護士や関係機関を窓口として，様々な国際的な法務の分野に対応能力のある弁護士に容易にアクセスできる仕組みを構築することを検討する。

○　法科大学院においては，法律英語に関する講座や，国際的なビジネス法務に関する講座等，国際的な能力を涵養するためのプログラムの提供に取り組むことが期待される。

○　法務省は，内閣官房に設置され，法務省も構成員となっている「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」の下で，日本の弁護士と領事機関及び現地の弁護士との連携構築並びに日本の弁護士への海外からのアクセス改善等，日本企業や在留邦人が海外において直面する法的側面を含む各種問題への対応支援に向けた関係機関の取組に必要な協力を行う。

構成員等及び開催経過

第１　有識者懇談会について

１　構成員

座　長　大　島　正太郎　元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

構成員　泉　　房　穂　明石市長

岡　野　貞　彦　公益社団法人経済同友会常務理事

田　島　良　昭　社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事

２　開催経過

第１回（平成２５年１０月１１日）

委員の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の紹介

法曹有資格者の活動領域の拡大について意見交換

第２回（平成２５年１１月８日）

各分科会からの結果報告

新たな活動領域で業務を遂行する上での課題に関する意見交換

第３回（平成２６年３月２５日）

各分科会における取組の現状及び課題

これまでの取組で明らかとなった課題等に関する意見交換

第４回（平成２６年１０月２４日）

各分科会からの報告及び意見交換

第５回（平成２７年２月９日）

各分科会からの取りまとめ骨子（案）の報告及び意見交換

第６回（平成２７年５月１８日）

各分科会の取りまとめに関する報告

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ（案）」に関する意見交換

第２　各分科会について

１　国・地方自治体・福祉等の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	田　島　良　昭　社会福祉法人南高愛隣会顧問・理事
構成員	泉　　房　穂　明石市長
	北　川　正　恭　早稲田大学政治経済学術院教授
	大　貫　裕　之　中央大学大学院法務研究科教授
	内閣官房
	法務省
	日本司法支援センター
	日本弁護士連合会
オブザーバー	人事院
	総務省
	文部科学省
	厚生労働省
	公益社団法人日本社会福祉士会

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月３０日）

構成員等の紹介

国・地方自治体・福祉等の分野における活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年２月６日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年５月２２日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年９月１７日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第６回（平成２６年１１月２１日）

試行方策の進捗状況等に関する報告及び意見交換

第７回（平成２７年１月２６日）

試行方策の進捗状況等に関する報告

内閣官房法曹養成制度改革推進室による調査報告

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第８回（平成２７年４月１０日）

取りまとめ案に関する意見交換

２　企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	岡　野　貞　彦	公益社団法人経済同友会常務理事
構成員	井　上　由　理	昭和シェル石油株式会社常務執行役員 経営法友会幹事
	片　山　直　也	慶應義塾大学大学院法務研究科委員長・教授
	内閣官房	
	法務省	
	一般社団法人日本経済団体連合会	
	日本組織内弁護士協会	
	日本弁護士連合会	
オブザーバー	文部科学省	
	経済産業省	

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月２９日）

構成員等の紹介

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年１月２７日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年３月５日）

企業における法曹有資格者の活動領域の拡大の観点から見た法曹養成制度の在り方について意見交換

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年６月１９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第６回（平成２６年９月９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第７回（平成２６年１２月３日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第８回（平成２７年２月５日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第９回（平成２７年４月２２日）

取りまとめ案に関する意見交換

3　法曹有資格者の海外展開に関する分科会

⑴ 構成員等

座　長	大　島　正太郎　元ＷＴＯ上級委員会委員，株式会社国際経済研究所理事長，東京大学大学院法学政治学研究科客員教授
構成員	道垣内　正　人　早稲田大学大学院法務研究科教授
	内閣官房
	法務省
	外務省
	海外業務研究会
	日本商工会議所
	日本弁護士連合会
オブザーバー	文部科学省
	経済産業省・中小企業庁
	独立行政法人日本貿易振興機構

⑵ 開催経過一覧

第１回（平成２５年１０月１５日）

構成員等の紹介

法曹有資格者の海外展開に向けた試行方策の報告及び意見交換

第２回（平成２５年１１月２７日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第３回（平成２６年１月３０日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第４回（平成２６年５月２８日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

第５回（平成２６年９月１１日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

日本の弁護士の海外での活動についての報告及び意見交換

第６回（平成２６年１２月１９日）

試行方策の進捗状況に関する報告及び意見交換

国の機関における国際交渉等における法曹有資格者の活用の例につき，米谷三以氏からヒアリング

第７回（平成２７年１月２７日）

取りまとめ骨子案に関する意見交換

第８回（平成２７年４月２４日）

取りまとめ案に関する意見交換

法曹養成制度改革のための連絡協議体制について

法務省・文部科学省

１　目的

法務省及び文部科学省は，「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成２７年６月３０日法曹養成制度改革推進会議決定）の「第６　今後の検討について」を踏まえ，法曹養成制度改革を速やかに，かつ，着実に推進し，法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の充実を図るため，両省が行うべき取組並びに関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに，これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うための体制を下記のとおり定める。

２　連携体制

法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局は，両部局からなる法曹養成制度改革連携チーム（以下「連携チーム」という。）を構成し，前記推進会議決定における両省が行うべき取組を進めるため，政府内における必要な連携を図ることとする。

３　法曹養成制度改革連絡協議会の開催

法務省及び文部科学省は，前記の目的を達成するため，最高裁判所及び日本弁護士連合会の参集を得て，法曹養成制度改革連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

協議会は，議事に応じて必要がある場合は，関係府省庁その他の関係機関・団体に出席を求めることができる。

４　協議会の庶務

協議会の庶務は，連携チームにおいて処理する。

５　その他

前各項に定めるもののほか，連携チーム及び協議会の運営に関する事項その他必要な事項は，法務省大臣官房司法法制部及び文部科学省高等教育局が協議の上定める。

日本の法曹有資格者による日本企業（特に中小企業）の支援の方策等を検討するための調査研究

平成29年度予算計上額
16，827千円

問題点・現状

○日本企業の海外展開はグローバル化に伴い増加傾向
　→　特にアジア新興国を中心に法制度や運用の不備がビジネスリスクに。

「経済財政運営と改革の基本方針2016」においても海外市場をめぐる法や運用等の調査・研究を活用した企業活動の支援を含むビジネス環境整備を行うとされている。

日本企業が直面する法的リスクの実情等を把握する必要

調査委託の方法等

○法曹有資格者を，日本企業が多く進出し，または今後の進出が見込まれるアジア新興国に派遣
平成28年度は3か国（フィリピン，ミャンマー，インド）において調査を実施。（フィリピンは平成28年度まで）
→平成29年度は，ミャンマー，インドにおける調査を継続するとともに，既に調査が終了している3か国（シンガポール，タイ，インドネシア）の調査結果をアップデートするための調査を実施するために予算計上。

○現地における調査方法
- 現地法令等の文献調査，現地当局からのヒアリング
- JETRO等の現地関係機関からのヒアリング，現地日本企業へのヒアリング・アンケート・セミナー等の実施

調査結果を公開し，日本企業と情報共有を進める

効果

日本企業（特に中小企業）

○直面しやすい法的問題の実態
○法的問題に対する対応の在り方
○現地関係機関との連携
等の情報を共有。事業展開の足がかりに。

現地での活躍を目指す法曹有資格者

○現地法制度やその運用上の留意点
○現地における日本の法曹有資格者の活動規制
○日本企業による法的支援のニーズの実情
等の情報を共有。海外展開のきっかけに。

別紙８

調査委託事業のイメージ

関係機関と連携して調査結果を**日本企業（特に中小企業）**の海外展開に最大限活用

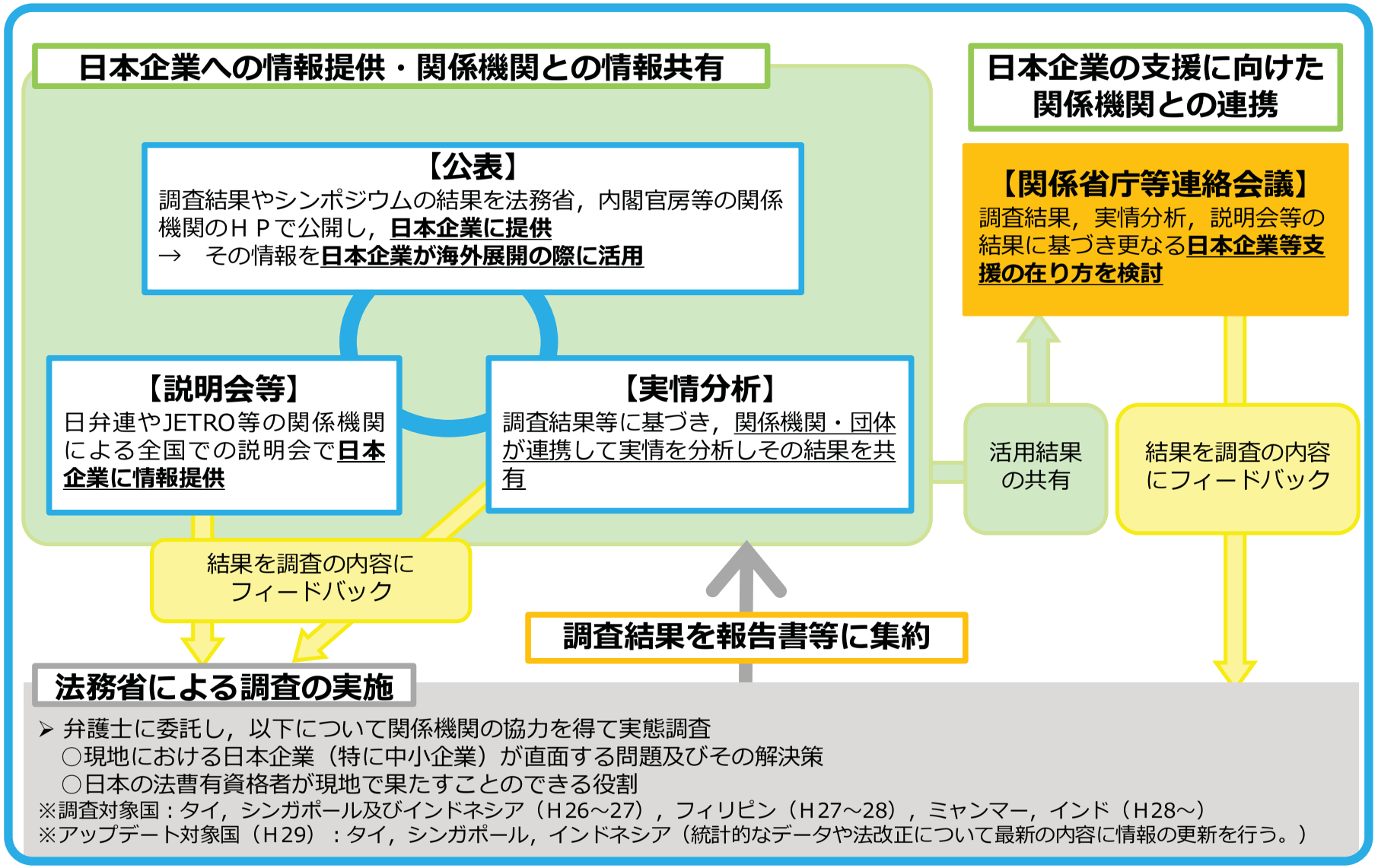

別紙８

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		裁判外紛争解決手続の拡充・活性化				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	4
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	10,136	9,771	9,785	12,049	12,300
	補正予算（千円）	△ 73	△ 10	△ 35		
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	10,063 <0>	9,761 <0>	9,750 <0>		
執行額（千円）		8,233	8,227	8,461		
政策評価結果の概算要求への反映状況		国民が多様な紛争解決手続を選択できるよう，認証紛争解決事業者の増加を図ることは，必要かつ効果的な取組である旨の評価結果を踏まえ，引き続き，同事業者の増加を図るための取組を実施する一方で，更なるコスト削減に向け，印刷製本費等について執行額に基づき計画の見直しを行い，経費の削減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	番号	4

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解決手続の利用促進に必要な費用	12,049	12,300	△ 90
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						12,049	12,049	△ 90
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					＜　＞	＜　＞	
	○	2					＜　＞	＜　＞	
	○	3					＜　＞	＜　＞	
	○	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					＜　＞	＜　＞	
	◇	2					＜　＞	＜　＞	
	◇	3					＜　＞	＜　＞	
	◇	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
合計							12,049 の内数	12,049 の内数	△ 90

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化			番号	4

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）認証制度実施	●	1	12,049	12,300	251	△ 90	・印刷製本費等について，執行実績に基づき計画の見直しを行い，経費の削減を図った。
合計						△ 90	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(3)）

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－(3)）
達成すべき目標	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより，多様な事業者からの認証申請を促すとともに，適切な審査を行い，民間紛争解決手続[*1]の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者[*2]）数の増加を図る。
目標設定の考え方・根拠	司法制度改革審議会意見書（平成13年６月12日司法制度改革審議会決定）[*3]は，裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう，その拡充，活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続[*4]を選択し，そのサービスを受けることができるようにするためには，裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから，その手続を業務とする認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年６月12日司法制度改革審議会決定） Ⅱ－第１－８－(1)　ＡＤＲの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年３月19日閣議決定） Ⅱ－第１－８－(2)－イ[*5] ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）[*6]
政策評価実施予定時期	平成32年８月

測定指標	基準値	基準年度	年度ごとの目標値		
			29年度	30年度	31年度
1　活動中の認証紛争解決事業者の総数	140	27年度	148	152	156

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年４月以降，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの，国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ，裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。

そこで，認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ，多様な事業者からの認証申請を促進するとともに，適正な認証の審査を行い，認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。

そして，事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから，本測定指標を用いた評価を３年後とした。

なお，認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み，認証事業者数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証を行うのが相当とは考えられないことなどから，認証申請を検討している者からの相談件数を，参考指標とした。

参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証申請を検討している者からの相談件数	26	24	27	23	23		

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）認証制度実施（平成19年度）	10百万円（8百万円）	10百万円（8百万円）	10百万円（8百万円）	12百万円	1

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また，認証した裁判外紛争解決手続の業務についても，その実施状況を定期的に報告させるとともに，必要に応じて調査・指導等を行い，法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ・認証の申請を検討している者を対象として，申請の手続を適正円滑に行うことができるよう，申請書類等を提出する前に，その内容についての相談を行っている。	0007

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	10百万円（8百万円）	10百万円（8百万円）	10百万円（8百万円）	12百万円

*1　「民間紛争解決手続」

民間事業者が，紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について，紛争の当事者双方からの依頼を受け，当該紛争の当事者との間の契約に基づき，和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2　「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は，民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に，法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し，認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており，この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は，「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポートー

覧」として公表している（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html）。「かいけつサポート」は，認証紛争解決手続の愛称である。

*3　「司法制度改革審議会意見書（平成13年６月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第１－８－(1)　ＡＤＲの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ＡＤＲ）手続は，厳格な裁判手続と異なり，利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど，柔軟な対応も可能である。（中略）ＡＤＲが，国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう，その拡充，活性化を図っていくべきである。

*4　「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第５条の認証を受けた業務として行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5　「司法制度改革推進計画（平成14年３月19日閣議決定）」

Ⅱ－第１－８－(2)－イ

総合的なＡＤＲの制度基盤を整備する見地から，ＡＤＲの利用促進，裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し，遅くとも平成16年３月までに，所要の措置を講ずる。（本部）

*6　「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条　この法律は，内外の社会経済情勢の変化に伴い，裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため，公正な第三者が関与して，その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が，第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ，裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに，民間紛争解決手続の業務に関し，認証の制度を設け，併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし，もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－（３））

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 （政策体系上の位置付け：Ⅰ－２－（３））
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため，民間紛争解決手続[*1]の業務を行う事業者（認証紛争解決事業者[*2]）の多様化及び拡充を図る。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	10,136	9,771	9,785	12,049
		補正予算(b)	△73	△10	△35	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	10,063	9,761	9,750	
	執行額（千円）		8,233	8,227	8,461	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○司法制度改革審議会意見書（平成13年６月12日司法制度改革審議会決定）[*3] Ⅱ－第１－８－(1)　ＡＤＲの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画（平成14年３月19日閣議決定）[*4] Ⅱ－第１－８－(2)－イ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）[*5]

測定指標	平成26～28年度目標	達成
１　認証紛争解決事業者の拡充	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより，多様な事業者からの認証申請を促すとともに，適正な審査による認証を行い，認証紛争解決事業者数の増加を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度から平成28年度までの間において，認証申請の前段階として任意に設けている事前相談が，50件（うち15件は平成25年度からの継続相談，35件は新規の相談）があり，面談回数を増やしたり，検討状況を確認する等のフォローアップを確実に行った結果，新たに20事業者から認証申請があった。また，適切な審査により，平成25年度からの継続審査案件を含め，21事業者に対し認証を行った。

その結果，平成28年度末における活動中の認証紛争解決事業者の総数は148事業者となり，認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降，事業者数は年々増加している（別紙１参照）。

参考指標	実績値				

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 民間紛争解決手続の業務の認証数（件）	13	5	5	8	8
2 認証紛争解決手続（かいけつサポート）の利用実績（件）	1,284	1,122	1,058	1,045	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　相当程度進展あり （判断根拠）本施策については，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を図ることを目標としているところ，認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年度以降，事業者数は年々増加しており，また，特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加しているところである（別紙２参照）。 平成26年度から平成28年度までの間においても，認証申請の前段階として任意に設けている事前相談に適切に応じることによりできるだけ認証申請に結びつけ，また，認証申請後の審査を適切に実施することにより，新たに21事業者に対し認証を行った。その結果，活動中の認証紛争解決事業者の総数は148事業者（平成29年3月31日現在）となり，また，これまで認証紛争解決事業者が存在していなかった県においても新たに認証事業者が誕生するなどして，事業者数の増加と地域的な拡充を図った。 そして，認証紛争解決手続の利用実績も，年間1,000件を超えていることに鑑みると，裁判外紛争解決手続の拡充・活性化が図られているといえ，目標は相当程度の進展があったものと評価できる。
	施策の分析	
	認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年４月以降，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けて施策を実施した。その結果，認証紛争解決事業者数は年々増加し，特定の専門分野に関する紛争処理に特化した事業者も増加するなど，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を達成してきたところである。また，認証紛争解決手続の利用実績についても，年間1,000件を超えている。 国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができるようにするには，更なる認証紛争解決事業者の多様化，地域的偏在の解消及び事業者数の増加を実現する必要がある。そこで，現在認証申請の前段階として任意に設けている事前相談において，適切な対応を行うことにより認証申請を促すとともに，適正な審査による認証を行い，認証紛争解決事業者数の増加を図ることは，目標の達成に必要かつ効果的な取組であると評価できる。 なお，目標達成度合いの測定基準を明確にするため，具体的な数値に基づく測定が可能な測定指標を設定することが必要である。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 上記のとおり，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの，国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として紛争解決手続を選択することができ，そのサービスを受けることができるようにするためには，裁判外紛争解決手続の更なる拡充・活性化を図ることが必要であることから，本施策を今後も継続的に実施していく必要がある。	

	したがって，新たに認証申請を検討している事業者に対する事前相談への対応を強化することによって認証申請件数の増加を図り，認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加を実現させ，裁判外紛争解決手続のより一層の活性化を達成できるよう取り組みたい。 【測定指標】 活動中の認証紛争解決事業者の総数

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 パンフレットの印刷製本費等について，執行実績に基づき計画の見直しを行い，経費の削減を図った。

担当部局名	司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成29年８月

---

*1　「民間紛争解決手続」

民間事業者が，紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について，紛争の当事者双方からの依頼を受け，当該紛争の当事者との間の契約に基づき，和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2　「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）は，民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に，法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し，認証を受けた紛争解決手続（認証紛争解決手続）を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており，この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は，「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポート一覧」として公表している（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html）。「かいけつサポート」は，認証紛争解決手続の愛称である。

*3　「司法制度改革審議会意見書（平成13年６月12日司法制度改革審議会決定）」

Ⅱ－第１－８－(1)　ＡＤＲの拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段（ＡＤＲ）は，厳格な裁判手続と異なり，利用者の自主性をいかした解決（中略）を図ることなど，柔軟な対応も可能である。（中略）ＡＤＲが，国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう，その拡充，活性化を図っていくべきである。

*4　「司法制度改革推進計画（平成14年３月19日閣議決定）」

Ⅱ－第１－８－(2)－イ

総合的なＡＤＲの制度基盤を整備する見地から，ＡＤＲの利用促進，裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し，遅くとも平成16年３月までに，所要の措置を講ずる。（本部）

*5　「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」

（目的）

第一条　この法律は，内外の社会経済情勢の変化に伴い，裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため，公正な第三者が関与して，その解決を図る手続をいう。以下同じ。）が，第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ，裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに，民間紛争解決手続の業務に関し，認証の制度を設け，併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし，もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

認証事業者数の推移

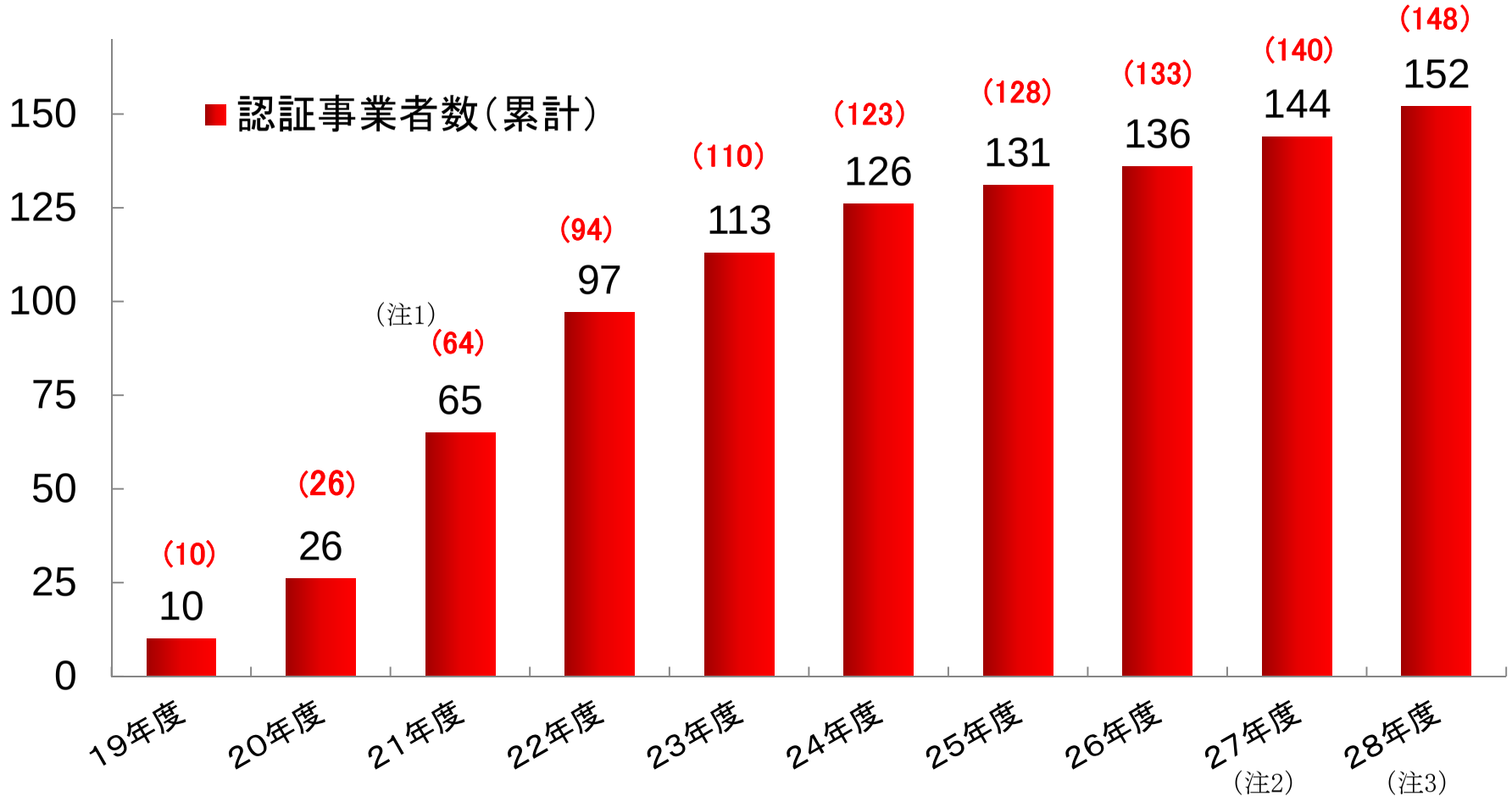

（注1）グラフ中の括弧内の数字は，認証後の解散・廃業を除いた事業者数を示す。

（注2）未存在地域の解消（佐賀県）

（注3）未存在地域の解消（青森県）

別紙1

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

◎認証紛争解決事業者一覧（１４８事業者）

平成29年3月31日

	事　　業　　者　　名	紛争の範囲
1	公益財団法人　日本スポーツ仲裁機構	スポーツに関する紛争
2	一般財団法人 家電製品協会（家電製品ＰＬセンター）	製造物責任等に関する紛争
3	公益財団法人 自動車製造物責任相談センター	製造物責任等に関する紛争
4	京都弁護士会	民事に関する紛争
5	大阪土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
6	一般社団法人 日本商事仲裁協会	商事紛争
7	愛媛県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
8	横浜弁護士会	民事に関する紛争
9	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	特定商取引に関する紛争
10	公益財団法人 全国中小企業取引振興協会	下請取引等に関する紛争
11	愛知県弁護士会	民事に関する紛争
12	京都府社会保険労務士会	労働関係紛争
13	神奈川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
14	公益財団法人 東京都中小企業振興公社	下請取引等に関する紛争
15	全国社会保険労務士会連合会	労働関係紛争
16	一般財団法人 ソフトウェア情報センター	ソフトウェアに関する紛争
17	一般社団法人 日本産業カウンセラー協会	労働関係紛争及び夫婦関係等に関する紛争
18	兵庫県弁護士会	民事に関する紛争
19	事業再生実務家協会	事業再生に関する紛争
20	東京司法書士会	民事に関する紛争
21	特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会	マンションに関する紛争
22	沖縄県社会保険労務士会	労働関係紛争
23	静岡県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
24	滋賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
25	公益社団法人　家庭問題情報センター	夫婦関係等に関する紛争
26	鹿児島県社会保険労務士会	労働関係紛争
27	滋賀県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
28	東京都行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
29	徳島県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
30	特定非営利活動法人 留学協会	留学に関する紛争
31	特定非営利活動法人 個別労使紛争処理センター	労働関係紛争
32	愛知県社会保険労務士会	労働関係紛争
33	大阪府社会保険労務士会	労働関係紛争
34	千葉県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
35	兵庫県社会保険労務士会	労働関係紛争
36	福岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
37	千葉県社会保険労務士会	労働関係紛争
38	熊本県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
39	神奈川県社会保険労務士会	労働関係紛争
40	宮城県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
41	公益社団法人　総合紛争解決センター	民事に関する紛争
42	山形県社会保険労務士会	労働関係紛争
43	東京都社会保険労務士会	労働関係紛争
44	合同会社　北海道民事紛争解決センター	相続等に関する紛争
45	神奈川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
46	山口県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
47	福島県社会保険労務士会	労働関係紛争
48	特定非営利活動法人 医事紛争研究会	医事紛争
49	長野県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
50	茨城県社会保険労務士会	労働関係紛争
51	埼玉県社会保険労務士会	労働関係紛争
52	福島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
53	福岡県司法書士会	民事に関する紛争
54	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	金融商品の取引に関する紛争
55	一般社団法人　日本共済協会	共済契約に関する紛争
56	新潟県社会保険労務士会	労働関係紛争
57	広島県社会保険労務士会	労働関係紛争
58	岐阜県社会保険労務士会	労働関係紛争
59	石川県社会保険労務士会	労働関係紛争
60	愛知県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

◎認証紛争解決事業者一覧（１４８事業者）

平成29年3月31日

	事業者名	紛争の範囲
61	富山県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
62	宮城県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
63	京都土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
64	熊本県社会保険労務士会	労働関係紛争
65	北海道社会保険労務士会	労働関係紛争
66	京都府行政書士会	外国人の家事に関する紛争
67	山口県社会保険労務士会	労働関係紛争
68	新潟県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
69	高知県社会保険労務士会	労働関係紛争
70	和歌山県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争
71	三重県社会保険労務士会	労働関係紛争
72	岡山県行政書士会	自転車事故に関する紛争
73	宮城県社会保険労務士会	労働関係紛争
74	公益社団法人　日本不動産鑑定士協会連合会	不動産の価格に関する紛争
75	一般社団法人　日本流通自主管理協会	ブランド品に関する売買契約紛争
76	静岡県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
77	滋賀県社会保険労務士会	労働関係紛争
78	富山県社会保険労務士会	労働関係紛争
79	高知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
80	香川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
81	静岡県社会保険労務士会	労働関係紛争
82	神奈川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
83	愛媛県社会保険労務士会	労働関係紛争
84	茨城土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
85	群馬県社会保険労務士会	労働関係紛争
86	宮崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
87	宮崎県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
88	千葉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
89	鹿児島県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
90	山梨県社会保険労務士会	労働関係紛争
91	秋田県社会保険労務士会	労働関係紛争
92	福岡県弁護士会	民事に関する紛争
93	栃木県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
94	愛知県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
95	島根県社会保険労務士会	労働関係紛争
96	香川県社会保険労務士会	労働関係紛争
97	長野県社会保険労務士会	労働関係紛争
98	岡山県社会保険労務士会	労働関係紛争
99	札幌司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
100	奈良県社会保険労務士会	労働関係紛争
101	茨城司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
102	弁護士法人ＴＬＥＯ虎ノ門法律経済事務所	個人間の相続に関する紛争
103	鳥取県社会保険労務士会	労働関係紛争
104	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン	商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
105	石川県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
106	京都司法書士会	民事に関する紛争（家事事件を含まない。） 登記手続への協力を求めることを目的とする家事または相続に関する紛争
107	香川県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
108	和歌山県社会保険労務士会	労働関係紛争
109	兵庫県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
110	学校法人立教学院	日本国内において締結された， ・旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争 ・ホテル営業，旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争
111	一般社団法人日本企業再建研究会	中小企業の事業承継に関する紛争
112	埼玉県行政書士会	未成年の子を有しない夫婦の離婚及び離婚給付に関する紛争，相続及び相続に伴う遺産分割協議に関する紛争，交通事故に起因する損害賠償に関する紛争，敷金返還等に関する紛争

かいけつサポート
認証紛争解決サービス

◎認証紛争解決事業者一覧（１４８事業者）

平成29年3月31日

	事業者名	紛争の範囲
113	兵庫県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
114	長崎県社会保険労務士会	労働関係紛争
115	愛知県司法書士会	相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの） 不動産賃貸借に関する紛争 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
116	日本知的財産仲裁センター	知的財産に関する紛争
117	徳島県社会保険労務士会	労働関係紛争
118	福井県社会保険労務士会	労働関係紛争
119	長野県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
120	一般財団法人日本自転車普及協会	自転車事故に関する紛争
121	新潟県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
122	札幌土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
123	北海道行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，敷金返還等に関する紛争
124	兵庫県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
125	秋田県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
126	鳥取県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
127	岩手県社会保険労務士会	労働関係紛争
128	新潟県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
129	埼玉司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
130	山形県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
131	山梨県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
132	香川県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
133	山口県行政書士会	愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
134	岐阜県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
135	栃木県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
136	和歌山弁護士会	民事に関する紛争
137	大阪府行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争，愛護動物に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
138	電力広域的運営推進機関	送配電等業務に関する電気供給事業者（一般電気事業者，卸電気事業者，特定電気事業者，特定規模電気事業者，卸供給事業者，自家用発電設置者等電気を供給する事業を営む者）間の紛争
139	佐賀県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
140	佐賀県社会保険労務士会	労働関係紛争
141	奈良県行政書士会	外国人の職場環境等に関する紛争，自転車事故に関する紛争
142	一般社団法人ＩＬＣ	民事に関する紛争一般 （ただし，東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，静岡県，長野県，新潟県で生じた紛争に限る。）
143	青森県司法書士会	民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万以下）
144	宮城県行政書士会	自転車事故に関する紛争及び敷金返還等に関する紛争
145	和歌山県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
146	宮崎県土地家屋調査士会	土地の境界に関する紛争
147	企業再建・承継コンサルタント協同組合	中小企業における債権債務の整理に関する紛争
148	一般社団法人日本不動産仲裁機構	不動産の取引，管理，施行及び相続その他の承継に関する紛争

※　番号は「かいけつサポート」ホームページで公表している認証番号とは異なる。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法教育の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	5
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	14,119	14,387	9,638	20,982	34,595
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	14,119 <0>	14,387 <0>	9,638 <0>		
執行額（千円）		9,312	5,963	6,264		
政策評価結果の概算要求への反映状況		法教育の推進のためには，学校現場等における具体的な法教育活動に対する協力・支援等によって教職員の負担を軽減する必要があるとの評価結果を踏まえ，法教育の更なる普及・充実に向けて，学校現場における法教育授業の実践状況に係る調査結果を踏まえた新たな法教育教材を作成することとし，そのための必要経費を要求する一方で，旅費等については，執行実績に基づき計画の見直しを行い，経費の縮減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	法教育の推進	番号	5

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進に必要な経費	20,982	34,595	△ 1,170
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						20,982 の内数	34,595 の内数	△ 1,170
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							20,982 の内数	34,595 の内数	△ 1,170

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法教育の推進		番号	5

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
法教育の推進	●	1	20,982	34,595	13,613	△ 1,170	法教育の推進のためには，学校現場等における具体的な法教育活動に対する協力・支援等によって教職員の負担を軽減する必要があるとの評価結果を踏まえ，法教育の更なる普及・充実に向けて，学校現場における法教育授業の実践状況に係る調査結果を踏まえた新たな法教育教材を作成することとし，そのための必要経費を要求する一方で，旅費等については，執行実績に基づき計画の見直しを行い，経費の縮減を図った。
合計						△ 1,170	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(4)）

施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （Ⅰ－２－(4)）
達成すべき目標	法曹関係者，教育関係者，有識者等で構成する法教育推進協議会[*1]及び部会[*2]（以下「協議会等」という。）を開催し，法教育に関する最新情報の共有を図り，協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに，これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め，法教育の実践が拡大するよう，法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	近年，「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い，国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で，自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また，司法制度改革においても，法や司法制度は，本来，法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて，司法を支える国民的基盤を確立するために，裁判員制度が開始されることとなり，国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。 このような状況にあっては，何よりもまず，国民一人ひとりが，自らの権利と責任を自覚し，国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し，その上で，紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。 また，仮に紛争に巻き込まれた場合には，法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに，自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで，法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） ・Ⅲ－３－（６）－①　法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定[*3]
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
1　協議会等の活動状況	－	－	協議会等を開催し，協議，情報交換等を行い，その内容を広く情報提供する。 なお，協議会等においては，小・中・高等学校

			における法教育の実践状況調査[*4]の結果を踏まえた協議等を行い，学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け，法教育教材の作成や，法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
法教育の推進のためには，法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり，各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図り，協議・情報交換等を実施することや，学校における法教育の実践状況等を調査し，同協議会等において，既存の教材の改定や新規教材の作成を行うことが有用であることから，協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし，協議会等の活動状況を測定指標とした。なお，平成26年度に行った普通科高等学校における法教育の実践状況調査及び平成27年度に行った普通科以外の高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。
施策の進捗状況（実績）
28年度
法教育推進協議会を開催し，法律関係機関・団体，教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ，法教育の推進に資する施策等について協議を行い，その結果に基づき，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い，その結果をホームページで公表することにより，その内容を広く一般に情報提供した[*5]。 さらに，同協議会の下に，実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し，平成24年度から平成27年度にかけて順次実施した小・中・高等学校の法教育に関する実践状況調査の結果を踏まえつつ，小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
協議会等の開催実績（回）	6	5	7	5	8

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
２　法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	－	－	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
法教育の推進のためには，具体的な法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）に対する協力・支援を行うとともに，国民の意識，関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから，これらを積極的に実施することを目標とし，その実施状況により達成度合いを評価することとした。
施策の進捗状況（実績）

28年度
法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について，法務省及び法務省関係機関において多数実施するとともに，更なる利用の促進を図るため，学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し，教育関係機関等に配布した。併せて，法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い，学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。 その他，法の日週間記念行事において公開法教育授業を実施し，併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法教育授業実施回数（回）	2,261	2,992	3,325	2,947	3,167

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①法教育の推進 （　－　年度）	14百万円 （9百万円）	14百万円 （6百万円）	10百万円 （6百万円）	21 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため，協議会等を開催し，法教育の推進を図るとともに，国民一般へ法教育の意義についての理解を広めるため，法教育についての広報活動を行うものである。 協議会等を開催し，また広報活動を行うことにより，法教育の推進を図ることができる。				0008	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	14百万円 （9百万円）	14百万円 （6百万円）	10百万円 （6百万円）	21百万円

---

*1　「法教育推進協議会」

平成15年７月に，我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため，これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく，「法教育研究会」が設置され，我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ，その成果が報告書として発表された。平成17年には，同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ，更に法教育の普及・推進を図るため，同研究会を改組する形で，法教育推進協議会が設置された。

*2　「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため，平成27年３月に，法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

*3　「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－①　法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため，教育現場等との連携を強化する。また，中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し，その結果を踏まえ，必要に応じて，法教育教材の作成及び改定を行うなど，学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に，順次，法教育の充実が盛り込まれた現行学習指導要領が完全実施されたことから，平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い，平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ（http://www. moj. go. jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index. html）を参照

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(4)）

施策名	法教育の推進 （政策体系上の位置付け：Ⅰ－２－(4)）
施策の概要	国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。
達成すべき目標	法曹関係者，教育関係者，有識者等で構成する法教育推進協議会[*1]及び法教育広報部会[*2]（以下「協議会等」という。）を開催し，法教育に関する最新情報の共有を図り，協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに，これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め，法教育の実践が拡大するよう，法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	14,119	14,387	9,638	20,982
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	14,119	14,387	9,638	
	執行額（千円）		9,312	5,963	6,264	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） ・Ⅲ－３－（６）－①　法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定[*3]

測定指標	平成28年度目標	達成
１ 協議会等の活動状況	協議会等を開催し，協議，情報交換等を行い，その内容を広く情報提供する。 なお，協議会等においては，小・中・高等学校における法教育の実践状況調査[*4]の結果を踏まえた協議等を行い，学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け，法教育教材の作成や，法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況（実績）

法教育推進協議会を開催し，法律関係機関・団体，教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ，法教育の推進に資する施策等について協議を行い，その結果に基づき，法曹関係者・教育関係

者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い，その結果をホームページで公表することにより，その内容を広く一般に情報提供した[*5]。

さらに，同協議会の下に，実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し，平成24年度から平成27年度にかけて順次実施した小・中・高等学校の法教育に関する実践状況調査の結果を踏まえつつ，小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に関する協議等を行った。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 法教育推進協議会及び部会の開催実績（回）	6	5	7	5	8

測定指標	平成28年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援，法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動（教材作成，授業実施，地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより，法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について，法務省及び法務省関係機関において多数実施（別紙参照）するとともに，更なる利用の促進を図るため，学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し，教育関係機関等に配布した。併せて，法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス等を行い,学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他，法の日週間記念行事において公開法教育授業を実施し，併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
2 法教育授業実施回数（回）	2,261	2,992	3,325	2,947	3,167

評価結		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成 （判断根拠） 測定指標１，２は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものと考えている。 測定指標は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	

果

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標１，２】

法教育とは，法律専門家ではない一般の人々が，法や司法制度，これらの基礎となっている価値を理解し，法的なものの考え方を身に付けるための教育であり，法律の条文といった知識を教えるものではなく，法やルールの意義等を考えさせる思考型の教育である。

小・中・高等学校の学習指導要領にも，社会科や道徳科等多くの教科に，法やルールの意義といった法教育の要素が盛り込まれており，子供の成長・発達に応じた法教育を実施するものとされている。

一方で，学習指導要領に基づき授業を行う学校現場の教職員からは，具体的にどのような内容・方法で法教育授業を進めてよいか分からないとの声も寄せられており，これが法教育の更なる普及の障害となっていることがうかがわれる。

法教育の推進のためには，学校現場等における具体的な法教育活動（授業実施等）に対する協力・支援等によって教職員の負担を軽減するとともに，併せて，幅広い層を対象にした広報活動等を行い，法教育の意義について理解を広める必要がある。

そこで，法曹関係者，教育関係者及び有識者で構成される法教育推進協議会を開催して，関係者間における協議・情報交換等を行い，教材の作成等，法教育の更なる普及・充実に資する施策を実施することとしている。

同協議会においては，平成24年度から順次，学校現場における法教育の実践状況調査を行い，その結果に基づき，法教育の推進に資するための今後の展開，法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議，情報交換等を行うとともに，その内容をホームページで公表することにより，広く一般に情報提供を行ってきたところであるが，さらに現在は，同協議会の下に，実際に学校現場で教鞭を執っている教職員や法曹関係者を構成員とする教材作成部会を設置し，上記実践状況調査の結果を踏まえつつ，小学生向け及び中学生向け視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成に向けた協議等を行っており，測定指標１については目標を達成することができたと評価することができる。

また，学校現場等における法教育実践活動への協力・支援のため，法務省職員が教職員向け研修等に講師として参加し，法教育授業の実践に向けたガイダンスを行うとともに，法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて法教育授業を実施している。

平成28年度には，法務省職員による法教育授業の更なる利用促進のため，法教育授業の目的や内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成し，教育関係機関等に配布し改めて周知を図ったほか，法の日週間記念行事において公開法教育授業を実施するなど，幅広い層に対する法教育の意義や重要性を伝えるための広報活動を積極的に実施しており，測定指標２についても目標を達成することができたと評価することができる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標１，２関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては，法教育授業のノウハウや問題点，法曹関係者・教育関係者との連携の重要性，法教育の推進に資するための今後の展開等について，協議，情報交換等を行うことにより，各機関において，これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し，活用することができ，目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め，法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また，法務省関係機関において，学校現場にとどまらず，具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに，国民の意識・関心を高めるべく，幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは，国民一般に法教育の意義についての理解を広め，法教育の実践を拡大させるという目標の達成に，必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性
【施策】

	国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。 【測定指標１，２】 現在の目標を維持しつつ，今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ，測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には，適宜，適切な目標を設定する。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 昨年度の，子供たちには，道徳的な分かりやすいところで気付きを与えるといった教育を推進するのがいいのではないかとの指摘への対応状況は。 〔反映内容〕 学習指導要領に基づき，学校現場において，道徳科を始め様々な教科で法教育が実施されているものと認識しており，「評価結果（測定指標の目標達成度の補足）」欄にその旨追記した。 イ〔意見〕 データに基づく政策立案との観点から，例えば，法教育の主な対象である子供たちにアンケートを実施するなど，指標の見直しをした方がいいのではないか。 法教育の有効性を検証するための指標として，法教育教材の使用実績，例えばホームページに掲載されているのであれば，それを報告書に記載した上で，ダウンロード数等を指標とするなど，より分かりやすい指標を設定するべきではないか。 〔反映内容〕 法教育教材の作成状況を踏まえつつ，協議会等で検討の上，測定指標の見直しを含めた，より分かりやすい評価の在り方を検討していきたいと考えている。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「学校現場における法教育の実践状況調査」 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html）を参照 「法教育推進協議会における各検討状況」 法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html）を参照

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 旅費等について，執行実績に基づき計画の見直しを行い，経費の縮減を図った。

担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1　「法教育推進協議会」
平成15年７月に，我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため，これら

に関する教育について調査・研究・検討を行うべく，「法教育研究会」が設置され，我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ，その成果が報告書として発表された。平成17年には，同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ，さらに法教育の普及・推進を図るため，同研究会を改組する形で，法教育推進協議会が設置された。

*2　「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら，法教育の更なる普及・促進に向け，法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため，法教育推進協議会のもとに設置された。

*3　「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－３－（６）－①　法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため，教育現場等との連携を強化する。また，高等学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し，その結果を踏まえ，必要に応じて，法教育教材の作成及び改定を行うなど，学校現場に対する法教育の支援を行う。

*4　「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に，順次，法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから，平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い，平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html）を参照

*5　「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html）を参照

別紙

法教育授業実施状況報告書

	計	
	参加人数	実施回数
平成２２年度	85,010	2,172
平成２３年度	70,074	2,066
平成２４年度	81,607	2,261
平成２５年度	101,447	2,992
平成２６年度	141,592	3,325
平成２７年度	117,764	2,947
平成２８年度	131,182	3,167
計	728,676	18,930

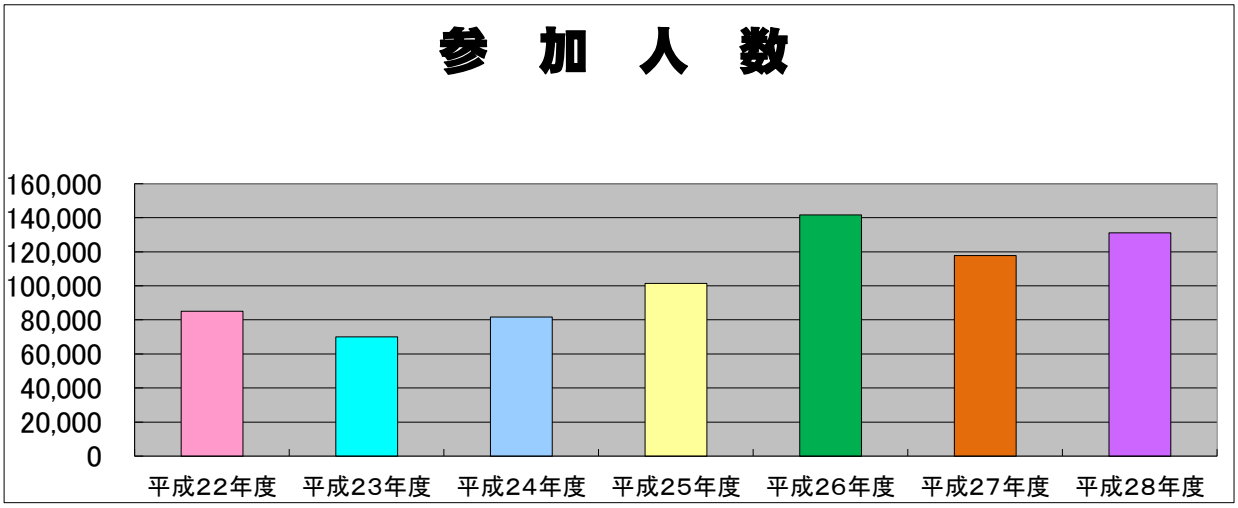

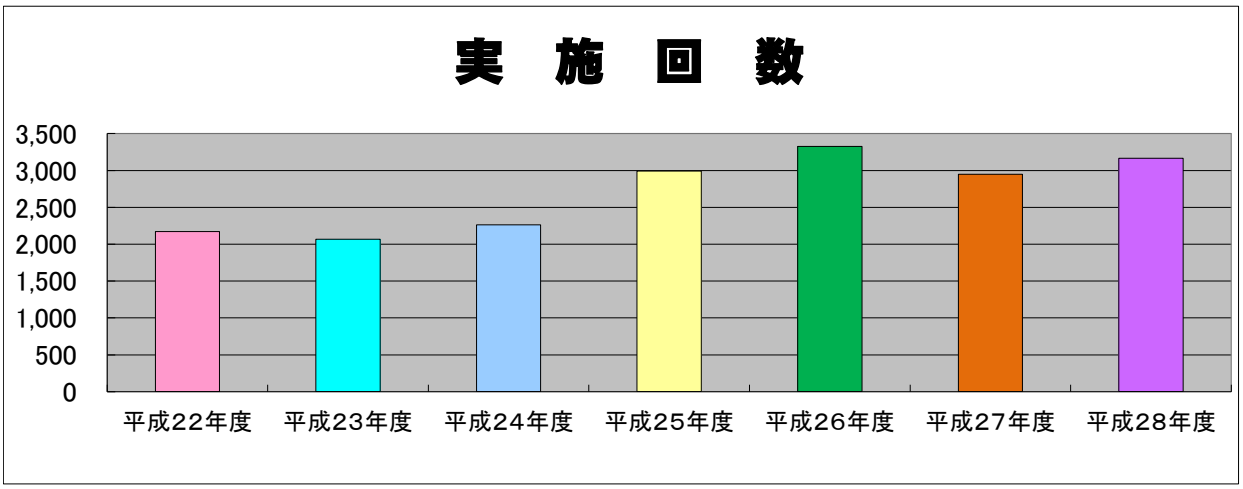

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	6

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	34,097	38,478	42,120	36,437	63,733
	補正予算（千円）		22,474			
	繰越し等（千円）		△ 22,474	22,474		
	計（千円）	34,097	38,478	64,594		
執行額（千円）		32,209	30,233	56,316		

政策評価結果の概算要求への反映状況	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究として実施した「性犯罪に関する総合的研究」は，外部有識者で構成される研究評価検討委員会による評価を受け，「本研究は，法務省の重要な施策と密接に関連しており，実施する必要性が極めて高い研究である。」「実務家にとっても研究者にとっても分かりやすく，今後の性犯罪対策や性犯罪者処遇の在り方の検討の際の基礎資料として利用されることが見込まれる。」などとして，必要性，効率性及び有効性のいずれの観点においても高い評価を得て，７０点中７０点の評価を受けており，性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策に資するという目標を達成できた。そこで，引き続き，刑事政策の企画立案に資する実施の必要性等の高い研究のための経費を平成３０年度概算要求に計上するとともに，事業の見直しを行うことにより，試験研究費の縮減を図るなどして反映した。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	番号	6

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	法務調査研究費	法務に関する調査研究に必要な経費	36,437	63,733	△ 1,134
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						36,437	63,733	△ 1,134
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							36,437 の内数	63,733 の内数	△ 1,134

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言		番号	6

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
法務に関する調査研究	●	1	36,437	63,733	27,296	△ 1,134	論文検索データベース利用料等の見直しを行うことにより，経費の縮減を図った。
合計			36,437	63,733	27,296	△ 1,134	

平成29年度事後評価の実施に関する計画

１．施策名等

（法務省29－(5)）

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言 （高齢・障害犯罪者に関する総合的研究）
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－３－(1)）
政策評価実施予定時期	平成30年８月
評価方式	事業評価方式

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

我が国は急速な高齢化社会を迎えているが，高齢者による犯罪は，高齢者の人口増加を大きく上回る勢いで増加し，平成23年の65才以上の高齢者の一般刑法犯検挙人員は，４万8,637人（20年前の約6.3倍）である。また，65才以上の刑事施設[*1]入所受刑者人員は，20年前の274人に対し，平成23年は2,028人に増加（高齢者率は20年前の1.3パーセントに対し，8.0パーセントに上昇）している。一方，平成23年の高齢者の仮釈放率は，31.3パーセントと出所受刑者全体（51.2パーセント）より約20ポイント低く，その背景に，適当な帰住先のない者が年々増加していることがあると推測されている。

また，障害者についても，累犯障害者の問題が浮き彫りになり，刑務所が福祉施設の代用と化している実態があるのではないか等の問題が指摘されている。

こうした情勢を踏まえ，平成24年７月に犯罪対策閣僚会議において策定された「再犯防止に向けた総合対策」では，その重点施策の一つとして「高齢者又は障害者に対する指導及び支援」を掲げており，高齢・障害犯罪者に対する再犯防止対策，とりわけ社会復帰に向けた生活環境の調整や生活基盤の確保等は，喫緊の課題となっている。

高齢又は障害のある犯罪者には，就労し，自立した生活を送ることが困難な者も少なくなく，矯正施設[*2]から出所する高齢・障害者を対象とする特別調整等のように，医療や福祉施設等への橋渡しを含む福祉的支援に重点を置いた社会復帰支援策が実施され始めているほか，検察庁においても，不起訴処分に当たって福祉的支援に橋渡しするなどの新しい取組も試行され始めた。

こうした支援策の改善・強化を含む今後の適切な高齢・障害犯罪者の社会復帰支援策の在り方を検討するに当たっては，支援を必要とする者の実態並びに支援の実施状況及びその有効性を把握する必要がある。しかし，従前の研究等では，まず，支援の対象となるべき者，すなわち，高齢者又は障害者で，医療や福祉等のサービス・支援を必要とする起訴猶予者，執行猶予者，保護観察対象者，矯正施設出所者・出院者等の規模自体明らかでないほか，罪種・手口等や属性ごとの帰住状況や家族関係等を含む生活基盤の確保等に係る実態も全く明らかではない。また，中には，福祉施設等になじまないなど，特定の支援策が有効に機能しない者もいることが推測され，対象者の特性に応じた適切な支援を選択することが求められるところ，罪種や属性等の犯罪者のタイプ別についての特別調整や住居確保支援等の効果の有無と程度も明らかではない。

したがって，高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに，これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし，これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり，有益であると考えられる。

（２）目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「高齢又は障害を有する犯罪者の実態並びに，これらの者に対する社会復帰支援対策の現状及び課題を明らかにし，これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援の在り方を検討するための基礎資料を提供すること」である。

（３）具体的内容

ア　研究期間

平成26年度から平成27年度までの２か年

イ　研究内容

（ア）動向分析

警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，高齢・障害犯罪者の動向及び処遇状況等を分析する。

（イ）高齢・障害犯罪者の支援必要者と支援状況の実態調査

一定期間における刑事施設出所者のうち，高齢者及び精神障害者に対し，刑事施設の職員記入等による調査票調査を実施する。

なお，調査票調査については，検察，矯正，更生保護の対象者に対する調査・分析を計画していたが，研究計画を進める中で，「障害者」の範囲を画定するに当たり，刑事施設において精神障害があると診断された者に絞ることが適切と認められたことなどから，刑事施設の対象者を分析することとした。

（ウ）高齢・障害犯罪者の実態と社会復帰支援策の調査

一定時期において，刑事施設から出所する高齢・精神障害犯罪者を調査対象者として抽出し，調査票により，対象者の属性，犯罪の内容等を調査する。また，対象者に対する処遇状況（特に，特別調整・特別処遇等，医療・福祉的支援の必要性から実施されるものや住居確保支援等）や出所後の帰住状況等を調査する。

さらに，出所等の後，一定期間を経て，調査対象者の再犯状況等に関する追跡調査を実施する。

（エ）高齢・障害犯罪者の処遇に関する実地調査

矯正施設，保護観察所，地域生活定着支援センター，更生保護施設等において，高齢・障害犯罪者の処遇の現状を実地調査する。さらに，検察庁において，障害等で医療・福祉的支援を必要とする者に対する支援を含む取組についても実地調査する。

また，イタリアにおける高齢・障害犯罪者の処遇について実地調査する。

（オ）成果物の取りまとめ

上記を総合して，高齢・障害犯罪者及び処遇の実態を明らかにし，これらの者に対する再犯防止及び社会復帰支援対策の課題と展望を取りまとめて，法務総合研究所研究部報告として発刊する。

３．事前評価の概要

本研究について，平成25年５月22日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，平成25年８月に評価基準（別紙参照）第４の１に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（高齢・障害犯罪者に関する総合的研究)」である。)。

（１）必要性

本研究の対象である高齢・障害犯罪者の再犯防止は,犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており，実施の必要性が極めて高く，かつ，高齢者犯罪が増加する中，同総合対策も策定のおおむね５年後を目途に見直しが予定されていることなどから，早期に実施する必要性が極めて高いテーマである。また，現在まで本研究に代替する包括的な研究は実施されていない上，本研究のように，検察・矯正・保護関係機関の公的記録等に

基づくデータを使用する手続横断的な研究は，法務総合研究所以外では実施できないと思われるから，他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお，研究評価検討委員会における必要性を評価する３項目の評点は，30点中30点である。

（２）効率性

本研究における調査対象者の設定については，検察，矯正，保護の各段階における高齢・障害犯罪者を広く調査対象とする上，いずれも一定期間を区切って該当する対象者を抽出するため，適切な規模・範囲の調査対象者を抽出することができる見込みであり，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。他方，調査対象となる「障害者」の範囲については，今後研究計画を進める中で適切に画定する必要があるほか，研究を深めるためには，実施実績数の制約から，統計的な分析になじみにくいものの，不起訴処分等となった検察庁による福祉的支援等の対象者の追跡調査を検討する余地がある。研究の手法等は，実務経験を有する者が，公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し，統計的に適切な分析手法によることが予定されており，適切なものとなる見込みであり，かつ，特別な支出を要しないものであって，費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお，研究評価検討委員会における効率性を評価する３項目の評点は，30点中24点である。

（３）有効性

本研究は，特別調整等導入後の高齢・障害犯罪者の実態や処遇状況等を包括的かつ実証的に研究するものであり，従来にない研究であることを踏まえると，高齢・障害犯罪者対策，処遇の在り方等の検討等に大いに利用されることが見込まれる。なお，研究評価検討委員会における有効性を評価する１項目の評点は，10点中10点である。

（４）総合的評価

以上のとおり，本研究は，必要性，効率性，有効性の観点からいずれも高く評価でき，研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから，本研究は，評価基準第３の３に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

４．評価手法等

本研究に対する事後評価は，研究の成果を把握するための期間を設けるため，研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会（学者７名，法務省の他部局４名計11名により構成）において，評価基準第４の２に掲げる各評価項目について４段階（ＡからＤ）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

５．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）*3

第３　再犯防止のための重点施策

１－(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

３－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

６．備考

---

*1 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*2 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第３　再犯防止のための重点施策

１　対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(2)　高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため，自立した生活を送ることが困難な者に対しては，刑務所等，保護観察所，地域生活定着支援センター，更生保護施設，福祉関係機関等の連携の下，地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により，出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに，帰住先の確保を強力に推進する。

また，地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても，個々の必要性に応じた指導・支援，医療・福祉等のサポートを，刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに，高齢者については，その再犯期間が短いことに注目し，刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに，刑務所収容中，福祉や年金に関する基礎的知識の付与，対人スキルの向上等，出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

３　再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実施する

(1)　再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

別紙

研究評価検討委員会における評価基準

第１　目的

本評価基準は，研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって，同委員会における研究の評価の観点を明らかにし，より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第２　適用対象

本評価基準は，法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし，当該研究の実施方法等に鑑み，本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については，本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第３　評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

１　評価対象の研究に関し，研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に，「第４　評価項目」の「１　事前評価」及び「２　事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

２　各項目の評価は４段階（ＡからＤ）で行い，各評価に応じて，以下のとおり評点を付すものとする。

Ａ…評点 10 点
Ｂ…評点７点
Ｃ…評点５点
Ｄ…評点０点

３　各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて，評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上　　… 大いに効果があった。
合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
合計点 35 点未満　　… あまり効果がなかった。

４　研究評価検討委員会の各委員は，法務総合研究所に対し，本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第４　評価項目

１　事前評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1)　法務省の施策に関連して必要なものか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高いと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。

Ｂ…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。

Ｃ…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。

Ｄ…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2)　代替性のない研究であるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

Ｂ…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。

Ｃ…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。

Ｄ…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3)　早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する

Ａ…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

Ｂ…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。

Ｃ…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。

Ｄ…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4)　研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。

Ｂ…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5)　研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど，研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から，合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から,十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものとなる見込みである。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究その他の場で広く利用されることは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

２　事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1)　法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。

B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。

C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。

D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2)　代替性のない研究であるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。

B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。

C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3)　研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において，研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではなかった。

(4)　研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど，研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，実施された研究において，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から,合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から，十分に合理的なものであった。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものであった。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものであった。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものであった。

(6)　研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり，また，図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは，実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから，この

点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成29年度事後評価の実施に関する計画

１．施策名等

（法務省29－(6)）

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（窃盗事犯者に関する研究）
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究（Ⅰ－３－(1)）
政策評価実施予定時期	平成30年８月
評価方式	事業評価方式

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

平成24年７月に犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」では，「再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実行すること」が，重点施策として掲げられている。

ところで，窃盗は，刑法犯認知件数の約４分の３を占めており，国民が最も被害に遭いやすく，身近に不安を感じる犯罪の一つであるが，それにとどまらず，犯罪白書等における研究によれば，窃盗事犯者は，５年内再入率等が覚せい剤取締法違反者と同程度に高く，窃盗を繰り返す傾向も認められることなどが明らかになっている。また，再犯防止に向けた総合対策における重点施策の対象である「少年・若年者」，「高齢者」，「女性」といった類型に占める窃盗の割合も全体と比べて目立っている上，例えば，高齢者が万引きを繰り返す実態がある旨の指摘もなされている。さらに，住居や就労の確保も同対策の重点施策とされているところ，平成21年版犯罪白書によれば，窃盗事犯者については，安定した住居や就労が再犯抑止要因であることも指摘されている。有効な再犯防止対策を検討するに当たって，質・量の両面において「窃盗」はその中心的な課題といえる。

窃盗により初めて執行猶予判決を受けた者の再犯状況の調査等を実施した平成21年版犯罪白書では，窃盗事犯者の再犯リスク要因等をある程度明らかにしたものの，窃盗は，手口，動機，背景事情等の点で多種多様な類型にわたっており，それぞれの特性に応じた再犯防止対策をとることが必要と思われるが，同白書を含むこれまでの研究では，こうした，類型ごとの特性に応じた処遇等の対策の在り方を検討するための基礎資料となる再犯リスク等のきめ細やかな実態把握までには至っていない。

さらに，窃盗罪については，刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成18年法律第36号）により，平成18年５月から罰金刑が導入されており，窃盗により懲役刑に処せられる者の相当数が窃盗による罰金前科を経ていることが推測され，再犯に陥る窃盗事犯者の重要な分岐点となり得ていると考えられる一方，罰金に処せられる窃盗事犯者の手口・動機等の犯罪内容，前科前歴，属性等の実態や再犯状況等は全く明らかになっていない。

したがって，罰金に処せられた者を含めた初犯者を中心に，特に再犯率が高い万引き，侵入盗といった，窃盗事犯者の重要類型ごとの実態を明らかにするとともに，類型別の効果的な処遇の在り方の検討に資する資料を提供することが必要であり，有益であると考えられる。

（２）目的・目標

本研究の目的とする政策効果は，「窃盗事犯の重要類型について，初犯者を中心に，その実態を明らかにし，犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料

を提供すること」である。

（３）具体的内容

ア　研究期間

平成26年度から平成27年度までの２か年

イ　研究内容

（ア）窃盗事犯の動向

警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計等を用いて，窃盗事犯者の動向及び処遇状況等を分析する。

（イ）窃盗事犯者の前科・手口別の実態調査

一定期間における，窃盗を主な罪名として罰金以上の刑が確定した者を対象とし，属性，手口，前科，刑の内容等の実態を分析するため，判決・前科調査を実施する。

（ウ）重要な類型（手口・前科による類型）の実態及び成行き調査

（イ）の結果を踏まえ，（イ）の調査対象者のうち，再犯防止を考える上で重要な類型（手口・前科による類型。初犯者で，手口が「万引き」又は「侵入盗」の類型を想定している。）について，動機や背景事情を含めた犯行態様の詳細を把握するため，刑事確定記録調査を実施する。

さらに，刑確定から一定期間の再犯状況等を調査し，調査対象者の基本的属性（性別，年齢等），犯行に関すること（動機や背景事情，手口，共犯者の有無，被害額等），犯罪の進度に関すること（処分歴や罪名等），生活状況に関すること（初・再犯時や処分後の住居・職業の状況，同居保護者・監督者の有無等），処遇に関すること（更生緊急保護やその他の措置の実施状況等）などの観点から，再犯リスクの分析を行う。

（エ）（ウ）の調査対象以外の実態及び成り行き調査

（ウ）で対象としていない他の重要な類型に該当する者を（イ）の調査対象者から抽出し，（ウ）と同様の調査を行い，（ウ）で得られた結果と合わせて，再犯リスクの分析を行う。

（オ）成果物の取りまとめ

上記を総合して，初犯者を中心に，窃盗事犯者の類型別の実態を明らかにし，再犯防止策及び処遇の在り方に関する課題と展望を取りまとめて，平成26年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

３．事前評価の概要

本研究について，平成25年5月22日に実施された研究評価検討委員会（学者７名，法務省の他部局４名計11名により構成）の結果を踏まえ，平成25年８月に評価基準（別紙参照）第４の１に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った（事前評価時の施策名は「法務に関する調査研究（窃盗事犯者に関する研究）」である。）。

（１）必要性

本研究の対象である窃盗事犯者は，再犯防止対策上の重要課題であり，犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」を中核とする法務省の重要な施策である再犯防止対策に密接に関連しており，実施の必要性が極めて高く，かつ，その多様な特性に応じた対策を検討する必要から，早期に実施するべきテーマである。また，罰金に処せられた者を含む窃盗事犯の詳細な実態把握や再犯状況等の研究は，現在まで実施されていない上，使用するデータの性質に照らし，法務総合研究所以外では実施できないと思われるから，他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。なお，研究評価検討委員会における必要性を評価する３項目の評点は，30点中30点である。

（２）効率性

窃盗事犯者は，同種再犯に陥りやすく，初めての刑事処分が再犯防止上の重要な分岐点となると考えられるところ，本研究では，懲役刑だけではなく，広く，罰金刑に処せられた者も含めて，初めて刑事処分を受けた窃盗事犯者を調査対象とするなど，調査対

象の設定は適切なものとなる見込みである。研究を深めるために，起訴猶予処分者等の調査を検討する余地もあるが，抽出やデータ収集上の制約を併せ考慮する必要がある。研究の手法等は，実務経験を有する者が，公的記録に基づく十分に信頼性があるデータを収集し，統計的に適切な分析手法によることが予定されており，適切なものとなる見込みであり，かつ，特別な支出を要しないものであって，費用対効果の観点からも十分に合理的なものになると見込まれる。なお，研究評価検討委員会における効率性を評価する３項目の評点については，30点中24点である。

（３）有効性

本研究は，罰金に処せられた者を含む初犯者で，重要な類型の窃盗事犯者及びその再犯の実態等をその特性に応じて明らかにするという，これまでの研究では把握できなかった内容に渡る見込みであるから，窃盗事犯に関係する再犯防止施策や処遇等の在り方の検討に大いに利用される見込みである。なお，研究評価検討委員会における有効性を評価する１項目の評点は，10点中10点である。

（４）総合的評価

以上のとおり，本研究は，必要性，効率性，有効性の観点からいずれも高く評価され，研究評価検討委員会における評点の合計点は70点中64点であったことから，本研究は，評価基準第３の３に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

４．評価手法等

本研究に対する事後評価は，研究の成果を把握するための期間を設けるため，研究終了から一定期間経過後の平成30年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において，評価基準第４の２に掲げる各評価項目について４段階（ＡからＤ）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

５．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）[*1]

第３　再犯防止のための重点施策

１－(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

３－(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

６．備考

・平成21年版犯罪白書「再犯防止施策の充実」

・平成26年版犯罪白書「窃盗事犯者と再犯」

---

*1 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第３　再犯防止のための重点施策

１　対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

(1)　少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては，再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために，個々の犯罪・非行歴，家庭環境，交友関係，発達上の課題，生活設計等を的確に把握し，これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

３　再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し，更に効果的な対策を検討・実施する。

(1)　再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等，再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため，対象者の罪名・罪種のみならず，特性や問題性等，複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

別紙

研究評価検討委員会における評価基準

第１　目的

本評価基準は，研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって，同委員会における研究の評価の観点を明らかにし，より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第２　適用対象

本評価基準は，法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし，当該研究の実施方法等に鑑み，本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については，本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第３　評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

１　評価対象の研究に関し，研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に，「第４　評価項目」の「１　事前評価」及び「２　事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

２　各項目の評価は４段階（ＡからＤ）で行い，各評価に応じて，以下のとおり評点を付すものとする。

Ａ…評点 10 点
Ｂ…評点７点
Ｃ…評点５点
Ｄ…評点０点

３　各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて，評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上　　… 大いに効果があった。
合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
合計点 35 点未満　　… あまり効果がなかった。

４　研究評価検討委員会の各委員は，法務総合研究所に対し，本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第４　評価項目

１　事前評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1)　法務省の施策に関連して必要なものか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高いと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。

Ｂ…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。

Ｃ…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。

Ｄ…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2)　代替性のない研究であるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

Ｂ…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。

Ｃ…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。

Ｄ…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3)　早期に研究を実施すべきテーマであるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する

Ａ…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

Ｂ…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。

Ｃ…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。

Ｄ…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4)　研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

Ａ…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。

Ｂ…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みであ

る。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5)　研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど，研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から，合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から,十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものとなる見込みである。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されるか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究その他の場で広く利用されることは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

２　事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1)　法務省の施策等に関連して必要なものか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。

B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。

C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。

D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2)　代替性のない研究であるか。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。

B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。

C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3)　研究における調査対象の設定が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において，研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではなかった。

(4)　研究の実施体制・手法が適切であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど，研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，実施された研究において，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から,合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から，十分に合理的なものであった。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものであった。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものであった。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものであった。

(6)　研究の成果物は分かりやすいものであるか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり，また，図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは，実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから，この

点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用された，又は，今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用された，又は，今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用された，又は，今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

平成28年度事後評価実施結果報告書

１．施策名等　　（法務省28－(5)）

施策名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（性犯罪に関する総合的研究）					
政策体系上の位置付け	法務に関する調査研究 （Ⅰ－３－(１)）					
施策の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	2,264	2,811	－	－
		補正予算(b)	0	0	－	－
		繰越し等(c)	0	0	－	
		合計(a+b+c)	2,264	2,811	－	
	執行額（千円）		2,264	2,811	－	
政策評価実施時期	平成29年８月			担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	
評価方式	事業評価方式					

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

性犯罪は，国民が身近に不安を感じる社会的関心の高い犯罪の一つであり，性犯罪者の再犯状況等に関する実態の解明，再犯防止のための取組の充実を求める声は高い。こうした中，平成16年に，強姦罪の法定刑が引き上げられ，平成18年度から，法務省における性犯罪者の再犯防止対策の一環として，性犯罪者に対する処遇プログラム（刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」及び保護観察所における「性犯罪者処遇プログラム」）が開始されるなど，様々な取組がなされている。

しかしながら，性犯罪者の再犯に対する危惧・懸念は解消せず，なおもその対策の充実を求める国民の声は根強い。平成20年，内閣府による犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」[*1]の中においても，「犯罪者を生まない社会の構築」を目指すため，刑事施設及び保護観察所において，性犯罪者等の個々の問題性に応じた処遇プログラムの開発・実験を行い，その効果を検証して処遇の充実を図ることが掲げられている。同じく，同会議の，「犯罪から子どもを守るための対策」（平成22年12月14日改定）で性犯罪者の処遇の充実強化が掲げられているほか，「第３次男女共同参画基本計画」[*2]でも性犯罪への対策の推進が掲げられている。「再犯防止に向けた総合対策」[*3]においても，性犯罪者に対する指導及び支援は再犯防止のための重点施策のための一つとされており，また，再犯防止対策を推進するため，再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究を実施することが求められている。

これまでの性犯罪に関する研究により，性犯罪においては，通常の犯罪におけるリスク要因が当てはまりにくいことが明らかになったが，その一方で，我が国の性犯罪において，リスク要因の有無（類型別のものを含む。）及びその内容等については，いまだ明らかにされていない。他方，我が国においては，近年，性犯罪者に対する処遇プログラムの運用が開始されており，その充実強化を図るためには，性犯罪の実態，処遇について幅広い研究を行い，プログラムに対する正の効果を有する群の特定や，効果を促進する補助因子の特定等を探ることが重要である。これまで，性犯罪に関する実証的・包括的な研究が行われていないことを踏まえると，早急に性犯罪に関する実証的・包括的な研究を行うことにより，性犯罪の実態を分析し，性犯罪者の処遇策の効果等を明らか

にすることが必要であると考えられる。

また，諸外国における性犯罪対策については，研究部報告38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究－フランス，ドイツ，英国，米国－」[*4]において調査を行ったところであるが，その後も，この分野における各国の対策は，罰則の強化・刑事罰の拡大，刑罰の執行段階における処遇施策の充実強化，刑罰執行後の措置等の様々な施策が展開されており，これらの最新の知見を収集することは，今後の我が国の性犯罪対策の参考とするために有益であると考えられる。

（２）目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「性犯罪の実態を分析し，性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより，性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために有益であり，また後続の調査にも資する資料を提供すること」である。

（３）具体的内容

ア　研究期間

平成25年度から平成26年度までの２か年

イ　研究内容

（ア）性犯罪の動向

警察統計，検察統計，矯正統計，保護統計，犯罪被害実態調査結果等を用いて，性犯罪の発生状況（認知件数と暗数，発生場所，被害者と被疑者の関係，共犯関係，性犯罪者の属性等）及び処遇状況（起訴・裁判結果，刑事施設での処遇状況や出所状況，保護観察所における処遇状況等）を取りまとめる。

（イ）性犯罪者の実態調査

一定期間を区切って性犯罪により懲役刑の有罪判決を受けた者全て（執行猶予の有無を問わない。）を調査対象とした実態調査を行う。調査に用いる資料は，判決及び刑事確定記録とする。期間については，刑事確定記録の保存期限を踏まえて，可能な限り遡った時期とする。

実態調査に当たっては，性犯罪者の属性，性犯罪の動機，手口，被害内容，その裁判動向等の性犯罪の実態を把握し，海外における知見，我が国の専門家の知見等を踏まえて，性犯罪者のリスク要因を分析するとともに，既存の統計で把握できない性犯罪に関する動向分析を行う。

（ウ）性犯罪者の処遇に関する実態調査

刑事施設，保護観察所において，我が国の性犯罪者の処遇に関する実地調査を行い，処遇プログラムを活用した処遇の実態及び課題を明らかにする。なお，必要に応じ，性犯罪者対策，性犯罪者の処遇に関する海外の最新の知見を収集する。

上記（イ）の対象者について，刑事施設及び保護観察における状況（規律違反その他の処遇状況，処遇プログラム受講の有無やその内容等）及び刑事施設における各種データ（心理検査結果等）を調査し，その特質を，上記（イ）の結果を利用しつつ分析する。

（エ）性犯罪者の成り行き調査

上記（イ）の対象者について，その後の再犯状況及び再犯内容を調査し，上記（イ）及び（ウ）の調査結果を利用して分析する。

（オ）成果物の取りまとめ

上記（ア）から（エ）を総合して，性犯罪及び性犯罪者に対する処遇の実態等を明らかにし，その犯罪抑止に関する課題と展望を取りまとめて，平成27年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

３．事前評価の概要

本研究について，平成24年４月27日に実施された研究評価検討委員会（学者７名，法務

省の他部局４名計11名により構成）の結果を踏まえ，評価基準（別紙１参照）第４の１に掲げる各評価項目について，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

再犯防止，とりわけ性犯罪者の再犯防止は，法務省の重要施策であり，その施策の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする本研究は,実施の必要性が極めて高く，国民の関心・要望の高さを踏まえ，早期に実施すべきテーマである。また，本研究は，性犯罪者に関する各種データに基づいて行う実証的研究であるから，法務総合研究所以外においては行うことが著しく困難である。以上をまとめると，必要性の評点は30点中30点であった。

（２）効率性

性犯罪により有罪となった者を広く対象として十分な統計データを確保できることから，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。研究の手法等は，特に目新しい手法ではないものの，一般的・標準的な分析手法によることが予定されており，適切なものとなる見込みであり，特別な支出を要しないものであって，費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。以上をまとめると，効率性の評点は30点中27点であった。

（３）有効性

本研究は，性犯罪に関する実証的・包括的研究として従来にない研究であり，性犯罪者の実態，その処遇の効果を明らかにするものであるから，性犯罪対策，性犯罪者処遇の在り方の検討等に大いに利用されることが見込まれ，有効性の評点は10点中10点であった。

（４）総合的評価

以上のとおり，本研究は，必要性，効率性，有効性の観点からいずれも高く評価され，評点の合計点は70点中67点であったことから，本研究は評価基準第３の３に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

４．評価手法等

本研究に対する事後評価は，研究の成果を把握するための期間を設けるため，研究終了から一定期間経過後の平成29年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において，評価基準第４の２に掲げる各評価項目について４段階（ＡからＤ）で評価を行い，各評価に応じた評点を付すものとし，その評点の合計点に応じて，本研究の効果について判定する。

５．事後評価の内容

本研究について，平成29年4月19日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ，次のとおり事後評価を行った。

（１）本研究の成果について

本研究は,「再犯防止に向けた総合対策」を踏まえ，国民が不安を抱き，社会的関心も高い性犯罪について，その動向，性犯罪者の再犯防止対策の現状と課題等を明らかにするため，公式統計や特別調査，実地調査等に基づき，以下の知見を得た。

ア　性犯罪の動向

近年の認知件数を見ると，強姦は減少傾向にあるが，強制わいせつは増加傾向にあり，平成26年の強制わいせつの検挙件数，検挙人員は，統計を取り始めた昭和41年以降で最多であった。強姦，強制わいせつの検挙人員について，犯行時の年齢層別構成比の推移を見ると，いずれの罪名においても，かつては少年の占める割合が他の年齢層と比べて最も高かったが，近年はそれぞれ10％台まで低下している。被害者と被疑者の関係を見ると，強姦，強制わいせつ共に，被害者が親族・面識ありの割合が上昇傾向にある。また，被害者の年齢層を見ると，強姦，強制わいせつ共に，一貫して未

成年者や20～29歳の者の割合が高く，特に13歳未満の被害者数は，強姦の被害者，強制わいせつの男子の被害者で，それぞれ増加している。刑期が５年を超える者の人員については，20年前と比べて，強姦では約3.4倍に，強制わいせつでは５倍に，それぞれ増加している。

入所受刑者の犯行時の生活環境等を見ると，強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べて，有職者の割合は高く，住居不定の者の割合は低い。さらに，強姦，強制わいせつ共に，入所受刑者総数と比べて，未婚の者の割合が高く，高校卒業以上の学歴を有する者の割合についても高いことが明らかになった。

強姦，強制わいせつの同一罪名再入者の割合は，窃盗や覚せい剤取締法違反ほど高くないものの，殺人や強盗より高い。強姦，強制わいせつ共に，出所受刑者総数と比べると，満期釈放者及び仮釈放者のいずれにおいても，５年及び10年以内再入率は低いことが明らかになった。

イ　性犯罪者の実態調査

全国で性犯罪を含む事件で懲役刑の有罪判決を受け，平成20年７月１日から同21年６月30日までに裁判が確定した者1,791人を対象として調査を行った。性犯罪者の特性や問題性を明らかにするために，性犯罪の罪名，被害者の年齢，共犯の有無及び犯行態様に着目し，「単独強姦型」，「集団強姦型」，「強制わいせつ型」，「小児わいせつ型」，「小児強姦型」，「痴漢型」及び「盗撮型」の類型別に，基本的属性，前科，事件の内容等を分析するとともに，裁判確定から５年が経過した時点における再犯の有無及び再犯の内容等を見ることによって，再犯に関連する要因の検討や処遇プログラムの効果検証を実施した。さらに，調査対象者のうち性犯罪前科のある者に限定して，その前科に係る事件の概要等を見ることによって，性犯罪を繰り返して行う者の特徴についても明らかにした。

その結果，①初回の性非行・性犯罪時の年齢を見ると，29歳以下の者の割合が約５割を占め，特に複数回の性犯罪前科のある者では，その割合が約７割に達することや，②性犯罪者は一様ではなく，類型によって，犯行時の年齢層，教育程度，就労状況，前科の有無等において様々な違いがあることが見出された。具体的に，類型ごとの特徴を概観すると，③「単独強姦型」は，年齢の低い時から，性非行・性犯罪に限らず一般的な非行・犯罪傾向が認められること，④「集団強姦型」は，４割弱の者に保護処分歴があり，そのほとんどが性非行以外の非行であり，他の類型と比べて，年齢の低い時から，性非行・性犯罪以外の非行・犯罪への親和性が高い者が多いこと，⑤「強制わいせつ型」には，痴漢行為を繰り返している者と，単独強姦や痴漢行為以外の強制わいせつに及んでいる者がそれぞれ一定数含まれていること，⑥「小児わいせつ型」には，中高年になってから性犯罪に及ぶ者や，複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず小児を対象とした性犯罪を繰り返している者が一定数含まれていること，⑦「小児強姦型」には，性犯罪前科のない者で，中高年になって，親族や面識のある被害者との関係性を利用して犯行に及ぶ者が一定数含まれていること，⑧「痴漢型」は，複数の刑事処分を受けているにもかかわらず，痴漢行為を繰り返している者が多く，他の類型の性犯罪者と比べて，再犯率が高く，短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にあること，⑨「盗撮型」は，未婚の者，学歴では大学進学の者の割合が他の類型よりも高いほか，複数回の刑事処分を受けているにもかかわらず，条例違反を繰り返している者が多いことといった特徴が見出された。

また，執行猶予者や出所受刑者に対する追跡調査の結果，⑩性犯罪の再犯リスク要因として「性非行による前歴・保護処分歴，性犯罪による前科・前歴のいずれかがあること」，「被害者に面識のない者を含むこと」，「犯行時の婚姻状況が未婚又は離死別であること」といった要因が見出された。そのほか，処遇プログラムの効果検証については，⑪刑事施設及び保護観察所における処遇プログラムの受講が，既知の再犯リスク要因等の相違を調整した後でも，罪名を問わない全ての再犯，性犯罪の再犯の

双方のリスクを統計的に有意に減少させるという結果が得られた。

さらに，調査対象者のうち性犯罪前科のある者に対する調査では，⑫性犯罪前科のみの者の割合は約６割，性犯罪前科以外の前科もある者は約４割であること，同一の類型の性犯罪を反復する者の割合は類型によって大きく異なることも明らかになった。

ウ　性犯罪者の処遇実態の調査

我が国の矯正施設，保護観察所における性犯罪者の再犯防止のための処遇等について，公式統計や実地調査等に基づき詳しく紹介した。また，海外の事情についても調査を行い，性加害者処遇学会（Association for the Treatment of Sexual Abusers）の2014年の年次大会で収集した情報等を参考に，諸外国における性犯罪者に対する地域社会での取組事例を紹介した。

エ　提言

以上の調査・分析を踏まえ，本研究では，性犯罪者に対する再犯防止策について，主として「初期対応の重要性」，「性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇」，「総合的な働き掛けの重要性」の三つの観点から幾つかの提言を行った。

第１の初期対応の重要性については，複数回の性犯罪前科のある者では，初回の性非行・性犯罪時の年齢が若年時であること等を踏まえ，少年に対する処遇プログラムの充実や，初入者へのきめ細かい処遇の重要性について指摘した。また，痴漢行為により懲役刑の実刑に処せられた者の大多数は，それまでに痴漢行為で複数回の罰金，執行猶予の処分を受けているにもかかわらず痴漢行為を繰り返していること，他の類型の性犯罪者と比べて，再犯率が高く，短期間のうちに再犯に及ぶ傾向にあることが明らかとなったことを踏まえ，再犯防止のためには，痴漢行為が常習化する前のより早い段階において問題性に働き掛けることが重要である旨を指摘した。

第２の性犯罪者特有の問題性に対する効果的な処遇については，処遇プログラムについて，受講対象者への継続的な働き掛けのほか，引き続き，実施者の技術の向上を図ることが望ましい旨を指摘した。また，効果的な処遇に資する実証研究の推進の必要性についても指摘した。

第３の総合的な働き掛けの重要性については，性犯罪者は，必ずしも性犯罪のみを繰り返す者ばかりではなく，また他の犯罪・非行への親和性が高い一群がいることも明らかになったことから，そうした者に対しては，性非行・性犯罪に特有な問題性に対する働き掛けだけでなく，非行・犯罪一般に対する働き掛けが重要であることを指摘した。また，関係機関や地域社会との連携強化について，日頃から性非行少年・性犯罪者の処遇に携わっており，一定の知見を有している矯正施設及び保護観察所の職員の専門性の地域社会への還元を提言した。

オ　成果物

本研究の成果は，平成27年版犯罪白書特集のほか，研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」[*5]として公刊され，法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか，法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また，本報告書刊行に併せ，刑事政策に関する雑誌に本研究の特別調査や海外調査を紹介する記事を掲載した。そのほか，研究成果の一部を第42回日本犯罪社会学会大会で口頭発表したほか，内閣府が主催する男女共同参画会議・女性に対する暴力に関する専門調査会第80回での報告も行った。

（２）各評価項目の判定

評価基準第４の２に掲げる各評価項目について，研究評価検討委員会において評価した結果は別紙２のとおりである。

（必要性の評価項目）

性犯罪は国民が身近に不安を感じる犯罪として社会的関心が高いことに加え，「再犯

防止に向けた総合対策」においても，性犯罪者に対する対策の強化が重点事項として掲げられていることから，本研究は，法務省の重要な施策と密接に関連しており，実施する必要性が極めて高かった。また，本研究は，性犯罪者に関する各種データに基づいて行った多角的な実証研究であり，詳細な動向調査のほか，世界的に見ても類例のない大規模な特別調査を実施している。検察庁や刑事施設が保有する記録をもとにデータを収集し，高度な統計的手法を織り交ぜて分析していることを踏まえると，法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり，代替性のない研究であった。なお，研究評価検討委員会における必要性を評価する２項目の評点は，20点中20点であった。

（効率性の評価項目）

本研究の対象は，強姦や強制わいせつなどの刑法犯だけでなく，都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反等で禁止されている痴漢や盗撮等も含めた性犯罪者を広く対象として十分な統計データを確保した。特に，特別調査では，結果の一般化可能性を担保する観点から，全国において１年間で性犯罪を含む事件で有罪判決を受けた者を網羅し分析した。以上を踏まえ，調査対象の設定は非常に適切なものであった。また，本研究に使用したデータは，検察庁や刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており，十分に信頼性がある。その調査・分析も，検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し，多様な観点から分析を加えるとともに，処遇プログラムの効果検証等の分析においては，その目的に応じて科学的に妥当な統計手法を選択した。以上から，研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。さらに，本研究に用いたデータの入手方法は，公刊されている統計資料のほか，法務省機関の協力により入手したものであり，その分析方法も，犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって，既存の設備･備品等を活用して行うものであり，特別な追加的費用を要しなかった。以上から，本研究の研究手法は，研究目的を達成するに当たり，費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。なお，研究評価検討委員会における効率性を評価する３項目の評点は，30点中30点であった。

（有効性の評価項目）

本研究の研究成果は，平成27年版犯罪白書の特集，研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」として刊行されたほか，刑事政策に関する各種雑誌等においても解説を交えて紹介されている。また，その記述内容も，図表を豊富に使用しつつ，検証可能な形で調査データを提示し，分析の根拠や内容を平易に記載しており，専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から，成果物は，実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。また，本研究は，「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり，従来にない大規模かつ詳細な調査を行い，性犯罪者の実態を明らかにしたものであることから，今後の性犯罪対策や性犯罪者処遇の在り方の検討の際の基礎資料として利用されることが見込まれる。成果物は法務省ホームページ[*6]において一般に公開されていることからしても，今後，大学等における同種問題を論じる際の主要な先行研究として位置付けられるほか，マスメディア等において大いに利用されることが見込まれる。なお，研究評価委員会における有効性を評価する２項目の評点は，20点中20点であった。

（３）総合評価

したがって，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ，研究評価検討委員会における評点の合計点は，70点中70点であったことから，評価基準第３の３に基づき，総合評価としては，大いに効果があったと評価できる。

６．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

平成29年７月７日

（２）実施方法

会議

（３）意見及び反映内容の概要

〔意見〕

ＰＤＣＡサイクルとの関連で，今回の研究の成果がどのような形で施策に生かされたのかという点についてより具体的な説明が必要でないか。また，法務総合研究所の行う研究は全般的に基礎的なものなのか否か。

〔反映内容〕

今回の研究は，施策の立案等に資する幅広い基礎資料の提供を主眼に行ったものであり，特定の立法作業のためのものではないが，今後，個々の研究成果が，具体的な政策の立案に一層活用されるように，研究内容につき法務省職員に対する研修及び説明会を実施するなど，より効果的な周知に努める。また，研究テーマの選定や研究計画を立案する際において，平成29年度から幹部会議により大臣官房秘書課，刑事局，矯正局，保護局からの意見聴取を行っており，将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に一層努めていく。

７．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）

・第２－２－①　矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

・第２－２－⑧　保護観察における処遇の充実強化

○「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）

・第１－３－（２）　国民の関心の高い性犯罪

・第３－１－（５）　性犯罪者に対する指導及び支援

８．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価の過程で使用したデータや文献等

○評価の過程で使用した公的統計

○評価の過程で使用したアンケート調査等

９．備考

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため，該当事項なし。

---

*1　「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）」

第２－２－①　矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

刑事施設において，薬物・アルコール依存者，性犯罪者，交通事犯者，高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い，指導効果を検証して，改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに，諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について，過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど，受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また，少年鑑別所・少年院においては，再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し，資質鑑別の向上を図るとともに，その結果から得ら

れた再非行リスクを低減させるために，生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。

第２－２－⑧　保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により，再犯防止対策を推進する。また，保護観察対象少年について，家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処遇を行うことを検討する。

*2 「第３次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）」

第２部－第９分野－３性犯罪への対策の推進

性犯罪被害者が，被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに，被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに，関係法令の見直し，効果的な再犯防止策等について検討する。

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第１－３－（２）国民の関心の高い性犯罪

平成19年版犯罪白書によると，70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち，１犯目と同種再犯を犯した者の割合は，性犯罪では５％となっており，覚せい剤取締法違反や窃盗の29%，傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが，他方，性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており，その多くが若年時に初犯を犯している。

このため，薬物事犯と同様に，受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに，関係省庁の連携の下で，再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

第３－１－（５）性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては，関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて，個々の再犯リスクを適切に把握し，刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により，効果的な指導・支援を実施する。

特に，小児を対象とした性犯罪者，性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等，性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については，諸外国の取組事例等を参考とし，新たな対策の検討を行う。

*4 研究部報告38（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html）

*5 研究部報告55（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00084.html）

*6 平成27年版犯罪白書（http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/62/nfm/mokuji.html）

別紙１

研究評価検討委員会における評価基準

第１　目的

本評価基準は，研究評価検討委員会が法務省法務総合研究所研究部が実施する特別研究（以下「研究」という。）に関する評価を実施するに当たって，同委員会における研究の評価の観点を明らかにし，より客観的な研究の評価の実施に資することを目的とする。

第２　適用対象

本評価基準は，法務省の政策評価の対象となった研究の評価を実施する場合に適用する。ただし，当該研究の実施方法等に鑑み，本評価基準で評価することが適当でないと研究評価検討委員会が認める研究については，本評価基準とは別の基準で評価を実施することができるものとする。

第３　評価の実施方法

本評価基準を用いての評価方法は以下のとおりとする。

１　評価対象の研究に関し，研究の実施前（事前評価）及び研究の実施後（事後評価）に，「第４　評価項目」の「１　事前評価」及び「２　事後評価」に掲げる各評価項目について評価を行うものとする。

２　各項目の評価は４段階（ＡからＤ）で行い，各評価に応じて，以下のとおり評点を付すものとする。

Ａ…評点 10 点
Ｂ…評点７点
Ｃ…評点５点
Ｄ…評点０点

３　各評価項目で付された評点を合計した点数に応じて，評価対象の研究の効果を以下のとおり判定する。

合計点 56 点以上　　… 大いに効果があった。
合計点 49 点以上 56 点未満 … 相当程度効果があった。
合計点 35 点以上 49 点未満 … 効果があった。
合計点 35 点未満　　… あまり効果がなかった。

４　研究評価検討委員会の各委員は，法務総合研究所に対し，本評価基準による評価の実施に必要な資料等を求めることができるものとする。

第４　評価項目

１　事前評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

⑴　法務省の施策に関連して必要なものか（評価項目番号１）。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高いと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高い。

B…法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高い。

C…法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性がある。

D…法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しい。

(2)　代替性のない研究であるか（評価項目番号２）。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で実施できないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高い上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…他の研究機関では代替する研究の実施が著しく困難である。

B…他の研究機関では代替する研究の実施が困難である。

C…他の研究機関でも類似の研究を実施可能であるが，代替性があるとまではいえない。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施可能である。

(3)　早期に研究を実施すべきテーマであるか（評価項目番号３）。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

研究テーマが，刑事政策上の課題となっているなど，早期に研究を実施すべきものであれば，当該研究の必要性が高く認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する

A…早期に研究を実施する必要性が極めて高いテーマである。

B…早期に研究を実施する必要性が高いテーマである。

C…早期に研究を実施する必要性がそれほど高くはないテーマである。

D…早期に研究を実施する必要性がないテーマである。

(4)　研究における調査対象の設定が適切であるか（評価項目番号４）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではないものとなる見込みである。

(5)　研究の実施体制・手法が適切であるか（評価項目番号５）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされるためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われるなど，研究の実施体制・手法が適切であることが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切なものとなる見込みである。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切なものとなる見込みである。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切なものとなる見込みである。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではないものとなる見込みである。

(6)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか（評価項目番号６）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から，合理的な範囲の費用支出にとどまるものであることが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から，十分に合理的なものとなる見込みである。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものとなる見込みである。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものとなる見込みである。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものとなる見込みである。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか（評価項目番号８）。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究その他の場で広く利用されることは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用される見込みが乏しい。

２　事後評価

評価対象の研究に関し，以下の項目について評価を実施する。

(1)　法務省の施策等に関連して必要なものであるか（評価項目番号１）。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

法務省の施策においては，犯罪防止，犯罪者処遇を含め，我が国の刑事政策の適切な策定運用が求められるが，実際の研究成果が，現に，この観点から，法務省の施策に関連するものであれば，当該研究の必要性は高かったと認められることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…現に法務省の重要な施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が極めて高かった。

B…現に法務省の重要な施策に関連し，又は，法務省の施策に密接に関連する研究であり，実施の必要性が高かった。

C…現に法務省の施策に関連する研究であり，実施の必要性があった。

D…現に法務省の施策に関連しない研究であり，実施の必要性が乏しかった。

(2)　代替性のない研究であるか（評価項目番号２）。

ア　評価の観点【主に研究の必要性】

当該研究が，他の研究機関で現に実施されておらず，実施された研究の成果が他では得られないものであれば，当該研究は法務省で行う必要性が高かったと認められる上，研究の価値，効果も高いといえることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…他の研究機関では代替する研究が現に実施されておらず，今後その見込みも乏しい。

B…他の研究機関では代替する研究が現に実施されていない。

C…他の研究機関でも類似の研究が実施されたが，研究成果において代替性があるとまではいえなかった。

D…他の研究機関でも同程度の研究が実施された。

(3)　研究における調査対象の設定が適切であるか（評価項目番号４）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

実施された研究において，研究の趣旨・目的に沿った研究成果を効率的に得る上で，調査対象の設定（調査対象及びその範囲のほか，研究の性質によっては，調査対象件数や期間の設定等を含む。）が適切になされたことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，調査対象の設定は適切ではなかった。

(4)　研究の実施体制・手法が適切であるか（評価項目番号５）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的になされたと評価するためには，専門性のある者等による適切な研究実施体制の下で，信用性のあるデータが収集され，信頼性のある手法で多様な視点から分析が行われたなど，研究の実施体制・手法が適切であったことが必要であるから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は非常に適切であった。

B…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切であった。

C…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法はおおむね適切であった。

D…研究の趣旨・目的に照らし，研究の実施体制・手法は適切ではなかった。

(5)　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか（評価項目番号６）。

ア　評価の観点【主に研究の効率性】

当該研究が効率的であるためには，実施された研究において，データ・資料の入手その他の研究手法が，当該研究の趣旨・目的に沿った成果を達成する観点から,合理的な範囲の費用支出にとどまるものであったことが重要であることから，この点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…研究手法は費用対効果の観点から，十分に合理的なものであった。

B…研究手法は費用対効果の観点から，合理的なものであった。

C…研究手法は費用対効果の観点から，おおむね合理的なものであった。

D…研究手法は費用対効果の観点から，合理性を欠くものであった。

(6)　研究の成果物は分かりやすいものであるか（評価項目番号７）。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物の文書構成が適当であり，また，図表等による視覚的な配慮や平易な用語の使用などによって分かりやすいものになっていることは，実際に法務省やその他の場における利用状況に影響を与えるものであることから，この

点を評価する。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…実務家にとっても，研究の成果を利用し得る実務家以外の者にとっても分かりやすい。

B…実務家にとって分かりやすい。

C…実務家にとっておおむね分かりやすい。

D…実務家にとっても理解に時間を要する。

(7)　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や大学の研究等に利用されたか（評価項目番号８）。

ア　評価の観点【主に研究の有効性】

当該研究の成果物が，法務省を始めとする行政機関等において法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討に利用され，又は，大学での研究等その他の場で広く利用されたことは，当該研究が法務省の施策等に直接又は間接に役立ち得ることを明らかにするとともに，広くは，国民の刑事政策への理解協力，ひいては犯罪防止や犯罪者処遇の改善等につながるものであることから，この点を評価する。なお，当該研究の性質上，評価実施時期までに利用されていなくても，中長期的に見て利用される見込みが認められるものについては，その有効性を認め得ることから，評価に当たってこの点を加味することとする。

イ　評価の基準

以下の基準により，評価する。

A…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に大いに利用され，又は，今後大いに利用される見込みである。

B…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用され，又は，今後利用される見込みである。

C…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に多少利用され，又は，今後多少利用される見込みである。

D…法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されず，かつ，今後利用される見込みも乏しい。

別　添

事前評価結果表

【　　】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1　法務省の施策に関連して必要なものか。			
	2　代替性のない研究であるか。			
	3　早期に研究を実施すべきテーマであるか。			
効率性	4　研究における調査対象の設定が適切であるか。			
	5　研究の実施体制・手法が適切であるか。			
	6　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。			
有効性	7　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されるか。			

評点合計：　　点

別　添

事後評価結果表

【　　】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	1　法務省の施策に関連して必要なものか。			
	2　代替性のない研究であるか。			
効率性	3　研究における調査対象の設定が適切であるか。			
	4　研究の実施体制・手法が適切であるか。			
	5　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。			
有効性	6　研究の成果物は分かりやすいものであるか。			
	7　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されたか。			

評点合計：　　点

別紙２

事後評価結果表

【性犯罪に関する総合的研究】

評価項目		評価	評点	参考
必要性	１　法務省の施策に関連して必要なものか。	A	10点	性犯罪は国民が身近に不安を感じる犯罪として社会的関心が高いことに加え，「再犯防止に向けた総合対策」においても，性犯罪者に対する対策の強化が重点事項として掲げられている。以上から，本研究は，法務省の重要な施策と密接に関連しており，実施する必要性が極めて高かった。
	２　代替性のない研究であるか。	A	10点	本研究は，性犯罪者に関する各種データに基づいて行った多角的な実証研究であり，詳細な動向調査のほか，世界的に見ても類例のない大規模な特別調査を実施している。また，検察庁や刑事施設が保有する記録をもとにデータを収集し，高度な統計的手法を織り交ぜて分析していることを踏まえると，法務総合研究所以外においては行うことは著しく困難であり，代替性のない研究であると位置付けられる。
効率性	３　研究における調査対象の設定が適切であるか。	A	10点	本研究の対象は，強姦や強制わいせつなどの刑法犯だけでなく，都道府県のいわゆる迷惑防止条例違反等で禁止されている痴漢や盗撮等も含めた性犯罪者を広く対象として十分な統計データを確保した。特に，特別調査では，結果の一般化可能性を担保する観点から，全国において１年間で性犯罪を含む事件で有罪判決を受けた者を網羅し分析した。以上を踏まえ，調査対象の設定は非常に適切なものであった。
	４　研究の実施体制・手法が適切であるか。	A	10点	本研究に使用したデータは，検察庁や刑事施設が保有する公的記録に基づき収集されたものを使用しており，十分に信頼性がある。また，その調査・分析も，検察・矯正・更生保護での実務経験を有する研究官等の知見を積極的に活用し，多様な観点から分析を加えるとともに，処遇プログラムの効果検証等の分析においては，その目的に応じて科学的に妥当な統計手法を選択した。以上から，研究の実施体制・手法は非常に適切なものであった。
	５　研究手法が費用対効果の観点から合理的であるか。	A	10点	本研究に用いたデータの入手方法は，公刊されている統計資料のほか，法務省機関の協力により入手したものであり，その分析方法も，犯罪者処遇の実務経験を有する研究官等の専門的知見をもって，既存の設備･備品等を活用して行うものであり，特別な追加的費用を要しなかった。以上から，本研究の研究手法は，研究目的を達成するに当たり，費用対効果の観点から十分に合理的なものであった。
有効性	６　研究の成果物は分かりやすいものであるか。	A	10点	本研究の研究成果は，平成27年版犯罪白書の特集，研究部報告55「性犯罪に関する総合的研究」として刊行されたほか，刑事政策に関する各種雑誌等においても解説を交えて紹介されている。また，その記述内容も，図表を豊富に使用しつつ，検証可能な形で調査データを提示し，分析の根拠や内容を平易に記載しており，専門知識を有しなくても読み進められるよう工夫が施されている。以上から，成果物は，実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっていると評価できる。
	７　法令・施策の立案，事務運用の改善等の検討や，大学の研究等に利用されたか。	A	10点	本研究は，「再犯防止に向けた総合対策」に沿ったものであり，従来にない大規模かつ詳細な調査を行い，性犯罪者の実態を明らかにしたものであることから，今後の性犯罪対策や性犯罪者処遇の在り方の検討の際の基礎資料として利用されることが見込まれる。また，成果物は法務省ホームページにおいて一般に公開されていることからしても，今後，大学等における同種問題を論じる際の主要な先行研究として位置付けられるほか，マスメディア等において大いに利用されることが見込まれる。

評点合計：　70点 ／70点

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国と地方公共団体が連携した取組の実施				
評価方式		総合･実績･事業	政策目標の達成度合い		番号	7
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）					278,250
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	0 <0>	0 <0>	0 <0>		
執行額（千円）						
政策評価結果の概算要求への反映状況		本政策は，平成30年度概算要求事項として新たに計上した「地域再犯防止推進交付金」に基づくものであり，本事業に係る政策評価は平成31年度以降となるため，「政策目標の達成度合い」については空欄のままとしている。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	国と地方公共団体が連携した取組の実施	番号	7

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	再犯防止等推進費	再犯の防止等の推進に必要な経費		278,250	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計								
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							の内数	の内数	

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		適正迅速な検察権の行使				
評価方式		総合･実績･事業	政策目標の達成度合い		番号	8
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	5,055,572	5,010,825	4,999,304	4,916,883	5,277,645
	補正予算（千円）	0	0	0	0	
	繰越し等（千円）	7,817	0			
	計（千円）	5,063,389 ＜5,063,389＞	5,010,825 ＜5,010,825＞	4,999,304 ＜4,999,304＞		
執行額（千円）		4,640,819	4,653,041	4,721,968		
政策評価結果の概算要求への反映状況		検察庁における直接の検察活動経費であるため，政策評価の対象ではない。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	適正迅速な検察権の行使	番号	8

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの									
	小計								
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	検察庁	検察費	検察権の行使に必要な経費	4,916,883	5,277,645	
	小計						4,916,883 の内数	5,277,645 の内数	
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計							4,916,883 の内数	5,277,645 の内数	

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		検察権行使を支える事務の適正な運営				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	9
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	3,549,963	3,465,886		3,373,731	4,233,010
	補正予算（千円）	311,358	304,942	114,172	0	
	繰越し等（千円）	22,866	0	281,643		
	計（千円）	3,884,187 ＜3,884,187＞	3,770,828 ＜3,770,828＞	395,815 ＜395,815＞		
執行額（千円）		3,641,049	3,253,034	3,348,337		
政策評価結果の概算要求への反映状況		職員の捜査能力の向上を踏まえ児童虐待の捜査に当たる職員の研修について中央研修で受講した職員が地方において，他の職員に対し，講師となり研修を実施するなど研修方法の抜本的な効率化により，職員の捜査能力の底上げとともに経費の削減を図った。				

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営	番号	9

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画調整に必要な経費	42,468	44,634	
	●	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必要な経費	3,331,263	4,188,376	△ 424,079
							3,373,731 の内数	4,233,010 の内数	△ 424,079
対応表において◆となっているもの									
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計							3,373,731 の内数	4,233,010 の内数	△ 424,079

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	検察権行使を支える事務の適正な運営			番号	9

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
選挙事犯の取締り対応	●	1		1,720	1,720		
各種犯罪への対応	●	1	40,950	41,396	446		
検察庁における司法修習の実施	●	2	40,776	37,266	△ 3,510		
検察総合情報管理システムの運営	●	2	1,934,785	1,494,315	△ 440,470		
選挙事犯の取締り対応	●	2		24,419	24,419		
各種犯罪への対応	●	2	1,310,966	2,587,640	1,276,674	△ 9,954	職員の捜査能力の向上を踏まえ児童虐待の捜査に当たる職員の研修について中央研修で受講した職員が地方において，他の職員に対し，講師となり研修を実施するなど研修方法の抜本的な効率化により，職員の捜査能力の底上げとともに経費の削減を図った。
合計			3,327,477	4,186,756	859,279	△ 9,954	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(7)）

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 （Ⅱ－4－(2)）
達成すべき目標	・サイバー犯罪[*1]が増加傾向にあることなどから，コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し，的確な捜査手法を習得させ，また，証拠の保全や解析に関する技術を向上させて，サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法[*2]及び同基本計画を踏まえ，検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の知識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し，検察の業務等についての理解を深めることを通じて，刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。
目標設定の考え方・根拠	・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い，サイバー犯罪も年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある。捜査・公判に従事する職員に対して，サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて，職員の捜査・公判能力の向上を図る必要がある。 ・平成28年４月に第３次犯罪被害者等基本計画[*3]が策定され，犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては，第３次犯罪被害者等基本計画を踏まえた上で，その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ，検察においても対応する職員の知識や技能の向上に取り組む必要がある。 ・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ，証拠収集における一般市民の協力は不可欠のものであり，また，平成21年５月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるが，国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動であり，依然として，裁判員制度の意義等に関する広報啓発活動は重要である。そこで，広報や法教育の場を利用して，検察の機能や，刑事裁判における検察の役割について，検察官等から講義・説明を行うことで，検察の業務等を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 ○第３次犯罪被害者等基本計画（平成28年４月閣議決定） Ⅴ－第２－３－（１）－オ　職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－１－（２）－①　民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上[*4]
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
1　サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	－	－	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し，捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し，捜査・公判能力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある状況の中，法務検察においては，サイバー犯罪に適切に対処するため東京地方検察庁等にサイバー係検事を置くなどの対策を講じているところ，サイバー犯罪に全国的な規模で適切に対処するためには，捜査・公判活動に従事する職員に対し全国的な規模で研修を実施し，コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに，サイバー犯罪に対処する的確な捜査・公判手法を習得させ，また，証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させる必要がある。

そこで，サイバー犯罪に適切に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で実施し，捜査・公判能力の向上を図ることを目標とした。

具体的には，下記参考指標の実績値を含め，研修内容を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み，サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解，デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし，サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修[*5]を実施した。

同研修では，コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか，不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する講義・実習のほか，警察庁情報技術犯罪対策課や警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

また，デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ[*6]を実施した。

同研修では，デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習，警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに，スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）[*7]を実施した。

同研修では，電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義，データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））	－	100.0	100.0	92.0	100.0

（%）					
デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	88.1	95.0	98.3	95.0	100.0
デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	－	－	96.6	92.0	98.0

※平成25年度のネットワークフォレンジック研修に係る部分は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
２　被害者支援担当者の育成	－	－	被害者支援担当者に対して，個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し，対応能力を向上させる。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる犯罪被害者支援策は，全国均質である必要があり，また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければならない。そのためには，被害者支援担当者（被害者支援員[*8]及び被害者支援を担当する検察事務官）の対応能力を磨き，被害者支援の充実を図ることが必要である。

そこで，被害者支援担当者に対し，被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し，能力を向上させることを目標とした。

具体的には，下記参考指標の実績値を含め，研修内容を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で，被害者支援担当者（被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では，法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明，警察庁職員による第３次犯罪被害者等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義，各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション，最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	88.8	91.3	95.0	94.9	93.6

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）

		基準年度	29年度
３　検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	－	－	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには，国民の理解と協力が不可欠であり，また，国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには，検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく，かつ，正しく伝える広報活動が重要となる。

そこで，全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし，一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど，地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には，下記参考指標の実績値を含め，活動内容を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し，これまでに培ったネットワークや経験を活用して，全国の検察庁において広報活動を実施した。また，法教育の重要性が高まっていることから，教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか，一般市民や企業等を対象とした講演会，説明会を積極的に行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
広報活動の実施回数（回）	1,135	1,158	1,069	1,029	1,121

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①検察庁における司法修習の実施（平成４年度）	62百万円（51百万円）	59百万円（43百万円）	58百万円（50百万円）	41百万円	－

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
司法修習生に対し，事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的とし，全国50地検において，年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。 司法修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応しながら，指導係検事により協議会を開催するなどしつつ，事件の捜査等の検察実務修習を実施している。	0013

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		

②検察総合情報管理システムの運営 （平成15年度）	1,882百万円 （1,851百万円）	1,638百万円 （1,598百万円）	1,932百万円 （1,734百万円）	1,935 百万円	ー

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム，クライアント・サーバ方式による検務電算システム，犯歴システム及び検察庁情報ネットワークシステムについて，これらの機能を統合し，検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから，その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。	0014

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③各種犯罪への対応 （ー年度）	1,856百万円 （1,696百万円）	1,710百万円 （1,571百万円）	1,635百万円 （1,524百万円）	1,352 百万円	1,2,3

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
国際的組織犯罪，組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため，厳正な科刑を実現するとともに，被害者等支援を図る。 特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ，厳正な科刑を実現することによって，社会経済システムの安定・活性化を図る。 国際犯罪や組織的犯罪，特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。 犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い，各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに，捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。 本施策を推進することにより，社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。	0015

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	3,884百万円 （3,641百万円）	3,771百万円 （3,253百万円）	3,701百万円 （3,348百万円）	3,374百万円

*1 「サイバー犯罪」
コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」
（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）

第19条　国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において，名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3　「第３次犯罪被害者等基本計画（平成28年４月１日閣議決定)」

Ｖ－第２－３－（１）－オ　職員等に対する研修の充実等

法務省において，検察官，検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施，犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣，矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施，更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施，全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など，職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り，職員の対応の向上に努める。

*4　「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ－１－（２）－①　民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため，民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router)[*9]等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施，サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築，サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施，民間企業への講義の委託，海外の大学等への捜査員の派遣，技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により，捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに，捜査機関の技術力の強化を図る。

*5　「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと，サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに，ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し，サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として，平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ，より研修内容に即した名称とするため，平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお，ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い，法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6　「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上させることを目的として，平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い，平成27年度から，名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し，対象を検察事務官とした。

なお，ここでいう「デジタルフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7　「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編)」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが，研修体系の整理に伴い，平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」と名称変更した。

*8　「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され，犯罪被害者からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか，被害者の状況に応じて，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9　「Tor（The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは，無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが，中継ノード上にログを残す機能がない，出口以外の通信路が暗号化される，一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により，発信者の特定は困難になっている。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(6)）

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営 （政策体系上の位置付け：Ⅱ－４－(2)）
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。
達成すべき目標	・サイバー犯罪[*1]が増加傾向にあることなどから，コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し，的確な捜査手法を習得させ，また，証拠の保全や解析に関する技術を向上させて，サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法[*2]及び同基本計画を踏まえ，検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し，検察の業務等についての理解を深めることを通じて，刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度（※）	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	3,549,963	3,465,886	3,305,384	3,373,731
		補正予算(b)	311,358	304,942	114,172	
		繰越し等(c)	22,866	0	281,643	
		合計(a+b+c)	3,884,187	3,770,828	3,701,199	
	執行額（千円）		3,641,049	3,253,034	3,348,337	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条 ○第３次犯罪被害者等基本計画（平成28年４月１日閣議決定） Ⅴ－第２－３－（１）－オ　職員等に対する研修の充実等 ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－１－（２）－①　民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上[*3]

（※）　「検察の再生に向けた取組の実施」事業は，平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため，同26年度の予算額・執行額等は，同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成28年度目標	達成
１　サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し，捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し，捜査能力の向上を図る。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み，サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解，デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし，サイバー犯罪及び独自

捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修[*4]を実施した。

同研修では，コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか，不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また，デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅰ[*5]を実施した。

同研修では，デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか，電磁的記録証拠の収集，保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習，警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに，スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）[*6]を実施した。

同研修では，電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義，データ解析等の実習等を実施した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率（※））（%）	－	100.0	100.0	92.0	100.0
2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	88.1	95.0	98.3	95.0	100.0
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答率）（%）	－	－	96.6	92.0	98.0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成28年度目標	達成
2 被害者支援担当者の育成	被害者支援担当者に対して，個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し，対応能力を向上させる。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で，被害者支援担当者（被害者支援員[*7]及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では，法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明，警察庁職員による第３次犯罪被害者等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義，各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション，最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
１ 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答率）（%）	88.8	91.3	95.0	94.9	93.6

測定指標	平成28年度目標	達成
３ 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し，これまでに培ったネットワークや経験を活用して，全国の検察庁において広報活動を実施した。また，法教育の重要性が高まっていることから，教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか，一般市民や企業等を対象とした講演会，説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
１ 広報活動の実施回数（回）	1,135	1,158	1,069	1,029	1,121

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり （判断根拠） 測定指標１，２，３は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標３について，目標を達成することができた。また，測定指標１及び２について，目標をおおむね達成することができた。 したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】	

平成28年10月24日から同月28日までの５日間，地方検察庁の検事27名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し，平成28年６月27日から同年７月１日までの５日間及び同年11月７日から同月11日までの５日間，前期及び後期の２回にわたり，地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅰを実施し，平成28年10月25日及び26日の２日間，同年11月16日から同月18日までの３日間，同月28日から同月30日までの３日間及び同年12月12日から同月14日までの３日間の４回にわたり，地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）を実施した（別紙１－１参照）。

ネットワークフォレンジック研修では，東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修Ⅰでは，デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として，東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義，デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか，より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため，携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習，警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）では，対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として，委託業者による解析の概要等に関する講義，初動対応及び証拠保全，アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は，今後の研修カリキュラム等の策定に資するため，参加した研修員を対象としたアンケートを実施し，137名全員（ネットワークフォレンジック研修27名，デジタルフォレンジック研修Ⅰ60名，デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）50名）から回答を得ることができた（別紙１－２及び１－３参照）。その中で，研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し，ネットワークフォレンジック研修では27名全員（100パーセント）が，同研修について「概要について理解した」（88.9パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（11.1パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅰでは，60名全員（100パーセント）が「概要については理解した」（65.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（35.0パーセント）と回答した。デジタルフォレンジック研修Ⅱでは，49名（98.0パーセント）が，同研修について「概要について理解した」（58.0パーセント）又は「実務に従事できる程度の理解を得た」（40.0パーセント）と回答した。

また，いずれの研修に対しても，有意義であったとの感想が相当数述べられていることから，上記各研修により，サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標２】

平成28年11月17日，全国の地方検察庁の被害者支援担当者78名を対象に，被害者支援担当者中央研修を実施した（別紙２－１参照）。

同研修では，刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策，被害者参加制度等についての説明，警察庁職員による第３次犯罪被害者等基本計画の概要等についての説明，臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義，最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか，平成27年度に引き続き，研修員，刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で，各庁における被害者支援活動の実情や問題点等について，フリーディスカッションを行った。

研修終了後には，今後の研修カリキュラム等の策定に資するため，参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し，78名全員から回答を得た（別紙２－２及び２－３参照）。その結果，研修全般の内容については，73名（93.6パーセント）が「有意義」と回答し，５名が「どちらとも言えない」と回答し，さらに，研修全体に対しては，「第３次犯罪被害者等基本計画の概要等について知ること

ができたこと，各地検で被害者等の支援に取り組んでいる事例の紹介があり，今後の活動に活用できることがあるため。」「各庁の被害者支援に対する執務体制・執務内容を参考として，当庁における被害者支援の在り方等の改善すべき課題の参考となった。」「「制度」に関する説明についても分かりやすく，医師の立場からの見解や犯罪被害者遺族の実情については，目で文字を確認するより，耳で聞くことにより，更に理解が深まったように感じました。」等の業務に資するとする回答が多く見られた。加えて，研修内容について「有意義でない」と回答した者は０名であることから考えると，本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから，同研修により，被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標３】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し，広報活動の際にはこれを利用することとした（別紙３－１参照）。また，過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して，地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では，法の基本的な考え方，国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され，学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ，平成28年度においても引き続き，法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,121回であり，活動への参加人数は合計３万4,676人であった（別紙３－２参照）。実施回数は若干増加して，依然として1,000回以上の高い水準にあり，また，前記のとおり，近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており，一般市民，企業等を対象とした講演会，説明会については，実施回数が135回，参加人数は6,015人と，数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから，検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため，地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性，効率性等）

【測定指標１，２，３関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修，デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）により，サイバー犯罪に対処する職員に対し，コンピュータネットワーク，セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに，電磁的記録証拠に関する収集，保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは，サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また，被害者支援担当者の育成については，被害者支援担当者の中央研修を実施することで，職員の意識や対応能力の向上を図ることができ，検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか，全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また，同研修におけるフリーディスカッションでは，各庁における実情や問題点等を議論することにより，各庁間の情報共有が一層図られたことから，目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに，国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については，捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり，検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）

本施策は，平成28年度行政事業レビューにおいて，「各経費について事業計画の見直しを行い，経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ，研修計画及び物品の購入計画について，廃止又は変更を行うことにより，本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し，効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。
【測定指標１】
サイバー犯罪は，技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ，年々増加傾向にある上，犯罪形態も複雑・巧妙化し，かつ，多様化しつつある状況であるため，より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修，デジタルフォレンジック研修Ⅰ及びデジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として，アンケート結果を踏まえ，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き上記各研修を実施していく。
【測定指標２】
国の施策として行われる犯罪被害者支援策は，全国で均質である必要があり，また，被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって，被害者支援担当者を対象とした中央研修については，アンケート結果を踏まえて，カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら，引き続き同研修を実施していく。
【測定指標３】
国民の安全な生活を守るための適正，迅速な検察活動を行うためには，検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり，引き続き，国民から寄せられる意見・感想を反映し，広報活動の充実を図るほか，学校教育や市民教育等において，幅広い層の国民に対して，法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど，多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 ア〔意見〕 デジタルフォレンジックを活用した捜査手法について，犯罪者の技術も日々変わることから，それに対応する捜査側においても，技術で負けない方向性が必要だと考えている。将来的にこの点について考えていれば，取り入れてもらいたい。 〔反映内容〕 本研修は，全体の底上げを狙っているところであるが，別途，サイバー犯罪を研究する団体へ長期間派遣し，その中で，サイバー犯罪の手口等を研究し，フィードバックすることなどを検討している。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したアンケート調査等 ・ネットワークフォレンジック研修，デジタルフォレンジック研修Ⅰ，デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは，刑事局総務課において保管している。

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 司法修習生用クライアントパソコンの賃貸借契約について，執行実績を踏まえた見直しを行うことで，経費の削減を図った。 また，検察総合情報管理システムについて，基幹及び犯歴機能の機器の統合を行い，

	システムの効率化及びコスト削減を図るとともに，グループウェア機器のリース期間の延伸及びアプリケーション保守等の実績等による見直しを行いコスト削減を図った。 さらに，研修計画及び物品の購入について，変更を行うことにより，経費の削減を図った。

担当部局名	刑事局総務課企画調査室	政策評価実施時期	平成29年８月

---

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護，捜査，公判等の過程における配慮等）

第19条　国及び地方公共団体は，犯罪被害者等の保護，その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において，名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発，専門的知識又は技能を有する職員の配置，必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ－１－（２）－①　民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため，民間事業者等の優れた知見を活用したTor（The Onion Router）[*8]等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施，サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築，サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施，民間企業への講義の委託，海外の大学等への捜査員の派遣，技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により，捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに，捜査機関の技術力の強化を図る。

*4 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと，サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに，ログ解析等の捜査手法の基礎知識等を習得し，サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として，平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ，より研修内容に即した名称とするため，平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお，ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い，法的に利用する技法や手法のことをいう。

*5 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより，捜査能力を向上させることを目的として，平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い，平成27年度から，名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し，対象を検察事務官とした。

なお，ここでいう「デジタルフォレンジック」とは，犯罪捜査において，コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い，法的に利用する技術や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と，証拠である電磁的記録の収集，保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得，デジタルフォレンジックを活用

した捜査能力の向上を目的として，検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが，研修体系の整理に伴い，平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」と名称変更した。

*7 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され，犯罪被害者からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添い，事件記録の閲覧，証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか，被害者の状況に応じて，精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*8 「Tor（The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは，無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが，中継ノード上にログを残す機能がない，出口以外の通信路が暗号化される，一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により，発信者の特定は困難になっている。

別紙1－1

平成28年度ネットワークフォレンジック研修日程

		日　程・カリキュラム(講義内容)について		
10月24日	時　限		10:30 ～ 15:30	15:45 ～ 18:00
	講義科目		検察官のための情報処理技術	DF概要
	講　師		東京地方検察庁検事	東京地方検察庁DF班
	研修場所		東京地方検察庁1404号室	
10月25日	時　限	9:30 ～ 13:30	13:45 ～ 18:15	
	講義科目	解析実務(1)	検察におけるサイバー犯罪捜査と捜査におけるDF活用	
	講　師	東京地方検察庁DF班	東京地方検察庁検事 東京地方検察庁DF班	
	研修場所	東京地方検察庁1404号室		
10月26日	時　限	9:30 ～ 11:00	11:15 ～ 16:15	16:30 ～ 18:15
	講義科目	解析実務(2)	押収実務	団イバー犯罪捜査及びDFを巡る法的問題点
	講　師	東京地方検察庁DF班	東京地方検察庁DF班	刑事局付
	研修場所	東京地方検察庁1404号室		
10月27日	時　限	9:30 ～ 12:00	13:30 ～ 18:00	
	講義科目	警察におけるDF	警察におけるサイバー犯罪捜査	
	講　師	警視庁捜査支援分析センター	警察庁情報技術犯罪対策課	
	研修場所	警視庁新橋庁舎	東京地方検察庁1404号室	
10月28日	時　限	9:30 ～ 11:15	11:30 ～ 14:30	
	講義科目	サイバー犯罪の公判	事例検討会	
	講　師	最高検察庁検事	東京地方検察庁検事 刑事局付	
	研修場所	東京地方検察庁1404号室		

平成28年度デジタルフォレンジック研修Ⅰ（前期）日程表

別紙1－1

6月27日（月）	共通	時限			13:30～14:40	14:50～15:50	休憩	16:05～18:15
		内容			研修目的・スケジュール説明等 DF概要	捜査・公判におけるDFの意義		DFのためのコンピュータ基礎
		担当			DF班	東京地方検察庁検事		DF班
		場所			最高検会議室			
6月28日（火）	A班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
	B班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
	C班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
6月29日（水）	A班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
	B班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
	C班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
6月30日（木）	A班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
	B班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
	C班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
7月1日（金）	共通	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	昼休み	13:40～14:30		
		内容	警察におけるDF	検察官から見たDF実務		質疑応答 意見交換		
		担当	警視庁捜査支援分析センター	東京地方検察庁検事		東京地方検察庁検事 DF班		
		場所	最高検会議室					

平成28年度デジタルフォレンジック研修Ⅰ（後期）日程表

別紙1－1

11月7日（月）	共通	時限			13:30～14:40	14:50～15:50	休憩	16:05～18:15
		内容			研修目的・スケジュール説明等 DF概要	捜査・公判におけるDFの意義		DFのためのコンピュータ基礎
		担当			DF班	東京地方検察庁検事		DF班
		場所			最高検会議室			
11月8日（火）	A班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
	B班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
	C班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
11月9日（水）	A班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
	B班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
	C班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
11月10日（木）	A班（10名）	時限	9:30～12:00		昼休み	13:00～16:45	休憩	17:00～18:15
		内容	保全実務Ⅰ			保全実務Ⅱ		保全実務Ⅲ
		担当	DF班			DF班		DF班
		場所	最高検会議室					
	B班（10名）	時限	9:30～10:30	10:40～11:40	昼休み	12:40～14:40	休憩	15:00～18:15
		内容	押収実務Ⅰ	押収実務Ⅱ		押収実務Ⅲ		携帯電話・スマートフォン保全解析実務
		担当	機動捜査班	DF班		DF班		DF班
		場所	東京地検1404号室					
	C班（10名）	時限	9:30～18:15					
		内容	コンピュータ解析実習					
		担当	委託業者					
		場所	委託業者が指定する場所					
11月11日（金）	共通	時限	9:30～11:00	11:10～12:40	昼休み	13:40～14:30		
		内容	警察におけるDF	検察官から見たDF実務		質疑応答 意見交換		
		担当	警視庁捜査支援分析センター	東京地方検察庁検事		DF班		
		場所	最高検会議室					

日程表（東京開催）

10月25日（火）	時限	10:00～12:10	昼休み	13:10～17:30
	内容	オリエンテーション スマートフォンの概要 スマートフォンに対する初動対応		解析概要と基本操作 Androidデバイスからの証拠保全
	場所	別途指定する場所		
10月26日（水）	時限	10:00～12:30	昼休み	13:30～17:30
	内容	Androidアプリケーションデータの解析 iOSデバイスからの証拠保全		iOSアプリケーションデータの解析 最終演習 演習解説 質疑応答 評価試験
	場所	別途指定する場所		

日程表（大阪開催）

11月16日（水）	時限			13:00～17:00
	内容			オリエンテーション スマートフォンの概要 スマートフォンに対する初動対応 解析概要と基本操作
	場所			大阪高等検察庁　OA教室 （大阪市福島区福島1丁目1番60号　大阪中之島合同庁舎24階）
11月17日（木）	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	Androidデバイスからの証拠保全		Androidアプリケーションデータの解析 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析
	場所	大阪高等検察庁　OA教室 （大阪市福島区福島1丁目1番60号　大阪中之島合同庁舎24階）		
11月18日（金）	時限	9:30～12:00		
	内容	最終演習 演習解説 質疑応答 評価試験		
	場所	大阪高等検察庁　OA教室 （大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎24階）		

日程表（福岡開催）

11月28日（月）	時限			13:00～17:00
	内容			オリエンテーション スマートフォンの概要 スマートフォンに対する初動対応 解析概要と基本操作
	場所			福岡高等検察庁　6階会議室 （福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号）
11月29日（火）	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	Androidデバイスからの証拠保全		Androidアプリケーションデータの解析 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析
	場所	福岡高等検察庁　6階会議室 （福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号）		
11月30日（水）	時限	9:30～12:00		
	内容	最終演習 演習解説 質疑応答 評価試験		
	場所	福岡高等検察庁　6階会議室 （福岡市中央区鶴舞2丁目5番30号）		

日程表(仙台開催)

12月12日 (月)	時限			13:00～17:00
	内容			オリエンテーション スマートフォンの概要 スマートフォンに対する初動対応 解析概要と基本操作
	場所			仙台高等検察庁　第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)
12月13日 (火)	時限	9:30～12:00	昼休み	13:00～17:00
	内容	Androidデバイスからの証拠保全		Androidアプリケーションデータの解析 iOSデバイスからの証拠保全 iOSアプリケーションデータの解析
	場所	仙台高等検察庁　第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		
12月14日 (水)	時限	9:30～12:00		
	内容	最終演習 演習解説 質疑応答 評価試験		
	場所	仙台高等検察庁　第2会議室(12階) (仙台市青葉区片平1丁目3番1号)		

○取組内容①１
ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果

指　　標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修を理解したとする回答の割合		100.0%	100.0%	92.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数		20	20	23	27
参　加　人　数		20	20	25	27

※「研修を理解した」とは，下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	3	11.1
②概要について理解した	24	88.9
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①２
デジタルフォレンジック研修Ｉ参加者に対するアンケート調査結果

指　　標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修を理解したとする回答の割合	88.1%	95.0%	98.3%	95.0%	100.0%
研修を理解したとする回答数	52	57	59	57	60
参　加　人　数	59	60	60	60	60

※「研修を理解した」とは，下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	21	35.0
②概要について理解した	39	65.0
③理解できなかった	0	0.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

○取組内容①３
デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)参加者に対するアンケート調査結果

指　　標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修を理解したとする回答の割合	96.6%	92.0%	98.0%
研修を理解したとする回答数	28	46	49
参　加　人　数	29	50	50

※「研修を理解した」とは，下記アンケート回答内容における回答内容欄の①と②の割合を合算したもの。

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について		
回答内容	回答人数（人）	割合（%）
①実務に従事できる程度の理解を得た	20	40.0
②概要について理解した	29	58.0
③理解できなかった	1	2.0
④その他意見	0	0.0
⑤無回答	0	0.0

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

ネットワークフォレンジック研修　アンケート実施結果（抜粋）

1口 研修を通して感じた難易度

	人数	
難しかった	4	15%
適当なレベルであった	23	85%
簡単だった	0	0%
計	27	

1口 意見

前提となる基礎知識がほとんどない状態からスタートしたので，難しいと感じた。今回学んだことを身につけた上でさらなる研鑽を積んでいこうと思うようになった。

研修前にもっとコンピュータに関する基礎知識を身につけておけばより効果的だった。

難しい内容が多かったが，いつサイバー犯罪を担当するか分からないので，講義のレベルを下げるべきではないと感じた。

事前に専門用語の勉強をしておくべきであった。

2口 どの程度の理解を得られたか

	人数	
実務に従事できる程度の理解を得た	3	11%
概要について理解した	24	89%
理解できなかった	0	0%
計	27	

2口 意見

特になし

3口 研修日程について

	人数	
適当な日程であった	21	78%
日程が短かった	4	15%
日程が長かった	2	7%
計	27	

「短かった」と回答した者の適当な日数：７日くらい・・・１名，１０日くらい・・・１名，１４日くらい・・・２名

「長かった」と回答した者の適当な日数：３日くらい・・・１名，３．５日くらい・・・１名

意見欄

講義が詰め込みすぎになっている部分もあった。

もう少し長くして，実技的な部分を増やした方がより理解できると思う。

入寮者としては，最終日の講義開始時間を遅らせてほしい。

本心は，もっと長くてもいいと思うが，他の仕事との調整も難しくなるので，ちょうどいいと思う。

概要のみであれば１週間が適当と思われるが，内容を理解し，演習等も行うのであれば，もう少し長くてもよいと思われる。

初日の開始時間が遅いのと最終日の終了時間が中途半端であった。

3口 講義の順序について

	人数	
適当な講義順序であった	24	89%
講義の順序を変えた方がよい	3	11%
計	27	

意見欄

ネットワークの仕組み等の詳しい概念の話から始まり，翌日に実際にPCを使用しながらの講義を受けたことで理解が深まり，さらにDF班の方による演習という流れはとても良かった。

警察による講義は，それ以前の講義と内容的に重複するところも多かったので，先頭近くにあるとよいと思う。

「DF概要」が一番先かと思われる。「検察官のための情報処理技術」は専門的かつ時間が長いので，概要を聞いてからの方がよいと思われる。

「検察におけるサイバー犯罪捜査と捜査におけるDF活用」については，実際の時系列と同じように，押収実務の後にしてはどうか。両者に使用した教材の事件が統一できるとよい。

「サイバー犯罪の公判」の講義が冒頭にあれば，各講義内容の位置付けが意識しやすかったように思った。

４　本研修のほかに必要なこと

今回の研修を受講したことを前提に，「検察におけるサイバー犯罪捜査と捜査におけるデジタルフォレンジック活用」のように，実際の記録あるいは模擬の記録を利用した演習等，実際の捜査の形に近い形式での研修。

一般研修，専門研修でも，サイバー犯罪等の概要，デジタルフォレンジック概要の講義があると，早い段階から問題意識を持てると思いました。

一般に，検察官は，コンピュータに関する基礎的知識を欠いていると思われるので，新任検事研修や一般研修，専門研修などの際に，コンピュータに関する教養を身につけることが必要だと思った。

地方の各地検でDFに理解がある事務官を育成することができるよう，研修を今後も増やしてほしい。

自庁研修や勉強会の実施による検察官の基本的知識の底上げ。

特に，中小規模庁においては，知識・ノウハウの共有をすべく勉強会を行っており，中央からの情報提供等があれば良いと思う。

調査・捜査用の端末を用いてになるが，実際に問題となるアプリなどを動かして知識を増やすことが必要と思う。

自分自身が勉強することと，DFを活用して成功した事例，失敗した事例をもっと多く学ぶ必要があると考える。

こうした研修をより広く，より早い時期から行うべきだと思う。特に，「サイバーが証拠となる事件」は接する機会が多く，知識がないことによってミスをする可能性も高いため，早くから多くの検事・副検事に最低限の知識を得る場を設けることが必要だと思う。

PCやスマホの構成，仕組み自体についてよく分かっていないところがあるので，基本的な構成，仕組み，データのありか，捜査という視点からまずどこを見るべきであるかという講義をしていただけると助かる。

警察又はDF班での実務研修で，実際に解析等を行う研修を行って「体で覚える」ことも必要であると思う。

実際にDFが問題となった事案を演習形式で学ぶなど。

各長官会同等に，様々なサイバー関連事案の報告があると思われるが，そのような事例を材料にして，具体的事例の中で，サイバー関連の捜査手法や専門知識を学んでいくスタイルの方がいい。

該当事案を処理して経験を積むことが不可欠だと思う。

高度な知識を有する人から見て，もっとこうすべきとか，こういう手法がある等の意見をもらえるとありがたい。

どこに，誰に聞けばいいのか，資料がどこにあるのかについて，もっと多くの人に知らせると対応できる人が増えると思った。

継続的な情報提供。（複数意見）

読み物としてもハードルの低いくだけた内容のもの（「DF班員のつぶやき」のようなもの）があれば，広く浸透すると思う。

DFセンターのような，サイバー事件の経験・知識を集約した部署の創設。

各検察官全員が，サーバーに保存されている情報を端末で表示している場合と，端末に保存されている情報を端末で表示している場合があるのを意識できていない可能性があるように思う。不正アクセスになりかねない場合もあるため，注意喚起する必要があるように思う。

５ 研修全般に対する意見等

大変有意義であったので，同様の研修を継続してほしい。（複数意見）

多くの知識や考え方を学ぶことができた。検察官全体の底上げのためにも，是非続けていってほしい。

多数の検事が参加できるよう，頻度を増やしてほしい。

この研修を要約したものを一般研修や専門研修のコマにも入れてもらえると，検察官全体の底上げになると思われる。

今回の研修くらいのことは全検事が受けるものとし，より専門的なものを少人数で受けることとしたらより良いと思う。

検察官のみならず，事務官（立会等）にも，本研修のように，犯罪捜査を目的として意識された講義を受講してもらうことも検討したらよいと思う。

一般事件に応用できる知識を得ることができた。実際にファイナルフォレンジックスを操作できたので，大変勉強になった。

DFの有効性と同時にその限界についても知ることができた。

各コマについて趣旨や専門度を意識した講義内容にすることが大事だと思われる。研修の前半が比較的簡易で，後半が難解・専門性が高いものにした方がよいと思われる。

今後も実習的要素（実務に直結したもの）を増やしていっていただければ，よりよい研修になると思う。

サイバー犯罪の公判に関する実務的な問題（電子的証拠の開示方法，証拠調べに関する問題・留意点等）も取り上げてもらいたい。

細かすぎる知識については，文献配布にとどめて，研修を圧縮してもよいかと思う。

講義間の内容・役割調整がでているとなお良いと思う。

事前に配布していただいた資料の他，最低限学んでおくべき用語などをまとめた資料があると，事前準備に資すると思った。

解析技術やネットワークでの様々な仕組みは日々変化していくとのことだったので，その変化に対応するように知識などを今後どのようにしてアップデートしていけばよいのか悩ましい。

PCを１人１台にしてほしかった（演習先行グループとPC先行グループに分けるなど）。

レジュメはスライドを2in1にしてほしかった。

デジタルフォレンジック研修Ⅰ　アンケート実施結果（抜粋）

１　デジタルフォレンジックに関する知識

	合計	
全く知らなかった	0	0.0%
デジタルフォレンジックという言葉は知っていた	16	26.7%
概要は知っていた	39	65.0%
実際に押収等を行える程度の知識があった	5	8.3%
無回答	0	0.0%
計	60	

2□ 研修を通した難易度

	合計	
適当なレベルであった	50	83.3%
難しかった	9	15.0%
簡単だった	1	1.7%
無回答	0	0.0%
計	60	

2□ 難しかったと感じた点

・実務に従事できる程度の知識が足りないと感じた。

・情報量が多く，一度講義内で実戦しただけではなかなか知識が定着しないと感じた。

３ 研修受講後の理解度

	合計	
実務に従事できる程度の理解を得た	21	35.0%
概要については理解した	39	65.0%
理解できなかった	0	0.0%
その他意見	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	60	

意見欄

特になし

４ 研修日程について

	合計	
適当な日程であった	46	76.7%
日程が短かった	13	21.7%
日程が長かった	1	1.7%
無回答	0	0.0%
計	60	

「日程が長かった」,「日程が短かった」と回答の適当な日数

６日くらい・・・２名，７日くらい…３名，10日くらい…４名，14日くらい・・・２名

意見欄

・押収実務（Ⅰ，Ⅱ）の講義時間を増やして，実際取り扱った事件の押収手続に関する話や作成した報告書の説明が聞きたいと思った。 ・とても濃密な内容の研修であることから，反復することができる相当期間いただけると，よりよいものになるのでは。 ・実際に機器を使っての作業をもう少し実施したかった。 ・どの講義も内容が充実し，興味深かったことから，５日では短く感じた。 ・１日，これまでの講義のおさらいのようなかたちで，実技だけの日を設けてもらえると，より理解が深まると感じた。

5 デジタルフォレンジックの活用に必要なこと

・情報・知識の共有，習得

・技術・捜査手法で新たな手法ができた場合の情報提供。

全国研修の前に，一旦各高検内でこのような研修を行い，ある程度のレベルの人間を育成してDF研修に行かせるべきでは。

・DF捜査によって成果をあげた事例について，遠隔操作事件のように概略と手順・作業等についてまとめた資料を情報共有したい。

・日々変化しているDFの現場・使用機材・注意点などの知識の共有が必要だと感じた。

・各庁からのDFに関する事例の集積

・講義・研修の実施等

・DF概要の講義の中で，検察官対象にネットワークフォレンジックの研修を行っているというお話を聞いたが，事務官対象にも同様の研修を実施してもらえればと思う。今後，DFの必要性は，一般刑事事件の捜査等においても求められてくると思うし，そもそものコンピューターやネットワークに対する知識についての研修も必要になると思う。

・フォレンジックごとの研修。非常に高額なものもあり，ほとんどが東京においての研修が多いので，中央で募集をかけていただくと助かる。

・NUIXなどの他のフォレンジックツールの使用方法等に関する研修があればデータ保全，解析の幅をより広げることができ，より捜査の役に立つ業務が行えると思う。

・失敗してもいい，時間がかかってもいい状況下での演習（実習）。

・模擬の押収手続などができれば，より実戦で役に立つと思う。

・模擬で，実際のPCを使い，1つのPCを押収→保全→解析をすれば，実務のイメージがしやすいと思料。

・実務ですぐに活用できれば一番だと思うが，各庁の状況などにより難しい面もあるので，刑事局等から継続的に参考資料を送付するなどといったことが必要だと考える。

・インターネットについて基礎的なものを研修で行ってほしい。

・PC一台が与えられ，この中から「〇〇」に関するファイルを見つけてみる，というように，全体を通してのおさらいのようなものを総仕上げとして各研修員が各人で行うというようなコマがあると，より身につくのではないかと思う。

・コンピュータに関する基礎的な知識を身につける研修等が必要と感じた。

・年に数回程度，高検単位での実務研修を行い，常に技術を磨くことが必要。また，もう少し参加しやすい研修もほしい。

・「捜索と差押え」のような教材があれば，全職員の目に触れ，DFが身近に感じることができ，実務でもいかせると思う。

・非部制庁ではDFの機械すら使ったことのない方が大半だと思うので，特に若手事務官を中心としたDF研修会を開くなどのフィードバックが必要だと感じた。

・人員の配置，機器の整備

・庁によっては機材がないなど，研修後に使う機会に差が出るので，研修を受講するのであれば，その後も継続できる配置を考えてほしい。

・帰庁後も定期的にトレーニングを積む必要があると感じたが，非部制庁では事案がないため，トレーニング用としてサンプルデータがあると良い。

・DFを担当する職員の育成・スキルアップのほかに，DFを専門でやる部門の人員を各庁に増やせると良いと思う。

・各庁において練習ができるようなキット・テキストがあるとフィードバックしやすく，他の職員もDFに触れやすいのではないかと思う。

・最低でも，部制庁にDFセンターを設置し，管内地検のDF活用できる事案を取り扱うようにする。

・高検に1，2名程度，DFに精通する職員を配置し，管内地検からの相談に対応できるようにしてはどうか。

・各庁にも練習用のPC，携帯，スマホなどがあれば，研修後の復習にも使えるのでよい。

・実機操作，実務経験

・原庁でデジタルフォレンジックを使う事案が発生した場合，内容を忘れないうちに実際に行うこと。

・実際に今回の研修で扱ったツールを自宅のPC等で使用してみること。

・実務において，押収から証拠化まで，実際にやってみて経験を積んでいくことが必要と思われる。

・いただいた資料を読了したり，何より，実務経験を積むことが不可欠だと感じた。

６ 研修全般に対する意見等

・これまでこの研修の開催時期が遅かったと伺っていたが，今回のタイミングで行っていただいた方が明らかに良いと思う。原庁に戻り早速実務にいかしたい。

・現在の業務ではDFをすぐに実践する機会はあまりないが，将来的に特刑部になった際に役立てたい。個人的には，講師の方々の得意分野や，経歴（勤務歴）などを伺ってみたかった。

・今回の研修に際して，事前に資料を使って学習したが，独学では難しい部分も多々あり，あいまいな知識のままでの参加となってしまった。しかし，各講義で用語等に付き詳しく説明いただけたことで，かなりの部分理解することができた。特に，各講義で重要な内容について何回も説明していただいたので，DFにおいて重要な事項を知るとともにその内容について深く理解することができた。外部で行ったFinal Forensicsの研修については，こちらが作業を行う場面なのか，話を聞くべき場面なのか明確な説明があまりなく，少しとまどった。

・入寮する人にとって負担が大きい。

・既知の部分，初見の部分とも，より深く知識を得ることができ，大変参考になった。得た知識を実務で活用するとともに，自庁においてもフィードバックしたい。

・本研修の受講者が原庁に戻ってフィードバックするのも限界があるので，もっと多くの人が受講できる機会があればいい。

・今後，DFの知識は捜査・公判に不可欠なものとなってくるので，もっと研修員の数を増やしていいのではないか。また，ネットワーク等に関する研修は，eラーニングだけでなく講師によるものや外部研修などに積極的に参加できるようにしてほしい。

・パソコン等に関する知識や技術が全くない中で研修に参加し，不安なところもありましたが，アシスタントの方が入ってくださり，またその都度質疑を設けてくださることで，安心して研修を終えることができた。DFと聞くと研修前は捜査から遠く，特捜の中の部署という印象でしたが，実際はもっと身近で重要なものであることが分かった。

・解析実務の時間（特に実習）をもう少し長くしていただきたい。役に立つフリーソフトなどを全庁配布してもらえると助かる。

・原庁に戻り，他の職員にフィードバックしたい。

・今回の研修は，あくまでも基本的な手続や操作方法についての講義であったので，説明を聞いてある程度は理解できたつもりだが，実務に役立たせるためには，より踏み込んだ内容の研修を受ける必要を感じた。

・業者による研修時間を増やすべきでは。

・事務官のみの研修であることから，保全実務に特化して解析実習を大幅に短くするということもありなのではないか。

・ウェブメールのダウンロードやDEFTを使用した保全は自庁でもやったことがなかったので，勉強になった。

・２～４日目の各講義において，内容が重複する部分が見受けられた。

・各業務の講義に入る前に，実際の事案においてどのようなDF捜査が功を奏したかという実例を知る機会があると良かった。

・約１時間程度の講義ごとに休憩約１０分をとるといった日程の方が集中力が持続する。

・講義によっては2時間休憩なしのものもあったので，特に終盤は頭が追いつかないことがあった。

・小規模庁の職員で普段DF業務（捜索・差押えから保全・解析まで）に接しないレベルと，特捜部の職員のレベルが大きく離れていることを痛感した。

・やや独自捜査の観点からの講義が多かったため，一般事件におけるDF業務の具体的事例をよりも入り込んでほしい。

・概論的な講義はDVD等にして事前配布の上，研修員に理解をさせるようにしてもらえると，カリキュラムの日程が寄り広く使えるのではないかと思う。

・解析した結果をどのように証拠化するのか，解析結果報告書のサンプル等を提供してもらえれば，より実務で活用できるのではないかと感じた。

・班別の講義が多く，期間も短かったため，横の人脈作り，情報交換は難しかった。

・ソフトウェア等の扱い方を学ぶだけでなく，本番を想定し，押収から保全，解析までの一連の流れを経験できるプログラムが最後にあれば，DFについてより一層の理解が深まったのではないかと思う。

・携帯・スマホの解析について，DFⅡ研修として研修が分かれているが，同じ人が同一の年に参加できるとは限らず，一度の研修で行った方が良いと思う。

・小規模庁では，独自事件においてDFを担当する者が解析についても行わなくてはいけないため，具体的な解析技術について，もう少し講義してほしかった。

・半日くらい，自由にソフトウェアを使って自分で解析できる時間をとってもらえたら良かった。

・同じ班の研修員の間でも，PCやDFに対する知識の差が大きいのが気になった。

・「検察官から見たDFの知識」の講義は，研修の導入場面にある方が良いのではないかと思う。

デジタルフォレンジック研修Ⅱ　アンケート実施結果（抜粋）

1⑴ 研修の難易度について

1⑴ 研修の難易度について	合計	
適当なレベルであった	41	82.0%
難しかった	9	18.0%
簡単だった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

1⑵ 「難しかった」又は「簡単だった」場合，どのような点において難しいと感じましたか

・最終演習問題において，見つけ出すべきファイルの保存場所について分かりづらいところがあった。

・専門的な用語が多く，ややペースが早い場面があった。

・２日間学んだ知識，技術を各日小出しに試行するのではなく，最終日にいっぺんに演習で実践したため，自らの理解度を最後の最後に思い知り，難しく感じた。

2口 理解度について

	合計	
実務に従事できる程度の理解を得た	20	40.0%
概要について理解した	29	58.0%
理解できなかった	1	2.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

2⑵ 「理解できなかった」場合，どのような点が理解できませんでしたか

・説明中使用される用語が分からなかった。

3　研修受講前に，デジタルフォレンジック（スマートフォンフォレンジック）に関して，どの程度の知識を持っていましたか

	合計	
全く知らない	4	8.0%
概要は知っている	37	74.0%
実際に押収を行える程度の知識がある	9	18.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

4(1)　これまでに，自庁研修や勉強会を含め，デジタルフォレンジック関係の研修を受講したことがありますか

	合計	
受講したことがある	49	98.0%
受講したことがない	1	2.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

受講した研修名

・刑事局主催のデジタルフォレンジック研修

・デジタルフォレンジック捜査実務研修

・高検管内デジタルフォレンジック担当者に対する業務説明会

・自庁研修

4(2)　これまでに参加した研修に比べての感想

・DFＩで，携帯電話，スマートフォンの押収・保全方法についてもある程度学べていたので，本研修も理解しやすかった。

・スマートフォンに焦点を絞ったものであったから，その分，スマートフォンの基本構造からAndroidやiOSのデバイスごとの取扱の差異など，細かい部分に渡って確認できた。

・比較的理解しやすかったが，本研修の知識を検察庁の捜査等で，いつ，どのように活用したら良いのかがイメージしにくかった。

・高検管内研修よりも高度かつ専門用語が多く，理解するのに苦労した。

・これまでの研修では，実際に機器に触れながら行うことはなかったため，今回，実際に機器に触れながら行ったことで，より実践的で有用だった。

・Oxygenの使い方についてよく理解できた。

・それぞれのツールについて個別・具体的に解説があり，非常に分かりやすく，理解が深まった。

・座学中心なので，アウトプット作業の研修がもう少しあれば良かった。

・実際にPC等を操作するため，理解しやすい。

・実務に準じていて良かった。

・DF Ｉと比べて解析中心の内容となっており，その面での理解が深まった。ただ，外部講師ということもあって，実務的な情報があまり聞けないので，DF担当の講義を入れるなどして，実務上の問題点・留意点等も聞けると良かった。

・DF Ｉでは実機操作が大部分を占めていたので，今回はスマートフォンのみということで，あまり実機操作がなかったのは残念だったが，講師の説明が分かりやすく丁寧だったので良かった。

・業者による説明のため，実務でのポイント，注意点に対する説明に乏しさを感じた。高検管内の説明会では，実機を使った作業があまりできなかったので，今回，iOSとAndroidの２種類の実機を使って作業を行えたのは良かった。

・スマートフォンに対象を絞っているためか，専門性を高く感じた。

・DF Ｉと比べて，本研修では押収，保全，解析の中で，解析の割合が高いと感じた。

・実務的な部分，実際に触ったり演習をする時間があると良い。

・スマートフォンについて詳しく学べたので良かった。

・説明会に比べ，専門的で勉強になった。

・進行ペースがゆっくりで分かりやすかった。

・Oxygenに特化した様々な使用方法を学ぶことができ，有意義であると感じた。

・Oxygenを利用したスマホの保全・解析ということで，ある意味分野が特定されていて，入りやすかった。

・解析について詳しく説明してもらったので，解析の結果どのような情報が得られ，利用できるのかまで考えることができた。

・実際に操作方法を解説してもらい，リアルタイムで操作させてもらったので，理解漏れがなく，進行スピードもちょうど良かった。

・スマホに特化した内容で非常に興味深かった。ただし，専門的な知識がある程度ないと講義の内容を理解できないと思うので，１庁あたり１人として，無理に受講させると，理解ができないおそれがあると思う。

・一番実態に近そうな内容と事例だと思われ，非常に勉強になった。

・講師の説明が分かりやすかった。

・DF研修Ｉの方が実務的で分かりやすい。

・スマホに特化した研修で会ったので，より深く知識を得ることができた。

・全般の説明であったが，より深いもので，勉強になった。

5(1) これまで，デジタルフォレンジックの手法を取り入れた捜査等に携わった経験がありますか

	合計	
経験がある	24	48.0%
経験がない	26	52.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

5(2) 経験がある場合，その内容

	合計
電磁的記録媒体の収集（押収）	11
電磁的記録媒体の保全	12
電磁的記録媒体の解析	1
その他	0

6(1) 研修日程について

	合計	
適当な日程であった	37	74.0%
日程が短かった	13	26.0%
日程が長かった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
計	50	

意見

・５日くらいが適当（3名）

・４日くらいが適当（3名）

・３日くらいが適当（6名）

・３～４日くらいが適当（１名）

6(2) 講義の進め方について

	合計	
速い	37	74.0%
やや速い	13	26.0%
適当	0	0.0%
やや遅い	0	0.0%
遅い	0	0.0%
計	50	

７　研修全体に対する意見，要望，等

・全体的に少しペースが速かったように思う。抽出できるデータの種類やその理由，近年の傾向，また，解析の練習などの時間をもっと取ってほしかった。

・Oxygen以外のフォレンジックツールを用いる解析方法等については触れていないので，使用頻度の高いツールや今後導入する予定のあるツールに関する研修があれば，受講してみたい。

・もっと演習の件数を多く与えられ，うまくできなかった場合にどのように対処すればいいのかという経験ができれば，より実務にいかすことができるのではないかと思う。

・解析ソフトウェアについて，他のソフトウェアも並行して使用できると，使用感がより分かるのではないかと感じた。同じ端末を各ソフトウェアで解析して，各ソフトウェアごとの得意な面，不得意な面なども理解できるような研修があれば良いと思う。

・DFⅠを受講した者には，１日目の前半はもう少しスピードをあげて，実機操作時間を長くしてほしい。

・DFⅠのようにDF班が講師となって，実際の事例に触れながら講義を行う時間を少しでも設けた方がより理解度が高まると思う。

・外部講師だったので，進行が早いと思っていたが，適当で説明も分かりやすかった。

・テキストも詳細で，実際に捜査でスマートフォンの解析等をするときでも，対処できる程度の知識・技能は得られたと感じた。ただ，証拠品たるスマートフォンに何か手を加えるといった手法の紹介もあったが，これは証拠品を破損したり，改ざんしたとの疑いをもたれる可能性があり，実際の捜査では基本的には使用できない手法であるから，講義のトピックから割愛し，その分の時間を捜査に特化した手法に割くのが，検察庁職員に対する研修としてはより良いと感じた。

・若干座学の時間が多く感じたので，もう少し実践の時間を多くしてほしい。

・スマートフォンのデータベースの中から有用な情報を探し出す方法があることについては，非常に参考となるものだった。

・実務上採らない手法（ルート化した場合）の説明は，もう少しはぶいて良いのではないかと思う。

・研修期間をもう少し長めにしてもらえれば語句や単語の理解に時間を使えたので，理解度が深まったと思う。

・機器操作に手間取ると説明についていけないこともあったが，有意義な研修だった。

・可能であれば，本研修を１年に数回実施し，多くの職員が知識を得られるようにしてほしい。

・捜査に直接援用できる武器としての知識，技術を学ぶ機会を得られ，良かった。

・全般的な講義の後の演習の時間を多めにとってほしかった。

・自由にPCを操作できる自由時間が半日くらいあると更に良い。

・北海道から参加したが，仙台までのアクセスが悪く，札幌・仙台高検管内をまとめる必要性が低い。

・教材にしても作業にしても，最も捜査の実情に近いかたちだと思われ，非常に勉強になった。

・「スマートフォンの概要」等はもう少し短くて良いので，演習問題を増やした方が効果的ではないかと思う。

・Oxygenの解説に終始し，他の抽出手段等について分からなかったのが残念。Oxygenの使い方を学ぶという点では，とても良かった。

・UFEDを使った研修も希望する。

被害者支援担当者中央研修日程

法務省大会議室（地下棟）

平成28年11月17日（木）	
時　　間	実　施　内　容
9:30	開 場
9:45	事務連絡
10:00 ～ 10:15	開始式
10:20 ～ 10:50	最高検察庁説明 最高検察庁検事
10:50 ～ 12:00	講 義（第3次犯罪被害者等基本計画の概要等について） 警察庁職員
12:00 ～ 13:00	休 憩
13:00 ～ 13:25	刑事局説明 刑事局付
13:25 ～ 13:30	休 憩
13:30 ～ 15:00	講 義（犯罪被害者等の心情に配慮した支援について） 臨床心理士
15:00 ～ 15:10	休 憩
15:10 ～ 16:20	講 義（犯罪被害者等の実情及び関係機関と連携した被害者支援について） 犯罪被害者支援団体職員
16:20 ～ 16:30	休 憩
16:30 ～ 17:50	フリーディスカッション・質疑応答
17:50 ～ 18:00	事務連絡等

○取組内容②
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査

指　　標	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
有意義とする回答の割合	91.3%	95.0%	88.8%	91.3%	95.0%	94.9%	93.6%
有意義とする回答数	73	76	71	73	76	75	73
参　加　人　数	80	80	80	80	80	79	78

＜アンケート回答内容＞

研修全般の内容について			
回答内容	回答人数	割合	主な感想
有意義である	73	93.6%	・第３次犯罪被害者等基本計画の概要等について知ることができたこと，各地検で被害者等の支援に取り組んでいる事例の紹介があり，今後の活動に活用できることがあるため。 ・各庁の被害者支援に対する執務体制・執務内容を参考として，当庁における被害者支援の在り方等の改善すべき課題の参考となった。 ・「制度」に関する説明についても分かりやすく，医師の立場からの見解や犯罪被害者遺族の実情については，目で文字を確認するより，耳で聞くことにより，更に理解が深まったように感じました。
どちらとも言えない	5	6.4%	・外部講師の方のお話は，聞いていて気づかされる部分も多く，また，生の声，リアルな心情に引き込まれます。 ・紙に書かれていることを淡々と話される講義よりは，紙に書かれていない体験談等を聞きたいです。
有意義でない	0	0.0%	
無回答	0	0.0%	
不提出	0	0.0%	

※上記アンケート回答内容一覧の「割合」については，小数点第2位を四捨五入した数値を記載しています。

平成28年度被害者支援担当者中央研修アンケート集計結果

回答人数　78人

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1．研修全体			
開催時期（11月17日）	早い	0	0.0%
	適当	68	87.2%
	遅い	10	12.8%
	無回答	0	0.0%
期間（1日）	長い	1	1.3%
	適当	71	91.0%
	短い	6	7.7%
	無回答	0	0.0%
内容	有意義	73	93.6%
	どちらとも言えない	5	6.4%
	有意義でない	0	0.0%
	無回答	0	0.0%
主な理由	**（「有意義」回答）** ・被害者支援の目的・基本方針と支援の在り方等について改めて学ぶことが出来たこと。 ・第3次犯罪被害者等基本計画の概要等について知ることができたこと，各地検で被害者等の支援に取り組んでいる事例の紹介があり，今後の活動に活用できることがあるため。 ・被害者等支援業務に関し，刑事局，最高検の方針等を確認できる機会であり，その点で有意義であった。また，学識経験者，支援センターの方の講演など，外部の方の見方に触れることができ，意義深く感じた。 ・被害者支援について，多角的な講義となっている。 ・外部講師の方の話や，実際にお子さんが被害を受けて亡くなった遺族の方の話を聞くことができ，有意義であった。 ・検察官，精神科医，被害者と検察内部だけでなく，多方面の方のお話しを聞けたことは大変ありがたく思いました。初又検事の現役時代における支援員との関わり合いや精神科医の被害者との接し方，被害者遺族の生の声など改めて被害者等との関わり方の大切さや難しさを痛感した。 ・全国の被害者支援員，同担当検察事務官が，一堂に会する機会が得られること，中央省庁の方の話が聴けたこと。 ・被害者支援業務を行う上で，対応に苦慮している事例について，他庁の対応を聞くことができるため。 ・各庁の被害者支援に対する執務体制・執務内容を参考として，当庁における被害者支援の在り方等の改善すべき課題の参考となった。 ・全体的に，犯罪被害者支援に特化した研修には参加したことはなかったことから非常に有意義に感じました。また，「制度」に関する説明についても分かりやすく，医師の立場からの見解や犯罪被害者遺族の実情については，目で文字を確認するより，耳で聞くことにより，更に理解が深まったように感じました。 ・　直接被害に遭われた人がどのような視線で検察庁をみているか，どのような支援が被害者にとっていいのか考えさせられたこと。 **（「どちらとも言えない」回答）** ・検察庁の被害者支援員が行う支援についての研修というより，精神面，生活面，経済面への支援を行う関係機関や団体等の支援内容が主であった。 ・繰り返し制度や被害者の心情等についての説明を受け，理解を深めることが重要であるとは思いますが，制度については資料をなぞった説明が多く，また被害者の心情等に関する講義は，各種講演会等いつも同じような内容であり目新しさにかけ，正直興味深く聞くことが出来なかった。 ・　外部講師の方のお話は，聞いていて気づかされる部分も多く，また，生の声，リアルな心情に引き込まれます。 　紙に書かれていることを淡々と話される講義よりは，紙に書かれていない体験談等を聞きたいです。 ・全てのコマが有意義とまでは言えない。		

今後の被害者支援活動に活用できること	・関係機関との連携（意見多数） ・各庁における被害者支援の取組状況（意見多数） ・直接，性犯罪被害者と面接する機会が多く，中島先生のお話は，被害者から要望を聴取する際の配慮や，心理ケアを説明する際の基礎知識に非常に役立つと感じました。また中曽根先生のお話も，被害者，支援する側の双方の視点から具体的なお話を頂き，検察庁の職員として被害者に対応するときに役立つと感じました。 ・各庁の支援状況の内容や講義で配布された支援ガイドラインなどを参考にして今後の支援活動に活用していきたい。 ・支援室と現場との連絡協調の大切さを痛感しました。また，被害者遺族との接し方については，メンタルで悩む職員に対する対応にも通じる点があると思いました。今後の執務に活用していきたいと思います。 ・いろいろな相談者に，第3次基本計画の施策をわかりやすく説明するとともに，警察等と連携するにも知識が学べたことに意義がある。 ・尊厳にふさわしい処遇，個々の事情に応じて途切れることなく適切に対応，及び国民の総意を形成しながら展開することを念頭にして支援業務するように活用したい。 ・他の支援機関の支援内容等について更に情報収集し，つなぎ支援紹介先機関資料の充実を図る必要性を実感した。 ・ フリーディスカッションで取り上げられた題材について，今後実施の可否について検討したい。
主な感想	・被害者支援員としての職務を理解して遂行して行くために今後もこの研修は必要と思う。 ・全てが，充実した講義であり，時間が短く感じました。 ・各庁で業務内容，繁忙度の濃淡など様々であろうが，日々の支援業務に関し，流れ作業化に陥ることがないよう再認識する意味でも必要な研修であると思う。 ・各庁の被害者支援員等との顔の繋がりができ，今後の連絡等が取りやすくなった。 ・あらためて民間機関との連携が重要であることを認識した。 ・初めての研修参加でしたが，如何に相手の心情に立って接することが重要かを改めて感じました。支援員や担当事務官だけでなく，一般事務を担当する職員にも伝えていかなければいけないことだと思いました。 ・被害者対応等は，事案に応じて求められる内容に差違があるところ，今回の研修を通じて，各庁の実情や取組，事案に応じた対応方法の蓄積等の存在をあらためて承知することができたことにより，今後の業務遂行に当たり，必要に応じた情報の共有が期待できるものと思料された。 ・全ての人が満足し納得できるような支援は難しいとしても，できるだけ被害者等の心情に寄り添うよう心掛けたいと考えるようになりました。 ・もう少し，フリーディスカッションのための時間及び項目等を増やし，参加者同士が活発に意見交換することができればよいと思う。 ・1日の研修に詰め込むには，かなりハードであるが，充実している。 ・2回目の研修参加で，1回目にも感じたが，支援員と現職事務官を一緒に研修する必要があるのか疑問である。支援員だけであれば，もっと充実した内容の研修が開催されると考える。 ・十分な被害者支援のために，検察庁は検察庁でできることをし，他の機関に繋げなければならない。そのためには，どの機関がどのような支援の取り組みを行っているか，窓口はどこになるのか把握する事の必要性を感じました。 ・現役時代に戻った気持ちで研修に参加することができました。しかしながら，現場における被害者支援員の実情，例えば，支援員はどういった立ち位置で相談に取り組むべきかなどという問題について本音でのディスカッションが必要ではないかと思います。 ・各庁とも積極的に被害者支援活動を行っていることに勇気づけられた。 ・被害者支援センターの方のお話は，支援員，支援担当事務官だけでなく，是非，検察官にも聞いていただきたいと思う内容で，犯罪被害者の思いを知ることができ，有意義であった。 　犯罪被害者の為に検察庁ができること，やらなければならないことを改めて認識し，講義で得た情報を利用しながら，今後の被害者支援につなげたい。 ・研修そのものの座学はもとより，休憩時間を利用する，あるいは班を編成して生の声を聴くことも良い機会となると思う。 ・中央での方針等も説明していただき，また，講師の方々の講義や各庁のいろいろな工夫を紹介していただき，被害者支援担当として改めて考えさせられ，当庁においても資料をさらに検討して，今後の執務運営に役立てていきたいと思います。 ・平素の業務は，精神疾患が疑われるような相談者との応対が相当数あり，これの対応に苦慮することが多く，犯罪被害者対策の基本的な流れを意識することが少なかった。そのため，今回の研修は有意義であった。

8. 来年度の研修で希望する講義等の内容及びその理由

本年度と同様で良い。（意見多数）
被害者の体験に基づく被害者支援の在り方等についての講義・・・被害者本人の実体験を聞く機会は被害者支援業務を行う上で重要と思われるので今後も実施したほうが良いと思う。
地方行政機関及び民間支援団体の活動内容等・・・被害者支援の連携構築のため。
班別，グループ別の事例検討等・・・各庁が提出した事例の中から適当なものを選び，班別討議をして，全体発表してはいかが。
NPO法人はぁとスペース代表　山本美也子（福岡県飲酒運転撲滅活動アドバイザー）・・・平成23年2月，飲酒運転の事故により，長男を亡くされた方。裁判所，検察に対する批判的な部分はあるが，ポジティブで，被害者遺族の声として真摯に受け止めるべきものであり，非常に有意義だと思料します。（11／4，水戸で講話）
精神科医，被害者遺族の講話，検察官が現場で感じた支援員との関わり合いの話・・・体験に基づく生の声や意見が，原庁における活動に最も役立つと思いますので，そのような内容を充実していただければ幸いです。
各庁においてその対応に苦慮している事例の検討・・・各庁では，対応に苦慮している事例があるものと思料するので，その解決策等についてアドバイスが欲しい。
困った相談者とその内容，対応方法について・・・各庁で，相談に苦慮した（苦慮している）事例をかかえていると思うので，その事例の発表をしてもらい，講師に解決策等を教示していただきたい。
フリーディスカッションに代わる模擬支援・・・複数代表による模擬支援（面談，電話）をやることにより，第三者的に支援の在り方を再認識できるものと思われる。
警察官による被害者支援の現状・・・犯罪被害者等に最初に接する第一線の警察における被害者支援の現状が知りたい。
被害者支援都民センター活動状況について・・・他の道府県にはあまりないと思われる機関であり，今後の組織作りの参考になると考えられるため。
検察庁の被害者支援員として，できる支援とできない支援の境界について・・・相談内容が多岐にわたるところ，業務の範囲を超えて支援する可能性があり，越権行為にならないか難しいため。
最近増加傾向にあるDV事件や児童虐待事件等についての講義・・・いずれの事件も相談を受けた場合には急速を要することから実情，問題点，関係機関との連携等の講義を通じて知識を高めておきたい。

9. その他意見等

本研修は，非常に有意義な研修であることから，今後も継続して実施していただきたい。（意見多数）
支援員制度の創設に尽力された当時の松尾刑事局長の「被害者支援員は，検察庁の業務全般に精通していながら，現職の職員ではないという独自の地位を活かし，日常の業務処理に追われて多忙な現場職員には困難な，きめ細やかなケアを行うとともに，検察庁に対する苦情を受ける場合にも，検察庁から一歩離れた，より自由な立場で懐深い対応を期待されている。」との言葉を支援員は再認識すべきであり，フリーディスカッションでの発言に，検察官の指示を受ければ全て安心などというような雰囲気の発言には残念な思いがしました。検察事務官はOBになっても相変わらず検察官頼りの姿勢ではいけないと思う。支援員は民間では殆どボランティアであり，検察庁の支援員には手当が支給されていることに思いをいたし，責任と誇り及び自信を持って業務に当たるべきと思う。
殆どの参加者の執務時間が午後5時15分までであるのに，研修終了時刻は午後6時であったが，勤務時間内に終了するよう検討願いたい。被害者支援員は，普段から勤務時間終了間際に電話や来庁者があれば，昼休みや勤務時間終了後もその対応を行っており，研修においてまでも勤務時間外まで拘束しない方が良いと考える。
任意参加であった意見交換会は，様々な問題，悩み等を全国の皆さんと共有し，問題解決へのヒントやアドバイスを得ることができる貴重な機会であるところ，研修期間を2日間とすれば，意見交換会への出席が容易となると思料します。
全体に駆け足で終わったような気がします。1日半くらいの余裕のあるスケジュールを組んでいただければ，フリーディスカッションでももう少し活発な意見が出たのではないでしょうか。また，懇親会を企画していただきましたが，懇親会後に各地方に帰って翌日出勤というスケジュールではなかなか参加できないのではないでしょうか。

やや問題がありますが，検察事務官と別の研修にするという考え方もあるかもしれません。
外部講師による講義は，内容によっては講師の了解の上ビデオ録画し，研修教材として各検察庁に配布しては。
フリーディスカッション・質疑応答の着席に関し,これまでの講義や説明の流れから全員が前を向いている講義形式で着席しているが,休憩時間を利用して両サイドに分けて互いに向き合う形に変えれば,顔が見えて討議しやすいのではないかと感じた。
参加人数が多い上，本省の上層部も傍聴されるなど，とても自主的に発言する（できる）雰囲気ではなかったので，やはりある程度グループ分け（少人数）した方が，より闊達な意見が出ると思料する。
1コマ，70分以上の講義はやや長いと感じた。50分から60分が適当ではないかと思う。 また，休憩時間が5分のときもあったが，トイレも混み合うので全て10分にするのが適当と思う。
被害者支援員は，被害妄想者及び好訴者等の相談者ではなく，本当に困っている被害者等の相談に応じるのが本来の姿であると思料するので，被害者支援員制度に関するポスターを作成して公共の場所に掲示するなどの充実した広報活動を実施していただきたい。
被害者の方への対応など，知識だけではなく，もっと具体的で実践的なことを学びたいです。 中央研修以外でも地元でカウンセリングの講習等受ける機会があればいいなと思います。
事務官の参加が隔年になっているのが残念です。支援員メインの研修と考えれば趣旨は違うのかも知れませんが，事務官としては，犯罪被害財産支給手続きについて（特に追加支給）などの講義があると有り難いです。
2年前にも参加したが，その際と比較し，今回の方が全体的に充実した内容のように感じた。
当庁が行う被害者等通知制度の入口としては，検察官等が被害者等に接触して初めて処理等の通知を行っているものであるが，今回の外部講師の講義を聴いて，被害者のニーズとして，加害者がいつどのような処分を受けたのか，起訴であれば，公判の日はいつなのか，裁判の結果はどうなのか，というようなことが早期に知りたいと思われました。 それであれば，被害者が，警察に被害届を出したとき，警察で供述調書を作成したときなど，警察の段階から被害者に加害者の処分を通知をする手続きを行うべきではないのか。被害者が警察官に話をした時に，加害者の処分について通知を希望するかしないかの確認を行ってもらえば被害者のニーズに応えられるのではないか。警察官としては，処分は「検察庁の検察官がする。」旨伝えて，警察官は，被害者に「検察官に事件を送致した日，送致番号」をまず通知すべきと感じました。自分が被害者になったのであれば，加害者の処分は知りたいと思った。それが被害者のニーズなのかと思う。そして送致を受けた検察官が処分について，通知を行う。起訴であれば，その後の公判期日や裁判結果などの希望を徴する取扱いになれば，被害者にとって，まず，警察と検察が繋がっている，窓口が別々という感覚を受けないと思う。通知の数は，現在の何十倍にもなると思われるが，それが被害者のニーズであれば，通知制度を改めて欲しい。

検察庁

真実を見つめ、
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かいます！

Public
Prosecutors
Office



検察庁は，刑事事件を捜査して真相を明らかにし，その犯人を処罰することを通じ，社会正義を実現し，市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っています。

こうした役割を果たすため，常に厳正公平・不偏不党の立場で，人権を尊重しながら，法と証拠に基づき，適切に捜査・公判を遂行することによって，刑事事件の真相を明らかにし，刑罰法令を適正かつ迅速に実現することが検察の使命であり，この使命は，時代が変わってもいささかも変わるものではありません。

このように検察の使命は不変であるとはいえ，これを実現する捜査・公判の手法は，時代や社会の変化に合わせて柔軟に変え，最近の犯罪情勢に的確に対応していかなければなりません。また，被害者の心情に十分配慮してきめ細かな対応をするとともに，加害者の処分に当たっては再犯防止・社会復帰の観点からの検討も必要です。

検察庁職員は，その職責を自覚して，公正誠実に熱意をもってその職務に取り組んでいます。

検事総長　西川 克行

目次 Contents

検察庁の組織 …… 3

地方検察庁の機構 …… 4

検察庁の職員 …… 5

全国の検察庁で処理した事件 …… 5

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり …… 6

捜査・公判部門 …… 11

検務部門 …… 13

他機関での勤務 …… 15

検察庁における犯罪被害者支援 …… 16

検察庁における刑事政策的取組,
再犯防止・社会復帰支援に関する取組 …… 17

国際捜査 …… 18

検察の理念 …… 19

Q&A コーナー …… 21

検察庁所在地一覧 …… 22

検察庁の組織

検察庁には，最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の４種類があり，裁判所に対応して置かれています。

最高検察庁　１庁

最高裁判所に対応する検察庁で，東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で，上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁　８庁(支部６庁)

高等裁判所に対応する検察庁で，東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の８か所にあります。その他，高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計６か所あり，地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で，控訴された事件などを取り扱います。



札幌高等検察庁・札幌地方検察庁



広島高等検察庁・広島地方検察庁



大阪高等検察庁・大阪地方検察庁



仙台高等検察庁・仙台地方検察庁



福岡高等検察庁・福岡地方検察庁



最高検察庁・東京高等検察庁・東京地方検察庁



高松高等検察庁・高松地方検察庁



名古屋高等検察庁・名古屋地方検察庁

地方検察庁　50庁(支部203庁)

地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で，各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他，各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり，地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁　438庁

簡易裁判所に対応する検察庁で，全国438か所にあり，比較的軽微な刑事事件を取り扱います。

地方検察庁の機構

※東京地方検察庁の例

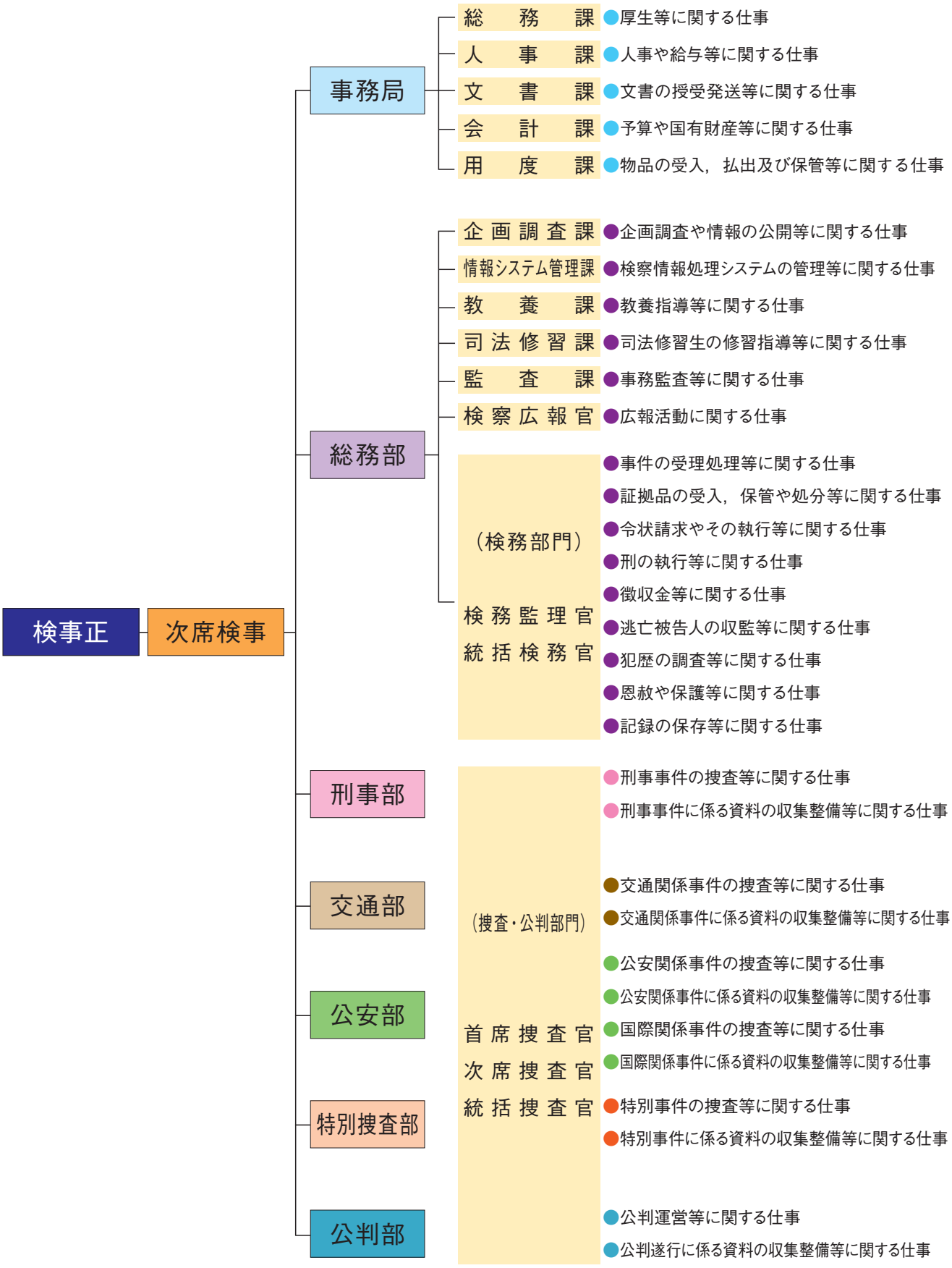

（注）上記は，東京地方検察庁の機構を示しています。
検察庁の規模等に応じて構成されている部，課・室の名称及び数は変わりますが，仕事の内容は同じです。

検察庁の職員

一人一人の職員が捜査・公判活動を通じて，活力ある社会経済と安全で安心な市民生活の基盤である法秩序の維持に貢献しているという誇りを持って，明るく活気ある職場をつくっています。

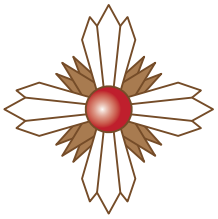

（検察官記章）

検察官

検察官は，刑事事件について，捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を持っているほか，公益の代表者として民法等各種の法律により数多くの権限が与えられています。検察官は，検事総長，次長検事，検事長，検事及び副検事に区分されます。



（検察事務官記章）

検察事務官

検察事務官は，検察官を補佐し，又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門，罰金の徴収などの事務を行う検務部門，総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。

全国の検察庁で処理した事件

（平成27年）

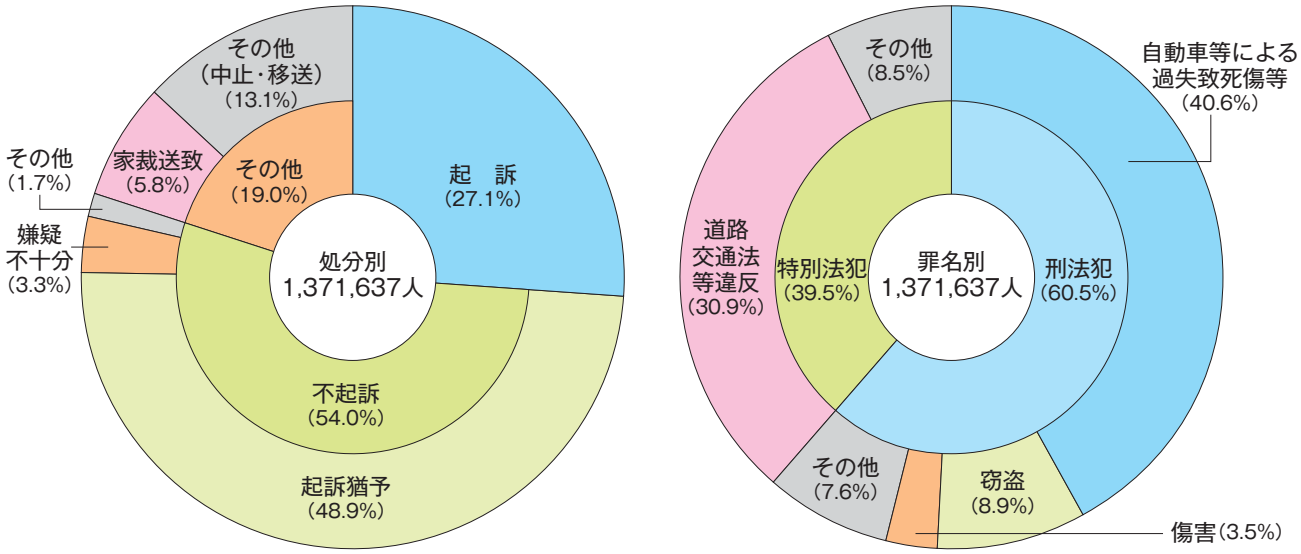

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

検察庁では，検察官が犯罪を捜査し，刑事事件に関し裁判所に対して裁判を求め，裁判所に法の正当な適用を請求し，かつ，裁判の執行を指揮・監督しています。

刑事事件の一連の流れについては下の図のとおりです。

「捜査」，「公判」，「執行」それぞれの分野において検察官・検察事務官が活躍しています。

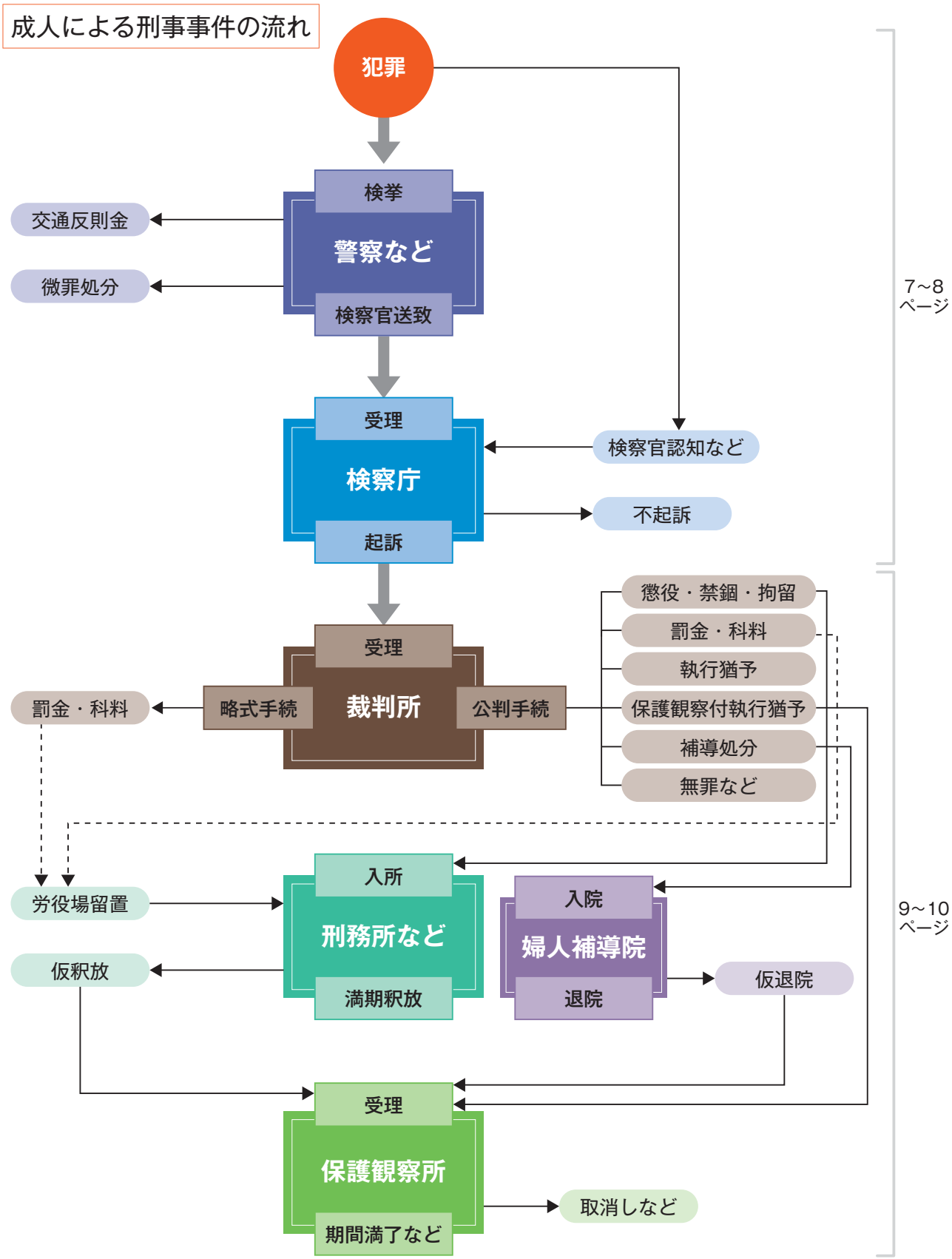

捜　査　～検察官は，あらゆる犯罪を捜査します～

刑事事件（犯罪）が発生すると，多くの場合，警察などの捜査機関が，第一次的に被疑者（犯罪を犯した疑いがあり，捜査の対象とされている者）を逮捕したり，証拠を収集するなどの捜査を行った後，検察官に事件が送られる（送致・送付）ことになります。

そのほかにも，検察官は，自ら犯罪を捜査し，又は告訴・告発を受けて捜査を行うことがあります。

犯罪の発生



警察など捜査機関での捜査・事件送致

告訴・告発等

事件受理（捜査記録・証拠品を受けることなど）



警察などから事件が送られてくると，検察庁では，その手続が法律に従っているかどうかを確認した上で受理します。また，犯罪で使われた物など（証拠品）も併せて受け入れて保管します。

捜査の流れ－警察の役割と検察の役割の違い－

一般的に犯罪が発生した場合，警察が第一次的に捜査を行い，被疑者（犯罪を犯した疑いがあり，捜査の対象とされている者）を逮捕したり，証拠を収集したり，取調べ等を行います。なお，警察は，被疑者を逮捕したときには，逮捕の時から48時間以内に事件記録とともに被疑者を検察官に送致しなければなりません。検察官は，警察から送致された事件について，警察を指揮し，あるいは自ら捜査を行い，収集された証拠の内容を十分に検討した上で，被疑者を起訴するかしないかの処分を決定します。このように被疑者を起訴するかしないかを決定するのは公訴の主宰者である検察官のみに与えられた権限です。また，起訴した事件について公判で立証し，裁判所に法の正当な適用を求めたり，裁判の執行を指揮監督するのも検察官の重要な仕事です。

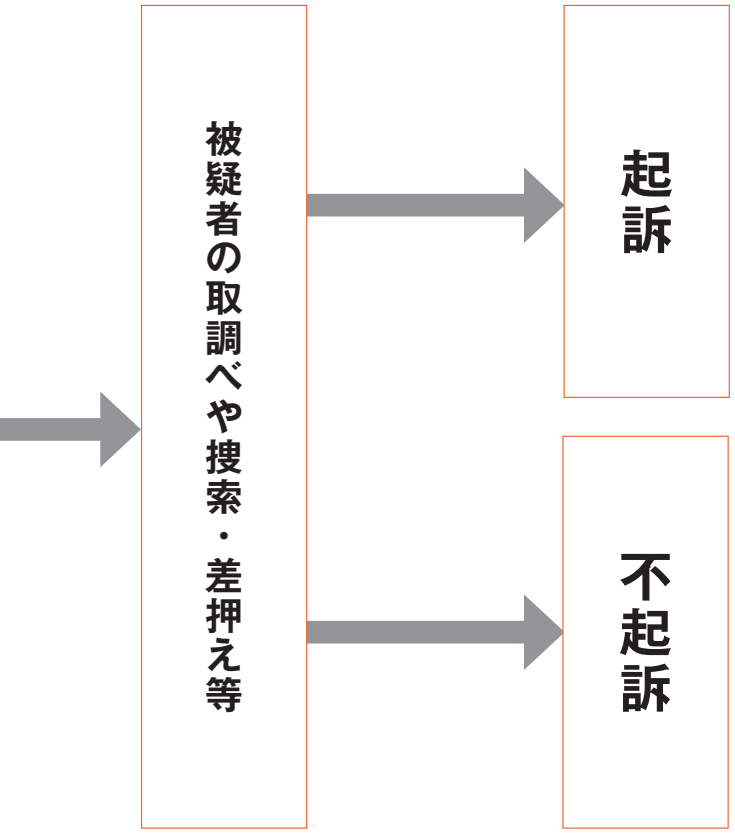



検察官は，犯人でない者が罰せられることのないように，十分な証拠があり，確実に有罪判決が得られると判断した場合のみ起訴することとしています。

起訴処分には，法廷で裁判が開かれる公判請求と，これを開かずに書類審査で刑（罰金・科料のみ）が言い渡される略式命令請求があります。

なお，一定の重大な犯罪については，裁判員裁判の対象となります。

少年事件については，処分の意見を付して家庭裁判所に事件を送ります。

検察庁で受理した事件について，検察官が自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行ったり，証拠の不十分な点について，警察を指揮して補充捜査を行わせたりするなどの捜査を行い，収集された証拠の内容を十分に検討した上で，被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。





公判（裁判員裁判の例）～検察官は，公判請求した事件の裁判に立ち会います～



起訴 → 公判前整理手続（※） → 裁判員等選任手続 → 公判（証拠調べ・求刑等） → 評議・評決 → 判決宣告



検察官は，証人尋問などを行って被告人（起訴された被疑者）が犯罪を行ったことなどを証明します（証拠調べ）。証拠調べの終了後，犯罪事実及び法律の適用や求刑についての意見を述べます（論告）。

裁判所の判決に対して不服があるときは上訴することもあります。

裁判員裁判では，検察官は，一般の国民から選ばれる裁判員が審理の内容を十分に理解し，容易に心証を形成できるよう，より分かりやすく，迅速で，しかも的確な立証に努めています。

※　公判前整理手続とは，裁判員裁判対象事件や争点が多岐にわたる複雑な事件等の場合に，迅速な審理を実現するため，その裁判が開始される前に，証明予定事実の提示や証拠開示を行うとともに，審理計画の策定等を行うことです。

執 行 ～有罪判決が確定すると，検察官は裁判の執行を指揮します～

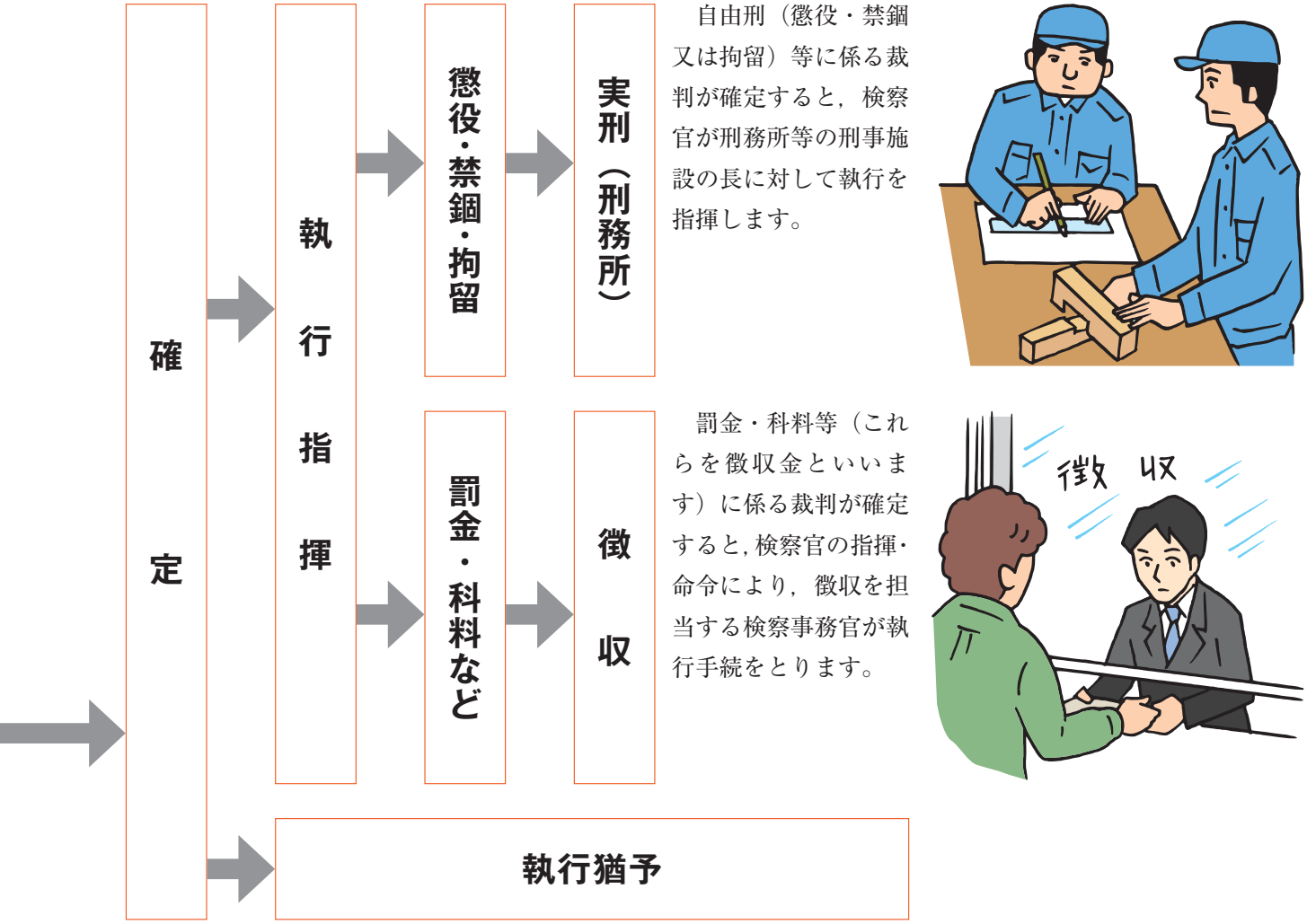

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等に係る裁判が確定すると，検察官が刑務所等の刑事施設の長に対して執行を指揮します。

罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると，検察官の指揮・命令により，徴収を担当する検察事務官が執行手続をとります。

その他

収容手続等

検察庁では，公判に出廷せず逃亡している被告人の収容を行っているほか，言渡しを受けた罰金等を納めない者に対しては，身柄を確保した上で刑務所等において労役場留置する処分を行っています。



犯歴・記録

検察庁では，有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や，裁判が確定した記録等を保管・管理し，記録の閲覧申請の審査を行ったり，これを許可した場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



捜査・公判部門

検察は，法と証拠に基づいて，事案の真相解明に取り組み，国民の良識にかなう，相応の処分，相応の科刑の実現を目指しています。

刑事部



福岡地方検察庁刑事部　検事　渡部　礼子

刑事部は，殺人・強盗等の凶悪事犯，詐欺等の知能犯等，日々発生する様々な事件の捜査を担当している部署です。

検察官は，警察等の捜査機関と協力，連携しながら，数多くの事件について捜査を行い，起訴，不起訴等の処分を決定します。

起訴，不起訴等の処分は，被疑者だけでなく被害者等の事件関係者にも影響を与える重大なものですから，捜査に当たっては，被疑者，被害者，目撃者等からじっくり話を聴くとともに，現場に残された凶器等の遺留物や防犯カメラ映像等の客観証拠を収集し，経験豊富な上司や先輩方から指導・助言を受けて，適正な処分を決するように努めています。

また，被害者のいる事件においては，被害者の声にも耳を傾け，被害者の心の痛みを適切に裁判官に伝えられるよう心掛けています。

知識・経験不足等で思うように捜査が進まず，もがき苦しむこともありますが，上司，先輩方，検察事務官，警察等の関係機関と協力して，真相を解明し，被疑者の適正な処分を決するよう日々，努力しています。

福岡地方検察庁刑事部　検察事務官　西村　正志

刑事部の立会事務官は，検察官とペアになり，検察官をあらゆる面でサポートしながら，二人三脚で事件に取り組んでいます。

その職務内容は多岐にわたっており，検察官の取調べに同席して事件捜査に従事するほか，刑事訴訟法を始めとする各種法令に基づく手続，検察庁内部における各部署や警察等の関係機関との連携調整を行います。また，検察官に事件の内容やその法的解釈について意見を求められることもあります。

多種多様な事案を取り扱い，その状況は日々変化するため，求められる業務はその時々で異なります。また，被害者等の事件関係者と直に接する仕事であるため，法律的知識だけでなく，相手に対する気遣いや思いやりも必要となりますし，時には事件のことでつらい思いをすることもあります。しかし，事案の真相を解明し，社会正義を実現するという検察の理念の下，検察官と共に捜査を尽くす立会事務官の仕事は，検察庁の一員としての誇りを持たせてくれますし，非常に充実感があります。

今後も，検察官や諸先輩方の温かい御指導に感謝しながら，皆様の信頼や期待に応えられるよう，日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。

特別捜査部



東京地方検察庁特別捜査部　主任捜査官　兼子　彰

特別捜査部にあるデジタルフォレンジック担当（ＤＦ担当）では，押収したパソコン，スマートフォン等の電子機器に対し，保全・解析作業を行うデジタルフォレンジックと呼ばれる業務（ＤＦ業務）を行っています。

保全作業とは，押収した電子機器に保存されているデータを全く同じ状態で抽出する作業であり，解析作業は，抽出したデータの中から解析専用のソフト等を駆使して捜査・公判に必要な情報を発見していく作業になります。

現在では，パソコンやスマートフォン等の電子機器が法人・個人を問わず広く普及し日常的に使用されているので，電子機器内に保存されているデータの中から犯罪を行った痕跡などの重要な証拠となるデータが発見できることもあるため，ＤＦ業務は特別捜査部で取り扱う事案だけではなく，刑事・交通事件を問わずあらゆる犯罪捜査に欠かせないものとなっています。

ＤＦ担当では，保全作業を中心に業務を行っていますが，電子機器等のデジタルの世界は日々進化しており，従来の保全手法が突然使えなくなることも少なくありません。

そのため，私達は常にデジタルフォレンジックに関する様々な情報を収集し，外部の研修に参加するなどして新たな知識や技術の習得に励み，あらゆる場面に柔軟に対応できるよう，日々自己研さんをしながら業務を行っています。

このように，ＤＦ業務は常に新しい知識や技術を学び，吸収して実践することで自己の能力が磨かれ成長することができるとてもやりがいのある業務であると感じています。

事案の真相解明のため，ＤＦ業務の重要性は今後も増していくものと考えられることから，求められる役割に応えられるよう日々精進していきたいと思います。

公判部



広島地方検察庁公判部　検事　清田　周祐

公判部は，刑事裁判を主に担当する部署です。刑事裁判で取り扱う事件は様々ですが，例えば，殺人事件の場合，亡くなられた被害者の御遺族にとって，裁判の場は，真実を知り，そのお気持ちを裁判所に伝える一度しかない機会です。公判担当検察官は，御遺族のお気持ちに寄り添いながら公判活動を行うことが求められていますので，起訴後，速やかに御遺族と面談し，そのお気持ちを伺い，疑問点などがあれば聴取することが重要です。

被告人が，包丁を持ってもみ合っているうちに「たまたま被害者の胸に刺さった」と主張して殺意を否認した殺人事件の裁判では，被害者の御遺体に残された傷のうち，死因とは関係のない細かい傷ですが，負傷の原因が解明されておらず，被害者の奥様が気にしておられたため，御遺体の司法解剖を行った医師に説明して頂いたところ，奥様の御納得が得られるとともに，この傷の存在が被告人の嘘を明らかにする重要な根拠の一つとなったということがありました。

御遺族だからこそ気付く点などがあります。公判担当検察官は，その声に十分に耳を傾けて初めて，裁判で真実を明らかにすることができるのです。

広島地方検察庁公判部　主任捜査官　田中　元晴

公判部の主任捜査官（中核事務官）の主な業務には，裁判員裁判の公判活動において，検事と立証方法などを話し合い，法律に触れる機会の少ない裁判員にも分かりやすい資料を作成することや，不安を抱えたまま裁判の行く末を見守る被害者やその御遺族の方々に対応することなどがあります。

裁判員裁判で審理されるのは，被害者が亡くなられた事件が多く，御遺族の怒りや悲しみは，私達の想像をはるかに上回るものです。被告人に対して厳しい判決が言い渡されたと思われる場合でも，その判決に御遺族が満足することはほとんどありませんが，御遺族から，「判決に納得はできないけど，検事さんや事務官さんが親身になって一生懸命やってくれたことが私の唯一の救いです。」などと言われると，少しでも御遺族の役に立つことができたことに大きな充実感や，やりがいを感じることができます。

今後も，検事の信頼を得て，検事の良きパートナーとしての役割を果たし，裁判で事件の真相を明らかにするとともに，被告人に相応の刑罰を科すことができるよう努力していきたいと思います。

交通部



名古屋地方検察庁交通部　副検事　原　俊文

検察庁の交通部は，交通違反や交通事故といった道路交通に関する事件を捜査して，被疑者に裁判を受けさせるかどうかを最終的に決める部署です。

交通事故は，双方当事者が事故の発生を予想しない通常の生活の中で発生するため，事故の状況を正確に記憶にとどめることが困難な事案も多く，当事者だけでなく目撃者等の関係者から十分に話を聞いた上，必要があれば，検察官自ら事故現場に行って道路状況を確認したり，事故状況を撮影した防犯カメラやドライブレコーダーの映像などの客観的な証拠を収集して検討することが必要になります。

交通事故の中には，無免許運転や酒気帯び運転による事故や，事故後，被害者を救護することなく現場から逃走するような悪質事案もあります。このような悪質な運転者が刑事処分を免れて得をすることのないように，この種事案に対しては，特に断固たる処分を行っています。

また，交通事故では，後遺症が残るような重症を負って苦しんでいる被害者や大事な家族を突然亡くして，非常につらい思いをしている御遺族もいます。そのような事故の場合，検察官が被害者や御遺族と会って，事故で失ってしまったものや事故で変わってしまった生活のことなど，被害者や御遺族のつらいお気持ちを直接聴き，それを裁判に反映できるようにしています。そして，被疑者に対しては，事故の被害に遭って苦しんでいる被害者や御遺族のお気持ちや自分が起こした事故の重大さを理解してもらい，二度と同じ過ちを起こさぬよう交通法規の遵守，安全運転の必要性を説示しています。

これからも，交通違反が１件でも減り，つらい思いをする交通事故の被害者や御遺族が１人でも減るようにという思いで仕事をしていきたいと思います。

検務部門

検務部門の仕事は，刑事事件の受理，証拠品の保管・処分，裁判の結果確定した懲役刑などの執行指揮や罰金などの徴収などです。

事件・令状

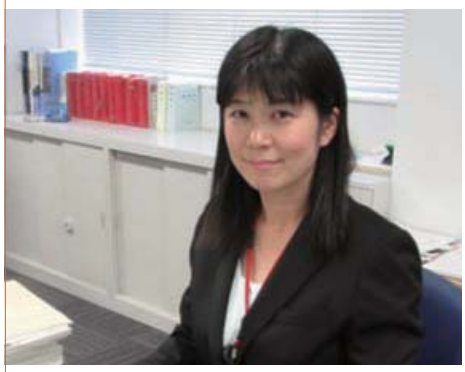

大津地方検察庁　検務専門官　木村　愛

事件事務では，警察等の捜査機関から送致される事件について，犯罪事実の特定がされているか，身柄拘束を伴う事件については，定められた時間内に送致されているかなど，法律に従った手続がされているかを確認して受理手続をしています。

また，検察官の起訴及び不起訴処分の際に作成される起訴状等の書類に誤りがないかを点検し，その処理手続をしています。

令状事務では，被疑者等の身柄の管理が主な仕事です。常に被疑者等の身柄の勾留期間満了日を把握するとともに，不当に勾留することがないよう勾留状や釈放指揮書等の一枚一枚について何重にも記載内容の確認作業を行っています。

それぞれの業務が，法律等に基づいて厳格に遂行されていることを実感するとともに，被疑者等の身体の自由を制限することに対する責任と重みを日々感じる部署です。

私は，民間企業に勤務した後，検察庁で働いていますが，常に自分の営業成績と対峙していた民間時代とは違い，被疑者や被害者等事件関係者の人生に大きな影響を与えることに対する緊張感と，検察官と共に適正に事件を処理することに対するやりがいがあります。

また，私は，育児休業を２度経験しており，現在は育児のために時間的制約がある身ですが，周りの職員に助けられながら十分な業務経験を積むことができています。将来は，私のように仕事と育児を両立する職員の力になりたいです。

証拠品



高知地方検察庁　検務専門官　宮本　嵩久

証拠品担当は，警察等が押収した証拠品を受け入れ，保管し，還付・廃棄等の処分を行います。証拠品は，刑事裁判の重要な証明資料であり，滅失・毀損・変質等により証拠価値を減滅させることがないよう細心の注意を払って取り扱い，財産的価値の保全にも配慮しています。

押収される証拠品は様々であり，メモ紙等の一般的な物品，現金等の貴重品，覚せい剤・大麻等の違法薬物，事件現場等で採取した毛髪・微物等のほか，車両・船舶等の大型証拠品もあります。現金や違法薬物等は特殊証拠品として他の一般証拠品とは区別して厳重に保管します。

一般的には事件の終結により証拠品を処分しますが，押収を継続する必要がない場合には，終結前に被押収者等に還付することもあります。法令や規程に注意しながら関係書類等を調査し，受還付人の選定を誤ることがないよう特に留意しており，処分のために必要な事項を関係機関に照会することもあります。

このように，証拠品担当は，証拠品に関する一切の事務に携わる責任重大なポストで，多くの実務知識等が必要ですが，その分やりがいを感じています。まだまだ未熟ではありますが，諸先輩からの手厚い御指導をいただきながら，充実した日々を過ごしています。

執　行

函館地方検察庁　上席検務専門官　杉木　麻記子



執行担当は，裁判の把握から自由刑（懲役・禁錮又は拘留）等の執行指揮に至るまでの手続及びこれに付随する事務を行っています。人の自由を奪うという直接人権に影響を及ぼす重要な仕事なので，基本となる刑事訴訟法等の関係法令の把握はもとより，常に判例，各種通達等を確認し，細心の注意を払いながら業務に取り組んでいます。

刑の執行は，刑事裁判の締めくくりとして重要な意義を持っています。いかに裁判が有罪となり，刑が確定しても，その裁判を具体的に実現する刑の執行段階で迅速，適正，公平に行われなければ，裁判の目的は達せられないこととなります。

また，被害者の方に対して，受刑中の加害者の刑務所内における処遇状況や出所時期などの情報を提供する事務も行っていますが，その際には，被害者の方の中には，肉体的のみならず精神的苦痛に悩まされている方もいますので，その心情に配慮した対応ができるよう心掛けています。

このように，執行担当では，人の権利に関わる事務を行っており，その対応には困難を伴うものもありますが，上司に指導を受けたり，職場内で相談し合いながら一つ一つ解決し，やりがいのある毎日を過ごしています。

徴　収

富山地方検察庁　検務専門官　岩井　耕一



徴収事務は，罰金，科料，追徴，過料，訴訟費用などの刑罰等の徴収金に係る裁判結果の管理から，納付告知，徴収金等の収納，未納者に対する強制執行等までの一連の事務を行っています。

納付義務者が任意に納付すればこれを収納することにより徴収金に係る裁判の執行は終了しますが，任意に納付しないときは，納付義務者の財産につき強制執行を行い，また，罰金，科料を完納することができない者は労役場に留置することとなります。

徴収事務は，納付義務者等と接することが多く，常に言動等に注意が必要となることから，緊張感を持って対応することを心掛けて職務に当たっています。

徴収金未納者から納付に窮する状況を切実に語られ，情に流されそうになったり，長期未納者への対策等に行き詰まることがあった際には，経験豊富な上司に指導を受けたり，同僚に相談したり，職場内で議論し合いながら，厳格な執行に向けて職務に当たっています。これらの悩ましい事案が収納に至り，裁判の執行を終えた際の達成感や充実感は格別です。

徴収事務は非常にやりがいのある職務だと思います。

犯歴／記録

秋田地方検察庁　検務専門官　阿部　あゆみ



犯歴担当事務官は，有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理についての事務を行い，記録担当事務官は，裁判が確定し裁判所から引き継がれた記録等を保管・管理する事務や記録の閲覧の事務を行います。

私は，現在，記録事務を担当しております。保管記録の閲覧請求があったときは，閲覧の必要性と閲覧に伴う弊害，例えば被害者，目撃者などの事件関係者の名誉やプライバシーを侵害するおそれがないかなどを十分検討することとなります。その結果，場合によっては閲覧に一定の制限を加える必要がある場合もあるので，慎重な対応が求められます。関係法令を確認することはもちろん，個々の記録を十分精査することが必要ですが，複雑な事案については一人で悩むのではなく，同僚からアドバイスをもらったり，上司から指導を受けるなどして対応しています。

検察庁の仕事は，緊張感と責任感が必要ですが，職場の雰囲気は明るく，仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており，充実したやりがいのある毎日を送っています。

他機関での勤務

検事や検察事務官は，検察庁のほか，様々な組織で活躍しています。

外務省





在独国日本大使館一等書記官　徳永　国大(検事)

昨今，違法薬物密輸等の国境をまたぐ国際犯罪が増加しており，犯人が国外に逃亡し，また，重要な証人・証拠が国外に存在することも少なくありません。こうした場合に，ドイツ側と交渉するなどして，犯罪人の引渡しや証拠の提供等の日独間協力の実現のための調整を行うことが私の大使館での業務の一つです。そのほか，日本の立法動向等を踏まえたドイツ法制度の調査，司法領域における日独間の協力関係強化のための各種活動等，大使館での業務は多種多様です。文化，制度の異なる異国の地で，外国語を用いて考え方の異なる外国人と仕事をする外交官の業務には困難も多く，試行錯誤を重ねる毎日ですが，新たな知識を得，経験を積むことができるこちらでの生活はとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館　副領事　高橋　秀夫(検察事務官)

ロサンゼルス総領事館の管轄する地域は，在外公館の中で最も在留邦人数が多く，また多くの邦人旅行者が訪れる地域です。私は領事業務を担当しておりますが，その中の一つに「邦人援護」という業務があります。これは，邦人が事件や事故に巻き込まれた場合に側面的に支援するというものです。時には，邦人が当局に身柄を拘束された場合，被収容者に対する領事面会を行うこともあります。また，緊急のため，土日や深夜に対応しなければいけない事案もあり，大変な仕事ですが，検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事です。ロサンゼルスは年中気候が良いため，休日にはスポーツや旅行等でリフレッシュしており，公私ともに充実した日々を過ごしています。

公正取引委員会



事務総局　審査局付　特別専門官　岩根　哲康(検事)

私は，主に審査局付として，談合やカルテルといった独禁法違反の行政事件の審査に携わっており，必要に応じて犯則審査部付に異動し，検事総長への告発を目指す犯則事件の調査に携わっています。具体的には，検察官としての経験を生かし，客観的証拠の収集や事情聴取，事実認定等に関する指導・助言を行っており，これらは，私自身にとっても有意義な経験となっています。

事務総局　審査局犯則審査部
内閣府事務官　大西　真樹(検察事務官)

私が出向している公取委犯則審査部は，大規模な談合事件等を調査し，検事総長に告発することを目的としている部署です。そのために，内偵調査や令状請求，捜索差押え，証拠品管理，告発準備などの業務を行い，これまで得てきた様々な経験を発揮できることにやりがいを感じています。

国税局



査察部統括国税査察官付国税査察官　吉村　有加(検察事務官)

査察部は，一般の納税者に対する税務調査とは異なり，大口・悪質な脱税者に対し納税を求めるとともに刑事責任の追及を行う部署であり，内偵調査等により脱税者を探し出す情報担当とその調査結果を踏まえて裁判官発行の令状により強制調査や脱税者に質問調査をする実施担当があります。検察庁に告発されてくる脱税事件がどのように調査・判断されてきたのか，どの証拠を基に脱税額を確定したのかといった事件が認定される過程を目の当たりにすることができる上，責任は重大ですが，脱税者と相対して質問調査等のやりとりをするなど，査察官として事案の真相解明のための調査を行うことができ，まるで検察官のような仕事を事務官でありながら経験できることに魅力を感じつつ，職務に当たっています。

その他出向先

司法研修所，内閣官房，内閣府，警察庁，金融庁，預金保険機構，財務省，国税庁，防衛省，文部科学省など

検察庁における犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには，被害者の方に，検察庁で事情聴取に応じていただいたり，裁判で証人として証言していただくなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって，事件の真相が明らかとなり，犯人に対し，犯した罪の重さに見合った刑罰を科すことが可能となるのです。

一方，犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方に対しては，適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては，多方面にわたり犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されており，検察庁では，被害者の方からの相談に応じ，各種制度についての説明を行ったり，事件の処分結果をお知らせするなど，被害者の方の保護と支援に努力しています。

被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し，できる限り，事件の処分結果，刑事裁判の結果，受刑中の犯人に関する刑務所における処遇状況，刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう，被害者等通知制度を設けています。

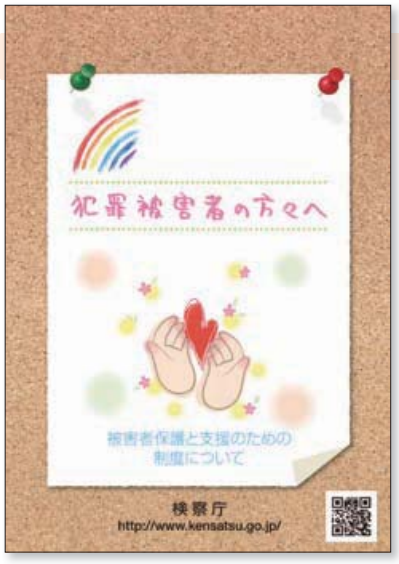

このパンフレットは，検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しています。
ホームページからもご覧になれますので，ご活用下さい。
（http://www.kensatsu.go.jp/）

被害者支援員制度

全国の地方検察庁には，被害者の方などに対して，よりきめ細やかな配慮を行うため，犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は，被害者の方々からの様々な相談への対応，法廷への案内・付添，事件記録の閲覧，証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また，被害者の方々の状況に応じて精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており，例えば，心のケアを必要としている犯罪被害者の方には，心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど，被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう，関係機関との連携を図っています。

京都地方検察庁
被害者支援員　　志賀　和幸
被害者支援担当事務官　吉牟田　みゆき



犯罪の被害に遭われた方やその御遺族等の方々は，刑事手続がどのように行われるのか，また，検察庁において，どのような支援を受けることができるのかなど，様々な不安をお持ちになっておられます。

そのような被害者や御遺族等の方々が，検察庁へ気軽に相談や問合せをしていただけるよう「被害者ホットライン」が設置されています。

その電話のベルが鳴らない日はなく，日々様々な相談が寄せられます。また，直接被害者支援員室に相談に来られる方もおられます。

被害者支援員は，被害者等の心情に配慮しながら，少しでも不安を和らげるように誠意を持って対応することを心掛け，被害者の方々の要望に応じ，事件の処分結果の通知や被害者支援のための各種情報の提供や助言，必要な問合せ先の紹介等を行っています。

また，被害者支援担当の検察事務官は，被害者支援員の活動を支え，被害者支援に関する研修等に参加するなどして，被害者等の心理状態の理解や対応方法等の習得に努め，捜査・公判を担当する検察官・検察事務官と共に被害者の方々の保護・支援が円滑に行えるように，警察等の被害者支援関係機関との連携体制の整備を図っております。

検察庁における刑事政策的取組，再犯防止・社会復帰支援に関する取組

検察庁では，犯罪の防止や，罪を犯した者の更生といった刑事政策的観点も踏まえながら，捜査・公判活動を行っています。最近では，高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い，刑務所や保護観察所などに加え，児童相談所や福祉機関などの関係機関と協力して，被疑者・被告人の再犯を防ぎ，社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。



最高検察庁刑事政策推進室からのメッセージ

最高検察庁刑事政策推進室では，犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほかに，罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について，全国各地での取組を収集し，また，各種学会等へ参加するなどし，全国検察庁への情報提供を行っています。また，検察官や検察事務官を対象とする各種研修において，刑事政策に関する講義や具体的事例を題材として再犯防止・社会復帰支援のための対策を検討する講習等を実施するなど，再犯防止・社会復帰支援等について，検察職員全体の能力向上に努めています。





室員一同（検事，検察事務官，社会福祉士）

東京地方検察庁社会復帰支援室からのメッセージ

東京地方検察庁社会復帰支援室では，平成２５年１月以降，不起訴が見込まれる被疑者や執行猶予付き有罪判決が見込まれる被告人等，罪を犯したものの，刑務所等に入所することなく釈放された者に対して，社会福祉事務所や保護観察所等の関係機関と連絡調整をして，居場所（住居）と出番（仕事）を確保する支援を行うことで，再犯防止を図る取組を進めています。また，新たな取組として，近時深刻化している児童虐待事案及びドメスティックバイオレンス事案について，東京地方検察庁犯罪被害者支援室と緊密に連携し，児童相談所等の関係機関と必要な調整を行いつつ，再犯防止に積極的に取り組んでいます。

参考

検察の理念　第８項

警察その他の捜査機関のほか，矯正，保護その他の関係機関とも連携し，犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

国際捜査

近時，政治・経済・文化等あらゆる分野で国際化が進展していますが，犯罪もその例外ではなく，多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため，犯人が国外に逃亡したり，重要な証人や証拠が国外に存在したりすることなどから，刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで，我が国は米国，韓国，中国，香港，ＥＵ及びロシアとの間で刑事共助条約又は協定を締結するなどし，諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

検察庁では，我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して，外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため，あるいは外国からの協力要請に応じるため，検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

捜査共助の手続

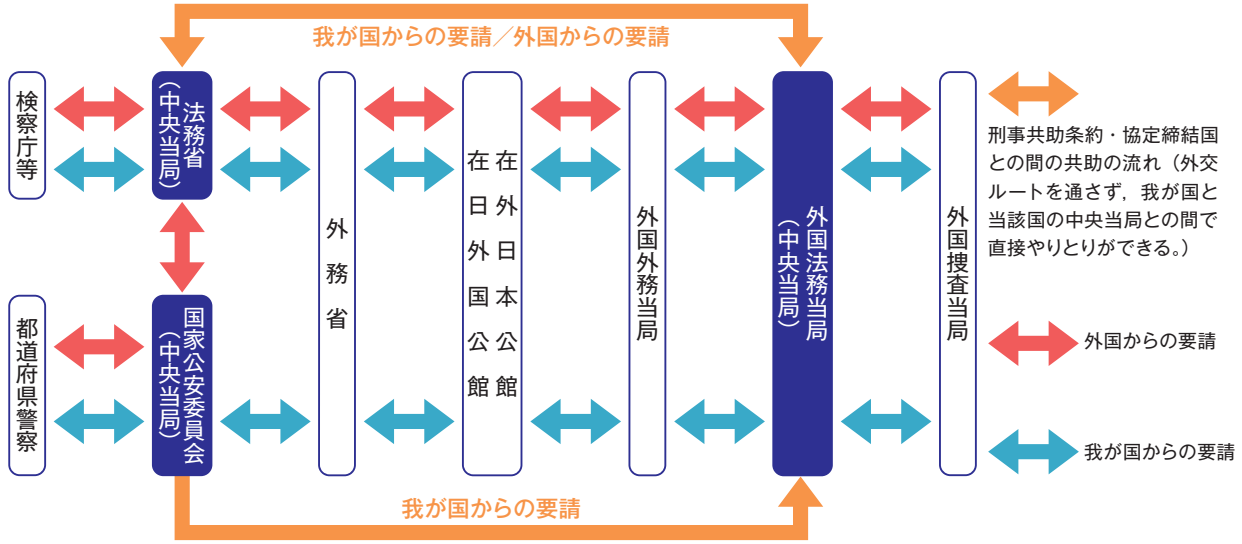

刑事共助条約・協定



捜査共助等件数

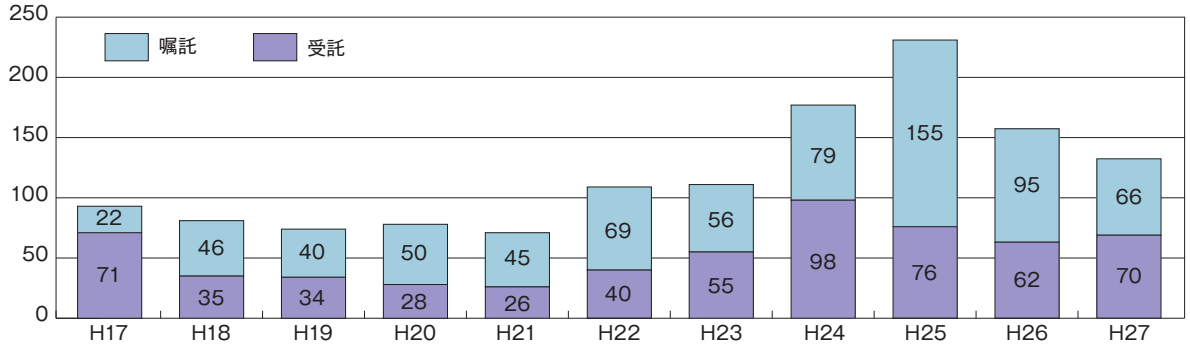

検察の理念

この「検察の理念」は，検察の使命と役割を明確にし，検察職員が職務を遂行するに当たって指針とすべき基本的な心構えを定めたものです。

検察の理念

この規程は，検察の職員が，いかなる状況においても，目指すべき方向を見失うことなく，使命感を持って職務に当たるとともに，検察の活動全般が適正に行われ，国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう，検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は，公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ，事案の真相を明らかにし，刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため，重大な役割を担っている。我々は，その重責を深く自覚し，常に公正誠実に，熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには，事案の真相解明が不可欠であるが，これには様々な困難が伴う。その困難に直面して，安易に妥協したり屈したりすることのないよう，あくまで真実を希求し，知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし，より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは，事案の真相に見合った，国民の良識にかなう，相応の処分，相応の科刑の実現である。

そのような処分，科刑を実現するためには，各々の判断が歪むことのないよう，公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し，いかなる誘引や圧力にも左右されないよう，どのような時にも，厳正公平，不偏不党を旨とすべきである。また，自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず，時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に，権限行使の在り方が，独善に陥ることなく，真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する，謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには，過去の成果や蓄積のみに依拠して満足していてはならない。より強い検察活動の基盤を作り，より優れた刑事司法を実現することを目指して，不断の工夫を重ねるとともに，刑事司法の外，広く社会に目を向け，優れた知見を探求し，様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち，使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし，刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

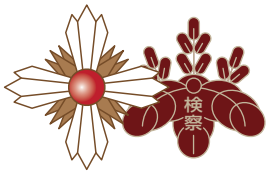

1　国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し，法令を遵守し，厳正公平，不偏不党を旨として，公正誠実に職務を行う。

2　基本的人権を尊重し，刑事手続の適正を確保するとともに，刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ，自らの職責を果たす。

3　無実の者を罰し，あるいは，真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう，知力を尽くして，事案の真相解明に取り組む。

4　被疑者・被告人等の主張に耳を傾け，積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め，冷静かつ多角的にその評価を行う。

5　取調べにおいては，供述の任意性の確保その他必要な配慮をして，真実の供述が得られるよう努める。

6　犯罪被害者等の声に耳を傾け，その正当な権利利益を尊重する。

7　関係者の名誉を不当に害し，あるいは，捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう，証拠・情報を適正に管理するとともに，秘密を厳格に保持する。

8　警察その他の捜査機関のほか，矯正，保護その他の関係機関とも連携し，犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。

9　法律的な知識，技能の修得とその一層の向上に努めるとともに，多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。

10　常に内省しつつ経験から学び行動するとともに，自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

Q&Aコーナー

捜査について

Q **警察で事情を聞かれて調書を作成したのに，また，検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり，調書を作成したりすることもあるのですか？**

A 検察官は，起訴・不起訴を決定するため，改めて被害者の方等から事情を聞く必要がある場合があります。御迷惑をおかけしますが，適正妥当な処分を行うためですので，御協力ください。

Q **検察庁の独自捜査とは，具体的にどういうことをするのですか？**

A 検察庁の独自捜査とは，検察庁自ら検挙摘発して行う捜査で，政治家等による汚職事件，法律や経済についての高度な知識を必要とする企業犯罪等について行われます。なお，東京，大阪，名古屋の地方検察庁には特別捜査部（特捜部）が置かれ，そのほかの地方検察庁にも，同様の業務を行う特別刑事部が置かれている庁があります。

検察官･検察事務官の資格,採用について

Q **検察官になるための資格について教えてください。**

A
1　司法試験に合格した後，司法修習を終えた者
2　裁判官（判事・判事補）
3　弁護士
4　３年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
5　３年以上副検事の職にあって，検察官になるための特別の試験に合格した者

が，検事になるための資格を持ちます。また，検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q **検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？**

A 年齢については特段の制限はありません。なお，検察官の定年は６３歳（検事総長のみ６５歳）となっています。学歴についての制限はありませんが，法科大学院修了の有無によって，受験すべき試験が加わることがあります。

Q **検察事務官になるための資格について教えてください。**

A 検察事務官になるためには，国家公務員採用一般職試験に合格することが必要です。

Q **検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。**

A 検察官の採用に関する事務は，法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話03－3580－4111）において取り扱っているので，そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁ごとに取り扱っていますので，採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

その他

Q **検察庁の業務や裁判員制度について，もっと詳しく知りたいのですが？**

A 検察庁では，より詳しく検察庁の業務を知っていただくため，広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に，検察庁を見学しながら，検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム，検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム，法廷での裁判傍聴に加えて，説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また，裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っております。

詳しくは，最寄りの検察庁まで御連絡ください。

Q **検察官の付けているバッジには，どんな意味があるのでしょうか？**

A 検察官のバッジの形は，紅色の旭日に菊の白い花弁と金色の葉があしらってあり，昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから，厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは，秋におりる霜と夏の厳しい日差しのことで，刑罰や志操の厳しさにたとえられています。

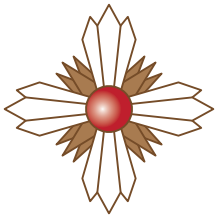

検察庁所在地一覧表

平成28年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	東　京	〒100-8904	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	大　阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	広　島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	福　岡	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9000
	仙　台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	札　幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	高　松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
地方検察庁	東　京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横　浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千　葉	〒260-8620	千葉市中央区中央4-11-1	043-221-2071
	水　戸	〒310-8540	水戸市北見町1-11	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前　橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	静　岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	甲　府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長　野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	新　潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	大　阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	京　都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	神　戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈　良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	大　津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	和歌山	〒640-8143	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	岐　阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	福　井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	金　沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	富　山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	広　島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山　口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	岡　山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	鳥　取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松　江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	福　岡	〒810-8651	福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-734-9090
	佐　賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長　崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	大　分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
	熊　本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611
	宮　崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131
	那　覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200
	仙　台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	福　島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	山　形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	盛　岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	秋　田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	青　森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	札　幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函　館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭　川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧　路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	高　松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	徳　島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高　知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	松　山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111

検察庁ホームページはこちら ➡ **http://www.kensatsu.go.jp**

Public
Prosecutors
Office

検察庁ホームページはこちら

http://www.kensatsu.go.jp

○取組内容③
　広報活動の実施回数

指　　標	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
広報活動の実施回数（回）	1,187	1,135	1,158	1,069	1,029	1,121

平成28年度の活動項目別広報活動実施回数・人数

活動項目別	実施回数（回）	参加人数（人）
出前・移動教室	672	19,249
講演会・説明会	135	6,015
模擬裁判	147	4,164
イベントの実施・参加	40	2,981
その他	127	2,267
合　　計	1,121	34,676

・出前教室
　検察庁職員が学校等に出向いて，司法の役割，刑罰や刑事裁判の意義及び裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか，広報ビデオの上映などを行うもの

・移動教室
　検察庁等において，検察庁職員が裁判員制度の説明を行うとともに検察活動の意義・役割についての説明や質疑応答のほか，庁舎見学，広報ビデオの上映，模擬取調べなどを行うもの

・講演会，説明会
　一般人や企業等を対象とし，検察庁職員が講師となり，裁判員制度や司法の役割，検察活動の意義・役割について説明を行うほか，質疑応答や広報ビデオの上映などを行うもの

・模擬裁判
　一般人や学生等を対象に，裁判官，検察官，弁護人，被告人，証人等の役を割り振り，あらかじめ用意された架空の事件について，実際の刑事裁判手続に則って審議を進め，判決に至るまで演じるもの

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	10
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	5,344,352	5,339,428	6,180,263	6,374,053	8,786,803
	補正予算（千円）	1,476,386	1,653,690	1,377,528		
	繰越し等（千円）	773,094	987,621	△ 254,680		
	計（千円）	7,593,832	7,980,739	7,303,111		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		7,073,924	7,281,588	7,098,398		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ，総合警備システムを更新整備するに当たっては，更新年次及び不具合の状況等から，喫緊に更新が必要な刑事施設を選定し，保安警備体制の維持を図るための経費を要求することに加え，執行実績等を踏まえた単価の見直しを行い，その結果を適切に概算要求へ反映させた。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	番号	10

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調整に必要な経費	160,818	184,719	－
	●	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の整備に必要な経費	6,213,235	8,602,084	－
	●	3							
	●	4							
	小計						6,374,053	8,786,803	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					＜　＞	＜　＞	
	○	2					＜　＞	＜　＞	
	○	3					＜　＞	＜　＞	
	○	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					＜　＞	＜　＞	
	◇	2					＜　＞	＜　＞	
	◇	3					＜　＞	＜　＞	
	◇	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
合計							6,374,053 の内数	8,786,803 の内数	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(8)）

施策名	矯正施設[*1]の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－(1)）
達成すべき目標	・矯正施設における非常事態（暴動，逃走，天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・刑事施設[*2]の総合警備システム[*3]を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	・刑事施設に対しては，国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として，保安警備力を強化し，矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため，保安事故（逃走，自殺，人為的火災，職員殺傷，同衆殺傷等の事案）を未然に防止するとともに，地震，火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。 　そこで，各刑事施設においては，法務省防災業務計画，法務省国民保護計画を踏まえ，矯正施設警備救援規程（平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令）[*4]に基づき，警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして，各刑事施設においては，矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う，管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し，有事の際には，必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し，警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また，医療，建築，電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。 ・さらに，保安事故の予防，早期発見及び事態収束のため，監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか，携帯用ビデオカメラ，警備用具（警棒，拘束衣等），防災用機器（テント，浄水器等）を整備して有効活用している。 　このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって，初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって，保安警備体制を充実させることは，受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第１条[*5]等 ○矯正施設警備救援規程（平成14年３月25日法務大臣訓令）第９条等
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	26年度～29年度

1　刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況	―	―	各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練，防災器具の使用訓練等），管区機動警備隊集合訓練等を通じて，保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには，刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，保安警備に関する訓練を通じ，対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。

そこで，「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として，職員の職務執行力の向上について，下記参考指標の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

25年度	26年度
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。	各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。
27年度	28年度
各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。	各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については，各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上，同訓練においては，保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう，様々な訓練を取り入れるとともに，外部機関の専門家を講師に迎えるなどして，実践的かつ実務的な訓練を行った。

参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
管区機動警備隊集合訓練の状況	実施回数（回）	7	8	7	8	8	8	8	8
	参加者数（人）	323	329	329	339	343	343	343	346
訓練参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（%）		96.9	98.2	95.4	92.9	96.2	97.4	95.9	98.3

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2　総合警備システムの更新整備施設数（施設）	―	―	14	14	22	14

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには，保安事故等の発生を未然に防止するとともに，保安事故等が発生した場合は，迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ，こうした対応を確実なものとするためには，各種警備用機器のうち，特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで，「総合警備システムの更新整備施設数（施設）」を測定指標として設定した。

なお，総合警備システムの更新整備に当たっては，基準値，基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく，各年度ごとに前回更新年次，機器の不具合状況等，総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で，更新整備する施設を選定している。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合警備システムの更新整備施設数（施設）	21	22	17	13	22	14	7	15

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①矯正施設の保安及び処遇体制の整備 （ ー 年度 ）	7,275百万円 （6,805百万円）	7,515百万円 （6,890百万円）	6,956百万円 （6,773百万円）	5,929 百万円	1，2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
矯正施設は，被収容者の身柄を確保し，施設内の規律・秩序を維持しながら，再犯防止に向けた矯正処遇を実施するという一般行政官庁とは異なる官署であり，これらの矯正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備，②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施，③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより，再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。 矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため，非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに，保安事故の早期発見及び事態収束のため，刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。	0017

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②矯正の企画調整の実施 （ ー 年度 ）	108百万円 （70百万円）	160百万円 （101百万円）	131百万円 （111百万円）	161 百万円	ー

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
刑務所，少年刑務所，拘置所の各刑事施設には，刑事施設の運営の透明性を確保し，国民に理解され，支えられる刑事施設を維持することを目的として，地域住民や外部有識者等を構成員とする，刑事施設視察委員会が設置されている。 矯正施設の医師を確保することを目的として，「矯正医官修学資金貸与法」に基づき，大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。	0018

刑事施設で実施しているＰＦＩ事業について，事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担などに関する諸問題を解決し，運営の適正化を図っている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度
	26年度	27年度	28年度	当初予算額
	7,594百万円 （7,074百万円）	7,981百万円 （7,282百万円）	7,303百万円 （7,098百万円）	6,374百万円

*1 「矯正施設」
　刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」
　刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」
　警備用機器のうち，外塀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線機基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程（平成14年３月25日法務大臣訓令）」
　第９条　管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」
　第１条　この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	11
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	48,202,360	47,659,973	46,333,848	45,480,904	45,504,114
	補正予算（千円）	104,868	0	299,408	0	
	繰越し等（千円）	△ 266,208	266,208	0		
	計（千円）	48,041,020 <0>	47,926,181 <0>	46,633,256 <0>		
執行額（千円）		47,345,203	47,525,233	46,431,566		
政策評価結果の概算要求への反映状況		平成２７年度の政策評価結果において，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう，引き続き就労支援等の拡充を図っていくよう指摘されたことを踏まえ，職業訓練の拡充や就労支援事業の充実強化等，再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方，協力雇用主の雇用ニーズ等に応じて職業訓練を改廃することにより，経費の縮減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	番号	11

（千円）

	予　算　科　目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設における収容の確保及び処遇等の実施に必要な経費	45,480,904	45,504,114	△ 752
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						45,480,904	45,504,114	△ 752
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							45,480,904 の内数	45,504,114 の内数	-752

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		番号	11

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施	●	1	45,480,904	45,504,114	23,210	△ 752	平成２７年度の政策評価結果において，被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう，引き続き就労支援等の拡充を図っていくよう指摘されたことを踏まえ，職業訓練の拡充や就労支援事業の充実強化等，再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方，協力雇用主の雇用ニーズ等に応じて職業訓練を改廃することにより，経費の縮減を図った。
合計						△ 752	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(9)）

施策名	矯正施設[*1]における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課，少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－(2)）
達成すべき目標	刑事施設[*2]における職業訓練や少年院における職業指導，矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により，出所（院）後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。 ・犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）[*3]において，「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため，「就労の確保」を図ることが，再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており，総合的な再犯防止対策を進めるに当たり，就労支援の充実を図る必要がある。 ・「「世界一安全な日本」創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）[*4]において，就労支援の推進が掲げられており，「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○子供・若者育成支援推進大綱（平成28年２月９日子ども･若者育成支援推進本部決定） 第３－２（２）③（施設内処遇を通じた取組等）[*5] ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定） 第３－２－（２）就労の確保[*6] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定） Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進[*7] ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議閣議決定）３　再犯防止に向けた仕事の確保
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値	
		基準年度	28年度	29年度
1　刑事施設における職業訓練の充実度 （受講者数，受講率，修了者数，資格・免許等の取得者率） ※ＰＦＩ刑務所[*8]は，その他の刑事施設と異なり，民間業者が職業訓練の実施主体であることから，両者を区別して	下記「27年度実績値」	27年度	対27年度増	対28年度増

取り扱っている。				

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
職業訓練により知識や技術を習得し，資格や免許を取得することは，受刑者の出所後の就労を容易にし，再犯の防止に資すると考えられる。そこで，受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。 ここ数年の職業訓練の実績を見ると，全国の受刑者数が減少している状況などから，必ずしも毎年度の実績値が増加しているとはいえないものの，出所後の就労の安定を図るためには，より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから，対前年度増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
職業訓練受講者数（人）	3,101	3,248	3,710	3,977	4,770	5,317
職業訓練受講率（%）	5.0	5.5	6.7	7.4	9.2	10.6
職業訓練の修了者数（人）	2,647	2,883	3,267	3,529	4,204	4,755
資格免許等の取得者率（%）	88.4	87.1	88.2	89.1	88.5	89.4
参考指標	年度ごとの実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
受刑者数（人）	62,137	59,076	55,750	53,687	51,858	49,930

測定指標	基準値		年度ごとの目標値	
		基準年	28年度	29年度
２　刑事施設における就労支援実施人員の割合	14.5	27年	対27年増	対28年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
受刑者に対するキャリアコンサルティング，公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため，平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し，平成25年度から全ての刑事施設に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では，公共職業安定所との連携の下，就労支援対象者に対して就労支援スタッフによる職業相談や公共職業安定所職員による職業紹介等の支援を実施しているところであり，出所者に占める就労支援実施人員の割合は，刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから，測定指標とした。 平成27年において，出所者数に対する就労支援実施人員の割合は14.5パーセントであり，受刑者の出所後の就労の安定を図るためには，受刑者の就労意欲の一層の喚起を図るとともに，より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから，対前年増とすることを目標とする。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年

就労支援実施人員の割合（%）	10.9	10.3	10.3	12.2	14.5	15.4
参考指標	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
刑事施設出所者数（人）	28,583	27,485	26,535	24,684	23,566	22,947
就労支援実施人員（人）	3,128	2,829	2,721	3,005	3,413	3,529

測定指標	基準値		年度ごとの目標値	
		基準年	28年度	29年度
3　少年院における就労支援実施人員の割合	20.8	27年	対27年増	対28年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており，少年院における就労支援実施人員の割合は，少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから，測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており，保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成26年において，少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は18.9パーセント，保護観察終了時における有職者の割合は74.9パーセントであるところ（注），保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには，出院時又は出院後できるだけ早い時点で，少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成26年において，少年院で就労支援を実施した者の割合は19.0パーセントであったところ，対前年増とすることを目標とする。

（注）保護観察開始時と終了時とでは，対象者が異なるので，厳密な意味での比較ではない。

過去の実績	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
就労支援実施人員の割合（%）	15.4	16.6	18.3	19.0	20.8	20.6
参考指標	年度ごとの実績値					
	23年	24年	25年	26年	27年	28年
少年院出院者数（人）	3,986	3,845	3,948	3,630	3,286	3,068
就労支援実施人員（人）	614	638	724	689	683	631
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の割合（%）	70.8	70.5	73.6	74.9	76.0	77.2

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		

①受刑者就労支援体制等の充実 （ ― 年度）	639百万円 （623百万円）	796百万円 （777百万円）	862百万円 （849百万円）	778 百万円	1,2,3

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
被収容者に対して，就職に必要となる知識や技術，資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに，出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し，就労支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ，就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。 再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており，就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは，再犯防止のために重要である。	0016

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②地域生活定着支援の推進 （平成21年度）	545百万円 （530百万円）	648百万円 （638百万円）	493百万円 （481百万円）	517 百万円	―

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
高齢者や身体等に障がいを有する者が，矯正施設を出所（院）後，速やかに福祉の支援を受けられるようにするため，矯正施設に社会福祉士，精神保健福祉士を配置し，①支援が必要な対象者の選定，②当該対象者の福祉ニーズの把握，③当該対象者が行う福祉サービスの申請手続に対する支援等を行っている。 高齢者や身体等に障がいを有する者は，出所（院）後，短期間のうちに生活苦に陥りやすく，再犯のおそれが高いため，こうした者に対する福祉的な支援は，再犯の防止に資するものである。	0019

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③被収容者生活関連業務の維持 （ ― 年度）	26,237百万円 （25,715百万円）	25,897百万円 （25,624百万円）	25,091百万円 （25,149百万円）	23,872 百万円	―

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
矯正施設において，被収容者の身柄を確保するために必要な以下の物資等を整備する。 ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等 ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧，衣類，日常生活必需品等 ・矯正教育，矯正医療等を実施するための資材等	0020

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		

④社会復帰に必要な刑務所作業の実施 （ ー 年度）	4,398百万円 （4,304百万円）	4,219百万円 （4,161百万円）	4,092百万円 （4,044百万円）	3,987 百万円	ー
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
刑事施設に収容された懲役受刑者は，刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており，刑務作業は，規則正しい勤労生活の維持，規律ある生活態度及び勤労意欲の向上など，矯正処遇の根幹となる事業である上，民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。				0021	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤留置施設の維持管理に係る実費償還 （ ー 年度）	5,328百万円 （5,326百万円）	5,390百万円 （5,390百万円）	5,203百万円 （5,112百万円）	5,306 百万円	ー
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
被疑者・被告人等は，本来，国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが，都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には，「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年法律第11号）に基づき，食糧費，生活必需品等の消耗品費，留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。				0022	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	48,041百万円 （47,345百万円）	47,926百万円 （47,525百万円）	46,633百万円 （46,432百万円）	45,481百万円

*1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」
刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」
「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告）を踏まえ，長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう，より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に，地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに，新たな治安上の脅威への対策を含め，官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保する

ことにより，国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。

*5　子供・若者育成支援推進大綱（平成28年２月９日子ども･若者育成支援推進本部決定）第３－２（２）③（施設内処遇を通じた取組等）

少年院・少年刑務所において，勤労意欲を高め，職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか，社会復帰に資する就労支援を行う。また，少年院において，修学の意欲を高めるため，高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*6　「再犯防止に向けた総合対策」第３－２－（２）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*7　「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*8　「ＰＦＩ刑務所」

ＰＦＩ手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	12
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	16,082,480	16,323,803	15,989,838	16,623,169	18,189,073
	補正予算（千円）	△ 22,670	0	△ 32,262	0	
	繰越し等（千円）	0	0	0		
	計（千円）	16,059,810 <0>	16,323,803 <0>	15,957,576 <0>		
執行額（千円）		15,940,735	16,172,523	15,792,712		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果を踏まえ，職員の業務負担の軽減及び矯正処遇の充実に必要な経費を重点的に要求する一方，業務合理化による民間委託ポスト数及び単価の見直しを行うことで経費縮減を図り，予算の減額要求を行った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	番号	12

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営の民間開放の推進に必要な経費	16,623,169	18,189,073	△ 255,844
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						16,623,169	18,189,073	△ 255,844
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							16,623,169 の内数	18,189,073 の内数	△ 255,844

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施		番号	12

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施	●	1	16,623,169	18,189,073	1,565,904	△ 255,844	政策評価結果を踏まえ，職員の業務負担の軽減及び矯正処遇の充実に必要な経費を重点的に要求する一方，業務合理化による民間委託ポスト数及び単価の見直しを行うことで経費縮減を図り，予算の減額要求を行った。
合計						△ 255,844	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(10)）

施策名	矯正施設[*1]の適正な運営に必要な民間委託等[*2]の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 （Ⅱ－５－(3)）
達成すべき目標	ＰＦＩ手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し，被収容者の特性等に留意しつつ，民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練，就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年７月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において，再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており，ＰＦＩ刑務所[*3]等においても，民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）[*4] ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）[*5] ○構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定，平成28年３月22日一部変更）[*6] ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）[*7] ○公共サービス改革基本方針（平成18年９月５日閣議決定，平成28年６月28日改定）[*8] ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告）２－（２）【就労支援対策の充実・強化】[*9] ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）第３－２－（２）就労の確保[*10]
政策評価実施予定時期	平成32年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～31年度
１　ＰＦＩ刑務所における職業訓練の充実	－	－	ＰＦＩ刑務所において，様々な職業の技術や知識を習得させ，資格や免許を取得させるため，受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

職業訓練により技術や知識を習得し，資格や免許を取得することは，受刑者の出所後の就労を容易にし，再犯の防止に資すると考えられる。特に，ＰＦＩ刑務所においては，改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に，民間のノウハウを活用して，雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから，下記参考指標の実績値等を分析し，目標の達成度合いを検証することとし

た。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度
実施対象施設において，受刑者に対して職業訓練を実施し，様々な職業訓練の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。		

参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ＰＦＩ刑務所における受刑者数（人）	4,735	4,612	4,405	4,248	4,112		
職業訓練受講者数（人）	7,913	7,203	9,601	9,665	9,349		
職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	167	156	218	228	227		
職業訓練修了者数（人）	7,648	6,926	9,360	9,284	9,165		
資格・免許等の取得者数（人）	1,287	1,334	1,407	1,512	1,412		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度～31年度
２「ジョブソニック」[*11]の活用（※）	－	－	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所[*12]において，受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り，就労意欲等を培うため，「ジョブソニック」を実施する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

出所者による再犯を防止するには，出所後の円滑な社会復帰に資するため，就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては，民間のネットワークとノウハウを活用し，改善指導，職業訓練及び就労支援を実施することで，受刑者の就労意欲の喚起を促し，就労に係る出所後の社会生活上の不安を軽減させ，加えて，民間事業者の提案による就労支援策として，円滑な社会復帰・就労継続に寄与することを目的とするジョブソニックを実施することから，下記参考指標，参加受刑者のアンケート調査結果の実績値等を分析し，目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度

参考指標	年度ごとの実績値	
	29年度	30年度
実施回数（回）		
参加受刑者（人）		

（※）「「ジョブソニック」の活用」は，平成29年度からの新規事業である。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①刑事施設の民間委託運営（ ー 年度 ）	4,384百万円（4,322百万円）	4,625百万円（4,584百万円）	4,291百万円（4,233百万円）	4,218百万円	2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
刑事施設においては，平成12年以降の受刑者の急増，とりわけ，暴力団関係受刑者，薬物性精神疾患受刑者，高齢受刑者，外国人受刑者等の増加に伴い，刑務官等に過重な業務負担を強いる状況になり，刑務官の増員が不可欠となったところ，国家公務員の採用抑制に係る総人件費改革などの政府の方針もあって，必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで，刑事施設の非権力的業務を民間委託するとともに，平成22年度からは，刑事施設における公権力に関わる業務の一部についても公共サービス改革法を活用して民間委託を行うことで，職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り，矯正施設の適正な運営に努める。	0023

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②ＰＦＩ刑務所の運営（平成17年度）	11,676百万円（11,618百万円）	11,699百万円（11,588百万円）	11,667百万円（11,560百万円）	12,405百万円	1

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について，ＰＦＩ手法を活用し，美祢社会復帰促進センター（平成19年４月運営開始，事業期間20年），島根あさひ社会復帰促進センター（平成20年10月運営開始，事業期間20年）を整備し，また，国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上，建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について，ＰＦＩ手法を活用し，喜連川社会復帰促進センター，播磨社会復帰促進センター（いずれも平成19年10月運営開始，事業期間15年）の運営を開始することで，職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り，矯正施設の適正な運営に努める。 改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に，民間のノウハウを活用して，雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから，受刑者に対して幅広く職業訓練を実施することを目標としている。	0024

	予算額計（執行額）	29年度

施策の予算額・執行額	26年度	27年度	28年度	当初予算額
	16,060百万円 （15,941百万円）	16,324百万円 （16,173百万円）	15,958百万円 （15,793百万円）	16,623百万円

---

*1 「矯正施設」
刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」
刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか，公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びＰＦＩ手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3 「ＰＦＩ刑務所」
ＰＦＩ手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」
民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により，効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに，国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」
地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し，当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより，教育，物流，研究開発，農業，社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り，もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6 「構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定，平成28年３月22日一部変更）」
構造改革の推進等の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」
国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し，その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から，これを見直し，民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより，公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針（平成18年９月５日閣議決定，平成28年６月28日改定）」
競争の導入による公共サービスの改革の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告）」
２－（２）【就労支援対策の充実強化】
さらに，矯正施設（刑務所・少年院）においては，ＰＦＩ刑務所等において，民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」
第３－２－（２）就労の確保
就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。
また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援

対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11　「ジョブソニック」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式により，就労支援制度を周知する企業説明会やワークショップを刑事施設内で実施し，さらに「就労継続・定着」教育を行うことで，受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく，就労の継続を目指す。

また，民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで，出所受刑者の就労先確保を期待するもの。

*12　「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所，笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について，民間委託を実施している。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(7)）

施策名	矯正施設[*1]の適正な運営に必要な民間委託等[*2]の実施 （政策体系上の位置付け：Ⅱ－５－(3)）
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。
達成すべき目標	ＰＦＩ手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律[*3]（平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。）に基づく特定業務の民間委託を推進し，被収容者の特性等に留意しつつ，民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練，就労支援対策等の充実・強化を図る。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	16,082,480	16,323,803	15,989,838	16,623,169
		補正予算(b)	△22,670	－	△32,262	－
		繰越し等(c)	－	－	－	
		合計(a+b+c)	16,059,810	16,323,803	15,957,576	
	執行額（千円）		15,940,735	16,172,523	15,792,712	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）[*4] ○構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）[*5] ○構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定）[*6] ○公共サービス改革法 ○公共サービス改革基本方針（平成18年９月５日閣議決定，平成27年７月10日改定）[*7] ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告）２－（２）【就労支援対策の充実強化】[*8] ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）第３－２－（２）就労の確保[*9] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定） Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進[*10]

測定指標	目標（平成26年度～平成28年度）	達成
１ ＰＦＩ刑務所[*11]における職業訓練の充実	ＰＦＩ刑務所において，様々な職業の技術や知識を習得させ，資格や免許を取得させるため，受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

実施対象施設において，別紙１－１，１－２，１－３のとおり受刑者に職業訓練を実施し，様々な職業の技術や知識を習得させるとともに資格や免許を取得させた。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1　職業訓練受講者数（人） ※延べ人員	7,913	7,203	9,601	9,665	9,349
2　職業訓練受講率（%） ※職業訓練受講率＝職業訓練受講者数／受刑者数×100（%）	167	156	218	228	227
3　職業訓練修了者数（人） ※延べ人員	7,648	6,926	9,360	9,284	9,165
4　資格・免許等の取得者数（人） ※延べ人員	1,287	1,334	1,407	1,512	1,412
5　ＰＦＩ施設における受刑者数（人）	4,735	4,612	4,405	4,248	4,112

測定指標	目標（平成26年度～平成28年度）	達成
2 職業フォーラム[*12]の活用	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所[*13]において，受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り，就職意欲等を培うため，職業フォーラムを実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

実施対象施設において，全受刑者を対象とし，企業概要等について映像視聴の方法により説明を行った後，希望した者について，個別に各企業から直接の詳細説明及び面接を行う職業フォーラムを実施した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 実施回数（回）	3	3	3	3	3
2 参加受刑者数（人）	84	89	87	50	91

	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　目標達成 （判断根拠） 測定指標１及び２は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考

		えている。測定指標については，目標を達成することができたため，施策は「目標達成」と判断した。
評価結果	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 ＰＦＩ手法を活用して職業訓練を実施している４施設において，福祉・情報サービスなど比較的求人上位の業種に関する約30種目の専門的な職業訓練を実施し，職員が職業訓練の有用性を受刑者に分かりやすく説明することで，収容人員は減少傾向にあるものの，職業訓練受講率は，平成26年度から同28年度まで高い数値を維持しており，ＰＦＩ施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者数の割合は，平成26年度から同28年度まで同水準を維持した。 さらに，平成26年度から，パソコン操作やビジネスマナーなど就労のために職業人として必要な基礎的なスキルの付与を目的とした職業訓練10種目を全受刑者対象に実施することとした。 このように，民間のスキルやノウハウを活用し，雇用情勢に応じた職業訓練を積極的に実施し，受刑者に資格や免許を取得させることができた。 【測定指標２】 職業フォーラムについては，平成24年度は13社であったところ，継続的に企業数を増やし，平成28年度は190社となっている。また，平成28年度に職業フォーラムに参加した受刑者を対象に実施したアンケートでは，９割を超える者が「社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思う」，「働く意欲，働くことへの心構え・イメージが得られたと思う」と回答するなど職業フォーラムにより受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起が図られている（別紙２参照）。 以上のとおり，民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練，就労支援対策等の充実・強化を図るという目標を達成することができたと評価できる。 （達成手段の有効性，効率性等） 【測定指標１関係】 達成手段「ＰＦＩ刑務所の運営」において実施している職業訓練は，施設・設備や敷地等の制約を踏まえた上で，民間のノウハウやアイデアを活用し，職業人として基礎的なスキルの付与を目的とした訓練科目や，雇用情勢に応じた質の高い訓練科目を積極的に取り入れている。平成26年度から同28年度において，受刑者数は，全国的に減少傾向にあるところ，職業訓練受講率は，高い数値を維持しており，ＰＦＩ施設における受刑者数に占める資格・免許等の取得者数の割合は，同水準を維持したことから，達成手段であるＰＦＩ手法による職業訓練が一定の効果を上げていると考えられる。 【測定指標２関係】 達成手段「刑事施設の民間委託運営」において実施している職業フォーラムは，黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所において，民間のネットワークとノウハウを活用し，平成23年度から実施しており，その中で方法を検証しながら，随時改良を加えているところである。職業フォーラム実施後，企業面接を実施した受刑者のアンケート結果からも，受刑者の社会復帰への不安感の軽減や就労意欲の喚起に効果があったものといえる。 以上のことから，民間委託等によるこれらの取組が，職員の負担軽減はもとより，矯正処遇の充実に寄与したものといえる。	
	次期目標等への反映の方向性	
	【施策】 依然として再入受刑者に占める無職者の割合は，高い水準で推移していることから，来年度以降も，刑務所出所者の再犯防止に資する職業訓練及び就労支援を充実させるため，現在の目標を維持し，民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練及び効果的な就労支援を実施していく。	

	【測定指標１】 　ＰＦＩ刑務所における職業訓練は，引き続き職業訓練受講率,資格・免許等の取得者数の増加により充実を図る。 【測定指標２】 　公共サービス改革法に基づく刑事施設運営業務の第１期事業については，受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り，就労意欲等を培うための指標として，職業フォーラムの実施状況を用いたが，本年３月31日をもって第１期事業が終了し，４月１日から第２期事業を開始したことから，民間事業者の提案内容を踏まえ，就労支援策などの充実を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 　平成29年７月７日 ２　実施方法 　会議 ３　意見及び反映内容の概要 　〔意見〕 　職業訓練を受講したことが就職に結び付いているのかを調査することが，就労支援対策等の充実・強化になると考えるので，就労支援の適否確認として何らかの手段で調査してほしい。 　〔反映内容〕 　矯正就労支援情報センター室（通称：コレワーク）における取組を含め，刑事施設で実施している職業訓練が出所後の雇用に結び付いているか調査すること等について，御指摘の点は今後の検討課題としたい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「職業訓練実施報告」（矯正局成人矯正課，対象期間：平成25年４月１日～平成29年３月31日） ・職業フォーラム参加者に対するアンケート結果 ・「一般職業紹介状況（平成29年２月分）」（厚生労働省ホームページ〔http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000156290.html〕）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 　業務の合理化により，ポスト数及び単価の見直しを実施し，民間委託経費の削減を図った。

担当部局名	矯正局成人矯正課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1「矯正施設」
　刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導院の総称
*2「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか，公共サービス改革法に基づく，特定業務の民間委託及びＰＦＩ手法（公共施設等の建設，維持管理，運営等を民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。）を活用した民間委託をいう。

*3「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）」

国の行政機関等又は地域公共団体が自ら実施する公共サービスに関し，その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から，これを見直し，民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより，公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*4「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」

民間の資金，経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により，効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに，国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し，もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）」

地域公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し，当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより，教育，物流，研究開発，農業，社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を促進するとともに地域の活性化を図り，もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6「構造改革特別区域基本方針（平成15年１月24日閣議決定）」

構造改革の推進等の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7「公共サービス改革基本方針（平成18年９月５日閣議決定，平成24年７月20日改定）」

競争の導入による公共サービスの改革の意義，目標，政府が実施すべき施策に関する基本的な方針，政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*8「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組（平成23年７月26日犯罪対策閣僚会議報告）」

２－（２）【就労支援対策の充実強化】

さらに，矯正施設（刑務所・少年院）においては，ＰＦＩ刑務所等において，民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに，就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*9「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

第３－２－（２）就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を，刑務所等収容後早期に把握し，就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに，雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ，実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また，就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*10「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

Ⅲ－３－（２）－②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*11「ＰＦＩ刑務所」

ＰＦＩ手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター，島根あさひ社会復帰促進センター，喜連川社会復帰促進センター，黒羽刑務所，播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*12「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受

刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり，受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく，民間企業に出所受刑者の採用イメージをもってもらうことで，出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*13「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所，静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所もおける総務・警備業務並びに静岡刑務所，笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について，民間委託を実施している。

別紙1－1

○測定指標1（参考）

職業訓練

訓練科目	訓練定員	実施期間	取得可能な資格等	新規求人数（人）【業種】※3	全新規求人数に対する割合※3
基礎科目					
安全衛生・品質管理・環境配慮科	島根　全受刑者	1年	－	※1	
ボランティア啓発科	美祢　全受刑者	3．5月	－		
	島根　全受刑者	1年			
ビジネススキル科	美祢　全受刑者	3月	－		
	島根　全受刑者	1年			
情報処理技術科（ITスキル養成）	美祢　全受刑者	1年	－		
ワーカーイントロダクション科	美祢　全受刑者	3月	－		
情報処理技術科（PC基礎）	島根　全受刑者	1年	－		
共通基礎コース（パソコン基本操作，ビジネスマナー，ビジネスライティング等）	播磨　全受刑者	3週間	－		
キャリアデザイン科	喜連川　全受刑者	4月	－		
ビルクリーニング科	喜連川　全受刑者	6月	－		
PC基礎科	喜連川　全受刑者	1月	－		
専門科目					
ホームヘルパー科	美祢　20名	10月	介護職員初任者研修	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
	島根　30名	6月			
	喜連川　10名	4月	訪問介護員養成研修2級		
	播磨　40名	6月	介護職員初任者研修		
販売サービス科	美祢　40名	5月	販売士検定3級	100,577【小売業】	11.4%
	島根　60名	6月			
	播磨　60名	4月	販売士検定2級，サービス接遇検定2級		
医療事務科	美祢　20名	6月	メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	69,047【医療業】	7.8%
	島根　28名	4月	医科医療事務管理士		
社会福祉基礎講座科	播磨　40名	6月	ケアクラーク	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
			メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	69,047【医療業】	7.8%
情報処理技術科（プログラムシステム設計）	美祢　20名	6月	基本情報処理技術者・応用情報処理技術者・データベーススペシャリスト	20,980【情報サービス業】	2.4%
情報処理技術科（PC上級科CS）	島根　20名	1月	ワープロ技士1～3級 表計算技士1～3級 データベース技士1～3級	※2	
情報処理技術科（PC初級）	喜連川　25名	4月	表計算技士3級	※2	
情報処理技術科（PC中級）	喜連川　20名	4月	表計算技士2級		
情報処理技術科（PC基礎）	播磨　30名	6月	日商PC検定試験（文書作成，データ活用）	※2	
情報処理技術科（PC応用）	播磨　30名	6月	ITパスポート，ビジネスデータベース技能認定試験3級		
CAD技術科	美祢　20名	6月	CADトレース技能審査　建設　初級	62,180【建設業】	7.1%
	島根　20名	3月	CAD利用技術者2級		
	喜連川　20名	6月	建築CAD3級		
DTP科	美祢　10名	6月	Illustratorクリエイター能力認定試験	20,980【情報サービス業】	2.4%
デジタルコンテンツ編集科	島根　30名	12月	－	20,980【情報サービス業】	2.4%
調理科	美祢　20名	1年	調理師試験合格証明	70,908【宿泊業，飲食サービス業】	8.0%
	喜連川　80名	1年	調理師		
調理科（パン職人）	美祢　10名	1年	調理師試験合格証明		
	島根　30名	6月	－		
調理科（フードコーディネーター）	美祢　16名	3月	調理師試験合格証明		
クリーニング科	美祢　10名	1年	クリーニング師免許	36,416【生活関連サービス業】	4.1%
	喜連川　30名	1年			
	播磨　4名	11月			
ビジネス会計科	美祢　40名	3月	ビジネス会計検定3級	※2	
福祉住環境コーディネーター科	美祢　40名	3月	福祉住環境コーディネーター検定3級	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
食の検定科	美祢　30名	3月	食の検定　食農3級，食生活アドバイザー	5,339【農・林・漁業】	0.6%
手話科	美祢　30名	7月	手話奉仕員	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
理容科	島根　20名	2年	理容師	36,416【生活関連サービス業】	4.1%
建設機械科	島根　30名	3月	玉掛け技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	62,180【建設業】	7.1%
建設機械科（総合建設課程）	播磨　10名	2月	各特別教育修了証（特定粉じん作業・低圧電気取扱・研削といし取替 試運転作業・高所作業車運転・小型車両系建設機械運転）		
フォークリフト運転科	喜連川　5名	1月	フォークリフト運転技能講習修了証	※2	
	播磨　10名	1月			
ビルハウスクリーニング科	播磨　10名	3月	－	66,354【その他の事業サービス業】	7.5%
点字翻訳科	島根　58名	1年	－	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
音訳科	島根　30名	1年	－	118,983【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.5%
農業科	喜連川　15名	1年	日本農業技術検定3級	5,339【農・林・漁業】	0.6%
エックス線作業主任者養成科	播磨　60名	4月	エックス線作業主任者	69,047【医療業】	7.8%
サービスマネージャー育成科	播磨　60名	4月	ホテル実務技能認定上級	70,908【宿泊業，飲食サービス業】	8.0%
皮革工芸技能習得科	播磨　60名	6月	－	82,187【製造業】	9.3%
特化ユニット対象（リハビリ的要素を取り入れた職業訓練）					
神楽面・衣装製作科	島根　30名	1年	－	※4	
石見焼製作科	島根　30名	1年	－		
石州和紙製作科	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（バラ栽培）	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（園芸）	播磨　12名	3月	－		
	島根　100名	1年			
農業園芸科（農業）	喜連川　10名	1年	－		
	播磨　70名	1年			
窯業科	喜連川　20名	6月	－		
	播磨　48名	1年			
PC基礎科	喜連川　20名	4月			
竹細工科	喜連川　10名	6月	－		

※1　全受刑者を対象に職業人として必要な基礎的スキルや常識を身につけさせることを目的とする職業訓練である。
※2　一定の専門的ビジネススキル等を有する者に対して当該能力を有していることを証明する資格・免許であり，複数業種に活用されることが見込まれるスキルである。
※3　平成27年3月27日（金）付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況（平成27年2月分）について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）」からデータを引用
※4　特化ユニットには，身体又は精神に障害を有する者を収容しており，心身の状況に応じ，対象者にリハビリ的要素を取り入れた職業訓練を実施している。

別紙1－2

○測定指標1（参考）

職業訓練

訓練科目	訓練定員	実施期間	取得可能な資格等	新規求人数（人）【業種】※3	全新規求人数に対する割合※3
基礎科目					
安全衛生・品質管理・環境配慮科	島根　全受刑者	1年	－	※1	
ボランティア啓発科	美祢　全受刑者	3．5月	－		
	島根　全受刑者	1年			
ビジネススキル科	美祢　全受刑者	3月	－		
	島根　全受刑者	1年			
情報処理技術科（ITスキル養成）	美祢　全受刑者	1年	－		
ワーカーイントロダクション科	美祢　全受刑者	3月	－		
情報処理技術科（PC基礎）	島根　全受刑者	1年	－		
共通基礎コース（パソコン基本操作，ビジネスマナー，ビジネスライティング等）	播磨　全受刑者	3週間	－		
キャリアデザイン科	喜連川　全受刑者	4月	－		
ビルクリーニング科	喜連川　全受刑者	6月	－		
PC基本科	喜連川　全受刑者	1月	－		
専門科目					
ホームヘルパー科	美祢　20名	10月	介護職員初任者研修	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
	島根　30名	6月			
	喜連川　10名	4月	訪問介護員養成研修2級		
	播磨　40名	6月	介護職員初任者研修		
販売サービス科	美祢　40名	5月	販売士検定3級	113,018【小売業】	11.7%
	島根　60名	6月			
	播磨　60名	4月	販売士検定2級，サービス接遇検定2級		
医療事務科	美祢　20名	6月	メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	72,558【医療業】	7.5%
	島根　28名	4月	医科医療事務管理士		
社会福祉基礎講座科	播磨　40名	6月	ケアクラーク	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
			メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	72,558【医療業】	7.5%
情報処理技術科（プログラムシステム設計）	美祢　20名	6月	基本情報処理技術者・応用情報処理技術者・データベーススペシャリスト	22,799【情報サービス業】	2.4%
情報処理技術科（PC上級科CS）	島根　20名	1月	ワープロ技士1～3級 表計算技士1～3級 データベース技士1～3級	※2	
情報処理技術科（PC初級）	喜連川　25名	4月	表計算技士3級	※2	
情報処理技術科（PC中級）	喜連川　20名	4月	表計算技士2級		
情報処理技術科（PC基礎）	播磨　30名	6月	日商PC検定試験（文書作成，データ活用）	※2	
情報処理技術科（PC応用）	播磨　30名	6月	ITパスポート，ビジネスデータベース技能認定試験3級		
CAD技術科	美祢　20名	6月	CADトレース技能審査　建設　初級	66,894【建設業】	6.9%
	島根　20名	3月	CAD利用技術者2級		
	喜連川　20名	6月	建築CAD3級		
DTP科	美祢　10名	6月	Illustratorクリエイター能力認定試験	22,799【情報サービス業】	2.4%
デジタルコンテンツ編集科	島根　30名	12月	－	22,799【情報サービス業】	2.4%
調理科	美祢　20名	1年	調理師試験合格証明	87,461【宿泊業，飲食サービス業】	9.0%
	喜連川　80名	1年	調理師		
調理科（パン職人）	美祢　10名	1年	調理師試験合格証明		
	島根　30名	6月	－		
調理科（フードコーディネーター）	美祢　16名	3月	調理師試験合格証明		
クリーニング科	美祢　10名	1年	クリーニング師免許	40,112【生活関連サービス業】	4.2%
	喜連川　30名	1年			
	播磨　4名	11月			
ビジネス会計科	美祢　40名	3月	ビジネス会計検定3級	※2	
福祉住環境コーディネーター科	美祢　40名	3月	福祉住環境コーディネーター検定3級	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
食の検定科	美祢　30名	3月	食の検定　食農3級，食生活アドバイザー	5,877【農・林・漁業】	0.6%
手話科	美祢　30名	7月	手話奉仕員	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
理容科	島根　20名	2年	理容師	40,112【生活関連サービス業】	4.2%
建設機械科	島根　30名	3月	玉掛け技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	66,894【建設業】	6.9%
建設機械科（総合建設課程）	播磨　10名	2月	各特別教育修了証（特定粉じん作業・低圧電気取扱・研削といし取替 試運転作業・高所作業車運転・小型車両系建設機械運転）		
フォークリフト運転科	喜連川　5名	1月	フォークリフト運転技能講習修了証	※2	
	播磨　10名	1月			
ビルハウスクリーニング科	播磨　10名	3月	－	73,381【その他の事業サービス業】	7.6%
点字翻訳科	島根　58名	1年	－	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
音訳科	島根　30名	1年	－	131,880【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.6%
農業科	喜連川　15名	1年	日本農業技術検定3級	5,877【農・林・漁業】	0.6%
エックス線作業主任者養成科	播磨　60名	4月	エックス線作業主任者	72,558【医療業】	7.5%
サービスマネージャー育成科	播磨　60名	4月	ホテル実務技能認定上級	87,461【宿泊業，飲食サービス業】	9.0%
皮革工芸技能習得科	播磨　60名	6月	－	87,516【製造業】	9.1%
特化ユニット対象（リハビリ的要素を取り入れた職業訓練）					
神楽面・衣装製作科	島根　30名	1年	－	※4	
石見焼製作科	島根　30名	1年	－		
石州和紙製作科	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（バラ栽培）	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（園芸）	播磨　12名	3月	－		
	島根　100名	1年			
農業園芸科（農業）	喜連川　10名	1年	－		
	播磨　70名	1年			
窯業科	喜連川　20名	6月	－		
	播磨　48名	1年			
PC基礎科	喜連川　20名	4月			
竹細工科	喜連川　10名	6月	－		

※1　全受刑者を対象に職業人として必要な基礎的スキルや常識を身につけさせることを目的とする職業訓練である。
※2　一定の専門的ビジネススキル等を有する者に対して当該能力を有していることを証明する資格・免許であり，複数業種に活用されることが見込まれるスキルである。
※3　平成28年3月29日（火）付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況（平成28年2月分）について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）」からデータを引用
※4　特化ユニットには，身体又は精神に障害を有する者を収容しており，心身の状況に応じ，対象者にリハビリ的要素を取り入れた職業訓練を実施している。

別紙1－3

○測定指標1（参考）

職業訓練

訓練科目	訓練定員	実施期間	取得可能な資格等	新規求人数（人）【業種】※3	全新規求人数に対する割合※3
基礎科目				※1	
安全衛生・品質管理・環境配慮科	島根　全受刑者	1年	－		
ボランティア啓発科	美祢　全受刑者 島根　全受刑者	3．5月 1年	－		
ビジネススキル科	美祢　全受刑者 島根　全受刑者	3月 1年	－		
情報処理技術科（ITスキル養成）	美祢　全受刑者	1年	－		
ワーカーイントロダクション科	美祢　全受刑者	3月	－		
情報処理技術科（PC基礎）	島根　全受刑者	1年	－		
共通基礎コース（パソコン基本操作，ビジネスマナー，ビジネスライティング等）	播磨　全受刑者	3週間	－		
キャリアデザイン科	喜連川　全受刑者	4月	－		
ビルクリーニング科	喜連川　全受刑者	6月	－		
PC基本科	喜連川　全受刑者	1月	－		
専門科目					
ホームヘルパー科	美祢　20名 島根　30名	10月 6月	介護職員初任者研修	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
	喜連川　10名	4月	訪問介護員養成研修2級		
	播磨　40名	6月	介護職員初任者研修		
販売サービス科	美祢　40名 島根　60名	5月 6月	販売士検定3級	113,200【小売業】	11.2%
	播磨　60名	4月	販売士検定2級，サービス接遇検定2級		
医療事務科	美祢　20名	6月	メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	74,528【医療業】	7.4%
	島根　28名	4月	医科医療事務管理士		
社会福祉基礎講座科	播磨　40名	6月	ケアクラーク	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
			メディカルクラーク（医療事務技能審査試験）2級	74,528【医療業】	7.4%
情報処理技術科（プログラムシステム設計）	美祢　20名	6月	基本情報処理技術者・応用情報処理技術者・データベーススペシャリスト	22,131【情報サービス業】	2.2%
情報処理技術科（PC上級科CS）	島根　20名	1月	ワープロ技士1～3級 表計算技士1～3級 データベース技士1～3級	※2	
情報処理技術科（PC初級）	喜連川　25名	4月	表計算技士3級	※2	
情報処理技術科（PC中級）	喜連川　20名	4月	表計算技士2級		
情報処理技術科（PC基礎）	播磨　30名	6月	日商PC検定試験（文書作成，データ活用）	※2	
情報処理技術科（PC応用）	播磨　30名	6月	ITパスポート，ビジネスデータベース技能認定試験3級		
CAD技術科	美祢　20名	6月	CADトレース技能審査　建設　初級	71,953【建設業】	7.1%
	島根　20名	3月	CAD利用技術者2級		
	喜連川　20名	6月	建築CAD3級		
DTP科	美祢　10名	6月	Illustratorクリエイター能力認定試験	22,131【情報サービス業】	2.2%
デジタルコンテンツ編集科	島根　30名	12月	－	22,131【情報サービス業】	2.2%
調理科	美祢　20名	1年	調理師試験合格証明	90,719【宿泊業，飲食サービス業】	9.0%
	喜連川　80名	1年	調理師		
調理科（パン職人）	美祢　10名	1年	調理師試験合格証明		
	島根　30名	6月	－		
調理科（フードコーディネーター）	美祢　16名	3月	調理師試験合格証明		
クリーニング科	美祢　10名 喜連川　30名 播磨　4名	1年 1年 11月	クリーニング師免許	41,608【生活関連サービス業】	4.1%
ビジネス会計科	美祢　40名	3月	ビジネス会計検定3級	※2	
福祉住環境コーディネーター科	美祢　40名	3月	福祉住環境コーディネーター検定3級	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
食の検定科	美祢　30名	3月	食の検定　食農3級，食生活アドバイザー	6,378【農・林・漁業】	0.6%
手話科	美祢　30名	7月	手話奉仕員	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
理容科	島根　20名	2年	理容師	41,608【生活関連サービス業】	4.1%
建設機械科	島根　30名	3月	玉掛け技能講習，小型移動式クレーン運転技能講習 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習	71,953【建設業】	7.1%
建設機械科（総合建設課程）	播磨　10名	2月	各特別教育修了証（特定粉じん作業・低圧電気取扱・研削といし取替 試運転作業・高所作業車運転・小型車両系建設機械運転）		
フォークリフト運転科	喜連川　5名 播磨　10名	1月 1月	フォークリフト運転技能講習修了証	※2	
ビルハウスクリーニング科	播磨　10名	3月	－	78,553【その他の事業サービス業】	7.8%
点字翻訳科	島根　58名	1年	－	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
音訳科	島根　30名	1年	－	140,721【社会保険・社会福祉・介護事業】	13.9%
農業科	喜連川　15名	1年	日本農業技術検定3級	6,378【農・林・漁業】	0.6%
エックス線作業主任者養成科	播磨　60名	4月	エックス線作業主任者	74,528【医療業】	7.4%
サービスマネージャー育成科	播磨　60名	4月	ホテル実務技能認定上級	90,719【宿泊業，飲食サービス業】	9.0%
皮革工芸技能習得科	播磨　60名	6月	－	96,879【製造業】	9.6%
特化ユニット対象（リハビリ的要素を取り入れた職業訓練）					
神楽面・衣装製作科	島根　30名	1年	－	※4	
石見焼製作科	島根　30名	1年	－		
石州和紙製作科	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（バラ栽培）	島根　30名	1年	－		
農業園芸科（園芸）	播磨　12名 島根　100名	3月 1年	－		
農業園芸科（農業）	喜連川　10名 播磨　70名	1年 1年	－		
窯業科	喜連川　20名 播磨　48名	6月 1年	－		
PC基礎科	喜連川　20名	4月			
竹細工科	喜連川　10名	6月	－		

※1　全受刑者を対象に職業人として必要な基礎的スキルや常識を身につけさせることを目的とする職業訓練である。
※2　一定の専門的ビジネススキル等を有する者に対して当該能力を有していることを証明する資格・免許であり，複数業種に活用されることが見込まれるスキルである。
※3　平成29年3月31日(金)付け厚生労働省公表資料「一般職業紹介状況（平成29年2月分）について」の第3表-2「産業別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）」からデータを引用
※4　特化ユニットには，身体又は精神に障害を有する者を収容しており，心身の状況に応じ，対象者にリハビリ的要素を取り入れた職業訓練を実施している。

別紙2

〇測定指標2（参考）

職業フォーラム参加者に対するアンケート結果（実施後）　（回答人数47名）

質問項目	回答内容	回答人数	割合
1　あなたは，今回の職業フォーラムに参加したことで，どのような情報が得られましたか。			
①社会において求められる就労に必要なスキルについての情報が得られたと思いますか。			
	思う	36	76.6%
	どちらでもない	8	17.0%
	思わない	3	6.4%
②自分が就労を希望する職種に関する参考情報が得られたと思いますか。			
	思う	42	89.4%
	どちらでもない	3	6.4%
	思わない	2	4.3%
③採用面接を実施することで，採用面接に必要なスキルが得られたと思いますか。			
	思う	41	87.2%
	どちらでもない	2	4.3%
	思わない	4	8.5%
その他の記載例	・事前に採用面談を行うことで，本番の面接がスムーズに進められて良かった。 ・協力雇用主がたくさんいることに驚いた。不安などがすこしなくなった。 ・今まで面接を受け，自分の欠点がよく分かった。 ・自分自身を冷静に分析し，現状認識ができた。		
2　あなたは，今回の職業フォーラムに参加したことで，どのような効果が得られましたか。			
①社会復帰への不安感の軽減が得られたと思いますか。			
	思う	41	87.2%
	どちらでもない	4	8.5%
	思わない	2	4.3%

別紙2

②社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちが得られたと思いますか。

思う	44	93.6%
どちらでもない	3	6.4%
思わない	0	0.0%

③働く意欲，働くことへの心構え・イメージが得られたと思いますか。

思う	46	97.9%
どちらでもない	1	2.1%
思わない	0	0.0%
無回答	0	0.0%

・もっと多業種の面接を取り入れてほしい。
・具体的な生活設計を描けるようになった。
・社会復帰に向けて前向きに受刑生活を送る気持ちになれた。
・内定を頂いたことで，心の底から不安が消え，本当にやり直す意欲が湧いてきた。
・仕事が決まり，心にゆとりができ，社会に出て目標ができ，やる気がでた。
・職種に関して広い視野をもつことができた。出所後の自分が働いているイメージを得られるようになった。

3　職業フォーラムについて何か要望したいことはありますか（複数回答可）。

もっと帰住予定地の企業の情報を教えてほしい。	30	63.8%
出所後に就職するためには自分が何をすればよいのか説明してほしい。	15	31.9%
もっと直接雇用につながるような指導（履歴書の書き方・面接の答え方等）をしてほしい。	12	25.5%

その他の記載例

・もっと多くの会社情報を知りたかった。

別紙2

4　今回の職業フォーラムの内容は総じてどうでしたか。		
大変良かった	20	42.6%
良かった	18	38.3%
ふつう	4	8.5%
あまり良くなかった	0	0.0%
良くなかった	0	0.0%

5　4で「大変良かった」・「良かった」と回答した方にお尋ねします。どのような点が良かったですか。
・出所前に仕事と住居が決まり良かった。 ・自分のことを知った上で面接してくれたので良かった。 ・出所後の不安が消え，良かった。 ・履歴書の書き方，性格を改めて知り，自分自身のことを考えることができてよかった。

6　4で「あまり良くなかった」・「良くなかった」と回答した方にお尋ねします。どのような点が良くなかったですか。
記載なし

7　職業フォーラムを今後も継続的に実施しますが，機会があれば参加を希望しますか。		
希望する	29	61.7%
希望しない	7	14.9%
不明	7	14.9%
無回答	4	8.5%

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		保護観察対象者等の改善更生等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	13
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	11,853,796	12,284,929	12,534,446	12,802,884	14,540,607
	補正予算（千円）	126,421	153,226	0	0	
	繰越し等（千円）	△ 68,359	△ 344,365	284,014		
	計（千円）	11,911,858	12,093,790	12,818,460		
執行額（千円）		11,296,918	11,771,605	12,560,338		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価結果においては，特段の指摘事項はなく，目標をおおむね達成することができたことから，引き続き当該施策を実施していくために必要な経費を要求する一方，執行実績等を踏まえた研修計画や物品の調達数量等の見直しを行うことにより，経費を削減した。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	保護観察対象者等の改善更生等	番号	13

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の企画調整及び推進に必要な経費	457,370	511,743	△ 12,944
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費	12,345,514	14,028,864	△ 98,560
	●	3							
	●	4							
	小計						12,802,884 の内数	14,540,607 の内数	△ 111,504
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					＜　＞	＜　＞	
	○	2					＜　＞	＜　＞	
	○	3					＜　＞	＜　＞	
	○	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					＜　＞	＜　＞	
	◇	2					＜　＞	＜　＞	
	◇	3					＜　＞	＜　＞	
	◇	4					＜　＞	＜　＞	
	小計								
合計							12,802,884 の内数	14,540,607 の内数	△ 111,504

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	保護観察対象者等の改善更生等			番号	13	

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
保護観察の実施	●	1・2	11,130,513	12,125,159	994,646	△ 89,031	旅費や庁費について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。
犯罪予防活動の促進	●	1・2	703,043	734,683	31,640	△ 7,302	研修計画を見直すことにより，経費を削減した。
仮釈放等の審査決定	●	2	54,103	49,071	△ 5,032	△ 5,216	謝金や旅費について，執行実績等を踏まえた見直しを行い，経費を削減した。
自立更生促進センターの運営	●	2	139,087	151,187	12,100	△ 2,580	庁舎維持費や自動車のリース料等について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。
犯罪被害者等の支援	●	1・2	88,409	88,388	△ 21	△ 1,946	旅費や被害者担当保護司の保護司実費弁償金について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。
更生保護情報トータルネットワークシステムの運用	●	2	265,606	915,879	650,273	△ 5,429	システム運用経費について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。
合計			12,380,761	14,064,367	1,683,606	△ 111,504	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(11)）

施策名	保護観察対象者等[*1]の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－６－(1)）
達成すべき目標	・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラム[*2]を効果的に実施し，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図ることによって，保護観察対象者の再犯防止及び改善更生を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等[*3]を活用した自立支援を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	・刑の一部の執行猶予制度[*4]により一定期間社会内処遇を受けることとされた薬物依存の問題等を有する保護観察対象者を始めとし，反復性のある特定の犯罪的傾向を有する保護観察対象者について，その改善更生を図り再犯を防止するためには，認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い，犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが重要である。そのため，保護観察所で実施している薬物再乱用防止プログラムを始めとする専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について，無職者は有職者に比べて高水準であり，安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに，保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから，就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには，住居を含めた生活基盤を確保し，自立に向けた働き掛けをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく，自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため，更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・犯罪をした者や非行のある少年の地域での立ち直りを支え，犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには，地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため，国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○更生保護法（平成19年法律第88号）[*5] ○更生保護事業法（平成７年法律第86号）[*6] ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）[*7] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）[*8] ○「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）[*9]

政策評価実施予定時期	平成32年８月

測定指標	基準値	基準年	年ごとの目標値 29年	30年	31年
１　専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された[*10]者の割合（%）	7.9	―	7.9未満	7.9未満	7.9未満

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察所では，特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムとして，性犯罪者処遇プログラム，薬物再乱用防止プログラム，暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムを実施しており，これらのプログラムを効果的に運用することで，プログラム受講者の再犯防止を図ることが重要であることから，その達成状況を測定するための指標として，プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を設定した。

なお，専門的処遇プログラムの中には，導入後十分な期間が経過していないものや，内容を新たに見直したものもあり[*2]，過去の実績ではプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合も一定ではない。また，過去３年間のプログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合の平均値は7.9パーセントとなっている。そこで，プログラムが保護観察対象者の再犯防止及び改善更生に効果を上げているとするには，この水準を下回る状態を維持し続けることが適当であると考え，目標年を平成31年とし，7.9パーセント未満を目標値として設定した。

過去の実績	年ごとの実績値 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合（%）	4.3	8.1	8.4	7.2	6.2		

参考指標	年ごとの実績値 24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
専門的処遇プログラム終了者数（人）	2,598	2,273	2,612	2,621	2,675		
専門的処遇プログラム終了者のうち仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の数（人）	112	184	219	190	165		

測定指標	基準値	基準年度	年ごとの目標値 29年	30年	31年
２　保護観察終了者に占める無職者の割合（%）	22.1	28年	対28年減	対29年減	対30年減

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等に対する就労支援の効果を，保護観察終了時の就労状況によって測定することとし，保護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。

本指標は，雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため，長期の目標値を設定することが困難であるから，目標年を平成31年とし，同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。

保護観察対象者等の就労を確保するためには，協力雇用主[*11]の拡大を図ることが不可欠であるから，協力雇用主の数を参考指標とした。

保護観察対象者等の就労状況とも関連することから，雇用情勢を示す指標として，完全失業率[*12]を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
保護観察終了者に占める無職者の割合（%）	24.0	22.3	21.6	21.9	22.1		
参考指標	年ごとの実績値						
保護観察終了者数（人）（※職業不詳の者を除く）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	36,941	35,038	33,807	32,877	31,825		
保護観察終了者のうち無職者数（人）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	8,873	7,808	7,317	7,184	6,864		
協力雇用主の数（※前年度の実績を反映するため，各年４月１日現在の状況を調査しているもの）	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
	11,044	12,603	14,488	16,330	18,555		
完全失業率（%）（※年平均）	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度～31年度
３　行き場のない保護観察対象者等の受入状況	－	－　行き場のない保護観察対象者等について，更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより，その生活基盤を確保する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会内において，行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え，個々の問題や必要に応じ，様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保するこ

とが重要であることから，「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。

本指標は，目標年度を平成31年度とし，行き場のない保護観察対象者等について，更生保護施設や自立準備ホーム[*13]において積極的に受入れを図ることにより，その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には，社会における多様な生活基盤の確保という観点から，下記参考指標の実績値を含め，更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより，行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度
更生保護施設において，高齢・障害者や薬物事犯者を中心に積極的な受入れを図り，更生保護施設及び自立準備ホームにおいて行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。		

参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,587	10,263	10,092	10,179	9,608		
自立準備ホームの登録事業者数（事業者）	236	289	332	365	375		
全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,181	1,278	1,497	1,517	1,524		

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度～31年度
4　犯罪予防活動の推進状況	－	－	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため，効果的な犯罪予防活動を推進する。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め，犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには，学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり，地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え，その時々のニーズに応じた情報を国民に対して提供することが重要であることから，「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は，目標年度を平成31年度とし，国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため，犯罪予防活動を推進することを目標とした。

具体的には，下記参考指標の実績値を踏まえ，犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況（実績）		
28年度	29年度	30年度

－		

参考指標	年ごとの実績値						
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
作文コンテスト参加学校（校）	8,580	8,986	9,224	9,542	10,106		
作文コンテスト応募作品数（作品）	249,552	279,732	290,090	308,818	329,994		
“社会を明るくする運動”推進委員会[*14]の構成機関・団体数（団体）	30,109	30,077	29,772	29,920	30,118		

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①更生保護施設整備事業[*15]への補助（平成６年度）	155百万円（155百万円）	119百万円（112百万円）	536百万円（524百万円）	395百万円	3

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
更生保護施設整備事業は，更生保護法人が設置する更生保護施設（全国に約100施設）について，施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり，国が当該施設整備事業費の３分の２を交付限度として補助する。同事業により，将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで，更生保護施設の機能を維持することを目的としており，これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援を積極的に実施する」という目標に資するものである。	0025

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②就労支援事業への補助（平成18年度）	31百万円（30百万円）	31百万円（30百万円）	27百万円（27百万円）	27百万円	2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
身元保証が得られないため就労が確保できない保護観察対象者等について，身元保証事業者から身元保証を得るために必要な経費を，国が２分の１を交付限度として補助する。 就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して，その再犯防止・改善更生の実現を図る。	0026

達成手段	予算額計（執行額）			29年度当初	関連する

（開始年度）	26年度	27年度	28年度	予算額	指標
③保護観察の実施 （ ー 年度）	10,346百万円 (9,834百万円)	10,617百万円 (10,410百万円)	10,759百万円 (10,634百万円)	11,131 百万円	1

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
矯正施設に収容された者の釈放後の生活環境を調整し，その円滑な社会復帰を図るとともに，仮釈放者等の保護観察対象者が社会の中で改善更生できるよう，国の責任において指導監督及び補導援護による保護観察を実施する。また，保護観察対象者等に対し保護等が必要な場合の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇プログラムを実施することによって，保護観察対象者の改善更生を促進する。	0027

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
④犯罪予防活動の促進 （ ー 年度）	647百万円 (598百万円)	696百万円 (619百万円)	701百万円 (622百万円)	703 百万円	4

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保護司による地域活動や，犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等の行政機関，地域住民，自治体，企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。 犯罪予防活動を推進する手段として，毎年，法務省主唱の“社会を明るくする運動”において，運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会（中央，都道府県及び市区町村等を単位として構成される。）によって，小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。	0028

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤仮釈放等審理の実施 （ ー 年度）	71百万円 (47百万円)	55百万円 (47百万円)	54百万円 (43百万円)	54 百万円	ー

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
地方更生保護委員会が，矯正施設被収容者について，仮釈放等審理（以下「審理」という。）を適正に実施して，収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより（仮釈放等の期間中は保護観察に付される），これらの者の再犯又は再非行を防止し，円滑な社会復帰と改善更生を促進する。 審理において必要があると認めるときは，地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は，審理対象者との面接を行い，同委員をもって構成する合議体による審理において，仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。	0029

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑥自立更生促進センターの運営（平成19年度）	120百万円（116百万円）	118百万円（118百万円）	139百万円（128百万円）	139百万円	―

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
親族や民間の更生保護施設では受入れ困難な刑務所出所者等に対し，宿泊場所（保護観察所に附設）を提供して，保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実施する。 特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に，主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており，これらは，「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」，「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る」という目標に資するものである。	0030

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑦犯罪被害者等の支援（平成19年度）	83百万円（80百万円）	85百万円（79百万円）	87百万円（80百万円）	88百万円	―

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
犯罪被害者等基本計画に基づき，地方更生保護委員会及び保護観察所において，犯罪被害者等の希望に応じて，（ⅰ）仮釈放等審理における犯罪被害者等の意見等の聴取，（ⅱ）犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達，（ⅲ）加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び（ⅳ）犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。 これらの施策は，犯罪被害者等に十分配慮し，その負担の軽減を図るとともに，犯罪被害者等の置かれた状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで，加害者に対する処遇のより一層の適正化に資するものである。	0031

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用（昭和62年度）	430百万円（411百万円）	344百万円（334百万円）	515百万円（503百万円）	266百万円	―

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
円滑かつ適切な更生保護行政の運営を確保するとともに，保護観察処遇等の効率化を図るため，仮釈放審理情報，保護観察情報，生活環境調整情報，犯罪被害者に関する情報，保護司に関する各事務処理に関する情報，協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコン	0032

ピュータシステムで管理・処理することを目的として，「更生保護情報トータルネットワークシステム」の運用を行っている。

現在は，同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ，業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており，平成29年度は，引き続き一定の機器の集約化を行うこととしている。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度
	26年度	27年度	28年度	当初予算額
	11,883百万円 (11,271百万円)	12,065百万円 (11,749百万円)	12,818百万円 (12,561百万円)	12,803百万円

---

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生保護法第85条による更生緊急保護対象者

*2 「専門的処遇プログラム」

性犯罪，薬物犯罪，暴力犯罪，飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，そうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは，平成18年４月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは，平成20年６月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後，平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め，平成28年６月からは，特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し，教育内容を充実させて，現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは，平成20年６月から実施。その後，平成27年４月に，暴力犯罪と関連する問題性（ＤＶ（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは，平成22年10月から実施。

*3 「更生保護施設等」

更生保護施設，自立準備ホーム[*13]

*4 「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により，刑の一部の執行猶予制度が新設され，平成28年６月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により，裁判所は，前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内に禁錮以上の刑に処されたことがない者等に対し，３年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に，犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ，相当であると認められるときは，１年以上５年以下の期間，その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中，保護観察に付することができる。）。また，薬物使用等の罪を犯した者に対しては，禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内の場合であっても，裁判所は，犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ，相当であると認められるときは，薬物使用等の罪等について言い渡す３年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合，その猶予の期間中，保護観察に付さなければならない。）。

*5 「更生保護法（平成19年法律第88号）」

本法は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第１条参照）。

*6 「更生保護事業法（平成７年法律第86号）」

本法は，更生保護事業に関する基本事項を定めることにより，更生保護事業の適正な運営を確保し，及びその健全な育成発達を図るとともに，更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律とあいまって，犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け，もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第１条参照）。

*7 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第３－２　社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において，刑務所出所者等が，健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう，適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え，対象者やその家族等が，個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって，対象者の社会復帰を促進し，孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第３－２－(1)　住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進，更生保護施設の受入れ機能の強化，民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第３－２－(2)　就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに，刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより，実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第３－４　広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は，一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり，社会的に孤立させたりすることなく，長期にわたり見守り，支えていくことが必要であること，また，社会の多様な分野において，相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから，広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する。

*8 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－３－(1)－⑥　性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設，少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施，指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ－３－(2)－①　行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため，矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進，更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに，保護観察において，住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ－３－(2)－②　就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル･ファーム*[16]を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－３－(6)－②　再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され，支えられた再犯防止対策の展開のため，“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し，更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また，更生保護女性会やＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement）会*[17]の会員に対する研修を充実させること等により，民間協力者の活動を活性化させるとともに，広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*9 「「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－３－(2)　犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また，競争入札（総合評価落札方式）において，犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等，犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて，このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について，情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため，雇用上のノウハウや成功事例，雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

・Ⅳ－３－(1)　一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの，帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため，国が運営する自

立更生促進センターにおける確実な受入れの推進，更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の推進，自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

・Ｖ－１　社会を明るくする運動の強化

全ての国民が，犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため，従来，法務大臣を委員長，関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について，全ての省庁を構成員とするとともに，一層多くの関係団体の参加を得ること等により，地方公共団体，民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また，活動を進めるに当たっては，再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ，刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し，交流することと等を通じて，再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて，国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため，様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容をわかりやすく発信する取組を推進する。

*10　「仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者」

プログラム終了事由が，再犯又は遵守事項違反による仮釈放若しくは保護観察付執行猶予の取消しである者。

*11　「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を，その事情を理解した上で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主。

*12　「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり，労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない），②仕事があればすぐ就くことができる，③調査週間中に，仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の３つの条件を満たす者）の割合を指す。

*13　「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したＮＰＯ法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所。

*14　「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”は，法務省主唱のもと，本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており，中央と都道府県及び市区町村等を単位とする“社会を明るくする運動” 推進委員会を設置している。

*15　「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について，施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり，国が当該施設整備事業費の３分の２を交付限度として補助するもの。

*16　「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

*17　「ＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement）会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して，その自立を支援する「ともだち活動」を始め，非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(8)）

施策名	保護観察対象者等[*1]の改善更生等 （政策体系上の位置付け：Ⅱ－６－（１））
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
達成すべき目標	・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって，保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって，保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等[*2]を活用した自立支援を積極的に実施することによって，行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し，その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに，犯罪予防活動への民間の参画を促す。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	11,824,926	12,256,474	12,534,446	12,802,884
		補正予算(b)	126,421	153,226	0	－
		繰越し等(c)	△68,359	△344,365	284,014	
		合計(a+b+c)	11,882,988	12,065,335	12,818,460	
	執行額（千円）		11,270,922	11,748,928	12,560,338	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○更生保護法（平成19年法律第88号）[*3] ○更生保護事業法（平成７年法律第86号）[*4] ○再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）[*5] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）[*6]

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）			達成
1 性犯罪者処遇プログラム[*7]受講者において，受講後，問題性の程度が低下したと認められる者の割合（%）	26年度	27年度	28年度	おおむね達成
	90%以上	90%以上	90%以上	

基準値	実績値				
－	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

	90%	90.6	90.3	87.7	86.5	88.8

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）					達成
2 保護観察終了者に占める無職者の割合（%）	26年		27年		28年	おおむね達成
	対25年減		対26年減		対27年減	
	基準値	実績値				
	25年	24年	25年	26年	27年	28年
	22.3	24.0	22.3	21.6	21.9	22.1

参考指標	実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
1 協力雇用主数[*8]（事業主）（※前年度の実績を反映するため，各年４月１日現在の状況を調査しているもの）	9,953	11,044	12,603	14,488	16,330
2 完全失業率[*9]（%）（※年平均）	4.3	4.0	3.6	3.4	3.1

測定指標	目標（平成26年度～平成28年度）	達成
3 行き場のない保護観察対象者等の受入状況	行き場のない保護観察対象者等について，更生保護施設等において積極的に受入れを図ることにより，その生活基盤を確保する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度から同28年度において，更生保護施設について，指定された施設に福祉及び薬物の専門スタッフを配置したほか，自立が困難な者の受入れに対して更生保護委託費を加算する措置を実施して，行き場のない保護観察対象者等の積極的な受入れを促進した。また自立準備ホーム[*10]の登録事業者の拡大を図ることで，その多様な受入れ先を確保した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 全更生保護施設における年間収容保護人員（人）	10,587	10,263	10,092	10,179	9,608（速報値）

２　自立準備ホームの登録事業者数	236	289	332	365	375
３　全自立準備ホームにおける年間収容保護人員（人）	1,181	1,278	1,497	1,517	1,524 （速報値）

測定指標	目標（平成26年度～平成28年度）	達成
４　犯罪予防活動の推進状況	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生に対する理解と協力を求めるため，効果的な犯罪予防活動を推進する。	おおむね達成

施策の進捗状況（実績）

平成26年度から同28年度において，国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め，犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに，保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして，効果的な犯罪予防活動を推進した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
１ 作文コンテスト参加学校（校）	8,580	8,986	9,224	9,542	10,106
２ 作文コンテスト応募作品数（作品）	249,552	279,732	290,090	308,818	329,994
３ “社会を明るくする運動”推進委員会[*11]の構成機関・団体数（団体）	30,109	30,077	29,772	29,920	30,118

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　相当程度進展あり （判断根拠） 測定目標１，２，３，４は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標１，２，３及び４について，目標をおおむね達成することができた。 したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

（測定指標の目標達成度の補足）

【測定指標１】

性犯罪者処遇プログラム（以下この欄において「プログラム」という。）において，受講後に評点が低下した者は，平成26年度はプログラム受講者の全体の87.7パーセントであり，平成27年度は86.5パーセント，平成28年度は88.8パーセントであり，目標値の90パーセント以上には達していないものの，９割近い受講者に受講後の評点の低下が認められたことから，目標をおおむね達成したと評価できる。

平成２５年度から平成２７年度まで評点が低下した者の割合は減少傾向にあったが，微減であることから，その原因について詳細な分析をすることは困難である。ただし，プログラムの導入から10年が経過し，プログラム実施者である保護観察官において経験が蓄積され，その技量が向上したことで，プログラムの受講を通して，受講者の新たな問題点を把握できるようになってきており，これが，受講後の評点が高まる者の割合が増加した一つの原因と考えられる。

なお，平成28年度は実績値が向上したが，これは，平成27年度に，より効果的にプログラムを実施するため，補助教材としてＤＶＤを作成したところであり，その効果と考えられる。今後とも実施方法に工夫を重ね，プログラム受講者の問題性の低下を図っていく。

【測定指標２】

保護観察終了者に占める無職者の割合において，平成26年以降増となっており，目標には達していないものの，基準値よりも低い割合を保っていることから，目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標３】

全更生保護施設における年間収容保護人員は，平成27年度は平成26年に比べ増加しており，自立準備ホームの登録事業者数及び全自立準備ホームにおける年間収容保護人員は，平成26年度から増加を続けている。また，更生保護施設整備事業[*12]への補助により更生保護施設の改築，補修に要する経費の一部を補助した結果，収容定員の増加，居室の個室化，建物のバリアフリー化等，施設の機能が維持・強化された。

なお，自立が困難な者を受入れた場合における委託費の加算措置に加え，平成28年度は，新たに20人の福祉職員を増配置して，全国71施設において，高齢又は障害により自立が困難な者の受入れを強化するとともに，新たに10施設に薬物専門職員を増配置して全国25施設において薬物依存のある者の受入れを強化するなど行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保して，平成25年度から平成28年度の各年度において，約１万人以上に生活基盤を提供したことから，おおむね目標を達成したと評価できる。

【測定指標４】

平成26年度以降も作文コンテストの参加学校数及び応募作品数は増加し続けており，平成28年度の作文コンテストの参加学校数は１万106校で平成27年度と比較して564校増加するとともに，応募作品数についても，32万9,994作品で平成27年度と比較して２万1,176作品増加した。また，平成28年度の“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数は３万118団体であり,地方公共団体をはじめ，多くの機関・団体が参画している。

再犯防止をテーマとした作文コンテストは，学校での犯罪予防活動に関する教育に資するものであり,その応募を通じて，保護観察所や保護司と学校との連携を図り，更生保護活動への理解を働き掛けるものである。多くの機関・団体が“社会を明るくする運動”推進委員会に参画し，作文コンテストの参加学校数及び応募作品数が増加したことにより，学校との連携や更生保護活動への理解促進が効果的に図られた。

以上のことから，国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため,効果的な犯罪予防活動を推進するという目標をおおむね達成したと評価できる。

（達成手段の有効性，効率性等）

【測定指標１関係】

達成手段③「保護観察の実施」における指導監督として実施しているプログラムでは，プログラムの受講前後で，性犯罪を許容する認知，問題解決スキルの不足，他人への共感性の不足など，プログラム受講者の問題性の程度を点数化している。プログラム受講前後のこれらの評点を比較することでプログラムの効果を検証した結果，性犯罪に結び付く受講者の問題性が改善していたことから，プログラムの実施は保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図るという目標に寄与したといえる。

【測定指標２関係】

達成手段②「就労支援事業への補助」により，法務省が厚生労働省との連携の下で実施している就労支援においては，身元保証事業[*13]に係る経費の補助を適切に行うなどした。また，平成26年度から，民間の就労支援事業所に委託することで，きめ細かな寄り添い型の支援を実施する事業の本格実施を

開始したほか，平成27年度からは，協力雇用主に対する支援の充実強化策として奨励金を支払う制度を創設した。その結果，保護観察終了者に占める無職者の割合が減少しており，就労支援の強化が一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標３関係】

達成手段①更生保護施設整備事業への補助により更生保護施設の改築，補修に要する経費の一部を補助した結果，収容定員の増加，居室の個室化，建物のバリアフリー化等，施設の機能が維持・強化された。

また，自立困難者の受入れに係る委託費の加算措置や更生保護施設に福祉職員及び薬物専門スタッフの配置を実施したほか，自立準備ホームについては各保護観察所において登録事業者の拡充を進めて，多様な受入れ先を確保したことにより，更生保護施設等において，約１万人の行き場のない保護観察対象者等に生活基盤を提供したことから，行き場のない保護観察対象者の自立更生に一定の効果を上げていると認められる。

【測定指標４関係】

達成手段④「犯罪予防活動の推進」において実施している犯罪予防活動では，主に小中学校で犯罪予防活動に関する教育を行い，学校との連携を図ったり，地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めるなどの活動を行った。

また，“社会を明るくする運動”推進委員会に多くの機関・団体の参画があったことに加え，犯罪・非行のない地域社会作りや犯罪・非行をした人の立ち直り等を題材とした作文コンテストに数多くの応募があったことから，犯罪予防活動への民間の参画を促すという目標に一定の効果を上げたといえる。

行政事業レビューの結果を受けて，一般競争入札を実施することによって競争性の確保やコスト削減に努めている。また，旅費についてＩＣカードを積極的に活用するなど，旅費マニュアルを適切に運用することにより，執行額の削減を図っている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進するよう，現在の目標を維持し，引き続き，各取組を推進していく。

【測定指標１】

平成28年６月に導入された刑の一部の執行猶予制度[*14]においては，一定期間社会内処遇を行うことで保護観察付一部猶予者の再犯防止及び改善更生を図ることが期待されている。現状を見ると，保護観察付一部猶予に付される者は性犯罪以外の問題性を有する者が少なくないことから，保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生を図るという次期目標の達成度を測定する指標としては，性犯罪者処遇プログラムのほか，薬物再乱用防止プログラム等全ての専門的処遇プログラム[*15]に関するものとして，専門的処遇プログラム終了者に占める仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の割合を測定指標とする。

【測定指標２】

依然として保護観察終了者に占める無職者の割合は高水準で推移しており，保護観察対象者及び更生緊急保護対象者の就労は困難であることから，就労支援の重要性は高まっている。保護観察終了者に占める無職者の数は減少しているものの，保護観察対象者の総数が減少している上，無職者の中には心身に障害のある者等就労すること自体が困難である者が一定数存在しており，保護観察終了者に占める無職者の割合に影響を与えていることから，保護観察対象者等の就労支援を促進するという次期目標の達成度を測定する指標としては，保護観察終了者に占める無職者の数を測定指標とする。

【測定指標３】

刑事施設を出た後の生活基盤がなく，自力では改善更生が困難な者の数は依然として高水準で推移

	していることから，引き続き更生保護施設等における受入れを積極化するとともに，自立準備ホームの拡充を図り，行き場のない保護観察対象者等の多様な受入れ先を確保する。 【測定指標４】 犯罪や非行のない地域社会作りには，学校と連携した犯罪予防活動が有効であることを踏まえ，保護司，更生保護女性会員及びＢＢＳ*16会員が更に効果的な活動を展開できるようにするための働き掛けに努めていく。 また，犯罪や非行のない地域作りには，地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることも重要であることから，“社会を明るくする運動”を始めとした広報啓発活動を通して，効果的に各機関・団体の理解・協力を求めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「更生保護法人等事業成績等報告書」 （保護局更生保護振興課，対象期間：平成24年４月１日～平成28年３月31日） ・「“社会を明るくする運動”作文コンテストの実施結果」 （保護局更生保護振興課，平成28年１月１日～平成28年11月30日） ・「“社会を明るくする運動”推進委員会の構成機関・団体数」 （保護局更生保護振興課，平成28年４月１日～平成29年３月31日）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 旅費や庁費について，執行実績等を踏まえ研修計画や物品の調達数量等の見直しを行うことにより，経費を削減した。

担当部局名	保護局更生保護振興課，観察課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1　「保護観察対象者等」
保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

*2　「更生保護施設等」
更生保護施設，自立準備ホーム

*3　「更生保護法（平成19年法律第88号）」
本法は，犯罪をした者及び非行のある少年に対し，社会内において適切な処遇を行うことにより，再び犯罪をすることを防ぎ，又はその非行をなくし，これらの者が善良な社会の一員として自立し，改善更生することを助けるとともに，恩赦の適正な運用を図るほか，犯罪予防の活動の促進等を行い，もって，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することを目的としている（第１条参照）。

*4　「更生保護事業法（平成７年法律第86号）」
本法は，更生保護事業に関する基本事項を定めることにより，更生保護事業の適正な運営を確保し，及びその健全な育成発達を図るとともに，更生保護法（平成19年法律第88号）その他更生保護に関する法律

とあいまって，犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け，もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている（第１条参照）。

*5 「再犯防止に向けた総合対策（平成24年７月20日犯罪対策閣僚会議決定）」

・第３－２　社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において，刑務所出所者等が，健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう，適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え，対象者やその家族等が，個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって，対象者の社会復帰を促進し，孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第３－２－(1)　住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進，更生保護施設の受入れ機能の強化，民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第３－２－(2)　就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し，きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより，刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに，刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより，実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第３－４　広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は，一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり，社会的に孤立させたりすることなく，長期にわたり見守り，支えていくことが必要であること，また，社会の多様な分野において，相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから，広く国民に理解され，支えられた社会復帰を実現する。

*6 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定）」

・Ⅲ－３－(1)－⑥　性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設，少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施，指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ－３－(2)－①　行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため，矯正施設*14収容中の生活環境の調整の充実強化，国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進，更生保護施設の受入れ機能の強化等を図るとともに，保護観察において，住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

・Ⅲ－３－(2)－②　就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り，就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに，離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか，刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や，「更生保護就労支援事業」を推進する。また，民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか，ソーシャル･ファーム*15を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

・Ⅲ－３－(6)－②　再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され，支えられた再犯防止対策の展開のため，“社会を明るくする運動”等の犯罪予防活動を効果的に実施し，更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また，更生保護女性会やＢＢＳ（Big Brothers and Sisters Movement）会*16の会員に対する研修を充実させること等により，民間協力者の活動を活性化させるとともに，広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得

させ，上記傾向を改善するプログラム。

*8　「協力雇用主」

犯罪・非行の前科・前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を，その事情を理解した上　で雇用し，改善更生に協力する民間の事業主

*9　「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり，労働力人口に占める完全失業者（①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない），②仕事があればすぐ就くことができる，③調査週間中に，仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）の３つの条件を満たす者）の割合を示す。

*10　「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したＮＰＯ法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保･自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*11　「“社会を明るくする運動”推進委員会」

“社会を明るくする運動”の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進するため，中央，都道府県及び市区町村などを単位として設置される機関

*12　「更生保護施設整備事業」

更生保護施設について，施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり，国が当該施設整備事業費の２分の１（平成26年度からは３分の２）を交付限度として補助するもの。平成25年度は，４件に対し補助を行った。

*13　「身元保証事業」

身元保証人を確保できない保護観察対象者等について１年間身元を保証し，保護観察対象者等による業務上の損害に対し見舞金を支給することにより，雇用主の雇入れの不安感を除くための事業。

*14　「刑の一部の執行猶予制度」

平成25年６月に成立した刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成25年法律第50号）により，刑の一部の執行猶予制度が新設され，平成28年６月から施行されている。

刑の一部の執行猶予制度の導入により，裁判所は，前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者や禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内に禁錮以上の刑に処されたことがない者等に対し，３年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に，犯罪の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ相当であると認められるときは，１年以上５年以下の期間，その刑の一部の執行を猶予することができるようになった（その猶予の期間中，保護観察に付することができる。）。また，薬物使用等の罪を犯した者に対しては，禁錮以上の刑の執行終了日から５年以内の場合であっても，裁判所は，犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して，刑事施設における処遇に引き続き社会内において規制薬物等に対する依存の改善に資する処遇を実施することが，再び犯罪をすることを防ぐために必要であり，かつ相当であると認められるときは，薬物使用等の罪等について言い渡す３年以下の懲役又は禁錮の刑の一部の執行を猶予することができるようになった（この場合，その猶予の期間中，保護観察に付さなければならない。）。

*15　「専門的処遇プログラム」

性犯罪，薬物犯罪，暴力犯罪，飲酒運転を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し，心理学等の専門的知識に基づき，そうした犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り，自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに，再び犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ，上記傾向を改善するプログラム。

性犯罪者処遇プログラムは，平成18年４月から実施。

薬物再乱用防止プログラムは，平成20年６月から「覚せい剤事犯者処遇プログラム」として実施。その後，平成24年10月に長期的な処遇に対応する内容に改め，平成28年６月からは，特別遵守事項による義務付けの対象を拡大し，教育内容を充実させて，現在の名称に変更。

暴力防止プログラムは，平成20年６月から実施。その後，平成27年４月に，暴力犯罪と関連する問題性（ＤＶ（家庭内暴力）や飲酒の問題）に対応する内容を追加。

飲酒運転防止プログラムは，平成22年10月から実施。

*16 「ＢＢＳ（Big Brother and Sisters Movement）会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して，その自立を支援する「ともだち活動」を始め，非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

*17 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や団体等

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		医療観察対象者の社会復帰				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		番号	14
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	258,691	255,353	246,394	252,566	269,243
	補正予算（千円）	0	0	0	0	
	繰越し等（千円）	0	0	0		
	計（千円）	258,691	255,353	246,394		
執行額（千円）		225,915	229,090	220,860		
政策評価結果の概算要求への反映状況		平成２９年度においては，政策評価の対象となっていないが，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	医療観察対象者の社会復帰	番号	14

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	医療観察の企画調整に必要な経費	1,435	1,435	0
	●	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必要な経費	251,131	267,808	△ 2,628
	●	3							
	●	4							
	小計						252,566 の内数	269,243 の内数	△ 2,628
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							252,566 の内数	269,243 の内数	△ 2,628

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	医療観察対象者の社会復帰		番号	14

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	増△減額		
医療観察の実施	●	1・2	252,566	269,243	16,677	△ 2,628	自動車のリース料等について，執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより，経費を削減した。
合計			252,566	269,243	16,677	△ 2,628	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(12)）

施策名	医療観察対象者[*1]の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上の位置付け	更生保護活動の適切な実施 （Ⅱ－６－(2)）
達成すべき目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため，関係機関の協力体制を整備するとともに，精神保健観察[*2]を適正に実施するなどして，医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律[*3]（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は，医療観察対象者に対し，継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって，その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り，もって，その社会復帰を促進することを目的としている。 医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには，地域社会において，「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」，「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため，保護観察所の長は，地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め，各機関は，この計画に基づいて処遇を実施している。また，保護観察所の長は，精神保健観察を実施するとともに，ケア会議[*4]を実施して，医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り，関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら，適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
		基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1　精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定[*5]（医療観察法第56条第１項第２号に係る決定に限る。）を受	－	－	23年度～25年度の平均値超	24年度～26年度の平均値超（ただし，本平均値が26年度	25年度～27年度の平均値超（ただし，本平均値が27年度	26年度～28年度の平均値超（ただし，本平均値が28年度

けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合				の目標値よりも低い場合は，26年度の目標値超。）	の目標値よりも低い場合は，27年度の目標値超。）	の目標値よりも低い場合は，28年度の目標値超。）

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

社会復帰の準備が整った者について，保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し，その必要性がないと認められるときは，裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い，処遇終了決定を受けている。

また，期間満了者は，精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより，期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。

このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は，いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ，社会復帰を実現した者と評価できる。

よって，保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定（医療観察法第56条第１項第２号に係る決定に限る。以下同じ。）を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

目標値については，社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から，平成29年度までの各年度において，過去３年間の平均値を超える値（ただし，本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は，前年度の目標値超。）とした。これは，過去の実績値を見ると，平成19年度に7.9パーセントであったものが平成20年度に13.1パーセント，平成23年度に21.9パーセントであったものが平成24年度に26.3パーセントとなるなど大幅に増加している年度があり，今後も単年度で同様の大幅な増加があり得ることを考慮し，一定期間の実績値の平均値を目標値とすることにより適正な評価が実施できるようにしたものである。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数(人)	50	56	50	57	44	70	72	70
期間満了により精神保健観察を終了した者の数(人)	62	87	109	141	124	134	129	134
精神保健観察事件年間取扱件数(件)	608	699	725	754	765	822	881	897
精神保健観察事件年間取扱件数に占める保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定を受けた者の数及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(%)	18.4	20.5	21.9	26.3	22.0	24.8	22.8	22.7
参考指標	年度ごとの実績値							
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ケア会議の開催回数 （回）	1,978	2,178	2,505	2,673	2,860	3,180	3,484	3,758

達成手段	予算額計（執行額）			29年度当初	関連する

（開始年度）	26年度	27年度	28年度	予算額	指標
①医療観察の実施 （平成17年度）	259百万円 （226百万円）	255百万円 （229百万円）	246百万円 （221百万円）	253 百万円	1

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
保護観察所が，医療観察対象者の生活環境の調査，生活環境の調整及び精神保健観察を適正かつ円滑に実施するとともに，ケア会議を積極的に開催することによって関係機関相互間の連携の確保等を行うことで，その社会復帰を促進している。	0033

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度 当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	259百万円 （226百万円）	255百万円 （229百万円）	246百万円 （221百万円）	253百万円

---

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神の障害のために善悪の区別がつかないなど，通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。）で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは，殺人，放火，強盗，強姦，強制わいせつ（これらの未遂を含む。），傷害（軽微なものは対象とならないこともある。）に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は，その通院期間中，精神保健観察に付されることとされ，保護観察所は，当該対象者と適当な接触を保ち，指定通院医療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして，その者が必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り，継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている（医療観察法第106条）。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）」

この法律は，心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し，その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより，継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって，その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り，もってその社会復帰を促進することを目的とする（第１条第１項）。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し，地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して，処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに，処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*5 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は，精神保健観察中の者について，対象行為を行った際の精神障害を改善し，これに伴って同様の行為を行うことなく，社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は，指定通院医療機関の管理者と協議の上，直ちに，地方裁判所に対し，本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており（医療観察法第54条第１項），同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの（医療観察法第56条第１項第２号）。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	15
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	2,238,278	2,169,613	2,076,942	2,357,242	2,453,964
	補正予算（千円）	97,105	123,476	368,258		
	繰越し等（千円）	△ 91,649	38,783	△ 3,294		
	計（千円）	2,243,734	2,331,872	2,441,906		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		2,234,808	2,322,674	2,433,938		
政策評価結果の概算要求への反映状況		公共の安全の確保に寄与するよう，本施策の現在の目標を維持し，引き続き推進していく旨の評価結果を踏まえ，①団体規制法に基づき，オウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに，教団の活動状況解明のための調査に必要な経費を，②国内外の情報について，正確・適時・迅速な収集・分析を行い，ニーズや時宜に応じて，収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに，ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進めるために必要な経費を要求した。また，調達数量や単価等について，執行実績等を踏まえた見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等	番号	15

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等の調査に必要な経費	2,357,242	2,453,964	△ 120,276
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						2,357,242 ＜2,357,242＞ の内数	2,453,964 ＜2,453,964＞ の内数	△ 120,276
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					＜ ＞	＜ ＞	
	○	2					＜ ＞	＜ ＞	
	○	3					＜ ＞	＜ ＞	
	○	4					＜ ＞	＜ ＞	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					＜ ＞	＜ ＞	
	◇	2					＜ ＞	＜ ＞	
	◇	3					＜ ＞	＜ ＞	
	◇	4					＜ ＞	＜ ＞	
	小計								
合計							2,357,242 ＜2,357,242＞ の内数	2,453,964 ＜2,453,964＞ の内数	△ 120,276

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等		番号	15

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全を図るための業務の実施	●	15	712,557	463,521	△ 249,036	△ 68,503	政策評価結果を踏まえ，国内外の情報について，正確・適時・迅速な収集・分析を行い，ニーズや時宜に応じて，収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに，ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進めるために必要な経費を要求する一方，調査用器材の数量等及び旅費実施計画等の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。
オウム真理教に対する観察処分の実施	●	15	17,039	14,348	△ 2,691	△ 3,765	政策評価結果を踏まえ，引き続き団体規制法に基づきオウム真理教に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに，教団の活動状況解明のための調査に必要な経費を要求する一方，調査用機材や自動車借上の数量及び旅費単価の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。
公安情報電算機処理システムの整備・運用	●	15	138,175	318,868	180,693	△ 48,008	政策評価結果を踏まえ，公安情報電算機処理システムの運用に必要な経費を要求する一方，サーバ更新計画の延伸による借料の見直しのほか，保守料等の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。
合計						△ 120,276	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(13)）

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（Ⅱ－７－(1)）
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況[*1]を明らかにし，教団に対する観察処分[*2]を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。
目標設定の考え方・根拠	・教団は，現在なお，無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を崇拝し，その影響を強く受けているなど，依然として本質的な危険性を保持している。したがって，教団の活動状況を明らかにし，その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また，教団に対しては，教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており，その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。ついては，国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため，無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）[*3]の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。 ・北朝鮮や国際テロの動向，大量破壊兵器拡散の問題など，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって，国内外の情報の収集・分析に注力した上で，情勢の変化に応じて柔軟に対応し，その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。ついては，公共の安全の確保に寄与するため，破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）[*4]等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに，情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第３条[*5] ○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条 ○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条，第７条，第29条 ○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第６条[*6] ○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）[*7] ○カウンターインテリジェンス[*8]機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）[*9] ○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年２月14日情報機能強化検討会議決定）[*10] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）[*11] ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年５月29日国際組織犯罪

	等・国際テロ対策推進本部決定）[*12] ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）[*13] ○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月４日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）[*14] ○サイバーセキュリティ2016（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定）[*15] ○第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年１月20日）[*16] ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）（平成29年３月21日セキュリティ幹事会）[*17] ○経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日閣議決定）[*18]
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度
1　教団の活動状況及び危険性の解明	ー	ー	教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては，教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか，立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで，測定指標として，「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には，立入検査の実施回数，施設数，動員した公安調査官数，立入検査等により判明した事項等から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）の解明の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

ー

参考指標		年度ごとの実績値				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
立入検査の実施回数等	実施回数	17	20	21	25	27
	施設数	47	27	56	33	27
	動員数	677	554	808	555	523

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年度	29年度

２　地域住民との意見交換会の実施回数	45	―	45回以上実施

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
教団施設の周辺に居住する地域住民との意見交換会を実施することは，団体規制法に基づく調査の一環として，地域住民から教団に関する情報提供を受けることで，教団の活動状況を明らかにし，教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに，当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し，相互に意見交換を行うことによって，地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで，測定指標として「地域住民との意見交換会の実施回数」を設定し，過去５年の実施回数を考慮した45回以上実施することを目標とした。 なお，実施回数は，教団の活動状況等により変動し，実施回数が大幅に増加した年もあったことから，前年度（単年度）との比較ではなく，複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため，目標値を前年度ではなく，過去５年の実施回数の平均値を考慮して設定した。

過去の実績		年度ごとの実績値				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
過去５年間における地域住民との意見交換会の実施状況	実施回数	42	51	45	46	41
	過去５年の平均実施回数	35	43.2	44	45	45

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度
３　破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	―	―	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ，破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中，その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性，適時性，迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうかを測ることが適当である。そこで，測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には，情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し，提供情報の正確性，適時性，迅速性の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）
28年度
―

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

ホームページへのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	170,139	241,486	402,213	346,365	408,252
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	ー	ー	2,873,829	2,716,924	2,889,929

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 （昭和27年度）	470百万円 （467百万円）	538百万円 （531百万円）	492百万円 （490百万円）	713 百万円	3
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに団体規制法の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行う。また，団体規制に関する調査において収集，分析した内外情勢に関する情報については，内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。				0034	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②オウム真理教に対する観察処分の実施 （平成11年度）	20百万円 （19百万円）	21百万円 （20百万円）	22百万円 （21百万円）	17 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
団体規制法に基づき，教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。具体的には，教団に対する調査を，全国的かつ組織的に展開するほか，特に必要があると認められるときには公安調査官による立入検査を行う。また，関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対しては，迅速かつ適切に対応する。				0035	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③公安情報電算機処理システムの整備・運用	158百万円 （154百万円）	147百万円 （146百万円）	390百万円 （386百万円）	138 百万円	1,2,3

（昭和62年度）					

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
・当該システムは，本庁と地方支分部局間のオンライン化により，調査によって収集した情報を迅速に集約するとともに，データベース化して共有するものであり，当庁の基幹システムとしての役割を担っている。 ・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し，一元的・総合的に管理することで，調査・分析業務の迅速化・合理化及び効率化を図り，確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。	0036

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度
	26年度	27年度	28年度	当初予算額
	2,244百万円 （2,235百万円）	2,332百万円 （2,323百万円）	2,442百万円 （2,434百万円）	2,357百万円

---

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に，当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第５条第１項）で，具体的な内容は，①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第５条第２項，第３項及び第５項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第７条第１項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第７条第２項）。

なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第５条　*2参照

（観察処分の実施）

第７条　*2参照

（公安調査官の調査権）

第29条　公安調査官は，この法律による規制に関し，第３条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条　公安調査官は，この法律による規制に関し，第３条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第３条　公安調査庁は，破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制

に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第６条　内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。

２　前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第３－６－⑯　関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年２月14日情報機能強化検討会議決定）」

・２－（２）－①　対外人的情報収集機能の強化

国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であって，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・２－（２）－②　その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ－１　世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが，「安全なサイバー空間」の実現は，その前提条件である。また，サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－⑤　サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（１）－⑩　サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（２）－②　日本版NCFTA[*19]の創設

・Ⅲ－２　Ｇ８サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやＧ８サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また，各地で多様な形態のテロが発生しているほか，国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など，水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－②　2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進

（２）－①　原子力発電所等に対するテロ対策の強化

（３）－①　空港・港湾における水際危機管理の強化

（３）－④　海上警備・沿岸警備の強化

（５）－①　情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

（５）－②　在外公館における警察アタッシェ[*20]，防衛駐在官等の体制強化

（５）－③　テロに関する情報収集・分析機能の強化

（５）－⑤　カウンターインテリジェンス機能の強化

（５）－⑥　極左暴力集団，右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法

行為の取締り

（６）－①　国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進

（６）－③　在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化，情報共有体制の整備

（７）－①　大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化

（８）－①　拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進

（８）－②　北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ－７　「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには，治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備，制度の改善等，多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－②　治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化

（１）－③　生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備

（１）－⑥　現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進

（１）－⑦　女性の視点を一層反映した組織運営

（１）－⑬　大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12　「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年５月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件，チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように，テロ情勢は非常に厳しい状況にあり，今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。

・政府においては，テロに決して屈することなく，テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下，２０２０年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え，国内外における邦人の安全確保に向け，各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに，特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

１　情報収集・分析等の強化

２　海外における邦人の安全の確保

３　水際対策の強化

４　重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

５　官民一体となったテロ対策の推進

６　テロ対策協力のための国際協力の推進

*13　「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

３　大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については，テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており，また，大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ，政府の各種決定を確実に推進し，情報収集・分析，水際対策，周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備，テロ対処能力等を強化するとともに，官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14　「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月４日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年，シリア，チュニジア等において，邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し，ＩＳＩＬが日本をテロの標的として名指ししている中，本年11月，フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど，現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり，我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・我が国では，来年５月の伊勢志摩サミットのほか，2019年ラグビーワールドカップ，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ，テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は，（中略）「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年５月29日国際組織犯罪

等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが，現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ，特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに，国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し，テロ対策に万全を期すこととする。

Ⅰ　各種テロ対策の強化・加速化

１　情報収集・分析等の強化

２　水際対策の強化

３　重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

４　官民一体となったテロ対策の推進

５　海外における邦人の安全の確保

６　テロ対策協力のための国際協力の推進

Ⅱ　国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15　「

３．国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

３．１.我が国の安全の確保

（１）対処機関の能力強化

（イ）警察庁及び法務省において，サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

３．２.国際社会の平和・安定

（３）サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

（イ）警察庁及び法務省において，サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため，サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し，人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により，攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

３．３.世界各国との協力・連携

（カ）警察庁及び法務省において，サイバー攻撃対策を推進するため，諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて，サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*16　「第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年１月20日）」

・北朝鮮が昨年，２度にわたる核実験，20発以上の弾道ミサイル発射を強行したことは，断じて容認できません。安保理決議に基づく制裁に加え，関係国と協調し，我が国独自の措置も実施しました。「対話と圧力」，「行動対行動」の一貫した方針の下，核，ミサイル，そして引き続き最重要課題であり，発生から長い年月が経つ拉致問題の包括的な解決に向け，北朝鮮が具体的な行動を取るよう強く求めます。

・テロ，難民，貧困，感染症。世界的な課題は深刻さを増しています。こうした現実から，我が国だけが目を背けるようなことは，あってはなりません。今こそ，「積極的平和主義」の旗を高く掲げ，世界の平和と繁栄のため，皆さん，能う限りの貢献をしていこうではありませんか。

・３年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策，テロなど組織犯罪への対策を強化します。受動喫煙対策の徹底，ユニバーサルデザインの推進，多様な食文化への対応など，この機を活かし，誰もが共生できる街づくりを進めます。

*17　「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver. 1)(平成29年３月21日セキュリティ幹事会)」

２　基本的な考え方

(2) 我が国における，テロ等の未然防止対策を徹底するとともに，サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

４　情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析，関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに，セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民，民間事業者等の協力の促進を図り，大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに，「セキュリティ情報センター」において，国の関係機関の協力を得て，大会の安全に関する情報を集約し，大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い，関係機関等に対し必要な情報を随

時提供する。

５　主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国，テロ関連物資の国内流入を阻止するため，水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに，水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し，情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか，国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*18　「経済運営と改革の基本方針2017（平成29年６月９日閣議決定)」

第２章　成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

３．消費の活性化

（２）新しい需要の喚起

③2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は，日本全体の祭典であり，日本を再興し，レガシーの創出と，日本が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け，先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保，円滑な輸送，暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。

５．安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

（１）外交・安全保障

①外交

日米同盟の強化，近隣諸国との関係強化，経済外交の強化という三本柱を軸として，地球儀を俯瞰する視点からソフトパワーも活用して戦略的な外交を強力に展開する。特に，「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化，在外邦人・在外公館等の安全対策の強化，我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化，戦略的対外発信，とりわけ米新政権下での草の根レベルからの日米関係強化の取組，親日派・知日派の育成，企業等の海外展開の支援，中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。

②安全保障

北朝鮮の核・ミサイル開発が新たな段階の脅威となるなど厳しさを増す安全保障環境を踏まえ，国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに，政府全体として，情報機能，危機管理機能を含め，外交力，防衛力等を大幅に強化し，戦略的かつ体系的な政策を推進する。

（２）治安，消費者行政

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため，サイバー犯罪・サイバー攻撃対策，水際対策を含めたテロ対策や組織犯罪対策，カウンターインテリジェンス機能の強化，密輸対策，保護観察の体制整備を含む薬物対策，性犯罪，ストーカー，配偶者暴力，若年層に対する性的な暴力，特殊詐欺等への対策，不法滞在対策等を推進するとともに，再犯防止対策について，本年中に策定予定の推進計画に基づき，起訴猶予者等に対する社会復帰支援，受刑者等に対する教育・職業訓練の充実，刑務所出所者等に対する就労支援，矯正施設の環境整備，更生保護サポートセンターの拡充を含む保護司・協力雇用主・更生保護施設の活動支援，自治体との連携等を推進する。また，治安や海上保安，司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークの強化を図る。

*19　「ＮＣＦＴＡ」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。ＦＢＩ，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*20　「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(9)）

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等 （政策体系上の位置付け：Ⅱ－７－(1)）
施策の概要	公共の安全の確保を図るため，破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行うとともに，その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
達成すべき目標	・オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況[*1]を明らかにし，教団に対する観察処分[*2]を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。

施策の予算額・執行額等

区分		26年度	27年度	28年度	29年度
予算の状況（千円）	当初予算(a)	2,238,278	2,169,613	2,076,942	2,357,242
	補正予算(b)	97,105	123,476	368,258	－
	繰越し等(c)	△91,649	38,783	△3,294	
	合計(a+b+c)	2,243,734	2,331,872	2,441,906	
執行額（千円）		2,234,808	2,322,674	2,433,938	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第３条[*3]
○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条[*4]
○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第５条，第７条，第29条[*5]
○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第６条[*6]
○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）[*7]
○カウンターインテリジェンス[*8]機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）[*9]
○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年２月14日情報機能強化検討会議決定）[*10]
○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）[*11]
○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年５月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）[*12]
○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）[*13]
○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月４日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）[*14]
○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）[*15]
○サイバーセキュリティ2016（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部）[*16]
○第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年１月20日）[*17]
○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略（Ver. 1）（平成29年３月21日セキュリティ幹事会）[*18]

測定指標	平成28年度目標	達成
1　教団の活動状況及び危険性の解明	教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。	達成

施策の進捗状況（実績）

別紙１のとおり，観察処分の適正かつ厳格な実施により，教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	実施回数（回）	17	20	21	25	27
	施設数	47	27	56	33	27
	動員数（人）	677	554	808	555	523

測定指標	平成28年度目標値					達成
2　関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）	23.4日より短縮					達成
	基準値	実績値				
	ー年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
請求を行った関係地方公共団体数	ー	18	17	21	17	20
提供回数（回）	ー	54	41	55	44	43
平均所要日数（日）	ー	20.9	23.2	25.4	26.7	22.8

測定指標	平成28年度目標	達成
3　破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ，破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成

施策の進捗状況（実績）
別紙２のとおり，収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値				
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ホームページのアクセス件数	フロントページへのアクセス件数	170,139	241,486	402,213	346,365	408,252
	ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数	－	－	2,873,829	2,716,924	2,889,929

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 目標達成 （判断根拠） 指標１，２，３は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 全ての測定指標で目標を達成したことから，施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 平成28年度は，団体規制法に基づき，教団に対する観察処分の実施として，教団施設に対する立入検査を合計27回，延べ27施設，公安調査官延べ523人を動員して行った。また，教団から４回にわたり報告を徴取し，別紙１のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力，危険な綱領の保持等）を明らかにした。 以上のことから，立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し，教団の実態を把握するとともに，教団から徴取した報告の真偽を検証したことで，教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ，教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。 【測定指標２】 平成28年度は，関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して，20団体に延べ43回調査結果を提供した。調査結果提供請求への対応の平均所要日数は22.8日であり，目標とした平均所要日数23.4日よりも短縮された。 以上のことから，関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して，当庁が可能な限り迅速に対応し，国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資するという目標を達成したと評価できる。 【測定指標３】 平成28年度は，国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い，北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時，官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また，国民に対する情報提供として，当庁ホームページに「最	

近の内外情勢」[*19]，「内外情勢の回顧と展望」[*20]のほか，「国際テロリズム要覧」（Web版）[*21]，「世界のテロ等発生状況」[*22]等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから，その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ，破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を，必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性・効率性等）

【測定指標１，２関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は，教団の活動状況及び危険性を明らかにし，教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するという目標に対して有効に寄与したといえる。また，教団に関する調査の結果について，関係地方公共団体の長からの請求に応じて提供したことは，国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により，達成手段②に係る予算の執行に当たり，立入検査等に必要な物品等の調達について，広く応札者を募り競争性を確保するほか，一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため，効率性は改善したと言える。

【測定指標３関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは，目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により，達成手段①に係る予算の執行に当たり，破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について，広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため，効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう，現在の目標を維持し，引き続き推進していく。

【測定指標１，２】

教団は，現在なお，無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し，その影響を強く受けているなど，依然として本質的な危険性を保持していることから，教団の活動状況を明らかにし，その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は，依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており，今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため，引き続き団体規制法に基づき，教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施する。

「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（平均所要日数）」は，近年，指標設定当時（平成22年度）の過去５年平均所要日数（40日）と比較すると大幅に短縮されており（23.4日），提供情報の取りまとめに要する日数は，請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを鑑みても，業務実態から考えると最短に近い日数となり，事実ここ数年，20数日のラインで推移しており，迅速な対応という指標の意義はある程度達せられたと判断し，平成29年度事後評価実施計画において，指標の見直しを行った。

新たな指標である「地域住民との意見交換会の実施回数」については，意見交換会の回数を増やすことで，地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資することに加え，地域住民から教団に関する情報提供を受けることで，教団の活動状況を明らかにし，教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するものである。

なお,関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に対しては引き続き迅速に対応していく。

【測定指標３】

国際テロや北朝鮮の動向，大量破壊兵器拡散の問題に加え，カウンターインテリジェンス，サイバ

	ーテロ・サイバーインテリジェンスなど，我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって，今後とも国内外の情報について，正確・適時・迅速な収集・分析を行い，ニーズや時宜に応じて，収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに，ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有する者の知見の活用	1　実施時期 平成29年７月７日 2　実施方法 会議 3　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 調査用器材及び自動車借上の数量並びに旅費実施計画及び旅費単価等の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。 また，サーバの更新計画の延伸による借料の見直しのほか，保守料等の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映し，経費の削減を図った。

担当部局名	公安調査庁総務部総務課	政策評価実施時期	平成29年８月

---

*1　「教団の活動状況」
「内外情勢の回顧と展望」（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照

*2　「観察処分」
過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に，当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第５条第１項）で，具体的な内容は，①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第５条第２項，第３項及び第５項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第７条第１項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに，団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って，必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第７条第２項）。
なお，観察処分に基づく調査の結果については，関係地方公共団体の長から請求があったときは，これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3　「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」
（任務）
第３条　公安調査庁は，破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の

規制に関する調査，処分の請求及び規制措置を行い，もつて，公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条　公安調査官は，この法律による規制に関し，第３条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第５条　*2参照

（観察処分の実施）

第７条　*2参照

（公安調査官の調査権）

第29条　公安調査官は，この法律による規制に関し，第３条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において，必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第６条　内閣官房長官及び関係行政機関の長は，会議の定めるところにより，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報であつて，会議の審議に資するものを，適時に提供するものとする。

２　前項に定めるもののほか，内閣官房長官及び関係行政機関の長は，議長の求めに応じて，会議に対し，国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第３－６－⑯　関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り，テロの未然防止に万全を期するため，関係省庁（公安調査庁を含む）は，国際機関や外国機関との連携を深め，テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに，当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し，情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年８月９日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有，カウンターインテリジェンス意識の啓発，事案対処，管理責任体制の構築について，政府統一的に取り組むものとする。

*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年２月14日情報機能強化検討会議決定）」

・２－（２）－①　対外人的情報収集機能の強化

国際テロ，大量破壊兵器拡散，北朝鮮等の問題に関する情報は，我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり，その収集は喫緊の課題であって，これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・２－（２）－②　その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため，北朝鮮，国際テロ，大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅲ－１　世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のＩＴ国家」の構築に取り組んでいるが，「安全なサイバー空間」の実現は，その前提条件である。また，サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－⑤　サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化

（１）－⑩　サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化

（２）－②　日本版ＮＣＦＴＡ[*23]の創設

・Ⅲ－２　Ｇ８サミット，オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやＧ８サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また，各地で多様な形態のテロが発生しているほか，国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など，水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－②　2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
（２）－①　原子力発電所等に対するテロ対策の強化
（３）－①　空港・港湾における水際危機管理の強化
（３）－④　海上警備・沿岸警備の強化
（５）－①　情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
（５）－②　在外公館における警察アタッシェ[*24]，防衛駐在官等の体制強化
（５）－③　テロに関する情報収集・分析機能の強化
（５）－⑤　カウンターインテリジェンス機能の強化
（５）－⑥　極左暴力集団，右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
（６）－①　国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
（６）－③　在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化，情報共有体制の整備
（７）－①　大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
（８）－①　拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
（８）－②　北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

・Ⅲ－７　「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには，治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備，制度の改善等，多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため，以下の施策等を着実に推進する。

（１）－②　治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
（１）－③　生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
（１）－⑥　現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
（１）－⑦　女性の視点を一層反映した組織運営
（１）－⑬　大規模災害発生時における治安維持機能の確保

*12　「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年５月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・シリアにおける邦人殺害テロ事件，チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように，テロ情勢は非常に厳しい状況にあり，今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に，シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ，国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば，ＩＳＩＬ等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりＩＳＩＬ等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

・政府においては，テロに決して屈することなく，テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下，2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え，国内外における邦人の安全確保に向け，各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに，特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

１　情報収集・分析等の強化
２　海外における邦人の安全の確保
３　水際対策の強化
４　重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
５　官民一体となったテロ対策の推進
６　テロ対策協力のための国際協力の推進

*13　「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推

進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

３　大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については，テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており，また，大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ，政府の各種決定を確実に推進し，情報収集・分析，水際対策，周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備，テロ対処能力等を強化するとともに，官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

*14　「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月４日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

・近年，シリア，チュニジア等において，邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し，ＩＳＩＬが日本をテロの標的として名指ししている中，本年11月，フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど，現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり，我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

・また，我が国では，（中略），2019年ラグビーワールドカップ，2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ，テロ対策を一層強化する必要がある。

・政府は，本年１月及び２月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年５月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが，現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ，特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに，国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し，テロ対策に万全を期することとする。

Ⅰ　各種テロ対策の強化・加速化

１　情報収集・分析等の強化

２　水際対策の強化

３　重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化

４　官民一体となったテロ対策の推進

５　海外における邦人の安全の確保

６　テロ対策協力のための国際協力の推進

Ⅱ　国際テロ対策強化に係る継続的な検討

*15　「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）」

第２章　成長と分配の好循環の実現

２．成長戦略の加速等

（２）新たな有望成長市場の創出・拡大

①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は，日本全体の祭典であり，日本を再興し，レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け，「2020年東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき，関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保，円滑な輸送，暑さ・環境への配慮，競技力強化，オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。

５．安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（１）外交，安全保障・防衛等

①外交

日米同盟の強化，近隣諸国との関係強化，経済外交の強化という三本柱を軸として，地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に，Ｇ７伊勢志摩サミットや第６回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献，在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化，我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化（中略）に積極的に取り組む。

②安全保障・防衛等

我が国を取り巻く安全保障環境が年々厳しさを増していることを踏まえ，国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能を強化するとともに，政府全体として，情報機能，危機管理機能を含め，外交力，防衛力等をより一層強化し，戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

（２）暮らしの安全・安心（治安，消費者行政等）

①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため，「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき，サイバー犯罪・サイバー攻撃対策，水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化，組織犯罪対策，密輸対策，保護観察実施体制や薬物依存症治療拠点の整備を含めた薬物対策，人身取引対策，児童の性的搾取，児童虐待，ストーカー，配偶者暴力，性犯罪，特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。（中略）

特に，「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等に基づき，各種テロ対策を着実に推進する。あわせて，「サイバーセキュリティ戦略」に基づき，サイバーセキュリティの確保に取り組み，個人情報の保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

（中略）治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や，外国語，外国文化に精通した人材の確保，養成など国際的対応力の強化を図るとともに，アジアを中心とした法制度整備を支援する。

*16　「サイバーセキュリティ2016（平成28年８月31日サイバーセキュリティ戦略本部）」

3. 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障

3.1. 我が国の安全の確保

(1) 対処機関の能力強化

(イ)警察庁及び法務省において，サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

3.2. 国際社会の平和・安定

(3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策

(イ)警察庁及び法務省において，サイバー空間における国際テロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため，サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し，人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により，攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。

3.3. 世界各国との協力・連携

(カ)警察庁及び法務省において，サイバー攻撃対策を推進するため，諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて，サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

*17　「第193回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成29年１月20日）」

・北朝鮮が昨年，２度にわたる核実験，20発以上の弾道ミサイル発射を強行したことは，断じて容認できません。安保理決議に基づく制裁に加え，関係国と協調し，我が国独自の措置も実施しました。「対話と圧力」，「行動対行動」の一貫した方針の下，核，ミサイル，そして引き続き最重要課題であり，発生から長い年月が経つ拉致問題の包括的な解決に向け，北朝鮮が具体的な行動を取るよう強く求めます。

・テロ，難民，貧困，感染症。世界的な課題は深刻さを増しています。こうした現実から，我が国だけが目を背けるようなことは，あってはなりません。今こそ，「積極的平和主義」の旗を高く掲げ，世界の平和と繁栄のため，皆さん，能う限りの貢献をしていこうではありませんか。

・３年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策，テロなど組織犯罪への対策を強化します。受動喫煙対策の徹底，ユニバーサルデザインの推進，多様な食文化への対応など，この機を活かし，誰もが共生できる街づくりを進めます。

*18　「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver. 1)(平成29年３月21日セキュリティ幹事会)」

２　基本的な考え方

(2) 我が国における，テロ等の未然防止対策を徹底するとともに，サイバー攻撃によるものを含めて緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

４　情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析，関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに，セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民，民間事業者等の協力の促進を図り，大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに，「セキュリティ情報センター」において，国の関係機関の協力を得て，大会の安全に関する情報を集約し，大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い，関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

５　主な対策

(4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国，テロ関連物資の国内流入を阻止するため，水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに，水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し，情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか，国際空海港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

*19　「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html）を参照。

*20　「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html）を参照。

*21　「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/ITH）を参照。

*22　「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ（http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html）を参照。

*23　「ＮＣＦＴＡ」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。ＦＢＩ，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*24　「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

別紙１

〔測定指標１〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり，教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

１　公安調査庁長官は，平成28年５月，８月，11月，平成29年２月の４回にわたり，教団から，教団の役職員及び構成員の氏名及び住所，教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在，用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに，平成28年度中に教団施設に対する立入検査を合計27回，延べ27施設に対して実施した。

２　かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により，教団については，

- 平成28年12月31日現在，国内に出家信徒約300人，在家信徒約1,350人，ロシア連邦内に信徒約460人を擁し，また，国内に34か所の拠点施設及び約10か所の信徒居住用施設，ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
- 現在においても依然として，麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ，麻原が，その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
- 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする，殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
- 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
- 組織体質は，依然として閉鎖的・欺まん的である

ことなどが明らかとなっている。

別紙２

〔測定指標３〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため，以下の項目を実施した。

１　破壊的団体等に関する情報の収集等

(1)　破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

・　北朝鮮関係では，朝鮮総聯の組織及び活動の実態，北朝鮮の国内情勢，対外・対日動向等のほか，日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報

・　国際テロ関係では，国際テロ組織等の動向のほか，国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報

・　カウンターインテリジェンス関係では，外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか，我が国の重要情報等の保護に資する情報

・　大量破壊兵器等の拡散関係では，拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか，拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報

・　サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では，サイバー攻撃の主体・手法，活動の実態等に関する情報のほか，テロの未然防止に資する情報

・　中国関係では，尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静，我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか，反日デモ等に関する情報

・　ロシア関係では，北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報

・　国内公安動向では，普天間基地移設や慰安婦問題，反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか，尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2)　上記により収集・分析した情報を以下のとおり，情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

・　収集・分析した情報については，随時，官邸等に直接報告したほか，政府部内の各種会議（内閣情報会議，合同情報会議等）を通じ，あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして，迅速に提供した。

・　平成28年５月には，世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を，同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め，随時，各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。

・　官民でテロ等危険情報の共有を強化するため，民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに，当庁ホームページに「最近の内外情勢」，「内外情勢の回顧と展望」，「立入検査の実施結果について」，「国際テロリズム要覧」（Web版）及び「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど，国民に対する情報提供に努めた。

２　情報収集及び分析・評価能力の向上

１の取組に当たっては，官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか，各種会議，外部有識者との意見交換等を開催し，重要課題に関する現状，情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに，その結果を関係部署にフィードバックした。また，担当調査官に対する各種研修を実施

した。この他，外国関係機関等との更なる関係強化を図り，種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		登記事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	16
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	52,886,838	51,194,570	50,862,076	50,669,549	57,949,441
	補正予算（千円）	△ 946,976	△ 1,997,860	△ 361,199	0	
	繰越し等（千円）	72,616	529,702	△ 109,172		
	計（千円）	52,012,478	49,726,412	50,391,705		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		50,790,473	48,454,594	49,188,608		
政策評価結果の概算要求への反映状況		本施策においては，達成すべき目標として，「登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進する」及び「オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する」を掲げているところ，両者とも設定した目標値をおおむね達成することができた。 上記政策評価結果を踏まえ，登記所備付地図の整備については，今後も，重点的かつ緊急的に推進していく必要があり，また，動産・債権譲渡登記手続についても，登記申請方式を見直すなどの取組を推進した結果，オンライン利用率が大幅に向上し，成果を上げることができたことから，引き続き，所要経費を予算要求している。 なお，所要経費については，債権・動産譲渡登記事務の運営に係る業務委託について，契約単位の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の縮減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	登記事務の適正円滑な処理	番号	16

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理に必要な経費	50,487,835	57,769,118	△ 9,074
	小計						50,487,835	57,769,118	△ 9,074
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別	復興庁	法務行政復興政策費		181,714	180,323	
	小計						181,714	180,323	
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計							50,669,549 の内数	57,949,441 の内数	△ 9,074

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	登記事務の適正円滑な処理			番号	16

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
登記事務の適正円滑な処理	●	1	50,487,835	57,769,118	7,281,283	△ 9,074	政策評価結果を踏まえ，債権・動産譲渡登記事務の運営に係る業務委託について，契約単位の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の縮減を図った。
登記事務の適正円滑な処理	◆	1	181,714	180,323	△ 1,391		
合計			50,669,549	57,949,441	7,279,892	△ 9,074	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(14)）

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－(1)）
達成すべき目標	・登記所備付地図の整備を地図混乱地域[*1]を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・登記事項証明書等発行請求機の利用を促進する。
目標設定の考え方・根拠	・登記所備付地図は，法務局（登記所）が，不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界（筆界）を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については，都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから，平成15年６月，内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出された。これを契機として，経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降，政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており，平成28年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年６月２日閣議決定），「「日本再興戦略」2016」（平成28年６月２日閣議決定）に「登記所備付地図の整備」等が明記される等，その重要性が広く認識されてきているところであり，国民の財産の保全を図るため，同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・不動産登記及び商業・法人登記の登記事項証明書等の交付については，請求書に必要事項を記入して請求する方法のほか，登記所[*2]に設置されている登記事項証明書等発行請求機（以下「証明書発行請求機」という。）を利用者が操作して請求することも可能であるところ，証明書発行請求機を利用した場合には，請求書及び証明書が自動で作製され，交付までの待ち時間が短縮されるため，利用者の利便性が向上することから，証明書発行請求機の利用を促進していく必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年６月26日都市再生本部方針）[*3] ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年３月27日閣議決定） 第Ⅱ部－１－(1)①　陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進[*4] ○国土強靱化基本計画（平成26年６月３日閣議決定） 第３章－２－(12)　土地利用（国土利用）[*5] ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定） 第２章－３－(3)　ストックを活用した消費・注意喚起[*6] ○「日本再興戦略」改訂2016（平成28年６月２日閣議決定） 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」[*7] ○都市再生基本方針（平成28年８月24日閣議決定） 第二－２　安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等[*8]
政策評価実施	平成33年８月

予定時期	

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
		基準年度	29年度	30年度	31年度	32年度
1　登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	－	－	26	26	23	23

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

これまで法務局では，緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地区（ＤＩＤ）の地図混乱地域を対象として，登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの，地価が高額であるなどといった理由により，大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず，また，東日本大震災の被災県においても，復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから，それら地域をも対象として，平成27年度から，以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進することとしている。

① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し，200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第２次10か年計画」を策定

② 東京，大阪，名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について，権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ，これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定

③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには，地図整備が必要不可欠であることを踏まえ，宮城県，福島県及び岩手県の９平方キロメートルを対象とする平成27年度からの３か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業３か年計画」を策定

そこで，登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として，上記計画に基づいて定められている平成29年度から平成32年度までの作業実施予定面積を目標値とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	17	17	17	18	24			

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
		基準年度	29年度	30年度	31年度	32年度
2　証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数のうち，証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	－	－	－	－	－	52

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

証明書発行請求機については，平成27年度法務省行政事業レビューの公開プロセスにおいて，利用率の向上を図るべきであるとの評価がされ，これを受けて，平成28年度から，行政事業レビューシートにおいて，

登記所内に設置されている証明書発行請求機の利用率について，現行の登記事項証明書の交付事務等の委託契約の終了年度である平成32年度までに52%以上とするとの成果目標を設定している。そこで，測定指標を証明書発行請求機の利用率とするとともに，目標年度を平成32年度，目標値を52%以上とした。

過去の実績	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数[*9]のうち，証明書発行請求機により請求された件数の割合（%）	21.8	25.5	30.8	34.1	36.8			
参考指標	年度ごとの実績値							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
証明書発行請求機が設置されている登記所における証明書の発行件数（万件）	2,656	3,035	2,878	2,729	2,702			
登記所内において証明書発行請求機により請求された証明書の発行件数（万件）	580	774	886	931	995			

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①登記所備付地図整備の推進（平成16年度）	2,437百万円（2,311百万円）	2,758百万円（2,618百万円）	3,847百万円（3,734百万円）	4,464百万円	1
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
法務局（登記所）が，登記所備付地図の整備を重点的かつ緊急的に推進することにより，国民の財産の保全を図るとともに，都市再生の円滑な推進等に寄与する。				0037	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②登記事項証明書の交付事務等の委託（平成20年度）	7,397百万円（7,296百万円）	7,389百万円（7,342百万円）	7,403百万円（7,389百万円）	7,402百万円	2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）について，民間競争入札の対象とし，当該事務を包括的に民間委託することとし，より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				0038	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③登記情報システムの維持管理 （平成18年度）	20,559百万円 (20,436百万円)	18,390百万円 (17,981百万円)	19,711百万円 (19,679百万円)	22,087 百万円	ー
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
不動産登記，商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システムの安定的な運用を図ることにより，登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可能とするとともに，インターネットを利用した登記情報の提供や，最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。				0039	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
④オンライン登記申請システムの維持管理 （平成16年度）	3,516百万円 (3,416百万円)	3,460百万円 (3,383百万円)	2,145百万円 (2,012百万円)	1,775 百万円	ー
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
不動産登記，商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求等の登記関係手続について，インターネットを利用したオンラインによる申請（請求）を行うことを可能とする。				0040	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤地図情報システムの維持管理 （平成18年度）	7,652百万円 (7,549百万円)	7,423百万円 (7,262百万円)	6,860百万円 (6,808百万円)	4,287 百万円	ー
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
登記所に備え付けられている地図及び地図に準ずる図面（以下「地図等」という。）並びに土地所在図等の各種図面を電子化し，コンピュータシステム（地図情報システム）を用いて処理することにより，登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また，登記記録を処理する登記情報システムと連携することで，登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ，インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や，最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。				0041	

達成手段	予算額計（執行額）			29年度	関連

（開始年度）	26年度	27年度	28年度	当初予算額	する指標
⑥電子認証システムの維持管理 （平成12年度）	285百万円 （271百万円）	319百万円 （296百万円）	275百万円 （274百万円）	275 百万円	―
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに，電子認証登記所が発行する電子証明書の利用を更に促進し，国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡大を図る。				0042	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑦登記情報提供システムの維持管理 （平成12年度）	1,300百万円 （1,197百万円）	1,651百万円 （1,543百万円）	1,881百万円 （1,676百万円）	966 百万円	―
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう，インターネットにより登記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており，これに必要な登記情報提供システムの安定的な運用・管理を行う。				0043	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑧動産・債権譲渡登記事務の運営 （平成10年度）	483百万円 （473百万円）	299百万円 （297百万円）	266百万円 （264百万円）	266 百万円	―
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務を，法務局（動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所）において行うものである。また，これらの登記申請及び登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記システム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。				0044	

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑨成年後見登記事務の運営 （平成12年度）	331百万円 （330百万円）	377百万円 （373百万円）	313百万円 （313百万円）	428 百万円	―
				平成29年行政事業	

達成手段の概要等	レビュー事業番号
成年後見制度は，急速に高齢化が進む我が国の社会において，知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり,成年後見等の登記は,家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し，取引の安全等に資することを目的とし，成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに，登記事項証明書（登記事項の証明書・登記されていないことの証明書）を交付することにより，取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。	0045

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑩登記事務の運営（ ー 年度）	4,238百万円（4,023百万円）	4,538百万円（4,396百万円）	4,695百万円（4,578百万円）	5,740百万円	ー

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
不動産登記制度及び商業・法人登記制度を適正に運営することにより，不動産取引の安全と円滑及び会社・法人等に係る信用の維持を図り，もって，国民経済の基盤を形成し，資本主義社会の根幹を支えることを目的とする。	0046

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額
	50,812百万円（49,854百万円）	49,230百万円（48,055百万円）	50,204百万円（49,053百万円）	50,488百万円

---

*1 「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し，登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2 登記所
平成29年１月１日現在，417庁のうち119庁の登記所に証明書発行請求機を設置している。

*3 「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年６月26日都市再生本部方針)」
国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*4 「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年３月27日閣議決定)」
第Ⅱ部－１－(1)①　陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進
登記所備付地図の整備を推進するとともに，都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。

*5 「国土強靱化基本計画（平成26年６月３日閣議決定)」
第３章－２－(12)　土地利用（国土利用）
地籍調査や登記所備付地図の作成により，地籍図等の整備を推進する。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定)」
第２章－３－(3)　ストックを活用した消費・投資喚起
登記所備付地図の整備

*7　「「日本再興戦略」改訂2016（平成28年６月２日閣議決定）」
　　中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」
　　登記所備付地図作成作業の推進
*8　「都市再生基本方針（平成28年８月24日閣議決定）」
　第二－２　安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
　　都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。
*9　証明書の発行件数
　登記事項証明書，印鑑証明書及び地図・図面証明書の発行件数。ただし，オンラインにより請求されたもの及び国又は地方公共団体等の職員が職務上請求したものについては，証明書発行請求機による請求の対象外であるため，除いている。参考指標における証明書の発行件数についても同様である。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(10)）

施策名	登記事務の適正円滑な処理 （政策体系上の位置付け：Ⅲ－９－(1)）					
施策の概要	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるため，登記事務を適正・円滑に処理する。					
達成すべき目標	・登記所備付地図の整備を地図混乱地域[*1]を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	51,215,002	50,968,271	50,674,511	50,487,835
		補正予算(b)	△154,254	△1,987,645	△361,199	－
		繰越し等(c)	△249,248	249,248	△109,172	
		合計(a+b+c)	50,811,500	49,229,874	50,204,140	
	執行額（千円）		49,853,948	48,054,513	49,052,784	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年６月26日都市再生本部方針）[*2] ○地理空間情報活用推進基本計画（平成24年３月27日閣議決定） 第Ⅱ部－１－(1)①　陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進[*3] ○国土強靱化基本計画（平成26年６月３日閣議決定） 第３章－２－(12)　土地利用（国土利用）[*4] ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定） 第２章－３－(3)　ストックを活用した消費・注意喚起[*5] ○「日本再興戦略」2016（平成28年６月２日閣議決定） 中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」[*6] ○都市再生基本方針（平成28年８月24日閣議決定） 第二－２　安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等[*7] ○規制改革推進３か年計画（再改定）（平成15年３月28日閣議決定） ２法務－３　動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化[*8] ○構造改革と経済財政の中期展望（平成16年１月19日閣議決定） ３－(1) 新たな産業・事業の創造，投資の促進と産業金融機能の強化等[*9] ○規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年３月19日閣議決定） ３法務－２　動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化[*10] ○世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定） １(1)　国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進[*11]					

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）	達成
1 登記所備付地図作成作業における作業実施面積（平方キロメートル）	平成26年度 17平方キロメートル 平成27年度 18平方キロメートル	おおむね達成

	平成28年度 25平方キロメートル					
	基準値	実績値				
	―	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	―	17	17	17	18	24

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）					達成
２ 動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率（%）	平成26年度 対25年度増 平成27年度 対26年度増 平成28年度 対27年度増					おおむね達成
	基準値	実績値				
	―	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	―	0.79	1.03	17.8	30.5	29.3

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）相当程度進展あり。 （判断根拠）測定指標１，２は，目標をおおむね達成することができた。 したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 平成26年度及び平成27年度においては,目標どおり登記所備付地図作成作業を実施することができ,達成できたものと評価することができる。また，平成28年度においては，平成28年熊本地震の発生に伴い，熊本地方法務局において実施することとしていた当該作業を実施することができなかったものの，その他の地域においては目標どおり当該作業を実施することができ（２４平方キロメートル），達成率は96パーセントであることから，おおむね達成できたものと評価することができる。 【測定指標２】 平成26年度及び平成27年度においては，いずれも目標どおり前年度のオンライン利用率を上回っており，達成できたと評価することができる。また，平成28年度においては，目標とする前年度の利用率（30.5パーセント）をわずかに下回っているものの，おおむね達成できたものと評価することができる。 （達成手段の有効性，効率性等） 【測定指標１関係】 達成手段①「登記所備付地図整備の推進」において実施している登記所備付地図の整備については，平成29年４月１日現在，全国における配備状況が約56パーセント（残りは公図等）であり，そのうち都市部における整備が特に遅延している（東京：約20パーセント，大阪：約14パーセント，名古屋：	

約22パーセント)。これは，都市部においては，土地が細分化していること，地価が高く，所有者の権利意識も強いこと，地域社会における人的なつながりが希薄化し，人証が少なく筆界の確認が困難であることが原因である。

登記所備付地図が整備されないことにより，①不動産取引の流動化の阻害，②道路拡幅工事，下水道工事等の公共事業の円滑な実施の阻害，③適正な課税の困難化，④境界紛争の惹起及び⑤転売や担保権設定の困難化という問題が生じている。登記所備付地図が整備されることにより，これらの問題が解消される効果をもたらすことができるため，登記所備付地図作成作業に対する国民や社会のニーズは高い。

前述のとおり，都市部における地図作成は困難なものであるが，取り分け，その都市部の中でも，地図混乱地域は，特に筆界の認定や表示に関する登記の専門的な知識・経験がなければ，土地の所有者の筆界に関する了解を得ることができないため，筆界についての専門的な知見を有する国の機関である登記官が主体となって，実施する必要がある。

緊急性については，平成15年６月，内閣に設置された都市再生本部において「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が打ち出されたことを契機として，経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004以降，政府の経済財政改革の基本方針に登記所備付地図の整備が毎回盛り込まれており，平成28年度においては「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年６月２日閣議決定)，「「日本再興戦略」2016」(平成28年６月２日閣議決定)に「登記所備付地図の整備」等が明記されているように，登記所備付地図の整備の緊急性は高い。

これまで法務局では，緊急に地図整備を必要としている都市部の人口集中地域(ＤＩＤ)の地図混乱地域を対象として，登記所備付地図作成作業を計画的に進めてきたものの，地価が高額であるなどといった理由により，大都市の枢要部や地方の拠点都市の地図の整備は進んでおらず，また，東日本大震災の被災県においても，復興の進展に伴い地図の整備が求められていることから，それら地域をも対象として，平成27年度から以下のとおり登記所備付地図の整備をさらに推進している。

① これまでの都市部の地図整備計画を継続・拡大し，200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「登記所備付地図作成作業第２次10か年計画」を策定
② 東京，大阪，名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について，権利関係が複雑であり地権者の権利意識が高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ，これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定
③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには，地図整備が必要不可欠であることを踏まえ，宮城県，福島県及び岩手県の９平方キロメートルを対象とする平成27年度からの３か年計画「震災復興方登記所備付地図作成作業３か年計画」を策定

以上の計画に基づき，登記所備付地図作成作業を実施することによって，登記所備付地図の整備を地図混乱地域を対象として重点的かつ緊急的に推進することができたことから，目標の達成に向け有効な手段であったと評価することができる。

【測定指標２関係】

達成手段⑧「債権・動産譲渡登記事務の運営」において実施しているオンラインによる動産・債権譲渡登記手続の推進（登記申請方式の見直し）は，登記所にあらかじめ送信した申請データを基に登記の内容について事前相談を受けることができるなど，利用者の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに，オンライン利用率の大幅な向上に寄与している。また，申請データの形式チェックが自動的に行われることから，利用者のみならず，登記所職員の事務処理の効率化にも資するものである。したがって，オンラインによる動産・債権譲渡登記手続の推進は，目標の達成に効果的かつ効率的な手段であったと評価することができる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

	不動産取引の安全と円滑，会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに，登記に関する国民の利便性を向上させるよう，以下のとおり次期目標等への反映を行い，引き続き，登記事務を適正・円滑に処理する。 【測定指標１】 登記所備付地図を整備することは，不動産取引の安全と円滑化や都市再生のための各種施策の円滑な遂行へと直結し，ひいては国民の財産の保全となる。したがって，平成29年度以降においても上記計画に基づいて定められている登記所備付地図の整備を推進することとする。 【測定指標２】 動産・債権譲渡登記手続については，登記申請方式を見直すなどの取組を推進した結果，オンライン利用率が大幅に向上し，成果を上げることができたことから，平成29年度以降は，行政事業レビューにおいて，登記事項証明書等発行請求機の利用率向上を図るべきであるとの指摘も踏まえ，新たに，不動産登記及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の交付事務等に係る目標を設定することにより，引き続き，登記に関する国民の利便性の向上に努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 債権・動産譲渡登記事務の運営に係る業務委託について，契約単位の見直しを行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の縮減を図った。

担当部局名	民事局総務課，民事第一課，民事第二課，商事課	政策評価実施時期	平成29年８月

---

*1　「地図混乱地域」
地図と現況とが著しく相違し，登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

*2　「民活と各省連携による地籍整備の推進（平成15年６月26日都市再生本部方針）」
国において，全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。

*3　「地理空間情報活用推進基本計画（平成24年３月27日閣議決定）」
第Ⅱ部－１－(1)①　陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進

登記所備付地図の整備を推進するとともに，都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。

*4 「国土強靱化基本計画（平成26年６月３日閣議決定）」
第３章－２－(12) 土地利用（国土利用）
地籍調査や登記所備付地図の作成により，地籍図等の整備を推進する。

*5 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）」
第２章－３－(3) ストックを活用した消費・投資喚起
登記所備付地図の整備

*6 「「日本再興戦略」改訂2016（平成28年６月２日閣議決定）」
中短期工程表「都市の競争力向上と産業インフラの機能強化③」
登記所備付地図作成作業の推進

*7 「都市再生基本方針（平成28年８月24日閣議決定）」
第二－２ 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等
都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*8 「規制改革推進３か年計画（再改定）（平成15年３月28日閣議決定）」
２法務－３ 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無，問題点の洗い出し等について検討を行う。

*9 「構造改革と経済財政の中期展望（平成16年１月19日閣議決定）」
３－(1) 新たな産業・事業の創造，投資の促進と産業金融機能の強化等
不動産によらない在庫等を活用した担保制度（動産譲渡の公示制度等）を実現するとともに，行き過ぎが指摘される「包括根保証」を見直す等，個人保証のあり方を適正化する。

*10 「規制改革・民間開放推進３か年計画（平成16年３月19日閣議決定）」
３法務－２ 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。

*11 「世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」
１(1) 国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進
〇オンライン手続の利便性向上
「オンライン手続の利便性向上の向けた改善方針」（平成26年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	17
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	1,834,091	1,955,521	1,921,948	2,203,085	3,280,471
	補正予算（千円）	0	0	0	0	
	繰越し等（千円）	0	0	0		
	計（千円）	1,834,091 <0>	1,955,521 <0>	1,921,948 <0>		
執行額（千円）		1,791,629	1,904,401	1,840,414		
政策評価結果の概算要求への反映状況		本施策においては，達成すべき目標として，「国籍事務を適正かつ厳格に処理する」，「法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする」及び「供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する」を掲げているところ，いずれも設定した目標値等を達成することができた。 上記政策評価結果を踏まえ，国籍事務及び戸籍事務については，当該事務を引き続き適正・迅速に行うことが，我が国における身分関係の安定及び法秩序の維持・安定を図るものであることから，今後とも，関係法令の規定に従い，効率的で質の高い事務処理体制を維持するために必要な経費を予算要求している。また，供託事務についても，オンライン申請の推進を図ることによって，より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに，事務処理においても，より一層の適正・迅速化を図ることができることから，引き続き，オンラインによる供託手続を推進していく必要があり，そのための所要経費を予算要求している。 なお，所要経費については，戸籍副本管理システム機器等の借料について，再リース等を行い，また，供託事務処理システム関係消耗品費や供託金利子について，執行実績等を踏まえた見直し等を行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の節減を図った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理	番号	17

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処理に必要な経費	2,203,085	3,280,471	△ 82,251
	小計						2,203,085	3,280,471	△ 82,251
対応表において◆となっているもの									
	小計								
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計								
合計							2,203,085 の内数	3,280,471 の内数	△ 82,251

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理		番号	17

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
国籍・戸籍事務等の運営	●	1	973,844	2,197,226	1,223,382	△ 64,509	政策評価結果を踏まえ，戸籍副本管理システム機器等の借料について，再リース等を行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の縮減を図った。
供託事務の運営	●	1	1,204,747	1,059,945	△ 144,802	△ 17,742	政策評価結果を踏まえ，システム関係消耗品費や供託金利子について，執行実績等を踏まえた見直し等を行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の節減を図った。
（国籍等事務共通経費）	●	1	24,494	23,300	△ 1,194		
合計			2,203,085	3,280,471	1,077,386	△ 82,251	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(15)）

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課，商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－(2)）
達成すべき目標	・国籍事務[*1]を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務[*2]である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに，平成21年１月１日の改正国籍法[*3]施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。 ・戸籍は，日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年５月１日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう，市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。 ・供託は，金銭，有価証券などを国家機関である供託所に提出して，その管理を委ね，最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって，一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり，国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで，供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに，業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定） １(1)　国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進[*4]
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）

		基準年度	29年度
1　帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	―	―	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は，それにより申請者の国籍が変動し，個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから，その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また，国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は，それにより申請者の国籍が変動し，個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから，その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に，虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法（平成21年１月１日施行）及び国籍法施行規則（昭和59年法務省令第39号）[*5]の趣旨にのっとり，届出の審査を慎重かつ適正に行うほか，警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして，適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで，下記参考指標の実績値を含め，帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

帰化許可申請に対し，国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には，調査を尽くしたほか，国籍取得届については，改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお，帰化許可者数及び帰化不許可者の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは，取り下げられた申請があるほか，申請された年において，許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	年ごとの実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
帰化許可申請数（人）	9,940	10,119	11,337	12,442	11,477
帰化許可者数（人）	10,622	8,646	9,277	9,469	9,554
帰化不許可者数（人）	457	332	509	603	607
改正国籍法施行（平成21年１月１日）後の国籍取得者数（人）	1,137	1,030	1,131	1,089	1,033

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度
2　市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応	―	―	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し，戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに，国民の親族的身分関係を正確に公証する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには，法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また，戸籍事務を適正・円滑に処理するためには，法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ，正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで，下記参考指標の実績値を含め，市区町村からの受理又は不受理の照会等[*6]への対応状況を分析することにより，達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,133件であり，適切に対応した。

また，戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で，市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,677	2,449	2,327	2,021	2,133
市区町村戸籍事務従事職員研修[*7]の延べ実施日数（日）	597	617	588	605	598
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,194	9,959	9,643	9,558
現地指導実施回数[*8]（回）	1,819	1,824	1,840	1,796	1,755
現地指導実施率[*9]（%）	96	96	97	95	93

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年度	29年度
３　供託手続のオンライン利用率の向上	18.1	28年度	対28年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために，供託規則（昭和34年法務省令第２号）の改正[*10]を行うとともに，登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い，システム処理性能，信頼性及び拡張性が向上し，供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて，オンライン申請の場合は，書面申請と異なり，供託書のスキャナ読み取り作業もなく，供託書正本を作成する上で，読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから，業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ，供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって，より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ，業務処理の効率化を図ることができることから，測定指標として，供託手続におけるオンライン利用率[*11]の向上を設定し，平成29年度のオンライン利用率について，平成28年度実績より向上させることを目標とした。

なお，オンライン利用率の算出に当たっては，大量供託事件[*12]の状況等によって，その申請率の変動が著しく大きいことから，これら大量供託事件を除外した上，この修正による平成28年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率（%）	12.3	17.9	17.3	17.7	18.1
参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数（件）	70,560	96,068	89,805	91,343	87,776

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①国籍・戸籍事務等の運営（ 一 年度）	966百万円（942百万円）	1,071百万円（1,050百万円）	1,065百万円（1,002百万円）	1,063百万円	1，2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
国籍法及び戸籍法に基づく事務を適正・円滑に行うことにより，我が国における身分関係の安定及び国民の権利保全を図ることを目的とするものである。				0047	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②供託事務の運営（明治24年度）	931百万円（914百万円）	954百万円（916百万円）	907百万円（883百万円）	1,205百万円	3
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
供託事務は，供託申請が受理されることにより，債務の弁済，裁判上の保証，営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり，債務の消滅など債権債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として，私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続，選挙手続等，国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され，その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており，法秩序の維持・安定に寄与している。				0048	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	

	1,834百万円 （1,792百万円）	1,956百万円 （1,904百万円）	1,922百万円 （1,840百万円）	2,203百万円

---

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第９項第１号。「第１号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第１条第２項において第１号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第３条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年１月１日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

１(1) 国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進

〇オンライン手続の利便性向上

「オンライン手続の利便性向上の向けた改善方針」（平成26年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第３条第１項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第１条第５項）など，審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において，戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに，管轄法務局，地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き，直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託規則の改正」（平成23年12月７日公布，平成24年１月10日施行）の主な内容

①供託申請における電子署名付与の不要化，②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略，③供託書正本取得の選択化，④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。

*11 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*12　「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成24年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件，平成25年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件,平成26年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件，平成27年度において，著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件,平成28年度において，著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が150,693件あった。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(11)）

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 （政策体系上の位置付け：Ⅲ－９－(2)）				
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。				
達成すべき目標	・国籍事務[*1]を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務[*2]である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに，供託所職員の業務処理の適正化を図るため，オンラインによる供託手続を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	1,834,091	1,955,521	1,921,948	2,203,085
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,834,091	1,955,521	1,921,948	
	執行額（千円）		1,791,629	1,904,401	1,840,414	
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定） １(1)　国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進[*3]				

測定指標	平成28年度目標	達成
１　帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況（実績）

帰化許可申請に対し，国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には，調査を尽くしたほか，国籍取得届については，改正された国籍法[*4]及び国籍法施行規則[*5]の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお，帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは，取り下げられた申請があるほか，申請された年において，許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標	実績値				

	24年	25年	26年	27年	28年
1 帰化許可申請数（人）	9,940	10,119	11,337	12,442	11,477
2 帰化許可者数（人）	10,622	8,646	9,277	9,469	9,554
3 帰化不許可者数（人）	457	332	509	603	607
4 改正国籍法施行（平成21年１月１日）後の国籍取得者数（人）	1,137	1,030	1,131	1,089	1,033

測定指標	平成28年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等[*6]への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し，戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに，国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況（実績）

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,133件であり，適切に対応した。
また，戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で，市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標	実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数（件）	2,677	2,449	2,327	2,021	2,133
2 市区町村戸籍事務従事職員研修[*7]の延べ実施日数（日）	597	617	588	605	598
3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数（人）	10,119	10,194	9,959	9,643	9,558
4 現地指導実施回数[*8]（回）	1,819	1,824	1,840	1,796	1,755
5 現地指導実施率[*9]（%）	96	96	97	95	93

測定指標	平成28年度目標値	達成
3 供託手続のオンライン利用率[*10]（%）の	対27年度増	達成

向上 （大量供託事件[*11]を除外）	基準値	実績値				
	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	17.7	12.3	17.9	17.3	17.7	18.1

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1 供託手続におけるオンライン件数（件） （大量供託事件を除外）	70,560	96,068	89,805	91,343	87,776

評価結果		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　目標達成 （判断根拠） 　測定指標１，２，３は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 　測定指標については，全て目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 　平成28年の帰化許可申請者数は減少したものの，過去5か年平均と比較して高水準にあり，また，帰化不許可者数は，過去最高となっているところ，帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には，調査を尽くした上で，許可・不許可の判断を行い，適正かつ厳格な処理を行った。 　国籍取得届の審査についても，虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり，慎重に行ったほか，適正かつ厳格な事務処理に資するため，戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し，国籍事務に係る問題点等を協議した。また，本省及び（地方）法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等，事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに，警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら，適正かつ円滑に審査した。 　以上から，目標を達成することができたといえる。 【測定指標２】 　市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数（以下「受理照会件数」という。）は，平成28年度は2,133件であり，前年度と比較すると112件増加した。このうち，渉外事件[*12]に係るものは，1,027件（前年度は914件）である。 　平成28年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は，前年度から増加している上，複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては，国際的な人的交流が活発化したことに伴い，複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。 　市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については，平成28年度における延べ実施日数が598日	

であり，前年度と比較すると，7日減少し，延べ受講者数も9,558人と前年度より85人減少しているが，市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため，法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き，適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は，全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから，市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。
以上から，目標は達成することができたといえる。

（達成手段の有効性，効率性等）
【測定指標１・２関係】
達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については，近年，在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化，中国・東南アジア諸国，中南米からの近時渡来者の増加，その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として，複雑化，多様化している。そうした中で，仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について，より慎重な調査を実施するとともに，国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて，より慎重に調査を実施し，国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには，実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に，その職務の遂行に必要な知識を習得させ，能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから，会同，事務担当者打合せ会，研修の実施や情報共有等の取組は，国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。
同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については，近年，国際的な人的交流が活発化したことに伴い，複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で，市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し，戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに，国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには，実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから，受理照会，研修，現地指導等の取組は，戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標３関係】
達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化，②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略，③供託書正本取得の選択化，④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月７日公布，平成24年１月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは，システム処理の性能を向上させるとともに，供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また，供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により，スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど，供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており，当該達成手段は，有効な手段であったと評価することができる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）
本施策は，平成28年度行政事業レビューにおいて，「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い，経費の削減を図るべきである。」及び「供託金利子について，執行実績を踏まえた見直しを行い，経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ，システムの機器等借料及び運用経費並びに供託金利子について，執行実績を踏まえた見直し等を行うことにより，約８百万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため，現在の目標を維持しながら，引

	き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し，これを適正・円滑に運営する。 【測定指標１】 日本国籍は，我が国の構成員としての資格であるとともに，我が国において基本的人権の保障，公的資格の付与，公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は，当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから，できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また，平成21年１月１日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため，関係機関との相互協力を緊密にして，適正かつ厳格に処理する必要がある。よって，今後も引き続き，帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。 【測定指標２】 戸籍は，国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり，その事務を適正に処理することにより，国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に，平成20年５月１日に施行された改正戸籍法は，戸籍公開制度の厳格化，戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり，また，昨今の社会的課題への対応として，縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように，戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し，引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。 【測定指標３】 供託手続については,オンライン申請の推進を図ることによって,より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに,オンライン申請の場合は,書面申請とは異なり,供託書のスキャナ読み取り作業はなく,供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり,業務処理の適正化を図ることができることから,引き続き,オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 平成29年７月７日 ２　実施方法 会議 ３　意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 国籍事務処理管理システムの運用支援経費については執行実績を反映し，機能改修委託経費については実施事項の必要性，緊急性等を精査して，経費の節減を図った。 また，戸籍副本管理システム機器等の借料について再リース等を行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の縮減を図った。 さらに，供託手続については，システム関係消耗品費や供託金利子について，執行実績等を踏まえた見直し等を行い，その結果を適切に予算に反映させることにより，経費の節減を図った。

担当部局名	民事局民事第一課，商事課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1　「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務，届出による日本国籍取得に関する事務，日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務，重国籍者の国籍選択に関する事務，国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2　「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第９項第１号。「第１号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については，戸籍法（昭和22年法律第224号）第１条第２項において第１号法定受託事務とする旨を定めている。

*3　「世界最先端ＩＴ国家創造宣言工程表（平成28年５月20日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」

１(1)　国のＩＴ化・業務改革（ＢＰＲ）の更なる推進

〇オンライン手続の利便性向上

「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成26年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）に基づき利用ニーズを踏まえたオンライン手続の利便性向上の取組を推進する。

*4　「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法第３条の国籍取得届）について，改正前の国籍法では，日本人の父から認知されていることに加え，父母の婚姻が要件とされていたが，平成21年１月１日施行の改正国籍法では，父母の婚姻の要件が削除され，認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5　「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第３条第１項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては，虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために，実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書，子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第１条第５項）など，審査が厳格化された。

*6　「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において，戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに，管轄法務局，地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7　「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

*8　「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き，直接事務指導を行った回数をいう。

*9　「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10　「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数（オンライン申請と書面申請電子納付の合計）を供託事件総数で割った率（大量供託事件を除外）

*11　「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡

請求事件をいう。

平成24年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件，平成25年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件，平成26年度において，株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件，平成27年度において，著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく大量供託が43,169件，平成28年度において，著作権法（昭和45年法律第48号）等に基づく大量供託が150,693件あった。

*12 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		債権管理回収業の審査監督				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展あり	番号	18
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	9,665	9,587	9,725	9,638	12,272
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	9,665 <0>	9,587 <0>	9,725 <0>		
執行額（千円）		7,936	7,472	8,709		
政策評価結果の概算要求への反映状況		債権回収会社に対する立入検査は，当該会社の不備等の是正を図るための原因分析及び実効性ある改善措置策定の端緒となるものであるほか，適時適切な現況把握及び指導を可能とするものであり，達成すべき目標に対し，有効に寄与している旨の評価結果を踏まえ，引き続き立入検査を中心とした監督を行うための必要経費の要求を行った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	債権管理回収業の審査監督	番号	18

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収業の審査監督に必要な経費	9,638	12,272	
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						9,638	12,272	
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							9,638 の内数	12,272 の内数	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(16)）

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 （Ⅲ－９－(3)）
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって，債務者等に被害を与えることがないよう，法令遵守体制，業務運営体制及び内部統制等の態勢整備について，適時適切な監督を行い，上記態勢整備の不備が認められる場合は，その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。）[*1]第22条は，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。 債権回収会社への立入検査を実施することは，業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので，適時適切に立入検査を実施する必要がある。 立入検査において業務運営等に問題点が認められた場合には，当該債権回収会社に対し，問題点の指摘を行い，当該問題点（指摘事項）について自主的かつ有効的な改善措置を求めた上で，次回の立入検査において指摘事項の改善の有無について検査することにより，業務の適正な運営の確保を図る必要がある。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）
政策評価実施予定時期	平成32年８月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
		基準年度	29年度	30年度	31年度
1　債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	―	―	26年度～28年度の平均値	27年度～29年度の平均値	28年度～30年度の平均値

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには，債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に，債権回収会社の本店の立入検査において問題があった場合には，当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され，当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから，複数の事業所に対して立入検査を実施することがある。

そこで，測定指標としては，立入検査を実施した債権回収会社数よりも，実際に立入検査を実施した事業所数の方が，効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから，これを選定した。

目標値については，債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するため，より積極的に立入検査を実施すべきと考えられるが，立入検査を担当する債権回収検査官の人員，予算等から，１年間に可能な立入検査の実施回数及び日程数が限られることを考慮し，過去３年分の平均値を目標値とした。

もっとも，立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから，参考指標として，債権回収会社に対する立入検査の実施率（実施会社数÷営業会社数×100）を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	52	63	49	55	49		
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する立入検査実施率（%）	41.7	40.9	43.2	45.3	46.4		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値		
		基準年度	29年度	30年度	31年度
2　債権回収会社に対する対象指摘事項[*2]の改善率（自主的改善率）（%）	ー	ー	対前年度増	対前年度増	対前年度増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

監督官庁である法務省が，債権回収会社に対し，必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し，その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが，他方，債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも，監督行政として重要である。

そこで，適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として，前回立入検査における対象指摘事項につき，債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率（自主的改善率＝改善された対象指摘事項数÷前回立入検査における対象指摘事項数×100）を指標とした。

目標値については，債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図るためには，自主的改善率の更なる向上が有効的であると考えることから，対前年度増とした。

また，債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から，参考指標として，債権回収会社に対する全指摘事項の改善率，立入検査における指摘事項数及び行政処分件数を選定した。

過去の実績	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する対象指摘事項の改善率（%）	(87.0)	(73.3)	(90.9)	(95.0)	90.5[*3] (76.2)		
参考指標	年度ごとの実績値						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
債権回収会社に対する全指摘事項の改善率（%）	(78.3)	(71.9)	(90.6)	(94.4)	92.1 (84.2)		
債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	58	38	28	28	41		

債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	0	1	0	2	＼	＼

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①債権管理回収業の審査監督（平成11年度）	10百万円（8百万円）	10百万円（7百万円）	10百万円（9百万円）	10百万円	1,2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
暴力団等の反社会的勢力の参入の排除等の観点から，債権管理回収業の許可に関する審査事務を行っている。また，債権回収会社の業務の適正な運営の確保を図るため，全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし，法令遵守態勢，業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い，自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発出するなどの監督事務を行っている。 債権回収会社に対する立入検査に関しては，支店等を含め，可能な限り数多くの事業所への立入りを行うことにより，効果的な立入検査の遂行に努めている。 また，立入検査指摘事項に対し，当該会社が策定した改善措置について，その有効性などを詳細に精査し，十分でないと認められる場合は更に指導を行うことで，業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。	0049

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	10百万円（8百万円）	10百万円（7百万円）	10百万円	10百万円

---

*1　「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）」

（目的）

第１条　この法律は，特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ，許可制度を実施することにより弁護士法（昭和24年法律第205号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに，債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り，もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2　「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は，①業務規制に関する指摘事項（サービサー法第17条から19条関係），②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第２条関係），③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係），④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係），⑤受取証書等に関する指摘事項（同法第15及び16条関係），⑥他法令の遵守に関する指摘事項の６種類に類型化することができる。

上記６類型のうち，特に①から③までは，当該指摘事項が改善されないことにより，債務者等に対して被害を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから，これらを対象指摘事項とした。

*3　平成28年度実績値について

測定指標２について，従前は，改善状況について不備事象の類型毎に形式的に判断していたが，第49回政策評価懇談会における評価委員の御意見を参考に改善率の算出方法について見直しを行い，実質的に不改善

と評価されるもの（改善策を確実に履行していれば発生しなかったような事案など，その発生原因が同種である不備が再発している場合）のみを不改善として計上することとしたことから，見直し後の算出方法による数値を通常表記として，従前の方法による数値を括弧書きとして表記した。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(12)）

施策名	債権管理回収業の審査監督 （政策体系上の位置付け：Ⅲ－９－(3)）
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
達成すべき目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって，債務者等に被害を与えることがないよう，法令遵守態勢，業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について，適時適切な監督を行い，上記態勢の不備が認められる場合は，その是正を図る。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	9,665	9,587	9,725	9,638
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	9,665	9,587	9,725	
	執行額（千円）		7,936	7,472	8,709	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）[*1]

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）			達成
1　債権回収会社に対する立入検査事業所数（箇所）	26年度	27年度	28年度	おおむね達成
	55.3（平成23年度～25年度の平均値）	54.7（平成24年度～26年度の平均値）	55.7（平成25年度～27年度の平均値）	

実績値					
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
51	52	63	49	55	49

参考指標	実績値				

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1　債権回収会社に対する立入検査実施率（%） （別紙　別表１参照）	41.7	40.9	43.2	45.3	46.4

測定指標	目標値（平成26年度～平成28年度）			達成
2　債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項[*2]の改善率(自主的改善率)（%） （別紙　別表２参照）	26年度	27年度	28年度	おおむね達成
	73.3 （対前年度増）	90.9 （対前年度増）	95.0 （対前年度増）	

基準値	実績値				
ー年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ー	87.0	73.3	90.9	95.0	76.2

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
1　債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善率（%） （別紙　別表３参照）	78.3	71.9	90.6	94.4	84.2
2　債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数（件）	58	38	28	28	41
3　債権回収会社に対する行政処分件数（件）	1	0	1	0	2

評価結		
	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）　相当程度進展あり （判断根拠） 測定指標１，２は，達成すべき目標に照らし主要なものであると考えている。 測定指標１については，平成27年度において目標を達成し，平成26年度及び平成28年度においての目標値までの達成率は約90%であった。測定指標２については，平成26年度及び平成27年度において目標を達成し，平成28年度においての目標値までの達成率は約80%であった。 以上のとおり，過去３年間においては，測定指標１，２共に，達成率を８割以上となっており，現行の取組を継続することにより，目標達成あるいは目標に近い実績を示すことは可能であると考える。 したがって，本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

果	施策の分析
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 測定指標１「債権回収会社に対する立入検査事業所数」は，債権回収会社の本店において問題があった場合には，当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され，当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握することが，達成すべき目標に掲げる適時適切な監督上必要であると考えられることから，本施策において効果的な立入検査が行われていることを示す指標として，立入検査を行った実施会社数ではなく支店を含む事業所数としているところ，平成27年度においては，問題のあった債権回収会社が複数の支店を有しており，複数の事業所に立入検査を実施したため，目標を達成することができた。 一方，平成26年度及び平成28年度において目標値を下回った理由としては，債権回収会社を取り巻く状況として，平成25年３月末に「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律[*3]」（以下「金融円滑化法」という。）が期限を迎えた後も金融機関等からの債権の放出が伸び悩むなど不良債権市場が低迷し，債権回収会社においては規模の縮小を図る一環として支店数を年々減少させている中で，平成26年度及び平成28年度においては特別に複数の事業所に立入検査を実施する必要性のある事例が少なかったことが挙げられる。 上記分析のとおり，全事業所数が減少傾向にある中で，各年度において約90%ないし100%以上の目標達成率を計上することができており，債権回収会社に対して効果的に立入検査を実施できているものと判断した。 【測定指標２】 測定指標２「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善率（自主的改善率）」については，平成26年度から平成27年度にかけては順調に対前年度増を計上し目標を達成していたが，平成28年度においては，前年度の95.0パーセントから76.2パーセントに減少しており，数値としては目標値である対前年度増は達成されなかった。 これまで，法務省では，債権回収会社に対し，立入検査において指摘した事項について，徹底的な原因究明及び実効性のある改善措置を策定させるなど，立入検査後の指導をより強化することで，適正な業務運営を確保させることに努めてきた。また，債権回収業界においても，一般社団法人全国サービサー協会において，自主規制規則等の制定や各種研修を開催するなど，業界全体として自主的な取組を促進している。平成26年度から平成27年度にかけての改善率の上昇は，これらの取組が功を奏したものと考える。 一方，平成28年度の立入検査では，別紙・別表２のとおり，前回立入検査における対象指摘事項数に変動がなかった一方で，再指摘件数が１件から５件へと増加したため，改善率の数値としては大きく低下した。これらのケースはいずれも，前回の指摘事項そのものは改善しているものの，その後判明した新たな事項について分類上同種の指摘がされたため，全体的な視点からは改善されていないものとして再指摘件数に計上したものである。これは，前述のとおり平成25年３月末の金融円滑化法の期限到来時には不良債権市場が拡大するのではないかとの期待感から一定の規模を維持してきた債権回収会社が，数年を経てもなお市場低迷状態に変化が見られないことから組織体制の見直しを余儀なくされ，債権管理回収業務を行う部署の統廃合や人員整理を行う中で，業務運営体制を十分に見直すことができていなかったことに起因して，新たな不備を発生させたものと考えられる。債権回収会社に対しては立入検査等の際に，従業員等に対する教育研修を充実させることなど内部統制体制のより一層の強化を要請しているが，引き続き，当該指摘事項が生じた根本原因を追及し抜本的な業務運営体制の見直しを促すことなど，類型全般の改善にも留意しつつ指導監督に取り組んでいく。 上記分析のとおり，一部の債権回収会社においては改善が不十分という評価をせざるを得なかったものの，その主な原因は市場の動向といった外的要因にあると考えられることや，平成26年度及び平成27年度は目標を大幅に上回る数値を達成し，平成28年度においては約８割は目標を達成できている

ことから，債権回収会社に対して効果的に立入検査を実施できているものと判断した。

以上のとおり，過去３年間において，測定指標１，測定指標２共に，おおむね目標を達成することができたと考えられることから，目標は「相当程度進展あり」と判断した。

（達成手段の有効性，効率性等）

本施策の手段として実施している債権回収会社に対する立入検査は，当該会社の不備等を早期に発見し，是正を図らせる端緒となり得るほか，当該会社の業務運営の状況を網羅的かつ的確に把握するための最も有効な方法でもあると考える。

平成26年度から平成28年度にかけては，参考指標３のとおり，債権回収会社に対する立入検査に基づき，３件の行政処分を行っており，被処分会社に対しては，業務改善計画を提出させ，定期的に当該計画の実施状況を報告させることにより，業務改善に向けた指導監督を行っているところであるが，行政処分案件に関わらず，通常の立入検査においても，不備等が発見された場合にはその不備等が発生した原因分析を行わせ，再発防止策を講じさせている。

また，立入検査時には，例えば，平成25年12月に公表された「経営者保証に関するガイドライン」[*4]に対する取組状況等を確認するとともに，何ら検討がなされていない債権回収会社に対して必要な情報提供及び指導を行うなど，当該会社の状況を把握し，債権回収会社として求められる体制整備を適時適切に指導することができている。

以上のとおり，債権回収会社に対する立入検査は，当該会社の不備等を早期に発見し，その是正を図るために徹底的な原因分析及び実効性のある改善措置を策定させる端緒となるものであるほか，債権回収会社の現況を適時適切に把握し，必要に応じてタイムリーな指導を行うことを可能とするものであり，達成すべき目標に対し，有効に寄与しているものと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

債権回収会社に対する立入検査は，問題の早期発見と適正な業務運営の確保を図る上で根幹になるものと考えている。

今後，継続して効率的かつ効果的な立入検査の実施に努めていくとともに，債権回収会社が自主的かつ実効性のある改善を図ることができるよう指導することにより，債権回収会社の業務の適正な運営を確保する必要がある。

なお，債権回収会社各社においては，改善に向けた真摯な取組を行っていることは立入検査等においても認められるものの，不備の再発には過失的要素もあり，100パーセント改善が達成されることは，現実的に困難な面もあると考えているところではあるが，監督官庁としては，不備の再発を１件でも多く減少させるというスタンスで引き続き取り組んでいく。

そのため，引き続き，適正な債権管理回収業務を実施させるため，債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに，債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため，債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行っていく。

【測定指標１，２】

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには，債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。また，当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には，当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され，当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握するため，複数の支店等に対して立入検査を実施する必要がある。

そこで，測定指標としては，立入検査を実施した債権回収会社数よりも，実際に立入検査を実施した事業所数の方が，効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられる。

また，監督官庁である法務省が，債権回収会社に対し，必要に応じて債権管理回収業に関する特別措置法に規定する業務改善命令等の行政処分を発出し，その業務の適正化を強力に推進することが必要である一方，債権回収会社が自主的に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも，

	監督行政として重要であることから，自主改善率の更なる向上は，債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるための指標となる。

学識経験を有する者の知見の活用	1　実施時期 平成29年７月７日 2　実施方法 会議 3　意見及び反映内容の概要 〔意見〕 測定指標２について，新規の不備を含めない改善率を出した方が，よりわかりやすい情報となるのではないか。現行の指摘事項の改善率の取り方を再検討してはどうか。 〔反映内容〕 測定指標２は，債務者等に対して不利益を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ない蓋然性が高いものを対象指摘事項とし，その改善率を測定指標としたものである。そして，対象指摘事項として同じ分類の指摘がされた場合には，改善が不十分であると評価することにより，債権回収会社に対し，より厳格な指導や監督をするよう努めてきたところである。 他方で，委員御指摘のとおり，本質的な発生原因が異なるなど，実質的に異なる不備であるにも関わらず，分類上不備の種類が同じであるとの理由によって，前回指摘事項が改善されていないと評価している現行の改善率の取り方では，今回のように文章による補足説明が必要となる場合があり，正しい情報として伝わりにくく，誤解を招き得るものとも考えられる。 ついては，委員の御意見を参考に，平成29年度以降の政策評価における改善率の取り方について，更に実態が反映されるものとなるよう所要の見直しをすることとしたい。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	「債権回収会社に対する立入検査実施状況」等（別紙）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 引き続き，所要の経費の要求を行った。

担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1　「債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）」

（目的）

第一条　この法律は，特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ，許可制度を実施することにより弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに，債権回収会社について必要な規制を行うこ

とによりその業務の適正な運営の確保を図り，もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

*2　「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は，①業務規制に関する指摘事項（債権管理回収業に関する特別措置法第17条から19条関係），②特定金銭債権の審査に関する指摘事項（同法第２条関係），③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項（同法第12条関係），④法定帳簿に関する指摘事項（同法第20条関係），⑤受取証書に関する指摘事項（同法第15条関係），⑥他法令の遵守に関する指摘事項の６種類に類型化することができる。

上記６類型のうち，①から③までは，当該指摘事項が改善されないことにより，債務者等に対して被害を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから，これらを対象指摘事項とした。

*3　「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（平成21年法律第96号）

（目的）

第一条　この法律は，最近の経済金融情勢及び雇用環境の下における我が国の中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況にかんがみ，金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ，中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定めることにより，中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を期し，もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

*4　「経営者保証に関するガイドライン」

平成25年1月，中小企業庁と金融庁が共同で有識者との意見交換の場として「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し，中小企業における経営者保証等の課題全般を，契約時の課題と履行時等における課題の両局面において整理するとともに，中小企業金融の実務の円滑化に資する具体的な政策的出口について継続的な議論を行い，同年５月，課題の解決策の方向性とともに当該方向性を具体化したガイドラインの策定が適当である旨の「中小企業における個人保証等の在り方研究会報告書」を公表した。

同年6月14日閣議決定された日本再興戦略において，新事業を創出し，開・廃業率１０%台を目指すための施策として，当該ガイドラインが位置付けられた。

同年8月，当該報告書にて示された方向性を具体化することを目的として，行政当局の関与の下，日本商工会議所と全国銀行協会が共同で，有識者を交えた意見交換の場として「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置し，中小企業団体及び金融機関団体の関係者，学識経験者，専門家等の議論を踏まえ，中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時等における中小企業，経営者及び金融機関による対応についての，中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として「経営者保証ガイドライン」を策定・公表したものである（参考：平成25年12月公表『経営者保証ガイドライン』「はじめに」）。

本ガイドラインは金融庁においても融資慣行として浸透・定着するよう周知・広報に努めているものであり，債権の出口である債権回収会社もその趣旨等を理解し，対応すべきものであることから，当課においても債権回収会社の取組状況等を確認することとしている。

別　紙

別表１　債権回収会社に対する立入検査実施状況

（測定指標1・参考指数1）

項目＼年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
立入検査事業所数	51か所	52か所	63か所	49か所	55か所	49か所	測1
目標値 （過去３年の平均値）	50.7 か所	49.3 か所	51.0 か所	55.3 か所	54.7 か所	55.7 か所	
実施会社数(a)	38社	40社	38社	38社	39社	39社	
営業会社数(b)	92社	96社	93社	88社	86社	84社	
実施率(a/b)	41.3%	41.7%	40.9%	43.2%	45.3%	46.4%	参1

※　別表１は，債権回収会社に対する立入検査を実施した事業所のか所数（測定指数１）及び当該年度末現在において許可を得て営業を行っている債権回収会社数(b)に対する立入検査を実施した債権回収会社数(a)の割合（参考指数１）を示したものである。

別表２　債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善状況

（測定指標2）

項目＼年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象指摘事項の改善数(a)	38件	20件	11件	10件	19件	16件	
再指摘件数	4件	3件	4件	1件	1件	5件	
前回年度における対象指摘件数(b)	42件	23件	15件	11件	20件	21件	
自主的改善率(a/b)	90.5%	87.0%	73.3%	90.9%	95.0%	76.2%	測2

※　別表２は，前回立入検査対象指摘事項数(b)に対する改善事項数(a)の割合を示したものである。

※　対象指摘事項とは，脚注に記載した指摘事項の６類型のうち，当該指摘事項が改善されないことにより，債務者に対して被害を与えるおそれや，およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項である①業務規制に関する指摘事項，②特定金銭債権の審査に関する指摘事項，③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項をいう。

別表３　債権回収会社に対する立入検査における全指摘事項の改善状況

（測定指標2・参考指標1）

項目＼年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
全指摘事項の改善数(a)	94件	72件	41件	48件	51件	32件	
再指摘件数	19件	20件	16件	5件	3件	6件	
前回年度における全指摘件数(b)	113件	92件	57件	53件	54件	38件	
自主的改善率(a/b)	83.2%	78.3%	71.9%	90.6%	94.4%	84.2%	参1

※　別表３は，前回指摘事項数全体(b)に対する改善事項数全体(a)の割合を示したものである。

別　紙

別表４　債権回収会社に対する立入検査における指摘事項数

（測定指標2・参考指標2）

項目＼年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
指摘事項数	46	58	38	28	28	41	参2

別表５　債権回収会社に対する行政処分件数

（測定指標2・参考指標3）

項目＼年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
行政処分件数	0	1	0	1	0	2	参3
（業務改善命令）	0	1	0	1	0	2	
（業務停止命令）	0	0	0	0	0	0	
（営業許可取消）	0	0	0	0	0	0	

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	19
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	3,295,909	3,293,684	3,260,812	3,308,935	3,780,430
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	3,295,909 <0>	3,293,684 <0>	3,260,812 <0>		
執行額（千円）		3,277,731	3,246,051	3,221,219		
政策評価結果の概算要求への反映状況		今日においても，子ども，高齢者，障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを悪用した人権侵害や，「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。 こうした社会の実現のために，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。 また，このような社会の実現のためには，人権侵害事案の事前予防及び発生した場合の被害の救済が重要であり，人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずる必要がある。 以上のことから，引き続き各取組を推進していくこととし，これに必要な経費を計上する一方，外国語人権相談の実施手法や端末更新計画の見直しなどを行うことにより，経費の削減を図った（△8,380千円）。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	番号	19

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推進に必要な経費	1,300,368	1,555,243	
	●	2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費	2,008,567	2,225,187	△ 8,380
	●	3							
	●	4							
	小計						3,308,935 の内数	3,780,430 の内数	△ 8,380
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							3,308,935 の内数	3,780,430 の内数	△ 8,380

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防	番号	19

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
人権侵害による被害者救済活動の実施	●	2	164,814	303,590	138,776	△ 4,576	外国語人権相談の実施手法の見直し等により経費の削減を図った。
人権擁護委員活動の実施	●	2	1,507,079	1,572,188	65,109	△ 3,804	人権擁護委員組織体端末の更新計画の見直し等により経費の削減を図った。
合計						△ 8,380	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(17)）

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上の位置付け	人権の擁護 （Ⅲ－10－(1)）
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	・今日においても，子ども・高齢者・障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを利用した人権侵害も増加しており，これらの人権問題は大きな社会問題となっているところ，平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え，全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きるユニバーサル社会の実現がより一層求められている。 　こうした社会を実現するには，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を着実に行うことで，人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。 ・また，このような社会の実現のためには，人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり，人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずることを目標とした。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年３月15日閣議決定，平成23年４月１日一部変更）[*1]
政策評価実施予定時期	平成33年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～32年度
1　国民一人一人の人権に関する理解・関心の度	－	－	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。

合いに応じた人権啓発活動の実施状況			

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

国民一人一人が人権尊重の理念の正しい理解を深めるには，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。

そこで，測定指標として，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図るための「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的には，下記参考指標の実績値等を分析し，達成度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

国が中心となって，国民一人一人の人権意識を高め，人権への理解を深めてもらうため，その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ，幅広い層に対して啓発を行うことを目的として，ポスター，新聞広告，地域総合情報誌，テレビ・ラジオスポットＣＭ，インターネット広告等の多様な媒体や，人権教室[*2]，人権の花運動[*3]，全国中学生人権作文コンテスト[*4]，シンポジウム等の様々な手法を用いて，参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

29年度

30年度

31年度

参考指標		年度ごとの実績値							
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
人権教室の実施状況	実施回数（回）	15,863	16,163	19,871	20,946	21,960			
	参加者数（人）	630,879	650,493	796,748	856,935	938,766			
人権の花運動の実施状況	参加学校数(団体）数	3,844	3,845	3,816	3,669	3,823			
	参加者数（人）	518,530	526,129	483,788	470,540	481,863			
全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数（校）	6,819	6,930	7,083	7,295	7,338			
	応募者数（人）	937,287	941,146	953,211	973,865	972,553			

スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	35	41	40	42	45			
ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数（人）	920	480 ※１	800	700	751			
人権シンポジウム[*5]の実施状況（平成22年度までは人権啓発フェスティバル[*6]の一部であったため，人権啓発フェスティバルの参加者数）	参加者数（人）	964	636	615	914	645			
人権シンポジウムにおいて人権問題に関する理解・関心の深まった者の割合（%）		84.7	91.2	81.7	87.0	84.3			
新聞掲載回数（回）		5,698	6,032	5,840	5,135	4,754			
テレビ・ラジオ放送回数（回）		23,823	30,221	19,754	20,277	19,181			
ポスター配布枚数（枚）		189,152	340,412	230,06	255,970	256,418			
平成29年度重点取組事項[*7]の講演会等[*8]実施状況	実施回数（回）	1,835	2,125	2,463	2,596	3,121			

（※１）　前年度比で大幅に数字が減少しているのは，平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが１回中止されたことによる（例年２回実施）。

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	29年度～32年度
２　人権相談・調査救済体制の整備	－	－	法務局等における常設人権相談所のほか，デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など，面談，電話，インターネット，手紙等様々な手段を利用し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために，人権相談体制の整備を図る。 また，人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は，速やかに調査救済手続に移行し，個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ，被害の救済及び予防を図るために，調査救済体制の整備を図る。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			

人権相談は，全ての人にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から，様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには，人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し，国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また，人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に，速やかに調査救済手続に移行の上，個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして，迅速かつ的確な救済措置を講じ，被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには，実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで，「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には，人権相談の種別ごとの件数，人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し，達成度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番[*9]，女性の人権ホットライン[*10]）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権ＳＯＳミニレター[*11]」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

29年度

30年度

31年度

参考指標	年ごとの実績値							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
人権相談件数（全体）（件）	266,489	256,447	253,414	236,403	225,073			
「子どもの人権110番」における相談件数（件）	28,384	28,847	25,711	25,195	23,317			
「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	21,720	21,119	21,033	21,123	19,306			
児童・生徒から送付された「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の通数（通）	20,144	18,272	17,626	16,710	14,560			
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	606	671	584		538			
インターネットによる相談件数	7,384	8,776	―	―	9,232			

（件）			※２	※２				
人権侵犯事件の対応件数（件）	22,694	22,172	21,718	21,044	19,553			

（※２）　インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し，平成26年９月から平成27年３月までの間運営を停止していたため，比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①人権侵害による被害者救済活動の実施 （昭和23年度）	126百万円 （126百万円）	199百万円 （176百万円）	211百万円 （194百万円）	165 百万円	2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
全国各地で生起する様々な人権問題に広く対応するため，全国の法務局・地方法務局では，面接による相談のほか，電話やインターネット，手紙等により人権に関する相談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ，被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合，人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し，被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。				0050	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②人権擁護委員活動の実施 （昭和23年度）	1,187百万円 （1,182百万円）	1,269百万円 （1,259百万円）	1,292百万円 （1,283百万円）	1,507 百万円	1,2
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
人権擁護委員制度は，昭和23年，憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なものとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足したものであり，人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在，法務大臣から委嘱された約１万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され，地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。				0051	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
③全国的視点に立った人権啓発活動の実施 （昭和23年度）	394百万円 （380百万円）	303百万円 （289百万円）	313百万円 （298百万円）	337 百万円	1
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
全国中学生人権作文コンテストを実施したり，様々な人権課題（例：ＨＩＶ感染者や				0052	

ハンセン病患者等に対する偏見，インターネットを悪用した人権侵害，北朝鮮当局による人権侵害問題等）をテーマとする，講演会，シンポジウム等を開催するなど，国民一人一人の人権意識を高め，人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また，多様な媒体（ポスター，新聞広告，インターネットバナー広告，車内広告，映像広告等）を通じて，マスメディア等を活用した人権啓発活動等を実施している。

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
④人権関係情報提供活動等の委託等（昭和62年度）	234百万円（234百万円）	306百万円（306百万円）	254百万円（254百万円）	208百万円	1
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
総合的な人権啓発活動を推進するため，（公財）人権教育啓発推進センター[*12]（法人番号 7010405010487。以下「センター」という。）に対し，啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業[*13]等を委託している。また，人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため，センターの実施体制面の充実を図る。				0053	

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑤地域人権問題に対する人権擁護活動の委託（昭和48年度）	1,354百万円（1,354百万円）	1,217百万円（1,217百万円）	1,192百万円（1,192百万円）	1,093百万円	1
達成手段の概要等				平成29年行政事業レビュー事業番号	
地方公共団体に対し，地域の実情を踏まえつつ，一定水準の人権啓発活動を確保するため，人権に関する講演会・研修会の開催，資料の作成配布，新聞広告の掲載及び地域人権啓発活動活性化事業等を委託している。 なお，地域人権啓発活動活性化事業は，法務局・地方法務局，地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が連携協力して行う啓発活動であり，具体的には，人権の花運動，スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を行っている。				0054	

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	3,296百万円（3,278百万円）	3,294百万円（3,246百万円）	3,261百万円（3,221百万円）	3,309百万円

*1 「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年３月15日閣議決定，平成23年４月１日一部変更）」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第７条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けること，及び入賞作品を周知広報することによって，広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て，市民参加型の方式を取り入れつつ，幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより，地域住民の参加を促し，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「平成29年度重点取組事項」

重点取組事項は年度ごとに設定される。平成29年度は，いじめの防止に関する啓発活動，障害のある人の人権に関する啓発活動，外国人の人権に関する啓発活動及びインターネットを悪用した人権問題に関する啓発活動を重点取組事項に設定した。

*8 「講演会等」

講演会，座談会・討論会，映画会，研修会及び参加型活動

*9 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*10 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*11 「子どもの人権ＳＯＳミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権ＳＯＳミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*12 「（公財）人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業，情報収集・提供，調査・研究，研修事業のほか，人権教育・啓発を行う団体等への支援，人権教育・啓発に関する相談，人権に関する国際的連携事業を行っている公益財団法人

*13 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・ＤＶＤ・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し，センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(13)）

施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防 （政策体系上の位置付け：Ⅲ－10－(1)）
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため，人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど，国民の人権の擁護を積極的に行う。
達成すべき目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか，調査救済体制の整備を通じて，人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより，被害の救済及び予防を図る。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	3,295,909	3,293,684	3,260,812	3,308,935
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	3,295,909	3,293,684	3,260,812	
	執行額（千円）		3,277,731	3,246,051	3,221,219	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年３月15日閣議決定，平成23年４月１日一部変更）[*1]

測定指標	平成28年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して，人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成

施策の進捗状況（実績）

国が中心となって，国民一人一人の人権意識を高め，人権への理解を深めてもらうため，その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ，幅広い層に対して啓発を行うことを目的として，ポスター，新聞広告，地域総合情報誌，テレビ・ラジオスポットＣＭ，インターネット広告等の多様な媒体や，人権教室[*2]，人権の花運動[*3]，全国中学生人権作文コンテスト[*4]，シンポジウム等の様々な手法を用いて，参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度

1 人権教室の実施状況	実施回数（回）	15,863	16,163	19,871	20,946	21,960
	参加者数（人）	630,879	650,493	796,748	856,935	938,766
2 人権の花運動の実施状況	参加学校（団体）数	3,844	3,845	3,816	3,669	3,823
	参加者数（人）	518,530	526,129	483,788	470,540	481,863
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数（校）	6,819	6,930	7,083	7,295	7,338
	応募者数（人）	937,287	941,146	953,211	973,865	972,553
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	35	41	40	42	45
5 ハンセン病に関するシンポジウムの実施状況	参加者数（人）	920	480 ※1	800	700	751
6 人権シンポジウム[*5]の実施状況	参加者数（人）	964	636	615	914	645
7 新聞掲載回数		5,698	6,032	5,840	5,135	4,754
8 テレビ・ラジオ放送回数		23,823	30,221	19,754	20,277	19,181
9 ポスター配布枚数		189,152	340,412	230,066	255,970	256,418

（※１） 前年度比で大幅に数字が減少しているのは，平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが１回中止されたことによる（例年２回実施）。

測定指標	平成28年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか，デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など，面談，電話，インターネット，手紙等様々な手段を利用し，人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために，人権相談体制の整備を図る。	達成

	また，人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は，速やかに調査救済手続に移行し，個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ，被害の救済及び予防を図るために，調査救済体制の整備を図る。	

施策の進捗状況（実績）

法務局，デパート，公民館等における面談・電話による人権相談，専用相談電話（子どもの人権110番[*6]，女性の人権ホットライン[*7]）による人権相談，インターネットを利用した人権相談（インターネット人権相談受付窓口）を行うとともに，全国の小・中学生の児童・生徒全てに「子どもの人権ＳＯＳミニレター[*8]」を配布し，相談に応じたほか，社会的弱者である子ども，女性，高齢者，障害者に対しては，別途，人権相談強化週間を設け，手厚く対応を行った。

また，学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について，人権侵犯事件として調査を行い，適切な措置を講じた。

参考指標	実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
１ 人権相談件数（全体）（件）	266,489	256,447	253,414	236,403	225,073
２ 「子どもの人権110番」における相談件数（件）	28,384	28,847	25,711	25,195	23,317
３ 「女性の人権ホットライン」における相談件数（件）	21,720	21,119	21,033	21,123	19,306
４ 児童・生徒から送付された「子どもの人権ＳＯＳミニレター」の通数（通）	20,144	18,272	17,626	16,710	14,560
５ 社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数（件）	606	671	584	605	538
６ インターネットによる相談件数（件）	7,384	8,776	－ ※2	－ ※2	9,232
７ 人権侵犯事件の対応件数（件）	22,694	22,172	21,718	21,044	19,553

（※２） インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し，平成26年９月から平成27年３月までの間運営を停止していたため，比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

評	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 （判断根拠） 測定指標１，２は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標１，２は，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。

価結果	施策の分析
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 平成28年度においては，参加型の啓発活動として，参考指標１，２及び３のとおり，人権教室に93万8,766名，人権の花運動に48万1,863名，全国中学生人権作文コンテストに97万2,553名の参加を得るなど，児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを「性的マイノリティ（ＬＧＢＴ）と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計３回実施するなど，幅広い課題について啓発活動を行った。 また，発信型の啓発活動として，外国人の人権に関する理解や関心を深めることを目的とした人権啓発ビデオの作成（別紙１参照），主として中高生やその保護者を対象にインターネット上における人権尊重やその安全な利用に関する理解や関心を深めることを目的とした人権啓発ビデオの作成（別紙２参照），近年の全国中学生人権作文コンテスト入賞作品から①外国人問題，②障害者スポーツ，③障害者理解を題材とする３作品をアニメ映像化した人権啓発ビデオを作成し（別紙３参照），動画共有サイトにおける配信等を行った。 このほか，高齢者に関する人権問題を解説するとともに，高齢者が生き生きと暮らせる社会の在り方等について人々の気付きを促すことを目的とした冊子（別紙４参照），幼児及び小学校低学年の児童を対象としたいじめ問題に関する参加型紙芝居（別紙５参照）を作成した。さらに，啓発冊子「人権の擁護」の英語版の作成（別紙６参照），英訳した全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英語版の法務省ホームページへの掲載など（別紙７参照），国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。 加えて，平成28年６月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されたことを踏まえ，いわゆるヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動として，インターネット広告の実施（別紙８参照），ポスター・リーフレット及び啓発冊子の作成及び配布（別紙９，別紙10及び別紙11参照），スポット映像の動画共有サイトにおける配信等（別紙12参照）を行った。 以上のとおり，多種多様な媒体や手法を通じ，国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓発活動を実施したことから，目標を達成できたと評価できる。 【測定指標２】 平成28年においては，参考指標１及び７のとおり，22万5,073件（対前年比で1万1,330件（4.7パーセント）減少）の人権相談を受け，人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案1万9,443件（対前年比で1,556件（7.4パーセント）減少）については，人権侵犯事件として立件して調査を行い，適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は，別紙13のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの，依然として高い水準で推移している。また，平成27年と同様，平成28年も，処理した件数（1万9,553件）が新規に調査を開始した件数を上回っていることから，調査を開始した事件を，迅速に処理したことがうかがえる。 以上のことから，人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は，達成できたと評価できる。 （達成手段の有効性，効率性等） 【測定指標１関係】 達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」，達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」，達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては，参加型の啓発活動（人権教室，人権の花運動，全国中学生人権作文コンテスト等）及び発信型の啓発活動（新聞，テレビ・ラジオ，ポスター）を実施し，いずれに関する参考指標においても，おおむね平成27年度を上回る又は同水準の参加者数，実施回数となった。 啓発活動を行う手法や媒体を限定すると，啓発対象も限定されるところ，多種多様な媒体や手法を用いたことから，国民の人権に関する理解や関心に応じて，幅広い層に対して啓発活動を実施することができた。

また，近年の社会的情勢を踏まえ，昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や，東日本大震災に伴う人権侵害を取り上げた。加えて，本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されたことを契機に国民の関心が高まる中で，いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を多種多様な媒体で行うことで，国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。同時に，英語で表現された媒体を増やすことで，外国人にも人権の啓発活動をより一層伝えることができた。

さらに，行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ，下記のとおり，より効率的な事業となるよう契約方法等の見直しを行って経費の節減に努めたほか，人権啓発活動の効果検証の在り方については，より効果的・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり，引き続き効果検証結果の分析により，事業計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により，国民一人一人の人権意識を高め，人権尊重思想の普及高揚を図るという目標達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標２関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により，子ども，女性，高齢者・障害者を始め，人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し，多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また，新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると，インターネットを利用した人権侵犯事件が1,909件（対前年比で10.0パーセント増加）と前年から増加しており，労働権に関する人権侵犯事件は前年を下回るも，３年連続して2,000件を超える高水準で推移し（2,119件），学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が６年連続して3,000件を超え高水準で推移（3,371件）している。

平成28年の特徴的な動向としては，インターネットを利用した人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており，１０年前である平成１８年の件数（282件）と比較すると6.8倍の増加である（別紙14参照）。

これらのことから，国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより，人権侵害事案の発生を広く把握し，速やかに調査・救済手続につなげ，人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また，人権相談においても，事業の効率化の観点から見直しを図ることにより，経費の縮減を図った。

【行政事業レビュー点検結果の活用】

・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費につき，実施手法を見直して経費の削減を図った。また，引き続き，政府広報や報道機関への取材依頼等の機会を有効に活用し，支出費用の効率化に努めることとする。

・人権擁護委員組織体端末整備経費にかかる執行実績を踏まえた見直し等を行い，経費の削減を図った。また，関連する複数の随意契約案件については，コスト削減を図るため，一括して一般競争入札を実施することとする。なお，一者応札となっている調達については，仕様の変更を検討し，今後の入札参加者の拡大に努める。

・人権啓発活動の実施に当たっては，効果検証結果を踏まえ，より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また，人権意識自己診断実施経費については，実施内容の見直しを行い，経費の削減を図った。

・社会情勢等を踏まえ，震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象テーマ・対象人数の見直しを行い，経費の削減を図った。また，人権ライブラリーホームページについては，内容の充実に努めるとともに，引き続きアクセス数の月別の増減原因の分析を行い，人権に関する情報の発信源としてより効果的な事業となるよう改善を行う。なお，各事業の実施に当たっては，引き続き，実施後にアンケート調査等による効果検証を行うとともに，社会情勢やセンターの第三者評価委

員会の評価結果等も踏まえ，より効果的かつ効率的に実施していく。
・地方公共団体に対し，人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに，事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお，外国人の人権状況実態調査経費については，その必要性に鑑み，廃止することとした。

次期目標等への反映の方向性

【施策】
　今日においても，子ども，高齢者，障害のある人への虐待，配偶者・パートナーからの暴力，自殺に至るような深刻な「いじめ」など，人権が侵害される事案は後を絶たない。また，最近では，インターネットを悪用した人権侵害や，「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において，全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。
　こうした社会の実現のために，国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり，こうした理解を深めるため，国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。
　また，このような社会の実現のためには，人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり，人権相談体制の整備を通じて，気軽に相談できる機会を広く提供し，人権侵害に関わる問題を幅広く把握し，これに適切に対応するほか，人権侵害事案について，調査救済体制の整備を通じて，迅速的確な調査を行うとともに，適切な救済措置を講ずる必要がある。
　以上のことから，本施策については，現在の目標を維持し，引き続き各取組を推進していくこととする。
【測定指標１，２】
　今後も，その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ，国が中心となって，国民一人一人の人権意識を高め，人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。
　また，より幅広い層に対し，多種多様な手法や媒体を通じて，人権啓発活動等を実施していく。
　さらに，人権相談・調査救済体制の整備については，引き続き，全国の法務局・地方法務局における相談対応を継続するとともに，気軽に人権相談ができる環境を整え，人権侵害事案の発生を広く把握し，迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに，社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 　平成29年７月７日 ２　実施方法 　会議 ３　意見及び反映内容の概要 　〔意見〕 　人権啓発において，一般的な施策ではなく，年ごとに何を重点的に啓発するのかを指標としても良いのではないか。 　〔反映内容〕 　重点的に啓発する事項の実施状況を参考指標の欄に追加し，実績値の欄に実施回数等を計上することを今後検討。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「平成28年度人権啓発活動実施報告書」 （人権擁護局人権啓発課，平成29年３月作成，対象期間：平成28年４月１日～平成29年３月31日） ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」 （人権擁護局人権啓発課，平成24年度～平成28年度の各年度で作成，対象期間：平成24年４月１日～平成29年３月31日） ・「第32～36回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 （人権擁護局人権啓発課，平成24年度～平成28年度の各年度で作成，対象期間：平成24年４月１日～平成29年３月31日） ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「児童・生徒から送付された子どもの人権ＳＯＳミニレターの通数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「インターネットによる人権相談に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 （人権擁護局調査救済課，平成29年３月作成，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ○評価の過程で使用した公的統計 ・人権擁護に関する世論調査（平成24年８月調査）（内閣府）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 外国語人権相談の実施手法の見直し等により経費の削減を図った。 また，人権擁護委員組織体端末の更新計画の見直し等により経費の削減を図った。

担当部局名	人権擁護局総務課，調査救済課，人権啓発課	政策評価実施時期	平成29年８月

*1　「人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年３月15日閣議決定，平成23年４月１日一部変更）」
　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第７条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2　「人権教室」
　子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって，相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動

*3　「人権の花運動」
　児童が協力して花の種子，球根等を育てることによって，生命の尊さを実感する中で，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得することを目的として，主に小学生を対象に行う啓発活動

*4　「全国中学生人権作文コンテスト」
　次代を担う中学生が，人権問題についての作文を書くことによって，人権について理解を深め，豊かな人権感覚を身に付けること，及び入賞作品を周知広報することによって，広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*5　「人権シンポジウム」
　様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより，広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6　「子どもの人権110番」
　全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*7　「女性の人権ホットライン」
　全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*8　「子どもの人権ＳＯＳミニレター」
　子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため，全国の小中学校に「子どもの人権ＳＯＳミニレター」（返信用封筒と便箋を一体化し，料金受取人払手続を施したもの）を配布し，子どもから返信されたミニレターを通じて，法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

別紙１

平成28年度　法務省委託　人権啓発教材

外国人と人権

違いを認め、共に生きる

Foreigners and Human Rights, Acknowledge the Differences and Live Together

活用の手引付き



（33分）
字幕（日本語・英語）／副音声入り













<解説>
お茶の水女子大学名誉教授
宮島 喬



<ナビゲーター>
サヘル・ローズ

企画　法務省人権擁護局
　　公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作　東映株式会社

このDVDは、外国人に関する人権問題をドラマや解説で明らかにし、多様性を認め、人が人を大切にする人権尊重の社会をつくりあげるために何ができるかを考えるものです。外国人に対する偏見や差別をなくし、皆が住みよい社会を築くために私たちにどのようなことが問われているのかを学びます。

外国人と人権 違いを認め、共に生きる

chapter 1

オープニング



日本を訪れる外国人も、日本で暮らす外国人も共に増えている中、外国人の人権に関わる様々な問題が起きていることについて、ナビゲーターのサヘル・ローズさんがコメントする。

chapter 2

ドラマ「家庭・地域で見られる偏見や差別」



住宅街のごみ集積所で、地域の住民が、２か月前に越してきた外国人の家族についてうわさをしている。ごみ出しのルールや、夜の大声などの問題で迷惑になっているというのがその内容だ。
住民は大家に苦情を言いに行く。しかし、実際に会って話をすることで、誤解が解け、少しずつ外国人一家と地域住民は打ち解けていく。

chapter 3

ドラマ「職場で見られる偏見や差別」

日系ブラジル人３世のカルロスは、日本語は片言程度しか話すことができない。１か月前から金属加工工場で働いているが、言葉がつたないことで、職場でコミュニケーションをとるのが難しく、仕事もなかなか覚えられない。職場で物がなくなっても、カルロスが疑いの目で見られるなど、孤立していた。
そんなある日、カルロスが職場でけがをした先輩を助けたことがきっかけとなり誤解が解け、日本人の同僚と親しい関係になっていく。



chapter 4

ドラマ「ヘイトスピーチ」

朴正訓は在日韓国人の４世。中学２年生だ。地元の学校に通い友人にも恵まれている。そんなある日、インターネットでヘイトスピーチの映像が流れるのを正訓は目にする。憎悪にあふれる動画がアップされているのを見て、正訓は恐怖を感じ、見えない影におびえるようになり、学校に行けなくなってしまう。友人の彰人は、正訓を励まそうとクラスメイトとともにメッセージを伝える。





chapter 5

解説「多文化共生社会をめざして」

お茶の水女子大学名誉教授の宮島喬先生を迎え、サヘル・ローズさんのナビゲートで、偏見や差別を乗り越え多文化共生社会を築くために私たちに何ができるかを考える。

このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター
〒105-0012　東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1802(代表)　FAX.03-5777-1803
ホームページ　http://www.jinken.or.jp

このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については

人権ライブラリー　※人権教育啓発推進センター併設
TEL.03-5777-1919　FAX.03-5777-1954
ホームページ　http://www.jinken-library.jp

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。

○法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel
○人権チャンネル　https://www.youtube.com/jinkenchannel

企画　法務省人権擁護局
　　公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作　東映株式会社

別紙２

平成28年度　法務省委託　人権啓発教材

インターネットと人権

加害者にも 被害者にもならないために

The Internet and Human Rights

Don't become a perpetrator nor a victim

（30 分）
字幕（日本語・英語）
副音声入り

活用の手引
付き



一般財団法人インターネット協会
主幹研究員　**大久保 貴世**
＜監修・出演＞



高橋 みなみ
＜出 演＞






企画　法務省人権擁護局
　　公益財団法人人権教育啓発推進センター
制作　東映株式会社

インターネットは、私たちの生活を豊かにするとともに欠かすことのできないものになっています。しかし一方で、インターネット上の人権やプライバシーの侵害につながる行為は後を絶たず、近年特にネットいじめや子どもたちをターゲットとした犯罪が大きな社会問題となっています。また、インターネットに関する知識や意識が十分でない中学生や高校生は、被害者になるだけではなく、意図せず加害者にもなることも少なくありません。本DVDは、主に中高生やその保護者、教職員を対象に、インターネットを利用する上での危険性や、安全な利用法・対策について、わかりやすくまとめました。

インターネットと人権 加害者にも 被害者にもならないために

The Internet and Human Rights Don't become a perpetrator nor a victim

ドラマ① 下着姿の画像を送信してしまった事例

高校一年生の麻里絵の家に、クラスメイトの美由、香奈が泊りに来る。三人は、家の玄関先や夕食の様子、部屋の中などもスマートフォンのカメラで記念撮影する。香奈にはSNSで知り合った“愛ちゃん”というネット上の同い年の友達がいる。香奈は、“愛ちゃん”の言葉巧みな要求に応じ、自画撮りした下着姿の写真を送信してしまう。しかし“愛ちゃん”は、実は女子高生を装った30歳代の男であった。その写真を口実に、香奈は男から実際に会うよう脅される。それを香奈は拒否するが、男は憤慨する。そして、香奈の下着姿の写真がネット上に公開されてしまう。

ドラマ② 無断で個人情報をインターネット上に公開してしまった事例

麻里絵は、ネット上の美由の日記にお泊りのときの写真が掲載されているのを見つける。麻里絵は無断で写真を掲載したことを抗議するが、美由は取り合おうとしない。ある日、麻里絵のスマートフォンに見知らぬ男からのメールが届く。男は、麻里絵の学校や塾をネット上の写真の情報から割り出しつきまとい、自宅の前で待ち伏せるようになる。それを知ったクラスメイト達は、原因を作った美由を無視する。しかし、麻里絵の写真やメールアドレスがネット上に掲載されたのは、クラスメイトの俊太の軽い気持ちでの書き込みが発端だった。

解説

一般財団法人インターネット協会の大久保貴世さんの解説で、インターネットを利用する上での危険性や安全な利用法、心構えについて学びます。







このビデオに関するお問い合わせ先

公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012　東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL.03-5777-1802(代表)　FAX.03-5777-1803
ホームページ　http://www.jinken.or.jp

このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については

人権ライブラリー　※人権教育啓発推進センター併設

TEL.03-5777-1919　FAX.03-5777-1954
ホームページ　http://www.jinken-library.jp

本DVDに収録されている映像は、動画共有サイトYouTubeの**「法務省チャンネル」**及び**「人権チャンネル」**で視聴可能です

法務省チャンネル　検索　https://www.youtube.com/MOJchannel

人権チャンネル　検索　https://www.youtube.com/jinkenchannel

別紙３

平成28年度
法務省委託　人権啓発ビデオ

わたしたちが伝えたい、大切なこと

―アニメで見る 全国中学生人権作文コンテスト入賞作品―

The Amazing Things That We Want You to Know

–Animation of Award-Winning Essays from the National Essay Contest on Human Rights for Junior High School Students–

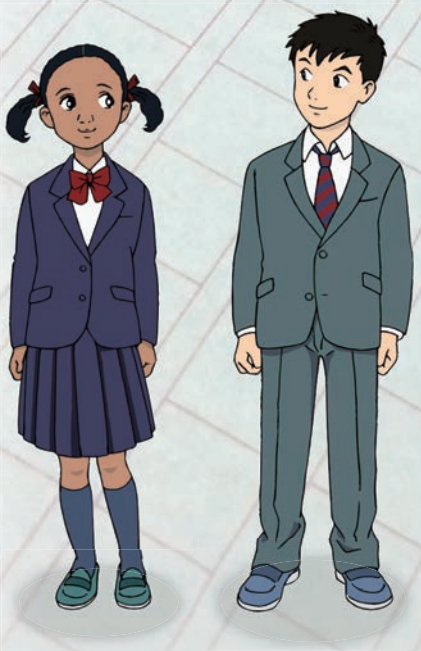

差別のない
世界へ



手伝えることは
ありますか

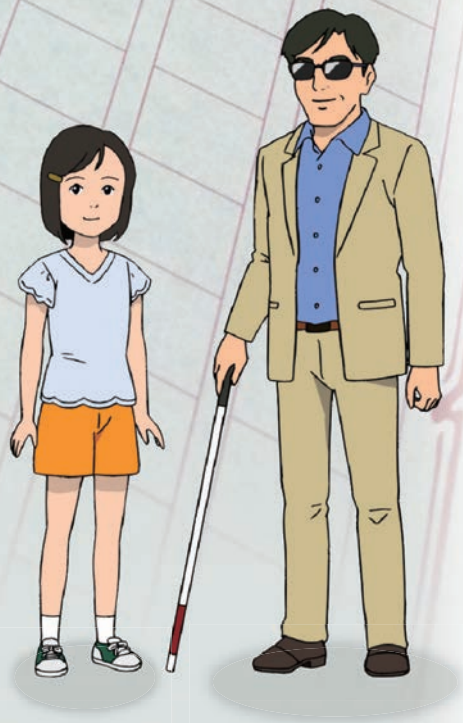

共に生きる
ということ

審査員長からのメッセージ

全国中学生人権作文コンテスト中央大会
審査員長(作家)　落合 恵子

31分　字幕(日本語／英語)
副音声入り

活用の手引き付き

企画　法務省人権擁護局
　　公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作　毎日映画社

『差別のない世界へ』（8分）

原作：平成22年度 文部科学大臣奨励賞受賞作品

中学生である主人公が、自らの経験を通して差別される側の心の痛みを知り、父の言葉を思い起こして差別に立ち向かう勇気を得る経緯を描きます。


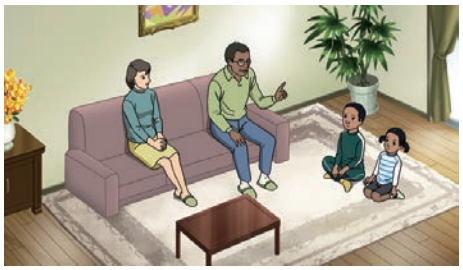
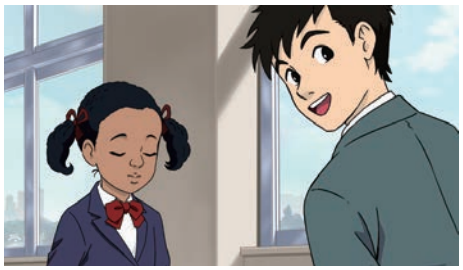

『手伝えることはありますか』（7分）

原作：平成26年度 法務事務次官賞受賞作品

事故で右手を失った父に対して「何でもやってあげよう」と考えた主人公ですが、実際の父との暮らしのなかでやがて大事なことに気付きます。





『共に生きるということ』（7分）

原作：平成25年度 法務事務次官賞受賞作品

主人公が、人権学習の講師として来た視覚障害のある小林さんの言葉を聞くことで、自分が今まで持っていた障害のある人＝弱者という考え方が変わっていく過程を描きます。

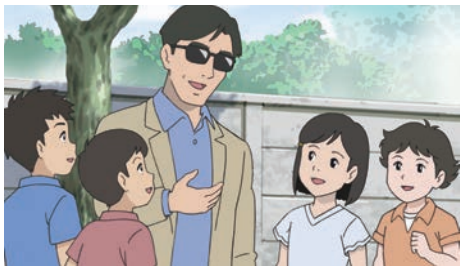



審査員長からのメッセージ（8分）

全国中学生人権作文コンテスト中央大会
審査員長(作家)　落合 恵子

■このDVDのねらい

　このDVDでは、「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品に基づいて制作されました。どの作品も、日常生活の中で「人権」について理解を深めていった気付きのプロセスを描いています。

　入賞作品を原作とした3つのアニメーションを通して、「人権ってなんだろう」と、自分自身の問題として考えてもらうことを目的としています。

●全国中学生人権作文コンテスト
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html

●この作品に関するお問い合わせ
公益財団法人　人権教育啓発推進センター
〒105-0012　東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F
URL http://www.jinken.or.jp

企画　法務省人権擁護局
　　公益財団法人　人権教育啓発推進センター
制作　毎日映画社

別紙４

ともに生きる時代へ

高齢社会と人権











公益財団法人 人権教育啓発推進センター


ずっと ともだちで
いたいから

別紙5

1

別紙６

FY2016

The Protection of Human Rights



Human Rights Bureau,
Ministry of Justice

The Ministry of Justice To Page Text

Introduction to Outstanding Essays from the National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students

The Ministry of Justice has co-organized the annual National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students since 1981. This program aims to help junior high school students, who will be major players in the next generation, to deepen their understanding of the importance and necessity of respecting human rights, and foster awareness of human rights, through writing essays on human rights issues.



Collection of award-winning essays

In 2016, the contest received a record 972,553 essays from 7,338 schools across the nation. Almost one in four junior high school students in Japan submitted an essay. From this overwhelming number of submissions, 35 award-winning essays and 68 encouragement-prize-winning essays were selected by an impartial panel of judges, including writer Keiko Ochiai and film director Yoji Yamada. Students whose submissions ranked among the top three were invited to the awards ceremony held at the Ministry of Justice.



Award-winners,Justice Minister Katsutoshi Kaneda, and judge Keiko Ochiai



Award-winners, their families, judges, Jin-Ken-Mamoru-Kun and Jin-Ken-Ayumi-Chan

Here are the award-winning essays. The winners look at human right issues with fresh sensitivity and a sense of purity special to junior high school students. Readers will be deeply impressed by their essays.
We hope that as many people will read these essays and understand that Japanese junior high school students seriously think about human rights. It is also our hope that this program will help promote respect for human rights across the world.

(1) Award-winning essays in 2016
- Prime Minister's Award: "Japan's Anti-Bullying Measures Are Mistaken" [PDF]
- Justice Minister's Award: "CHILD LABOUR" [PDF]
- Education, Culture, Sports, Science and Technology Minister's Award: "To Create a Future Where We Shine"[PDF]

(2) Award-winning essays in 2015
- Prime Minister's Award: ' " Living with a Humane Heart" ' [PDF]
- Justice Minister's Award: "My Way of Life" [PDF]
- Education, Culture, Sports, Science and Technology Minister's Award: "A Visit to the National Sanatorium Oshimaseishoen" [PDF]

(3) Award-winning essays in 2014
- Prime Minister's Award: "The Person Suffered and the Person at Fault : Both Sides" [PDF]
- Justice Minister's Award : "Passing down the memories of the war to the next generation"[PDF]
- Education, Culture, Sports, Science and Technology Minister's Award : "Remaining Pure at Heart"[PDF]

Each year, a collection of award-winning essays is compiled and distributed. In 2014, based on five outstanding essays were selected from past award-winning essays, five animations were produced and compiled into a video titled "Mirai wo Hiraku Itsutsu no Tobira (Five Episodes for a Brighter Future) ", which has been uploaded to a website and can be viewed online. In this way, this essay contest program plays a major role in publicizing the

importance of human rights.

- Episode 1
- Episode 2
- Episode 3
- Episode 4
- Episode 5
- Message from the Chairman



You can also watch other related videos at the link below (in Japanese)
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html

Get ADOBE READER

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先から無料ダウンロードしてください。
リンク先のサイトはAdobe Systems社が運営しています。

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

Go Top

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

高校受験ナビ

奈良北高等学校- 奈良県 公立

ヘイトスピーチ、許さない。
ヘイトスピーチ解消のための法律が成立しました。
（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律。）
法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

近隣の高校

関西創価
私立/共学/交野市

郡山
公立/共学/大和郡山市

南陽
公立/共学/木津川市

平城
公立/共学/奈良市

大阪桐蔭
私立/共学/大東市

帝塚山
私立/共学/奈良市

育英西
私立/女子/奈良市

一条
公立/共学/奈良市

登美ケ丘
公立/共学/奈良市

生駒
公立/共学/生駒市



教えて！奈良北高校 （掲示板）

この高校の掲示板キーワード

奈良 内申 合格 普通科 理数科 奈良北高校 理数 受験 偏差値 偏差 倍率 テスト 平城 過去問 実力 先生 勉強 特色 生徒 中学 大学 問題 生駒 公立 一般 私立 自転車通学 進学 部活 登美 入学 成績 高田 平均 在校生 修学旅行 レベル 学力

掲示板検索 質問文のみ検索

1つの質問のみ表示しています [?]
[掲示板ページへ戻る]

回答数：2件
[最新の回答を表示]

学校生活についての話題

内緒さん@保護者 [2014/02/17(月)]

白庭台駅や学研北生駒駅からは、徒歩何分ぐらいですか？駅から自転車でもいいのですか？

紅茶ん@在校生 [2014/02/18(火)]

学研北生駒からはわかりませんが白庭台からはだいたい15分ぐらいです。
駅から自転車でもいいですよ

新しく質問する

具体的な質問が回答を得やすいです。[ヒント]

名前： @ 一般人(未選択)

奈良北高校について新しく話題（質問・ニュースなど）を投稿する場合に、ここに入力してください。

新しく質問 ※ 回答は各話題下のフォームから

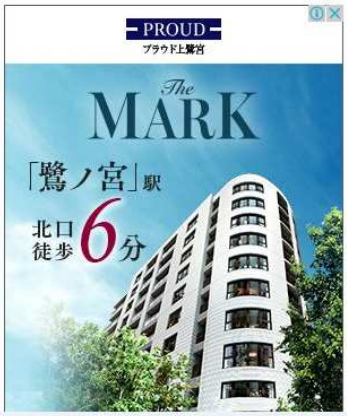

別紙９

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない　検索

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番 ナビダイヤル 0570-003-110

【人権啓発デジタルコンテンツ】http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html　【人権ライブラリー】http://www.jinken-library.jp/

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会　http://www.moj.go.jp/JINKEN/

別紙10

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。

こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、

差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されました!!

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が
平成28年6月3日から施行されました。

詳しくは
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

ヘイトスピーチ、許さない　検索

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

STOP! HATE SPEECH

ヘイトスピーチ、許さない。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。

また、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

法務省の人権擁護機関の取組

法務省の人権擁護機関では、現在、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを、皆さんに御理解いただきやすい形で表した、より効果的な各種啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、法務局では、職員や人権擁護委員（法務大臣から委嘱された民間の人たち）が、ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題について相談に応じています。

なお、英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を、特定の法務局（東京、大阪、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松、松山）において曜日を指定して開設し、相談に応じています。（詳細は、http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html）

ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

みんなの人権110番 ナビダイヤル® **0570-003-110**

法務省ホームページ「ヘイトスピーチ、許さない。」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

[人権啓発活動ネットワーク協議会ホームページ] http://www.moj.go.jp/jinkennet/

[人権啓発デジタルコンテンツ] http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00041.html

[人権ライブラリー] http://www.jinken-library.jp/

別紙11



私たちの身近にある ヘイトスピーチ



お互いの理解を深めよう

差別を生む言動をしない、書き込まない

マンガ：ほんま まり

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会


YouTube
ヘイトスピーチ
人権啓発スポット映像「ヘイトスピーチ、許さない。」(46秒版)
STOP! HATE SPEECH
特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動
人としての尊厳を傷つけたり、
差別意識を生じさせることになりかねません！
広告をスキップ
0:05 / 0:45
MOJchannel
広告主のサイトにアクセス
次の動画
自動再生
ヘイトスピーチ対策法が成立するらしいですが…これ大丈夫？
KAZUYA Channel
チャンネル登録 399,461
視聴回数 74,426 回
2016/05/12に公開
★新著！「超日本人の時代 お花畑からの脱却」→http://amzn.to/1NuNDr7
★今後の講演情報はこちら→http://kazuyahkd.com/event

平成２８年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた件数及び具体的事例

１　人権侵犯事件の処理件数及び具体的事例

（１）人権侵犯事件の処理件数

平成28年中に処理した人権侵犯事件数は19,553件である。このうち，公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は5,598件，私人間の人権侵犯の事件数は13,955件である。

対応区分別にみると，「援助」(注１)が17,846件（全処理件数の91.3パーセント）で最も多く，次いで「要請」(注２)が651件（3.3パーセント），「説示」(注３)が291件（1.5パーセント），「調整」(注４)が20件（0.1パーセント），「勧告」(注5)が５件（0.03パーセント）となっている。

このほか，「措置猶予」(注6)が９件（0.05パーセント），「侵犯事実不存在」が23件（0.1パーセント），「侵犯事実不明確」が762件（3.9パーセント）となっている。

なお，上記の措置等とは別に，事案に応じて「啓発」(注7)を行ったものが53件（0.3パーセント）ある。

（注１）「援助」（人権侵犯事件調査処理規程第13条第１号）とは，法律上の助言を行ったり，関係行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。

（注２）「要請」（同第14条第１項第１号）とは，被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注３）「説示」（同第14条第１項第２号）とは，相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注４）「調整」（同第13条第２号）とは，被害者と相手方との話合いを仲介すること。

（注５）「勧告」(同第14条第１項第３号)とは，相手方の人権侵犯をやめさせ，又は同様の人権侵犯を繰り返させないため，文書で，人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと。

（注６）「措置猶予」（同第14条第２項）とは，事案の軽重や反省の程度，懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注７）「啓発」（同第19条）とは，事件の関係者や地域に対し，人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

〇人権侵犯事件の処理内訳及び処理件数

	援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置猶予	侵犯事実不存在	侵犯事実不明確	啓発	処理件数
28年	17,846	20	651	291	5	ー	ー	9	23	762	53	19,553
27年（参考）	19,391	39	493	261	ー	ー	ー	3	27	837	83	21,044

(2) 具体的事例

（暴行・虐待事案）

事例１　母親の子に対する虐待

中学生から，母親から暴力や暴言を受けているとして，「子どもの人権１１０番」に相談がされた事案である。

法務局が中学生から事情を詳しく聴取し，中学生が虐待を受けている疑いがあることが認められたため，即日，中学生が在籍する中学校に対し情報提供を行った上で中学生の見守りを依頼するとともに，児童相談所に対しても情報提供を行い，その日のうちに中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。（措置：「援助」）

事例２　夫の妻や子に対するＤＶ

夫からの暴言や暴力的行為から逃れて，子どもとともに安全な場所で生活したいとして，妻から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた法務局が直ちに被害者らが居住する地域の市役所に連絡した上，同日中に被害者とともに市役所の担当課に赴き，被害者らの状況を説明した結果，被害者らが市から紹介された民間のシェルターに移ることが同日中に決定し，その後速やかに保護されるに至った。（措置：「援助」）

事例３　夫の妻に対するＤＶ

高齢の父親から母親が暴言を受けているとして，その子から「インターネット人権相談受付窓口」に相談がされた事案である。

法務局が速やかに子に連絡を取り状況を確認したところ，母親が父親から日常的に暴言を受けていることが認められたことから，子の了解を得た上で，地

域包括支援センターに情報提供を行った。

その後，同センターが母親らと面談して対応を協議し，父親を病院に受診させ適切な薬を処方してもらうなどした結果，母親に対する暴言はなくなり，安心して生活することができるようになったとして，相談者である子から感謝の言葉が述べられた。（措置：「援助」）

（学校におけるいじめ事案）

事例４　小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生が，同級生からいじめを受けているにもかかわらず，学校が十分な対応を行わないため，不登校状態になったとして，親から法務局に相談がされた事案である。

被害者側と学校側の関係が悪化していたことがうかがわれたことから，法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果，信頼関係が回復し，被害者の不登校状態が解消されるに至った。また，法務局は，被害者が所属する学級を対象として，人権擁護委員による「人権教室」を実施し，「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けた。（措置：「調整」）

事例５　中学校におけるいじめに対する不適切な対応

同級生からいじめを受けているとして，自殺をほのめかす内容の「子どもの人権ＳＯＳミニレター」が中学生から送付され，調査を開始した事案である。緊急性があると判断した法務局は，ミニレターが送付された当日中に，中学生が通う学校に情報提供を行い状況確認を行うとともに，関係する社会福祉施設とも情報共有を行うよう依頼した。

その結果，学校及び施設において，中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。また，中学生から感謝の言葉が記載されたミニレターが法務局に送付された。（措置：「援助」）

※「子どもの人権ＳＯＳミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し，切り取った封筒の中に入れポストに投函すると，最寄りの法務局に郵送される。ＳＯＳミニレターを受け取った法務局では，人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し，一通一通返事を書いている。

（プライバシー関係事案）

事例６　勤務先における人格を傷つける発言

勤務先において，同僚から，同和問題を引き合いに出すなどして自身を誹謗中傷する噂を流されたとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果，当該同僚が，職場において，被害者が同和地区出身者であるとした上で，以前の勤務先において犯罪行為をして解雇されたなどと事実無根の発言をしていたことが認められた。

そこで，法務局は，当該同僚に対し，当該発言は被害者の人格を傷つけるものであり，人権尊重の理念について理解を深め，今後，同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（労働権関係事案）

事例７　職場の上司による部下に対するパワーハラスメント

職場の上司から，やってもいないことをやったと決めつけられ，業務から外されるなど不利益な取扱いを受けたとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査において，被害者と上司との間で事実関係についての認識に相違する点がうかがわれたため，両者の話合いの場を設けた結果，認識の相違が解消し，両者の関係が修復されるに至った。（措置：「調整」）

（教育職員関係事案）

事例８　小学校の教員による不適切な指導

学校の教員から不適切な指導を受けたという内容の「子どもの人権ＳＯＳミニレター」が小学生から送付され，調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果，当該教員が自己の指導に従わない小学生らに対し，頭を教科書でたたいたり，暴力を振るう旨ほのめかしたなどの事実が認められた。

そこで，法務局は，当該教員に対し，その反省を促すため，本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに，学校長に対し，教職員に対する指導・監督を徹底するなど，再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（差別待遇事案）

事例９　視覚障害者に対する宿泊拒否

視覚に障害のある者が，盲導犬の同伴を理由にホテルから宿泊を拒否された旨の新聞報道がされ，当該報道を端緒として調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果，当該ホテルが宿泊申込みに対して，詳しい事情を聞

くなどせず，何ら合理的理由がなく盲導犬の同伴を拒否したことが明らかになった。

そこで，法務局は，当該ホテルの経営者に対し，今後，同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

事例 10　同和地区出身者であることを理由とする差別

離婚調停中の配偶者から，同和地区出身者であるなどと差別する内容のメールを送られたとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果，被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する内容のメールが送信された事実が認められた。

そこで，法務局は，配偶者に対し，本件行為は被害者の人格を傷つける人権侵害であり，反省を促すとともに同和問題に対する正しい理解を深めるよう説示した。（措置：「説示」）

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

1　法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では，人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には，人権侵犯事件として調査救済手続を開始し，被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は，一般に伝播性が高く，重大な被害を生じさせるおそれがあることから，特に迅速な対応に努めている。具体的には，人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合，速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し，被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で，そのような事情がない場合は，被害者に対し，プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは，表現の自由との関係などから，国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方，被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば，必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに，法令・判例に照らして違法性を判断し，名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には，人権擁護機関から，プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお，人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については，下図のとおりである。

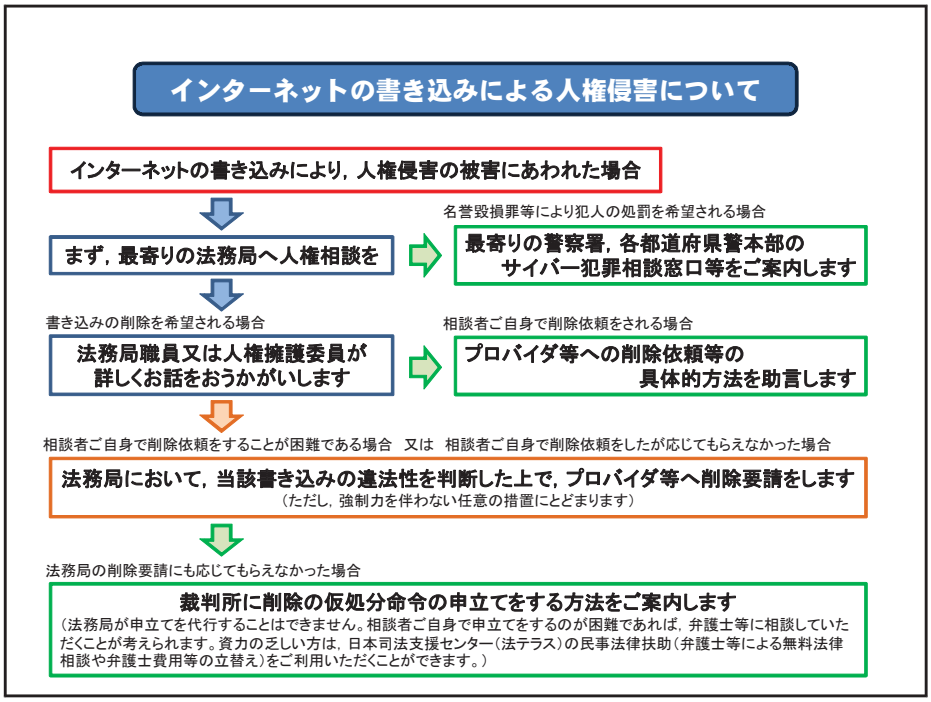

２　平成２８年における人権侵犯事件の動向について

(1)　新規救済手続開始件数について

平成２８年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は，前年の１，７３６件を１７３件上回る１，９０９件（１０．０%増加）で，昨年に引き続き過去最高(注)の件数を記録した。

これは，１０年前である平成１８年の件数（２８２件）と比較すると６．８倍の増加である。

なお，このうち，プライバシー侵害事案が１，１８９件（対前年比１４．２%増加），名誉毀損事案が５０１件（対前年比３．３%増加）となっており，この両事案で全体の８８．５%を占めている。

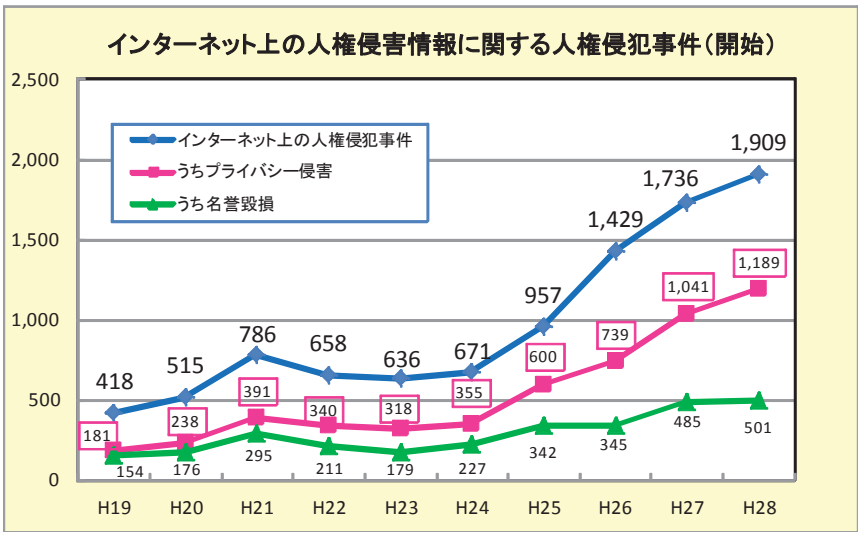

(2)　処理件数について

平成２８年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は，前年の１，６０４件を１８５件上回る１，７８９件（１１．５%増加）で，昨年に引き続き過去最高(注)の件数を記録した。

当該事件の処理は，被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが，当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は，３２６件であった。

（注）平成13年から実施している現行の統計報告要領において，過去最高となる。

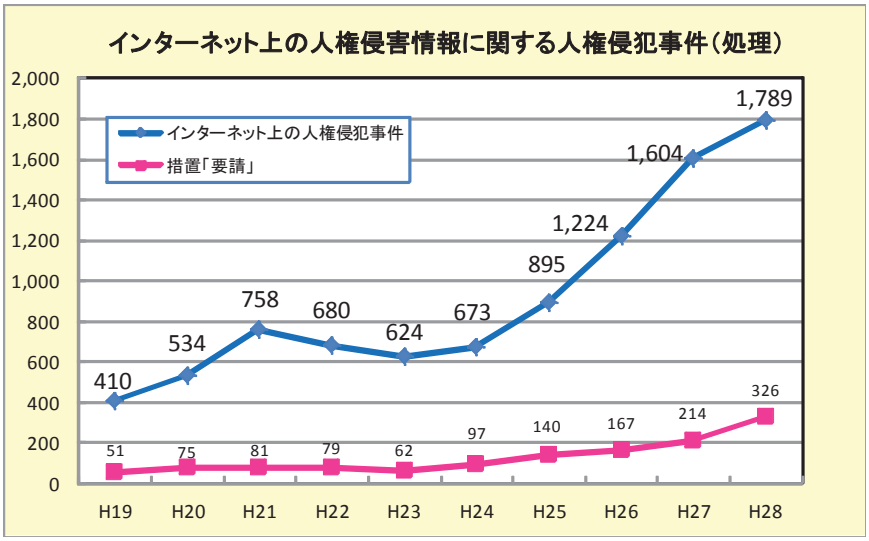

(3)　具体的事例について

当機関が平成２８年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

［事例１］インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

元交際相手の男性によって，インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか，交際中に撮影した性的な画像が投稿され，自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかったとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果，当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し，被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため，法務局から当該サイト運営会社に対して削除要請を行ったところ，当該情報及び画像は削除されるに至った。（措置：「要請」）

［事例２］インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の掲示板に，被害者を特定する題名のスレッドが立てられ，そこに被害者の氏名及び住所とともに被害者を「人殺し」などと中傷する書き込みが掲載されていたところ，被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが応じてもらえなかったとして，法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果，当該書き込みは被害者の名誉を毀損し，プライバシーを侵害するものと認められたため，法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ，当該書き込みは当該スレッドごと削除されるに至った。（措置：「要請」）

［事例３］インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数のサイトに，小学生が暴行されている動画が掲

載されていたところ，対応に苦慮した学校側が，法務局に協力を求めた事案である。法務局で調査した結果，当該動画は，被害者のプライバシーを侵害するとともに，その名誉を毀損するものと認められたため，保護者の意向を確認した上，法務局から当該サイトの管理者に対して削除要請を行ったところ，当該動画は削除されるに至った。（措置：「要請」）

３　さいごに

法務局・地方法務局では，上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため，法務局での面談による相談窓口のほか，電話（みんなの人権１１０番：０５７０－００３－１１０），インターネット（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html）でも相談に応じている。

また，インターネットによる被害を未然に防ぐため，「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ，「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」等の人権啓発資料を法務省ホームページ上で提供している（http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html）。平成２８年度は新たに啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」を作成した。また，スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまってインターネットの匿名性，情報発信の容易さを悪用した人権問題が特に青少年を中心に発生していることを受け，携帯電話会社等と連携して，児童・生徒等を対象とする人権教室を実施しているほか，講演会，シンポジウムの開催等，各種啓発活動を実施している。





別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い		番号	20
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	1,825,936	1,826,542	1,838,257	1,891,119	1,963,482
	補正予算（千円）	0	19,079	0	0	
	繰越し等（千円）	39,996,610	1,749,132	25,624,340		
	計（千円）	41,822,546	3,594,753	27,462,597		
執行額（千円）		41,660,230	3,487,248	27,321,094		
政策評価結果の概算要求への反映状況		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成３０年８月）であり，直近の平成２８年度における政策評価結果は出ていないため，概算要求への反映は困難である。				

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	番号	20

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度当初予算額	30年度概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必要な経費	1,891,119	1,963,482	
	小計						1,891,119 の内数	1,963,482 の内数	
対応表において◆となっているもの									
	小計						の内数	の内数	
対応表において○となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
対応表において◇となっているもの							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
							< >	< >	
	小計						の内数	の内数	
合計							1,891,119 の内数	1,963,482 の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理	番号	20

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初 予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
訟務事件の適正処理	●	1	1,891,119	1,963,482	72,363		本政策はモニタリング中（政策評価実施予定時期は平成３０年８月）であり，直近の平成２８年度における政策評価結果は出ていないため，概算要求への反映は困難である。
合計			1,891,119	1,963,482	72,363		

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(18)）

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
担当部局名	訟務局
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため，国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。
政策体系上の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 （Ⅳ－11－(1)）
達成すべき目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため，訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに，法律問題を抱えている行政機関に訟務局，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	国の利害に関係のある訴訟について，国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは，裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって，国の正当な利益が擁護されるとともに，個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ，ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち，負けるべき事件には負けるべきところで正しく負ける」というのが国のあるべき姿であり，これに向けて適切な訴訟活動をすることが訴訟の適正な処理の内容となる。 また，訴訟の審理期間が長期化することは，訴訟の相手方である国民にとっても経済的，精神的に大きな負担になるため，訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり（裁判の迅速化に関する法律[*1]第７条１項参照），これも，訴訟の適正な処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は，当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応，裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが，訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。 このようなことから，各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るとともに，事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより，訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて，法律意見照会制度について，関係行政機関に対して周知活動を行うことにより，その積極的な利用促進を図ることとした。 なお，主な訴訟における国の主張の概要や判決内容については，法務省ホームページで公表している[*2]。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○法務省設置法（平成11年法律第93号）第４条第１項第31号[*3] ○裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第２条第１項，第７条 ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年１月21日）[*4]
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	26年度～29年度
1　訟務組織における人的・物的体制の充実強化	ー	ー	各種研修・打合せ会等を通じて，訟務担当者の能力向上を図る。また，事務合理化機器の積極的利用により，事務処理の効率化を図る。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

争訟を適正・迅速に処理するためには，訟務組織における人的・物的体制を充実させ，これを強化することが極めて重要である。すなわち，人事異動により毎年４月に多くの訟務担当者が入れ替わるが，新たに訟務の仕事を担うことになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い，訟務の役割を十分に理解させ，その専門的能力を高めることが不可欠となる。

また，事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い，その結果を訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに，テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用することにより，事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。

そこで，このような訟務組織における体制の充実の程度を，争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし，下記参考指標の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況（実績）

25年度	26年度
平成25年度に開催した研修の実施回数，開催日数及び参加人数は，いずれも前年度を上回っている。打合せ会等は，実施回数，延べ日数については前年度を上回っているが，参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は，平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。	平成26年度に開催した研修の実施回数，開催日数及び参加人数は，いずれも前年度を上回っている。打合せ会等の実施回数及び延べ日数については前年度を上回っているが，参加人数については前年度をわずかに下回っている。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は，平成25年度の利用回数及び延べ利用時間数を大幅に上回っている。
27年度	**28年度**
平成27年度に開催した「研修」については，前年度に比較して各数値が減少しているが，平成24年度から平成26年度までの３箇年度の平均値と比較すればいずれも大きな増加となっている。「打合せ会等」については，実施回数は増加したものの，延べ日数及び参加人数が減少している。 事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は，平成26年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。	平成28年度に開催した「研修」は，前年度に比較して，各数値は大きく増加している。 平成28年度に開催した「打合せ会等」は，前年度に比較して，各数値は横ばいである。 事務合理化機器である「テレビ会議装置」は平成28年１月に全庁（51庁）に拡大したところ，前年度に比較して，利用回数及び延べ利用時間の各数値は大きく増加している。

参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
研修	実施回数（回）	87	101	102	112	132	180	163	220
	延べ日数（日）	164	188	184	217	255	323	302	356
	参加人数（人）	1,746	1,796	2,508	2,624	2,834	3,964	3,800	5,152
打合せ会等	実施回数（回）	111	112	112	99	123	142	146	146

	延べ日数（日）	159	145	138	122	153	167	160	161
	参加人数（人）	3,677	3,901	3,115	3,879	3,796	3,619	3,238	3,258
研修のアンケート結果	とても有意義であった（人）	―	―	―	100	106	93	99	104
	有意義であった（人）	―	―	―	64	49	49	46	46
	どちらともいえない（人）	―	―	―	4	2	3	0	1
	あまり有意義でなかった（人）	―	―	―	0	1	0	0	0
	有意義でなかった（人）	―	―	―	0	0	0	0	0
テレビ会議装置	利用回数（回）	78	206	456	459	637	836	1,477	2,091
	延べ利用時間（時間）	92	333	889	825	1,177	1,544	2,109	5,148
	導入庁数[*5]（庁）	9	15	15	15	25	25	51	51

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	26年度～29年度
２　法律意見照会制度の積極的利用の促進	―	―	法律意見照会制度について，関係行政機関に対して周知活動を行い，その積極的な利用促進を図る。

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
訟務局，法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は，各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について，当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり，助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば，紛争を未然に防止し，あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また，法律意見照会により，訟務としても，あらかじめ争点，問題点等について検討しておくことができるため，現実に訴訟が提起された場合においても，より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに，国が訴訟を処理するに当たっては，所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ，法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして，その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。 そこで，法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし，下記参考指標の実績値等を分析することにより，達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況（実績）	
25年度	26年度
周知活動として，行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を457回行い，積極的な利用促	周知活動として，行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を451回行い，積極的な利用促

進を図った。なお，法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに減少し，2,150件であった。	進を図った。なお，法律意見照会の事件数は前年度よりわずかに増加し，2,157件であった。
27年度	28年度
周知活動として，行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を538回行い，積極的な利用促進を図った。なお，法律意見照会の事件数は前年度より増加し，2,200件であった。	周知活動として，行政機関等に出向くなどして法律意見照会制度の説明を470回行い，積極的な利用促進を図った。なお，法律意見照会の事件数は前年度より増加し，2,413件であった。

参考指標		年度ごとの実績値							
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法律意見照会事件数（件）		1,565	2,008	2,095	2,178	2,150	2,157	2,200	2,413
行政機関等法律意見照会制度の周知状況	打合せ会等での説明(回)	68	76	82	77	79	83	85	87
	出向いての説明（回）	206	245	223	291	378	368	453	383
	合　計	274	321	305	368	457	451	538	470

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①訟務事件の適正処理（昭和22年度）	899百万円（826百万円）	832百万円（776百万円）	923百万円（855百万円）	984百万円	1,2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
法務省，法務局及び地方法務局において，パソコン，プリンタ，データベース等の事務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え，また，訟務資料を作成するなどして，大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について，国の立場から適正かつ効率的な主張立証活動を行う。 達成手段の実施により，国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され，より適正かつ効率的な主張立証活動が可能となる。また，訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ，訟務事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて，達成手段の実施により，法律意見照会制度の周知に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ，測定指標の上昇に寄与するということができる。	0055

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	41,823百万円（41,660百万円）	3,595百万円（3,487百万円）	27,463百万円（27,321百万円）	1,891百万円

（注）平成26年度の執行額41,660百万円には，予備費使用額39,997百万円を含む。
平成27年度の執行額3,487百万円には，予備費使用額1,768百万円を含む。
平成28年度の執行額27,321百万円には，予備費使用額等25,624百万円を含む。

*1　「裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）」

（裁判の迅速化）

第２条　裁判の迅速化は，第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ，その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として，充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

（当事者等の責務）

第７条　当事者，代理人，弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者（次項において「当事者等」という。）は，可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう，手続上の権利は，誠実にこれを行使しなければならない。

２　前項の規定は，当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。

*2　係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については，法務省ホームページ「国に関する訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.html）及び「主な判決一覧」（http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html）において掲載している。

*3　「法務省設置法（平成11年法律第93号）」

（所掌事務）

第４条　法務省は，前条の任務を達成するため，次に掲げる事務をつかさどる。

三十一　国の利害に関係のある争訟に関すること。

*4　「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年１月21日）」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため，裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など，我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は，制度の着実な実施を図ってまいります。

*5　「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は，年度末までに導入されている庁を示している。

なお，初年度である平成21年度は，11月から利用を開始（９庁），平成22年度増設分は９月から利用を開始（６庁），平成25年度増設分は10月から利用を開始（10庁），平成27年度増設分は１月から利用を開始している（26庁）。平成27年度末で全51庁に導入済みである。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	21
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	19,659,780	20,536,495	19,672,612	21,321,838	23,711,881
	補正予算（千円）	362,690	2,529,052	4,090,914		
	繰越し等（千円）	0	△ 1,877,804	1,225,711		
	計（千円）	20,022,470	21,187,743	24,989,237		
				＜0＞		
執行額（千円）						
政策評価結果の概算要求への反映状況		円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進については，平成２８年度事後評価実施結果報告書において，相当程度進展ありと評価され，次期目標等への反映の方向性として，引き続き各取組を推進していくこととしているところ，厳しい財政状況の下でそれら各取組を推進していくため，例えば，出入国記録の送料に係る経費について執行実績を踏まえた見直しを行ったほか，リース契約が満了するシステム機器（サーバ機器等）についてリース期間満了後もその契約を延伸することによって経費縮減を図り，予算の減額要求を行った。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進	番号	21

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	出入国管理企画調整推進費	出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費	1,312,330	1,568,787	
	●	2	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	出入国管理業務に必要な経費	20,009,508	23,711,881	△ 373,514
	●	3							
	●	4							
	小計								△ 373,514
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							の内数	の内数	△ 373,514

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進			番号	21

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
出入国管理業務の実施	●	2	6,386,032	8,258,653	1,872,621	△ 23,640	政策評価結果を踏まえ，円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方，各種調達について執行実績を踏まえた見直しを行い，予算の削減要求を行った。
バイオメトリクスシステムの維持・管理	●	2	4,017,077	4,623,902	606,825	△ 224,608	政策評価結果を踏まえ，円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方，リース契約の期間が満了するシステム機器について，リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図り，予算の減額要求を行った。
出入国審査システムの維持・管理	●	2	6,137,946	5,930,966	△ 206,980	△ 125,266	政策評価結果を踏まえ，円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進に必要な経費を引き続き要求する一方，システムを統合することにより，機器借料や運用支援経費の縮減を図り，予算の減額要求を行った。
合計						△ 373,514	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(19)）

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため，円滑な出入国審査の実施を推進するとともに，安全・安心な社会の実現のため，不法滞在者等[*1]対策を推進する。
政策体系上の位置付け	出入国の公正な管理 （Ⅴ－12－(1)）
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため，空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。 ・偽装滞在が疑われる者に対し，在留資格取消を厳格に実施することで，偽装滞在者[*2]への対策を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・平成28年３月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」[*3]において，「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ，革新的な出入国審査を実現する」とされているとおり，円滑な出入国審査を実施することは，政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものである。 ・「偽装滞在者」の増加が懸念されており，犯罪対策閣僚会議が取りまとめ，平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」[*4]においては，「平成24年７月から実施している新しい在留管理制度[*5]により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し，不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し，効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされている。これを踏まえ，偽装滞在者に関する罰則を整備するとともに，在留資格取消事由の拡充等の措置を講じた出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律[*6]が，平成28年11月，成立・公布されたところ，入国管理局では，偽装滞在者に対し，在留資格取消を厳格に実施することで偽装滞在者の排除を一層推進していく。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準値	年ごとの目標値
	基準年度	29年度
1　入国審査待ち時間20分以内達成率（%）	集計中	28年度（29年１月～３月）	対28年度増
測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年）の設定の根拠		

平成29年１月から，全国の空港（ターミナル・入国審査場）ごとの計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）の総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測[*7]し，公表することとしている。当該取組は，審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに，外国人入国者の利便性を高めるほか，空港ごとにデータ分析を行うこと等により，よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため，円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いを図るための測定指標として，本取組の達成率を設定することとしたものである。本測定指標は，前年度を基準年として達成率を増加させることを目標としているが，当該取組は平成29年１月から開始したものであることから，基準年度である平成28年度の達成率は平成29年１月～３月までの３か月における実績としている。

過去の実績	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
入国審査待ち時間20分以内達成率（%）	－	－	－	－	72 （速報値） ※

※　平成29年１月～３月における実績値である。

測定指標	基準値		年度ごとの目標値
		基準年	29年
２　在留資格取消件数	集計中	28年	対28年増

測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠

在留資格取消制度は，本邦に在留する外国人が，偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた場合や，在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに，当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ，平成24年７月から，在留資格取消対象者の範囲が拡大され，その中で偽装滞在者に対してもより的確に対処できるようになったこと，また，平成28年11月，偽装滞在者に関する罰則強化や在留資格取消事由の拡充等の措置を講じた出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法が成立・公布されたことを受け，偽装滞在者に厳格に対応するため，同制度の積極的な活用を図るとの観点から，在留資格取消件数の対前年増を目標値とした。

過去の実績	年ごとの実績値				
	24年	25年	26年	27年	28年
在留資格取消件数（件）	238	269	286	306	294

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①出入国管理業務の実施 （昭和25年度）	4,415百万円 （4,208百万円）	5,322百万円 （5,009百万円）	6,580百万円 （6,222百万円）	6,386 百万円	1,2,3
				平成29年行政事業	

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
本邦に上陸する外国人の上陸審査，帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を行う。 本邦に在留する外国人の在留資格の変更，在留期間の更新の許可，資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。 本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。	0056

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
②中長期在留者[*8]住居地届出等事務の委託（平成24年度）	663百万円（663百万円）	859百万円（859百万円）	778百万円（772百万円）	835百万円	－

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
在留管理制度においては，法務大臣が在留外国人の情報を一元的・継続的に把握する必要があるところ，中長期在留者等の外国人の住居地情報については，市町村の長が外国人からの届出を受理し，法務大臣に通知したり，在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は，在留管理制度の根幹をなすものであり，住居地の届出義務不履行に対しては，不利益処分や罰則が設けられているものであって，市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり，第１号法定受託事務[*9]として，国がその経費の全部を負担すべきものとされている。	0057

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
③市場化テスト（民間競争入札）導入に伴う民間業務委託（平成23年度）	218百万円（210百万円）	213百万円（210百万円）	213百万円（209百万円）	225百万円	－

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務として，出入国管理業務手続に係る相談等対応業務及びそれら業務の管理・付随業務を行う。 入国・在留手続の窓口業務として，在留資格取得許可申請，在留期間更新許可申請，在留資格変更許可申請，永住許可申請，資格外活動許可申請，就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受付に関する事務等を行う。	0058

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
④被収容者等の処遇	1,656百万円	1,735百万円	2,165百万円	1,632	－

（昭和25年度）	（1,610百万円）	（1,696百万円）	（2,014百万円）	百万円	

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
我が国の外国人受入れ政策に反して不法滞在・不法就労している外国人や，罪を犯して刑事手続により処罰された外国人については，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき退去強制を受けることになっており，その一環として，同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために収容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については，その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため，収容施設に収容することとしている。	0059

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理（平成19年度）	5,377百万円（5,357百万円）	4,476百万円（4,398百万円）	7,617百万円（7,493百万円）	4,017百万円	1,2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・個人識別情報システム 上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報（バイオメトリクス）を，当局が保有する要注意人物リストと照合することによって，より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可能となる。 なお，照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては，慎重審査を行い，入国を認められない人物であることが判明した場合には，退去強制，退去命令を行うこととなる。 ・自動化ゲートシステム 個人識別情報（バイオメトリクス）の事前登録を行った日本人及び在留外国人については，自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供（在留外国人については指紋に加え顔写真も提供）することにより，通常よりも簡易な手続による出入（帰）国が可能となる。	0060

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額） 26年度	27年度	28年度	29年度当初予算額	関連する指標
⑥出入国審査システムの維持・管理（－年度）	4,429百万円（4,423百万円）	5,355百万円（5,340百万円）	5,508百万円（4,853百万円）	6,138百万円	1,2,3

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・日本人出帰国審査システム 日本人の出帰国手続のデータ管理システム ・在留カード等発行システム	0061

中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム
・電子届出システム
中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム
・指紋照合システム
退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム
・事前旅客情報システム
乗員及び乗客情報を当局が保有する要注意人物リストと照合するシステム
・乗員上陸許可支援システム
海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム

達成手段（開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
⑦外国人の出入国情報の管理 （ ー 年度）	3,264百万円 （3,180百万円）	3,227百万円 （3,134百万円）	2,128百万円 （2,084百万円）	2,089 百万円	1,2,3

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム 外国人に係る出入国審査等の各手続を行うデータ管理システム	0062

施策の予算額・執行	予算額計（執行額）			29年度当初予算額
	26年度	27年度	28年度	
	20,022百万円 （19,650百万円）	21,188百万円 （20,646百万円）	24,989百万円 （23,648百万円）	21,322百万円

*1 「不法滞在者等」
不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け，実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「偽装滞在者」
偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは，必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*3 「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）」（抜粋）

視点３．すべての旅行者が，ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

〇世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，以下の取組を実施。

・入国審査待ち時間を活用したバイオカート導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に，関西・高松・那覇にて実施，以降拡大）

・出発地空港で個人識別情報を事前取得し，入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）

・信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として，ビジネス客のみならず，外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）

・日本人の出帰国手続において，世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）

・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報を活用し，出国時に自動化ゲートが利用できるよう，速やかに検討）

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう，速やかに検討し，年内に結論を得る

*4　「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定)」（抜粋）

Ⅱ　治安の現状と戦略の概要

３　戦略の構成

（６）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（前略）

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により，不法残留者は大幅に減少したが，平成25年１月１日現在においても，なお，約６万２千人が存在している。また，近年は，偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により，身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが，治安対策上懸念されている。

そこで，平成24年７月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し，不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し，効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

（後略）

Ⅲ　戦略の内容

６　安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

（３）情報収集・分析機能の強化

① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し，外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため，新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え，入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し，偽装滞在の実態解明等に努め，在留資格取消手続等を的確に実施する。

*5 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「入管法等改正法」という。）が可決・成立し，平成24年７月９日までに順次施行された。

「新しい在留管理制度」とは，入管法等改正法により平成24年７月９日に導入された制度で，出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に基づき入国管理官署が把握していた情報と，外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ，法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって，①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し，在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため，在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり，②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか，③

在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど，我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*6　出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（一部概要）

（平成28年11月第192回国会成立・公布）

・偽りその他不正の手段により上陸許可や在留資格の変更許可等を受けた者に，不法入国や不法上陸と同等の罰則を科すとともに，営利の目的でその実行を容易にした者に対する罰則を設け，それに伴う退去強制事由や在留資格取消事由の整備を行う。

・付与された在留資格に応じた活動を行っていないのみならず，他の活動を行い又は行おうとして在留している場合には，３か月以上経過していなくとも，その在留資格を直ちに取り消すことを可能とし，また，その者が逃亡すると疑うに足りる相当の理由がある場合には，出国猶予期間を指定することなく，直ちに退去強制手続に移行する規定を設ける。

・在留資格の取消しに関する事実の調査については，入国審査官に加えて，入国警備官が行うことも可能とする。

*7　入国審査待ち時間の計測について

平成29年１月から新たに開始した取組であり，計測結果については，法務省ＨＰ上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

〇入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

〇入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて，観光，短期商用，親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から，入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

*8 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち，①３月以下の在留期間が決定された者，②短期滞在の在留資格が決定された者，③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者，不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*9 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであって，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第２条第９項第１号）をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については，入管法第68条の２において第１号法定受託事務とする旨を定めている。

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(14)）

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進 （政策体系上の位置付け：Ⅴ－12－(1)）
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため，円滑な出入国審査の実施を推進するとともに，安全・安心な社会の実現のため，不法滞在者等[*1]対策を推進する。
達成すべき目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため，自動化ゲート[*2]の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し，在留資格取消を厳格に実施することで，偽装滞在者[*3]への対策を推進する。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	19,659,780	20,536,495	19,672,612	21,321,838
		補正予算(b)	362,690	2,529,052	4,090,914	
		繰越し等(c)	0	△1,877,804	1,225,711	
		合計(a+b+c)	20,022,470	21,187,743	24,989,237	
	執行額（千円）		19,649,800	20,646,370	23,647,623	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月４日政令第319号）[*4] ○観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（平成27年６月５日観光立国推進閣僚会議決定）[*5] ○「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）[*6] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）[*7]

測定指標	平成28年度目標値	達成
１ 自動化ゲート利用者登録数（件）	対27年増	達成

基準値	実績値				
27年	24年	25年	26年	27年	28年
181,431	69,043	88, 671	129,684	181,431	215,691

測定指標	平成28年度目標値	達成
２ 自動化ゲート利用率（%）	対27年1.1ポイント増（7.9%）	達成

	基準値	実績値				
	27年	24年	25年	26年	27年	28年
	6.8	2.9	3.8	5.0	6.8	7.9

参考指標	実績値				
1 自動化ゲート通過者数（人）	27年	25年	26年	27年	28年
	2,229,976	1,322,434	1,690,557	2,229,976	2,752,294
2 自動化ゲート設置空港（成田，羽田，中部，関西）における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計（人）	27年	25年	26年	27年	28年
	32,965,417	34,416,567	33,712,574	32,965,417	34,820,538

測定指標	平成28年度目標値					達成
3 在留資格取消件数（件）	対27年増					おおむね達成
	基準値	実績値				
	27年	24年	25年	26年	27年	28年
	306	238	269	286	306	294

参考指標	実績値				
1 中長期在留者[*8]数（人）	24年	25年	26年	27年	28年
	1,652,292	1,693,224	1,763,422	1,883,563	2,043,872
2 不法残留者数（人） ※各年１月１日現在	24年	25年	26年	27年	28年
	67,065	62,009	59,061	60,007	62,818

評価	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分） 相当程度進展あり （判断根拠） 測定指標１，２，３は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標１及び２は目標を達成することができた。 測定指標３は，対前年増との目標は達成できなかったものの，平成28年は前年（同27年）の96パーセントである294件に達しており，過去の実績値の平均値（約

結果		275件）と比較してもこれを上回る実績を挙げていることから，本施策は「相当程度進展あり」とした。

施策の分析

（達成手段の有効性，効率性等）

【測定指標１，２関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」において，本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認，出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに，達成手段⑥「出入国審査システム[*9]の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において，出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ，達成手段⑤「バイオメトリクスシステム[*10]の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより，事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が，一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入（帰）国することを可能にするだけでなく，入国審査官を新規入国外国人の審査に重点的に配置することによって出入国審査全体を円滑かつ迅速に行う。

また，達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成28年度行政事業レビューにおいても，自動化ゲート利用者数は，前年に比べて増加しており，有効活用されている旨の点検結果を得ているところ，有識者協議会等で得られた提言[*11]や第５次出入国管理基本計画[*12]で掲げた基本方針を踏まえ，利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか，民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど，自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果，自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回ったことから，円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標３関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として，平成27年に引き続き，平成28年７月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会，また，12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い，偽装滞在者対策に資する事実の調査[*13]に必要な見識を深めるとともに，事実の調査の積極的な実施に努めた。また，達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により，在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し，偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

平成28年の在留資格取消件数の実績値については，前年に比べ12件下回り，対前年増との目標の達成には至らなかったが，対前年の96パーセントに達成しており，同件数に係る過去４年間（平成24年～27年）の実績値の平均値（約275件）と比較しても，これを上回る実績を挙げている。

実績値が減少した理由については微減であり分析することは困難であるが，次期目標達成に向け，引き続き，在留諸申請における情報にとどまらず，警察等の関係機関からの情報等を積極的に活用するほか，地方入国管理局間，担当部門間を越えた協力により，在留資格を取消していく。

さらに，平成29年においては，出入国管理及び難民認定法を改正し，１月１日から，在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか，在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし，目標の達成に向け，在留資格の取消しのための体制が強化されている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え，安全・安心な社会の実現のため，平成29年度事後評価の実施に関する計画においては，以下のとおり目標を設定し，各取組を推進していくこととしている。

【測定指標１】入国審査待ち時間20分以内達成率

自動化ゲートの利用促進については，引き続き，積極的な広報・周知活動，利用希望者への行政サ

	ービスの向上に努めるとともに，平成28年11月１日から運用を開始した「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする「トラスティド・トラベラー・プログラム」[*14]の広報活動を強化し，利用者拡大及び各空港における自動化ゲートの増設等の検討を進め，円滑な出入国審査を実施していくこととする。 　また，平成28年３月に明日の日本を支える観光ビジョン構想会議が取りまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」において，「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ，革新的な出入国審査を実現する」とされており，円滑な出入国審査を実施することは，政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため，平成29年１月から，全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し，公表しているところ，当該取組[*15]は，審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに，外国人入国者の利便性を高めるほか，空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により，よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。そのため，平成29年度事後評価の実施に関する計画においては，円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として，本取組の達成率を設定することとしている。 【測定指標２】在留資格取消件数 　平成28年の入管法改正により，平成29年1月1日から在留資格取消事由の新設及び在留資格取消しのための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うこととなり，在留資格取消しのための体制を強化したこと，また，情報収集・分析結果の活用により，偽装滞在が疑われる者の発見を行い，在留資格取消等厳格な対応を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 　平成29年７月７日 ２　実施方法 　会議 ３　意見及び反映内容の概要 　なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価の過程で使用したデータや文献等 ・「自動化ゲート利用者登録数の推移」 （入国管理局出入国管理情報企画官，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「自動化ゲート利用率の推移」 （入国管理局出入国管理情報企画官，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「在留資格取消件数の推移」 （入国管理局入国在留課，対象期間：平成24年１月１日～平成28年12月31日） ・「訪日外国人２５００万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」 （第６次出入国管理政策懇談会，平成25年５月20日） ・「今後の出入国管理行政の在り方」（第６次出入国管理政策懇談会，平成26年12月26日） ・「第５次出入国管理基本計画」（法務省，平成27年９月15日）

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 　業務の見直し等により，記録等の送料について縮減を図った。 　また，リース契約の期間が満了するシステム機器について，リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。 　さらに，他のシステムと統合することにより，機器借料や運用支援経費の縮減を図っ

	た。

担当部局名	入国管理局総務課企画室	政策評価実施時期	平成29年８月

*1「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続を経て在留資格を取得後，許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて，いわゆる偽装滞在者（*3参照）も含む。

*2「自動化ゲート」

自動化ゲートとは，あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報（バイオメトリクス）を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件（再入国許可を受けている等）に該当する外国人が，出入（帰）国時に，自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで，機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い，自動的に出入（帰）国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され，続いて平成21年９月に中部空港及び関西空港，平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3「偽装滞在者」

偽装結婚，偽装留学，偽装就労など，偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り，あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは，必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが，現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

*4「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月４日政令第319号）」

第９条

４　入国審査官は，次の各号のいずれにも該当する外国人が第７条第１項に規定する上陸のための条件に適合していると認定したときは，氏名，上陸年月日，上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備えられたものに記録することができる。この場合においては，第１項の規定にかかわらず，同項の証印をすることを要しない。

一　第７項の規定による登録を受けた者であること。

二　上陸の申請に際して，法務省令で定めるところにより，電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

７　法務大臣は，本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが，次の各号（特別永住者にあつては，第３号を除く。）のいずれにも該当し，かつ，その上陸しようとする出入国港において第４項の規定による記録を受けることを希望するときは，法務省令で定めるところにより，その旨の登録をすることができる。

一　第26条第１項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の２の12第１項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。

二　法務省令で定めるところにより，電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

三　当該登録の時において，第５条第１項各号のいずれにも該当しないこと。

第19条の19 法務大臣は，中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは，この款の規定により届け出ることとされている事項について，その職員に事実の調査をさせることができる。

２　入国審査官又は入国警備官は，前項の調査のため必要があるときは，関係人に対し，出頭を求め，質問をし，又は文書の提示を求めることができる。

３　法務大臣，入国審査官又は入国警備官は，第１項の調査について，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第59条の２ 法務大臣は，第７条の２第１項の規定による証明書の交付又は第12条第１項，第19条第２項，

第20条第３項本文（第22条の２第３項（第22条の３において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第21条第３項，第22条第２項（第22条の２第４項（第22条の３において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。），第26条第１項，第50条第１項若しくは第61条の２の11の規定による許可若しくは第22条の４第１項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には，入国審査官に事実の調査をさせることができる。

２　入国審査官は，前項の調査のため必要があるときは，外国人その他の関係人に対し出頭を求め，質問をし，又は文書の提示を求めることができる。

３　法務大臣又は入国審査官は，第１項の調査について，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

*5「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015（平成27年６月５日観光立国推進閣僚会議決定）」

４　先手を打っての「攻め」の受入環境整備

（１）空港ゲートウェイ機能の強化，出入国手続の迅速化・円滑化

＜出入国手続の迅速化・円滑化＞

・以下の取組により，2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

（前略）

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに，更なる大幅な増加に向けて，日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

（後略）

*6「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年３月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）」（抜粋）

視点３．すべての旅行者が，ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

〇世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し，20分以内の目標を目指すことなどを踏まえ，革新的な出入国審査を実現するため，以下の取組を実施。

・入国審査待ち時間を活用したバイオカート導入による個人識別情報の事前取得（2016年中に，関西・高松・那覇にて実施，以降拡大）

・出発地空港で個人識別情報を事前取得し，入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス（事前確認）を早期に実現（2017年度以降の早期の運用開始を目指す）

・信頼できる渡航者（トラスティド・トラベラー）として，ビジネス客のみならず，外国人観光客等の自動化ゲートの利用を実現（2020年までの実施を目指す）

・日本人の出帰国手続において，世界最高水準の顔認証技術を導入（2018年度以降早期の導入を目指す）

・外国人の出国手続において自動化ゲートの利用を拡大（入国時に提供された指紋情報を活用し，出国時に自動化ゲートが利用できるよう，速やかに検討）

・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間をインターネット上で公開できるよう，速やかに検討し，年内に結論を得る

*7「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ－３－（６）安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により，不法残留者は大幅に減少したが，平成25年１月１日現在においても，なお，約６万２千人が存在している。また，近年は，偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により，身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが，治安対策上懸念されている。

そこで，平成24年７月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し，不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し，効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また，不法滞在者等を縮減し，我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが，根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため，

① 水際対策

② 不法滞在等対策

③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし，具体的には，

ア）不法滞在対策，偽装滞在対策等の推進

イ）出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

・Ⅲ－６－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し，外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため，新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え，入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し，偽装滞在の実態解明等に努め，在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ－６－（３）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため，在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに，情報リテラシーの高い職員を育成し，これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また，関係機関との連携を図り，より有益な情報を入手し活用すること等により，入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*8「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち，①３月以下の在留期間が決定された者，②短期滞在の在留資格が決定された者，③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者，不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*9「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容，審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し，円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*10「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を，当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

*11「有識者からの提言」

（１）平成25年５月に法務大臣の私的懇談会である第６次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人２５００万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」が提出された。当該報告書では，広報・周知活動の充実や，自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり，入国管理局としてもこれらの提言を踏まえ，広報・周知活動により一層取り組むとともに，自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第６次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人２５００万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果（報告）」の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html）を参照。

（２）平成26年12月に上記（１）の第６次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では，観光立国実現に向けた取組の一つとして，平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨，また，不法滞在外国人縮減のための取組として，総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html）を参照。

*12「第５次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は，出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき，外国人の入国及び在留の管理

に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので，平成27年９月15日，第５次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では，観光立国実現に向けた取組として，自動化ゲートの利用拡大を掲げ，その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに，「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また，安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として，偽装滞在者対策の強化を掲げ，事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ，中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html）を参照。

*13「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は，中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために，中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の７～９），②氏名，生年月日，性別，国籍・地域（同法第19条の10），③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）のほか，所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）を対象として，各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また，出入国管理及び難民認定法第59条の２に規定する事実の調査は，在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*14「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち，一定回数以上の来日歴があり，事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け，出入国管理上問題を生じるおそれが少ない，「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに，上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成26年法律第74号）により，平成28年末までに施行することとされている。

*15 入国審査待ち時間の計測について

平成29年１月から新たに開始した取組であり，計測結果については，法務省ＨＰ上で公表している（http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html）。

〇入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポットに到着した時刻）＋入国審査場までの移動時間）

〇入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて，観光，短期商用，親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港（ターミナル・入国審査場ごと）ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から，入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政における国際協力の推進				
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	22
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	204,614	212,468	225,931	258,298	321,314
	補正予算（千円）					
	繰越し等（千円）					
	計（千円）	204,614	212,468	225,931		
執行額（千円）		192,545	195,393	204,765		
政策評価結果の概算要求への反映状況		平成２８年度事業は，国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて，アジア等の開発途上国に対し，法の支配及び良い統治（グッドガバナンス）の確立・発展に寄与するとともに，我が国の国際社会における地位の向上に資するために実施したところ，全ての測定指標に照らして目標を達成し，引き続き国際研修及び法制度整備支援いずれについても昨年度と同等かそれ以上の成果を挙げることが必要と考えられる。一方、行政評価レビューや政策評価懇談会において，オールジャパンによる法制度整備支援の連携強化の必要性を指摘されたこと等を踏まえ，平成３０年度概算要求に当たっては，引き続き，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力事業を一層推進し，刑事司法運営の改善，国際協力の推進及び法制度整備支援活動を一層充実させ，法制度整備支援を行うドナー間の連携を更に強化するための経費を増額すると共に，執行状況を踏まえて，謝金及び旅費等の削減を図るなどして，上記結果を反映させた。				

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	法務行政における国際協力の推進	番号	22

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必要な経費	258,298	321,314	△ 20,225
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計						258,298	321,314	△ 20,225
対応表において◆となっているもの	◆	1							
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							258,298 の内数	321,314 の内数	△ 20,225

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務行政における国際協力の推進			番号	22

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
法務行政における国際協力の推進	●	1	258,298	321,314	63,016	△ 20,225	通訳謝金等について執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の縮減を図った。
合計			258,298	321,314	63,016	△ 20,225	

平成29年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省29－(20)）

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて，支援対象国であるアジア等の開発途上国に，「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ，その発展に寄与するとともに，我が国の国際社会における地位の向上等に資するため，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 （Ⅵ-13-(2)）
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し，刑事司法実務家の能力向上，人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	・アジア等の開発途上国には，汚職のまん延，捜査・裁判等の実務運営の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や，基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。 　これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。そのため，刑事司法分野については，我が国政府を含む主要国において，国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援（キャパシティ・ビルディング支援）が重要である。 ・また，法制度整備支援については，支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに，貿易・投資環境の整備など，我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され，我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○Ｇ８司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）[*1] ○キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）[*2] ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年５月改訂）[*3] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）[*4] ○開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定）[*5] 　Ⅱ－(１)－イ　普遍的価値の共有，平和で安全な社会の実現 ○日・メコン協力のための新東京戦略2015（平成27年７月４日採択）[*6] 　Ⅱ－２－２　ソフト連結性の強化 ○知的財産推進計画2016(平成28年５月９日知的財産戦略本部決定)[*7] 　第３－１－（２）及び第４－２－（２）　今後取り組むべき施策 ○インフラシステム輸出戦略（平成28年５月23日改訂）[*8] 　第２章－１－(６)　インフラ海外展開のための法制度等ビジネス環境整備 ○日本再興戦略2016（平成28年６月２日閣議決定）[*9] 　第２－Ⅳ－（２）－ⅳ）インフラシステム輸出の拡大

	中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」 ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）[*10] 第２章－２－（３）　ＴＰＰ等に対応した海外の成長市場との連携強化
政策評価実施予定時期	平成30年８月

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度
１　国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	－	－	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し，研修参加者の能力向上，人材育成等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ，各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには，国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し，我が国，諸外国，国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで，「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし，国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し，目標の達成度合いを検証することとした。

また，研修内容やプログラムを充実させるためには，国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに，国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関（ＰＮＩ）を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで，研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として，国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況（実績）

28年度

日本を含む49か国から，218名の刑事司法実務家を招へいし，計11回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙１参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては，東南アジア10か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし，インドネシアのジョグジャカルタにおいて，インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により，「第10回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し，議長総括を行った。

なお，国際会議には，23の会議に34名が参加した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国際研修の実施件数（回）	7	7	6	10	11
国際研修への参加人数（人）	143	118	149	193	218
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙２のとおり				
国際会議への参加回数（回）	10	13	9	16	23

国際会議への参加人数（人）	11	15	16	27	34

測定指標	基準	施策の進捗状況（目標）
	基準年度	29年度
２　支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	―	―	法制度整備支援に関する国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ，それらの能力向上を図るためには，当該国の現状や問題点を把握した上で，我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また，法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには，諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて，支援対象国との円滑な意思疎通を図り，より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには，支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには，法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには，法制度整備支援に関わる政府，団体，企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し，かつ発展させることが不可欠である。

そこで，「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し，下記参考指標の実績値等を分析することにより，支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

施策の進捗状況（実績）

28年度

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で，ミャンマー，ラオス，ベトナム，インドネシア等から，司法省職員，裁判官，検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし，各国のニーズに応じて法案の起草，審査能力の向上，法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また，平成27年度から開始した，法令間の整合性，明確性の確保といった分野をテーマとする研修に加え，平成28年度からは，知的財産権の保護を軸として，新たなビジネス関係法令の整備も視野に入れた研修を開始するなど，支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では，専門家による講義，研修参加者による発表及び質疑応答，実務家との意見交換等を実施し，各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	年度ごとの実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
国際研修の実施件数（回）	13	9	9	11	16
国際研修への参加人数（人）	158	121	122	162	237
国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙３のとおり				
法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）	12	7	11	13	16

法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		18	25	28	22	31
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数，派遣件数には，同一専門家に対し，派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数（回）	15	27	22	22	35
	派遣件数（回）	15	26	21	23	33
法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数，派遣人数は延べ人数である。	依頼人数（人）	18	30	28	30	41
	派遣人数（人）	18	29	27	31	39
国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数（人）		125	155	174	176	164

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
①国際連合に協力して行う国際協力の推進 （昭和36年度）	84百万円 （80百万円）	89百万円 （83百万円）	97百万円 （85百万円）	105 百万円	1

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営し，各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして，犯罪防止・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また，東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて，参加者の能力向上，各国刑事司法の健全な発展，各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。	0066

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			29年度当初予算額	関連する指標
	26年度	27年度	28年度		
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 （平成７年度）	121百万円 （112百万円）	123百万円 （112百万円）	129百万円 （119百万円）	153 百万円	2

達成手段の概要等	平成29年行政事業レビュー事業番号
・相手国の要請やその実情に応じて，民法・民事訴訟法等の基本法令や経済法の起草支援，法の執行機関の強化を含む法制度の運用支援，法曹実務家等の人材育成支援等の法制度整備支援事業を行う。その手段として，本邦での各種研修の実施，相手国での現地セミナーの実施，専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として，我が国・相手国での研究会等の開催，専門家の派遣・招へいなどを行う。 ・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備，運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより，各国における法の支配の確立と	0067

健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに，我が国を含むアジア地域の持続的発展，さらには国際社会の平和と安全に貢献する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			29年度
	26年度	27年度	28年度	当初予算額
	205百万円 （192百万円）	212百万円 （195百万円）	226百万円 （205百万円）	258百万円

*1 「Ｇ８司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）」

我々は，国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について，各分野におけるＧ８各国の取組に焦点を当てるとともに，国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また，より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で，助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は，適切な二国間，地域間又は多国間のチャネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）」

司法制度，刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策，手続及び体制を整備し，並びに法執行，検察，裁判，弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み，我々はここに，適切な二国間，地域間又は多国間のチャネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年５月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し，立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに，我が国が将来に渡り，国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり，戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって，政府開発援助（ＯＤＡ）大綱，ＯＤＡ中期政策等に基づき，（１）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着，（２）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，（３）我が国の経験・制度の共有，我が国との経済連携強化といった観点から，基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお，同基本方針は，平成21年４月の海外経済協力会議で策定されたものであるが，今回の改訂は，「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や，エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに，我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し，戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年３月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため，アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに，各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*5 「開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため，「実定法の整備や法曹，司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*6 「新東京戦略2015（平成27年７月４日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から，同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され，今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*7 「知的財産推進計画2016（平成28年５月９日知的財産戦略本部決定）」

海外における正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組として，海外

での取締体制の支援促進のため，取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに，日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。」こととされているほか，我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組として，「新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに，効果的な司法手続を確立するため，司法関係者等に対して研修を行うなど，知財司法人材の育成を支援する」とされている。

*8　「インフラシステム輸出戦略（平成28年５月23日改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお，同戦略は，前記（*3）経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*9　「「日本再興戦略」2016（平成28年６月２日閣議決定）」

日本再興戦略2016における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で，「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。」とされている。

さらに，中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において，ＡＳＥＡＮ諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき，従来の取組に続き「ＡＳＥＡＮ諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*10　「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして，「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う。」とされている。

別表１　平成28年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研　修　名	件数	参　　加　　国	人数
国際研修・セミナー	3	バングラデシュ，ブータン，ブラジル，クック諸島，コートジボワール，エジプト，フィジー，グアテマラ，ギニア，香港，日本，ヨルダン，ケニア，大韓民国，ラオス，マレーシア，モルディブ，マリ，モンゴル，ミャンマー，ナミビア，ネパール，パキスタン，パナマ，パプアニューギニア，ペルー，フィリピン，スリランカ，タイ，ウズベキスタン，ベトナム	91
国別・地域別研修	6	ブルキナファソ，カンボジア，チャド，コートジボワール，コンゴ民，ラオス，マリ，モーリタニア，ミャンマー，ネパール，ニジェール，セネガル，タイ，ベトナム	76
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ，ブータン，ブラジル，カンボジア，エジプト，フィジー，ガイアナ，ホンジュラス，インドネシア，日本，カザフスタン，キルギス，ラオス，モルディブ，マリ，ミャンマー，ネパール，パプアニューギニア，ペルー，スリランカ，南スーダン，タジキスタン，タンザニア，ウクライナ，ウズベキスタン，ベトナム	30
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	ブルネイ，カンボジア，インドネシア，ラオス，マレーシア，ミャンマー，フィリピン，シンガポール，タイ，ベトナム	21
計	11	49か国	218

別表２　平成28年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期　間	会　　議　　名	人数
バンコク	28.5.11 ～ 13	国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）組織犯罪とテロとのつながりに関する専門家会合	1
ウイーン	28.5.23 ～ 27	第 25 回国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）	2

ヘルシンキ	28.6.14 ～ 17	国際刑法刑事施設財団専門家会合	2
北京	28.6.17 ～ 19	アジア犯罪学会	2
マニラ	28.7.28 ～ 29	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 身柄拘束されたテロ被疑者のリスク評価に関するワークショップ	1
バンコク	28.8.8 ～ 12	タイ王国法務研究所（TIJ）セミナー	1
バンコク	28.8.15 ～ 19	アセアン犯罪者処遇セミナー	1
トロント	28.10.2 ～ 5	国際社会内処遇協会会議	2
プノンペン	28.10.5 ～ 7	国連薬物・犯罪事務所（UNODC）ワークショップ	1
北京	28.10.16 ～ 21	第 36 回アジア太平洋矯正局長等会議	2
ブカレスト	28.10.23 ～ 28	第 18 回国際矯正刑務所協会総会	2
バンコク	28.11.8	国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNIs）調整会議	3
バンコク	28.11.9 ～ 11	ASEAN 犯罪防止刑事司法会議	3
ニューヨーク	28.12.1	JICA・国連開発計画（UNDP） 法の遵守文化・法の支配に関するシンポジウム	1
バタム	28.12.1 ～ 2	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 収容・社会復帰作業部会会合	1
ニューデリー	28.12.15 ～ 19	第 18 回犯罪学世界会議	1
カイロ	29.1.16 ～ 17	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 刑事司法・法の支配作業部会会合	1
マルタ	29.1.18 ～ 20	司法と法の支配についての国際研究所（IIJ）主催ワークショップ	1
マレーシア	29.2.27 ～ 28	日・ASEAN テロ対策対話	1
ジャカルタ	29.3.6 ～ 10	第 6 回アジア矯正建築実務者会議	2
ウィーン	29.3.8 ～ 9	国連薬物・犯罪事務所（UNODC） 法教育に関する専門家会合	1
チューリッヒ	29.3.9 ～ 10	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）調整委員会会合	1
シアヌークビル	29.3.20 ～ 22	国連薬物・犯罪事務所 UNDOC 主催セミナー	1
計			34

別紙2

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数	118	149	193	218

質問	回答区分※３	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体として，各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	70.3%(83人)	73.2%(109人)	71.0%(137人)	74.8%(163人)
	役立った。	20.3%(24人)	26.2%(39人)	26.4%(51人)	24.8%(54人)
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
全体として，刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※１	非常に有益であった。	69.0%(69人)	71.2%(94人)	71.5%(123人)	72.6%(143人)
	有益であった。	24.0%(24人)	28.0%(37人)	26.2%(45人)	23.9%(47人)
	どちらとも言えない。	2.0%(2人)	0.8%(1人)	0.6%(1人)	2.5%(5人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	1.0%(2人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	5.0%(5人)	0%(0人)	1.7%(3人)	0%(0人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※２	非常に役立った。	57.6%(68人)	61.7%(92人)	67.4%(122人)	75.4%(153人)
	役立った。	29.7%(35人)	36.2%(54人)	29.3%(53人)	24.1%(49人)
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	2.0%(3人)	0.6%(1人)	0.5%(1人)
	役立たなかった。	0.8%(1人)	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	66.1%(78人)	76.5%(114人)	72.0%(139人)	74.8%(163人)
	有益であった。	20.3%(24人)	22.8%(34人)	24.9%(48人)	23.9%(52人)
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0.9%(2人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	10.2%(12人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
この研修に参加したことは，自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	63.6%(75人)	68.5%(102人)	75.1%(145人)	75.7%(165人)
	有益であった。	28.0%(33人)	29.5%(44人)	19.2%(37人)	22.9%(50人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	2.0%(3人)	0.5%(1人)	1.4%(3人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)

※１　刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため，回答数が異なっている。
※２　グループワークを実施していない研修等があるため，回答数が異なっている。
※３　アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。
※４　各質問に対する回答者の割合は，それぞれ四捨五入によっているので，合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数	121	122	162	237
アンケート回収数	121	122	162	237
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	81.8%（99人）	75.4%（92人）	69.1%（112人）	74.7%（177人）
	習得できた。	17.4%（21人）	24.6%（30人）	30.9%（50人）	25.3%（60人）
	どちらとも言えない。	0.8%（1人）	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	93.4%（113人）	82.0%（100人）	81.5%（132人）	77.6%（184人）
	有意義であった。	6.6%（8人）	18.0%（22人）	18.5%（30人）	21.9%（52人）
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	（無回答）	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0.5%（1人）

平成28年度事後評価実施結果報告書

（法務省28－(15)）

施策名	法務行政における国際協力の推進 （政策体系上の位置付け：Ⅵ－13－(2)
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて，支援対象国であるアジア等の開発途上国に，「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ，その発展に寄与するとともに，我が国の国際社会における地位の向上等に資するため，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し，刑事司法実務家の能力向上，人材育成等を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

施策の予算額・執行額等	区分		26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	204,614	212,468	225,931	258,298
		補正予算(b)	0	0	0	－
		繰越し等(c)	0	0	－	
		合計(a+b+c)	204,614	212,468	225,931	
	執行額（千円）		192,545	195,393	204,765	

施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○Ｇ８司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）[*1] ○キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）[*2] ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）[*3] ○法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年5月改訂）[*4] ○インフラシステム輸出戦略（平成28年５月改訂）[*5] ○「日本再興戦略」2016（平成28年６月２日閣議決定）[*6] ○経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）[*7] ○知的財産推進計画2016（平成28年５月９日知的財産戦略本部決定）[*8] ○開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定）[*9] ○新東京戦略2015（平成27年７月４日採択）[*10]

測定指標	平成28年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し，研修参加者の能力向上，人材育成等に貢献する。	達成
施策の進捗状況（実績）		

日本を含む49か国から，218名の刑事司法実務家を招へいし，計11回の国際研修・セミナー等を実施した（別紙１参照）。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては，東南アジア10か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし，インドネシアのジャカルタにおいて，インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により，「第10回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し，議長総括を行った。

なお，国際会議には，23の会議に34名が参加した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
１ 国際研修の実施件数（回）	7	7	6	10	11
２ 国際研修への参加人数（人）	143	118	149	193	218
３ 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙２のとおり				
４ 国際会議への参加回数（回）	10	13	9	16	23
５ 国際会議への参加人数（人）	11	15	16	27	34

測定指標	平成28年度目標	達成
２ 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。	達成

施策の進捗状況（実績）

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で，ミャンマー，ラオス，ベトナム，インドネシア等から，司法省職員，裁判官，検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし，各国のニーズに応じて法案の起草，審査能力の向上，法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また，平成27年度から開始した，法令間の整合性，明確性の確保といった分野をテーマとする研修に加え，平成28年度からは，知的財産権の保護を軸として，新たなビジネス関係法令の整備も視野に入れた研修を開始するなど，支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では，専門家による講義，研修参加者による発表及び質疑応答，実務家との意見交換等を実施し，各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
１ 国際研修の実施件数（回）	13	9	9	11	16

2 国際研修への参加人数（人）		158	121	122	162	237
3 国際研修参加者の研修に対する満足度		別紙３－１のとおり				
4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）		12	7	11	13	16
5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）		18	25	28	22	31
6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数，派遣件数には，同一専門家に対し，派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	15	27	22	22	35
	派遣件数(回)	15	26	21	23	33
7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数，派遣人数は延べ人数である。	依頼人数(人)	18	30	28	30	41
	派遣人数(人)	18	29	27	31	39
8 国際専門家会議の開催回数（回）		1	1	1	1	1
9 国際専門家会議への参加人数（人）		125	155	174	176	164

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）目標達成 （判断根拠） 測定指標１，２は，各達成すべき目標に照らし，全て主要なものであると考えている。 測定指標１，２については，いずれも目標を達成することができたことから，本施策は「目標達成」と判断した。
	施策の分析	
	（測定指標の目標達成度の補足） 【測定指標１】 国際研修・セミナー等への参加者の満足度は，別紙２のアンケート調査結果のとおり，「非常に役立った。」，「役立った。」又は「非常に有益であった。」，「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても96パーセントを超えており，非常に有効であった。 東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは，議長総括を発表するとともに，参加した10か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委	

員会との緊密な関係を構築することができた。
国際研修・セミナー等では，日本を含む49か国から計218名の参加を得て活発な議論が行われたことにより，各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また，国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して，トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど，質の高い内容の研修・セミナー等を行い，効率的にその効果を高めるよう図った。
国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため，国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や，刑事司法関係機関，専門家とのネットワークを活用しているところ，国際会議への参加人数は，過去５年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。
以上の結果から，充実した研修を実施し，研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。
なお，上記施策の分析においては，行政評価レビューにおける点検結果を活用し，有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。
【測定指標２】
平成28年度の国際研修の実施件数及び参加人数は，参考指標１及び２のとおり，いずれも前年度の実績を大きく上回っており，特に参加人数については前年度と比較すると約１．５倍になるなど，大幅に増加して過去５年間で最多となったほか，法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数，専門家の派遣依頼件数及び人数についても，参考指標４，６及び７のとおり，過去５年で最多となっている。
また，諸外国からの研究員の招へい人数についても，参考指標５のとおり前年度の実績を上回り，過去５年間で最多になっている。
国際専門家会議の参加人数についても，参考指標９のとおり，前年度の実績を若干下回ったものの，過去５年間の平均値は上回っており，依然として多くの参加人数を確保している。
研修参加者の研修に対する満足度は，別紙３－１のアンケート調査結果のとおり，研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合，また，研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は，いずれも合わせて100パーセント（後者について無回答の１名を除く。）となっており，研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている（アンケートの内容は別紙３－２のとおり）。
国際研修の対象国・テーマ等は，別紙４のとおりであり，法制度整備支援の対象国と概要は，別紙５のとおり（「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋[*11]）である。
支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては，相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い，他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。
また，支援対象国の主体性・自主性を尊重し，相手国との信頼関係を構築しながら，相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため，現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集，これに基づく国際研修のテーマの選定，日本における学者等のサポート体制の構築，現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど，様々な点にも配慮した活動を行った。
さらに，ミャンマー，ラオス，ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は，研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官，検察官，弁護士等の法曹関係者とし，加えて，インドネシアにおいては，知的財産権保護法制支援の観点から，日本の特許庁に相当する官署の職員も参加者とした。
以上のことから，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

（達成手段の有効性，効率性等）
【測定指標１関係】
達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している，国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については，国際会議への積極的な参加等によって，最新の国際動向

等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り，国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか，同課題に係る情報収集，研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い，充実した内容の研修は，刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており，アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

【測定指標２関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修，諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については，支援対象国に対し，支援の効果が最大限となるよう，各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では，法制度整備支援は近時，政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ，支援対象国の発展につながるのみならず，我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり，かつ，同支援事業は，アジア諸国の市場経済化を進めるとともに，我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また，これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに，平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて，法制度整備支援事業を推進すべく，ＪＩＣＡプロジェクト[*12]における成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに，関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより，法務省のみならず，オールジャパン体制で，より効率的に支援活動を行うよう，支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は，法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり，支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように，本達成手段は，支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており，支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに，「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて，支援対象国であるアジア等の開発途上国に，「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ，その発展に寄与するとともに，我が国の国際社会における地位の向上に資するため，現在の目標を維持し，引き続き，法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標１】

国際連合と協力して行う研修については，国連との協定や「Ｇ８司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ，今後とも，本取組を継続実施していくこととする。

なお，同研修の在り方として，①国連の重要施策，②刑事政策に関する国際的動向・知見，③各国・地域・世界の刑事司法の実情，問題点，ニーズ，④我が国の重要施策，国益，刑事政策の動向，⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ，継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに，新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また，刑事司法分野における国際協力推進の礎として，本施策を継続実施し，国際会議に積極的に参加し，最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標２】

日本の法制度整備支援については，現在，平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ，近時，政府の経済政策においては

	日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され，法制度整備支援は，そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。 　また，支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は，我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり，今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し，相手国との信頼関係を構築しながら，支援を積極的に行うこととする。 　さらに，関係省庁・組織における支援が重複なくその効果が最大限となるよう，関係省庁等の連絡会合等を通じて，情報共有・連携を強化するとともに，各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し，知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するなど，より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用	１　実施時期 　平成29年７月７日 ２　実施方法 　会議 ３　意見及び反映内容の概要 〔意見〕 　支援対象国に対する法制度整備支援の実施は，複数省庁で行っているが，司令塔の不存在が問題であり，法務省が司令塔となっていくべきである。 〔反映内容〕 　法制度整備支援にはＪＩＣＡを始めとする関係省庁・組織が関わっており，それら関係省庁等が重複なく，かつ効果的に支援を行うためには，同支援全体を大局的に見て実施する必要があるところ，そのような司令塔機能の必要性を十分認識し，更なる連携の強化のため，平成28年度に関係省庁・機関との連絡会合を立ち上げたところであり，今後も同会合等の場を有効に活用して，司令塔機能の必要性の認識を共有しながら，戦略的・効果的に法制度整備支援を実施していく。

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○評価で使用したアンケート調査 　研修参加者アンケート調査結果は，法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。

備考	【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】 　旅費について執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の縮減を図った。 　また，通訳謝金等について執行実績を踏まえた見直しを行うことにより経費の縮減を図った。

担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課	政策評価実施時期	平成29年８月

---

*1　「Ｇ８司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）」

　我々は，国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について，各分野におけるＧ８各国の取組に焦点を当てるとともに，国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また，より効果的な法制度及

び法執行能力を整備する上で，助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は，適切な二国間，地域間又は多国間のチャネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するＧ８司法・内務閣僚宣言（平成20年６月11日～13日東京会議）」

司法制度，刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策，手続及び体制を整備し，並びに法執行，検察，裁判，弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み，我々はここに，適切な二国間，地域間又は多国間のチャネルを通じて，我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し，また，その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため，アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに，各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）（平成25年５月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し，立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は，良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに，我が国が将来に渡り，国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり，戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって，政府開発援助（ＯＤＡ）大綱，ＯＤＡ中期政策等に基づき，（１）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着，（２）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保，（３）我が国の経験・制度の共有，我が国との経済連携強化といった観点から，基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお，同基本方針は，平成21年４月の海外経済協力会議で策定されたものであるが，今回の改訂は，「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や，エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに，我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し，戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年３月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略（平成28年度５月改訂）」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお，同戦略は，前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略2016（平成28年６月２日閣議決定）」

日本再興戦略2016における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で，「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「海外展開先における法制度整備支援等のビジネス環境整備も推進する。」とされている。

さらに，中短期工程表「海外の成長市場の取り込み⑨」において，ＡＳＥＡＮ諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき，従来の取組に続き「ＡＳＥＡＮ諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして，「海外展開先における産業人材育成や法制度整備支援及びビジネス環境の整備を行う。」とされている。

*8 「知的財産推進計画2016（平成28年５月９日知的財産戦略本部決定）」

海外における正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組として，「海外での取締体制の支援促進のため，取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに，日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。」こととされているほか，我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組として，「新興国等における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに，効果的な司法手続を確立するため，司法関係者等に対して研修を行うなど，知財司法人材の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱（平成27年２月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため，「実定法の整備や法曹，司法関係者の育成等の法制

度整備支援」を行うこととされている。

*10 「新東京戦略2015（平成27年７月４日採択）」

東京にて開催された第7回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から，同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され，今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

*11 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

*12 「ＪＩＣＡプロジェクト」

政府開発援助（ＯＤＡ）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（ＪＩＣＡ）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣，研修員の受入れ，機材の供与）であり，法務省は，法制度整備支援に関する同事業につき，専門家派遣，研修の企画・実施，調査等において協力している。

別表１　平成28年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研　修　名	件数	参　　加　　国	人数
国際研修・セミナー	3	バングラデシュ，ブータン，ブラジル，クック諸島，コートジボワール，エジプト，フィジー，グアテマラ，ギニア，香港，日本，ヨルダン，ケニア，大韓民国，ラオス，マレーシア，モルディブ，マリ，モンゴル，ミャンマー，ナミビア，ネパール，パキスタン，パナマ，パプアニューギニア，ペルー，フィリピン，スリランカ，タイ，ウズベキスタン，ベトナム	91
国別・地域別研修	6	ブルキナファソ，カンボジア，チャド，コートジボワール，コンゴ民，ラオス，マリ，モーリタニア，ミャンマー，ネパール，ニジェール，セネガル，タイ，ベトナム	76
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ，ブータン，ブラジル，カンボジア，エジプト，フィジー，ガイアナ，ホンジュラス，インドネシア，日本，カザフスタン，キルギス，ラオス，モルディブ，マリ，ミャンマー，ネパール，パプアニューギニア，ペルー，スリランカ，南スーダン，タジキスタン，タンザニア，ウクライナ，ウズベキスタン，ベトナム	30
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	ブルネイ，カンボジア，インドネシア，ラオス，マレーシア，ミャンマー，フィリピン，シンガポール，タイ，ベトナム	21
計	11	49か国	218

別表２　平成28年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期　間	会　　議　　名	人数
バンコク	28.5.11 ～ 13	国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）組織犯罪とテロとのつながりに関する専門家会合	1
ウイーン	28.5.23 ～ 27	第 25 回国連犯罪防止・刑事司法委員会（コミッション）	2

ヘルシンキ	28.6.14 ～ 17	国際刑法刑事施設財団専門家会合	2
北京	28.6.17 ～ 19	アジア犯罪学会	2
マニラ	28.7.28 ～ 29	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 身柄拘束されたテロ被疑者のリスク評価に関するワークショップ	1
バンコク	28.8.8 ～ 12	タイ王国法務研究所（TIJ）セミナー	1
バンコク	28.8.15 ～ 19	アセアン犯罪者処遇セミナー	1
トロント	28.10.2 ～ 5	国際社会内処遇協会会議	2
プノンペン	28.10.5 ～ 7	国連薬物・犯罪事務所（UNODC）ワークショップ	1
北京	28.10.16 ～ 21	第 36 回アジア太平洋矯正局長等会議	2
ブカレスト	28.10.23 ～ 28	第 18 回国際矯正刑務所協会総会	2
バンコク	28.11.8	国連犯罪防止刑事司法プログラムネットワーク機関（PNIs）調整会議	3
バンコク	28.11.9 ～ 11	ASEAN 犯罪防止刑事司法会議	3
ニューヨーク	28.12.1	JICA・国連開発計画（UNDP） 法の遵守文化・法の支配に関するシンポジウム	1
バタム	28.12.1 ～ 2	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 収容・社会復帰作業部会会合	1
ニューデリー	28.12.15 ～ 19	第 18 回犯罪学世界会議	1
カイロ	29.1.16 ～ 17	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF） 刑事司法・法の支配作業部会会合	1
マルタ	29.1.18 ～ 20	司法と法の支配についての国際研究所（IIJ）主催ワークショップ	1
マレーシア	29.2.27 ～ 28	日・ASEAN テロ対策対話	1
ジャカルタ	29.3.6 ～ 10	第 6 回アジア矯正建築実務者会議	2
ウィーン	29.3.8 ～ 9	国連薬物・犯罪事務所（UNODC） 法教育に関する専門家会合	1
チューリッヒ	29.3.9 ～ 10	グローバル・テロ対策フォーラム（GCTF）調整委員会会合	1
シアヌークビル	29.3.20 ～ 22	国連薬物・犯罪事務所 UNDOC 主催セミナー	1
計			34

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数	118	149	193	218

質問	回答区分※３	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
全体として，各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。	非常に役立った。	70.3%(83人)	73.2%(109人)	71.0%(137人)	74.8%(163人)
	役立った。	20.3%(24人)	26.2%(39人)	26.4%(51人)	24.8%(54人)
	どちらとも言えない。	0.8%(1人)	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
全体として，刑事司法関係施設の見学は有益であったか。※１	非常に有益であった。	69.0%(69人)	71.2%(94人)	71.5%(123人)	72.6%(143人)
	有益であった。	24.0%(24人)	28.0%(37人)	26.2%(45人)	23.9%(47人)
	どちらとも言えない。	2.0%(2人)	0.8%(1人)	0.6%(1人)	2.5%(5人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	1.0%(2人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	5.0%(5人)	0%(0人)	1.7%(3人)	0%(0人)
グループワークは課題の認識と今後の取組の方向性の共有に役立ったか。※２	非常に役立った。	57.6%(68人)	61.7%(92人)	67.4%(122人)	75.4%(153人)
	役立った。	29.7%(35人)	36.2%(54人)	29.3%(53人)	24.1%(49人)
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	2.0%(3人)	0.6%(1人)	0.5%(1人)
	役立たなかった。	0.8%(1人)	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	1.1%(2人)	0%(0人)
アジ研教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。	非常に有益であった。	66.1%(78人)	76.5%(114人)	72.0%(139人)	74.8%(163人)
	有益であった。	20.3%(24人)	22.8%(34人)	24.9%(48人)	23.9%(52人)
	どちらとも言えない。	3.4%(4人)	0%(0人)	0.5%(1人)	0.9%(2人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)	0.5%(1人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	10.2%(12人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
この研修に参加したことは，自国の刑事司法の発展に有益であったか。	非常に有益であった。	63.6%(75人)	68.5%(102人)	75.1%(145人)	75.7%(165人)
	有益であった。	28.0%(33人)	29.5%(44人)	19.2%(37人)	22.9%(50人)
	どちらとも言えない。	0%(0人)	2.0%(3人)	0.5%(1人)	1.4%(3人)
	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※３	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)	0%(0人)

※１　刑事司法関係施設の見学を実施していない研修等があるため，回答数が異なっている。
※２　グループワークを実施していない研修等があるため，回答数が異なっている。
※３　アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。
※４　各質問に対する回答者の割合は，それぞれ四捨五入によっているので，合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

指標	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
研修参加人数	121	122	162	237
アンケート回収数	121	122	162	237
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新しい知識を習得したか	多くの知識を習得できた。	81.8%（99人）	75.4%（92人）	69.1%（112人）	74.7%（177人）
	習得できた。	17.4%（21人）	24.6%（30人）	30.9%（50人）	25.3%（60人）
	どちらとも言えない。	0.8%（1人）	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
研修が有意義であったか	大変有意義であった。	93.4%（113人）	82.0%（100人）	81.5%（132人）	77.6%（184人）
	有意義であった。	6.6%（8人）	18.0%（22人）	18.5%（30人）	21.9%（52人）
	どちらとも言えない。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	（無回答）	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0.5%（1人）

研修アンケート

（各項目右端の□の該当する箇所に☑ を付けてください）

セッション名：

実　施　日：

１　研修の期間は適切でしたか？

１	長すぎた。	□
２	ちょうど良かった。	□
３	短すぎた。	□

２　講義，協議時における教室等の環境はどうでしたか？

１	快適だった。	□
２	どちらとも言えない。	□
３	あまり快適ではなかった。	□

３　今回の研修で新しい知識を修得できましたか？

１	多くの知識を修得できた。	□
２	修得できた。	□
３	どちらとも言えない。	□
４	修得できなかった。	□
５	全く修得できなかった。	□

４　研修全般については，どうでしたか？

１	大変有意義であった。	□
２	有意義であった。	□
３	どちらとも言えない。	□
４	有意義でなかった。	□
５	全く有意義でなかった。	□

ご協力に感謝します。

国　際　研　修　実　施　一　覧

平成29年4月1日現在

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成　6年度	1	第1回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(6)	H６.10. ３～10. ７ (1週間)	日本における民事法の概要等	
平成　7年度	1	第2回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H７.10.16～11. ２ (３週間)	日本における国籍法等の概要	
	2	第1回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H８. 2.27～ 3.15 (３週間)	司法制度の概要	
平成　8年度	1	ベトナム国法整備支援研修(刑法)	ベトナム(5)	H８. 8.19～ 8.30 (２週間)	刑法，刑事訴訟法	
	2	第3回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H８. 9. 2～ 9.20 (３週間)	商法，日本の裁判制度・法律家養成の概要	
	3	第2回カンボジア司法支援研修	カンボジア(6)	H８.11.19～12.12 (３週間)	日本の司法制度概要	
	4	ロシア司法関係専門家招聘	ロシア(4)	H９. 1.21～ 1.30 (10日間)	日本の司法制度	
	5	第1回国際民商事法研修	モンゴル(3) ミャンマー(3) ベトナム(3) 日本(7)	H９. 2.17～ 3.20 (５週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度，法律関係者の養成)	
平成　9年度	1	第4回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(8)	H９. 6.16～ 7. 4 (３週間)	戸籍・登記・供託	
	2	第5回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(12)	H９.10.13～10.31 (３週間)	民事執行法・民事訴訟法	
	3	第3回カンボジア司法支援研修	カンボジア(5)	H10. 1.13～ 2. 6 (３週間)	日本の司法制度概要	
	4	第2回国際民商事法研修	カンボジア(1) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(1) ベトナム(1) 日本(6)	H10. 2. 2～ 3. 6 (５週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度，裁判外の紛争処理システム)	

別紙４

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6.15～ 7.10 （４週間）	会社法(証券取引法を含む)	
	2	第7回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(11)	H10.10. 5～10.30 （４週間）	知的財産権	
	3	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8.24～ 9.18 （３週間）	司法行政の在り方，裁判官・ 検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H11. 1.12～ 2. 5 （３週間）	民法・民事訴訟法	
	5	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10.11.16～12.11 （４週間）	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1～ 3. 5 （５週間）	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア(20)	H10.10. 2～11.25 （８週間）	経済関係法	
	8	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	H11. 2.19～ 3.12 （３週間）	基本法・環境法・地方自治法	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11. 6. 7～ 7. 2（４週間）	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H11.10. 4～10.29（４週間）	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ベトナム(10)	H11.10.18～11. 5（３週間）	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP)の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア(15)	H12. 1.17～ 1.21（１週間）	日本の司法制度概要	
	5	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) モンゴル(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) アルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) リトアニア(1) 日本(3)	H11.11.15～12.10（４週間）	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	6	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(6)	H12. 1.24～ 2.25（５週間）	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11. 8～12. 3（４週間）	基本法・経済法・司法制度	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7.10～ 7.21 （２週間）	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4～ 9.14 （２週間）	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2.19～ 3. 5 （２週間）	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12.11. 6～11.17 （３週間）	基本法・経済法・司法制度	
	5	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5～ 6.30 （４週間）	日本の司法制度，戸籍・犯歴制度	
	6	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9.18～10.13 （４週間）	弁護士制度，WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12.10.16～11.10 （４週間）	日本の検察，刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2.19～ 3.16 （４週間）	日本の裁判所制度関係	
	9	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1.22～ 2.23 （５週間）	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修（ADB研修）	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスタン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5.18～ 7.26 （70日）	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB)の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4.18 （１日）	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員（不動産登記専門家）研修	ロシア(8)	H13. 1.29～ 2. 2 （５日）	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス （1）	H13. 3.21～ 4.27 （６週間）	日本の司法制度研究	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 5.14～ 6. 8（４週間）	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13.6.18～7.13（４週間）	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8.27～ 9. 7（２週間）	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H13. 9.17～10.12（４週間）	民事訴訟手続	
	5	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13.10.15～11. 9（４週間）	基本法・経済法・司法制度	
	6	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13.12. 3～12.21（３週間）	民法起草支援	
	7	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4～ 3. 8（５週間）	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	8	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 2.25～ 3.20（４週間）	民法改正共同研究	
	9	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2.25～ 3.22（４週間）	基本法・経済法・司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13.10.29～11.13（２週間）	日豪司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターパート研修	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1～ 4.19（３週間）	日本との司法制度比較研究	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成14年度	1	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5.13～ 6. 7（４週間）	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	2	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判官裁判運営研修	フィリピン(15) 日本(3)	H14. 6. 3～ 6.24（３週間）	フィリピン司法制度の効率的運用	
	3	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 6.24～ 7.19（４週間）	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア法整備支援研修	インドネシア(11)	H14. 7. 8～ 7.27（３週間）	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	5	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9.17～10.11（４週間）	民事訴訟手続	
	6	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14.10.15～10.25（10日間）	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14.11. 5～11.29（３週間）	民法及び民事訴訟法起草支援	
	8	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14.10.28～11.22（４週間）	経済取引を促進する法制度 －中小企業に関する法制度を中心として－	
	9	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1.20～ 2.21（５週間）	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2.17～ 3. 7（４週間）	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3.10～ 3.20（10日間）	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3.24～ 4.11（20日間）	民法及び民事訴訟法	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成15年度	1	第2回インドネシア法整備支援研修（日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー）	インドネシア（17）	H15．6．9～ 7．4（４週間）	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2	日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア（4）	H15.10.20～10.31（12日間）	裁判外紛争処理	
	3	第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン（10）	H15.10.27～11.21（４週間）	経済取引を促進する法制度 －担保制度及び不動産登記制度を中心として－	
	4	第8回ラオス法整備支援研修	ラオス（16）	H15.11.10～11．2（12日間）	海外投資と債権担保	
	5	第9回ラオス法整備支援研修	ラオス（10）	H16．1.13～ 1.30（18日間）	教科書作成支援	招へい研究員（4名）を含む
	6	第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム（10）	H16．2．4～ 3．4（４週間）	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	7	2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア（3） ラオス(3) ベトナム（3） モンゴル（2） 日本（6）	H16．2.16～ 3.26（６週間）	知的財産権に関する法制度の比較研究	招へい研究員（モンゴル2名）を含む
平成16年度	1	第3回インドネシア法整備支援研修（日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー）	インドネシア（12）	H16．6．2～ 7．2（４週間）	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(法曹養成)	カンボジア（7）	H16．9．6～ 9.15（10日間）	法曹養成	
	3	第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16．9.27～10.15（11日間）	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
	4	第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	ウズベキスタン(12)	H16.10．1～10.29（29日間）	倒産法注釈書作成	
	5	第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16.11．4～11.18（15日間）	民法教科書作成	
	6	カンボジア王国法整備支援カウンターパート研修(民法・民訴法起草)	カンボジア（8）	H17．1.31～ 2.18（19日間）	民法・民訴法起草	
	7	第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム（9）	H17．1.25～ 2．4（11日間）	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8	第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム（12）	H17．2.21～ 3．4（12日間）	ベトナム改正民法起草	
	9	2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア（2） ラオス(3) ベトナム（3） ミャンマー（2） 日本（5）	H17．1.31～ 3．4（33日間）	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成17年度	1	第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5.23～ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成	
	2	第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5.23～ 6. 3 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	3	第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(14)	H17. 9. 6～ 9.16 (11日間)	判決書標準化	
	4	第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9.27～10.14 (18日間)	法曹養成	
	5	第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17.11. 7～11.18 (12日間)	民法教科書作成	
	6	第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17.11.14～11.25 (12日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第4回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H17.12. 5～12.16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	8	カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6～ 2.17 (12日間)	民法・民訴法起草	
	9	第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5～ 2.17 (12日間)	法曹養成	
	10	2005年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(2) ミャンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6～ 3.10 (33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組みー国際会社法ー	
平成18年度	1	第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5.22～ 5.29 (８日間)	倒産法注釈書作成	
	2	第5回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア(12)	H18. 7. 3～ 7.14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関する比較研究	
	3	第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7.31～ 8. 7 (８日間)	倒産法注釈書作成	
	4	第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4～ 9.12 (９日間)	倒産法注釈書作成	
	5	ベトナム最高人民裁判所との日越司法制度研修及び共同研究	ベトナム(4)	H18.10. 8～10.17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究	
	6	第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18.11.13～11.27 (15日間)	倒産法注釈書作成	
	7	第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18.11.21～12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容	
	8	2006年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5～ 3. 9 (33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
	9	第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 2.19～ 3. 3 (13日間)	法曹養成	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成19年度	1	第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(16)	H19. 7. 9～ 7.20 (12日間)	法曹養成	
	2	ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8.31～ 9. 6 (7日間)	意見交換	
	3	第1回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H19.10.22～11. 2 (12日間)	和解・調停制度研修	
	4	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1回本邦研修	中国(8)	H19.11.12～11.21(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5	第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H19.11.19～11.29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
	6	2007年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4～ 3.7(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
平成20年度	1	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2回本邦研修	中国(9)	H20.5.19～5.30(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2	第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20.6.23～7.4(12日)	犯罪学研究センター設立支援	
	3	第2回インドネシア和解・調停制度強化支援研修	インドネシア(12)	H20.7.7～7.18(12日)	和解・調停制度研修	
	4	第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H20.8.18～8.29(12日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5	第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H20.10.6～10.17(12日)	法曹養成	
	6	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修	中国(10)	H20.11.5～11.14(10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	7	第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	H20.12.10～12.19(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H21.2.9～2.20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	9	第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21.3.9～3.17 (9日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	10	第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(16)	H21.3.9～3.19 (11日)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴訟の比較研究	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
平成21年度	1	東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21.7.27～8.7(12日)	法案作成能力向上支援	
	2	第31回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21.8.17～8.21(5日)	不動産登記法・担保取引登録法起草支援	
	3	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21.9.9～9.17(9日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4	第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21.10.5～10.16(12日)	法曹養成	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4回本邦研修	中国(11)	H21.11.2～11.13(12日)	民事訴訟法・仲裁法改善，権利侵害責任法	
	6	インドネシア国別研修	インドネシア(12)	H21.11.2～11.13(12日)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7	第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H21.11.11～11.18(8日)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業等	
	8	第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30～12.11(12日)	改正刑事訴訟法起草	
	9	第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9～12.18(10日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.12.21～12.25(5日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその改善策	
	11	第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22.2.23～3.5(11日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	1	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H22.7.12～7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2	ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14～7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3	東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9～8.17(9日)	法案作成能力向上支援	
	4	ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」	ネパール(7)	H22.8.19～8.25(7日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	5	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5回本邦研修	中国(12)	H22.10.11～10.19(9日)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
	6	第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22.10.18～10.29(12日)	法曹養成	
	7	第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8～11.12(5日)	戸籍法起草支援	
	8	インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア(10)	H22.11.29～12.3(5日)	裁判官人材育成強化支援	
	9	第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7～12.17(12日)	中央アジア諸国における企業法制	
	10	第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22.12.13～12.22(11日)	刑事訴訟法改正支援	
	11	第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13～1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(14)	H23.2.1～2.10(10日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
	13	第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.3.14～3.22(9日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1	第9回ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23.6.20～6.24(5日)	法曹養成	
	2	第10回ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(7)	H23.10.3～10.14（12日）	法曹養成	
	3	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H23.10.17～10.28（12日）	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研修」	中国(8)	H23.11.7～11.12（６日）	裁判官養成	
	5	第4回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5～12.16（12日）	中央アジア諸国における企業法制	
	6	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(11)	H24.1.10～1.16（７日）	民事訴訟法改正支援	
	7	第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H24.1.23～2.3（12日）	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第38回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27～3.9（12日）	民法改正支援	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
	9	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.3.12～3.21 (10日)	裁判所組織法改正支援	
平成24年度	1	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」	中国(10)	H24.7.9～7.19(11日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法解説書準備」	ネパール(10)	H24.8.13～8.24(12日)	民法解説書作成支援	
	3	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24.9.5～9.12(8日)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24.9.18～9.27(10日)	裁判所能力強化支援	
	5	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24.10.1～10.12(12日)	民事訴訟関連法等改正支援	
	6	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(13)	H24.10.15～10.26(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	7	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H24.11.25～12.8(14日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	8	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24.11.29～12.14(16日)	中央アジア諸国における企業法制	
	9	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24.12.10～12.18(9日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H25.1.9～1.15(7日)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」	中国(12)	H25.1.28～2.5(9日)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(19)	H25.2.4～2.15(12日)	民法のモデル教材作成支援	
	13	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25.2.18～2.28(11日)	民法・民事訴訟法普及支援	
平成25年度	1	第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(15)	H25.7.29～8.9(12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	2	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(6)	H25.8.4～8.8(5日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	3	第45回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25.10.2～10.11(10日)	民事訴訟関連法等改正支援	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
	4	第9回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本邦研修	ラオス(12)	H25.10.7～10.18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	5	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(20)	H25.10.21～11.1(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	6	第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25.11.27～12.15(19日)	中央アジア諸国における企業法制	
	7	第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25.12.10～12.20(11日)	裁判所能力強化支援	
	8	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.2.10～2.21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	9	第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26.3.4～3.11(8日)	ベトナム国際私法改正支援	
平成26年度	1	第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26.5.17～5.31(15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2	第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.6.9～6.20(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3	第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26.9.15～9.27(13日)	裁判所能力強化支援	
	4	第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H26.10.20～10.31(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26.11.2～11.15(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26.12.1～12.13(13日)	裁判所能力強化支援	
	7	第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27.2.2～2.13(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27.3.1～3.14(14日)	ベトナム民法改正支援	
	9	第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27.3.1～3.14(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
平成27年度	1	第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27.6.28～7.11(14日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	2	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)第3回本邦研修	ラオス(17)	H27.8.23～9.2(11日)	法曹教育・研修改善支援	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
	3	第49回ベトナム法整備支援研修(OOG)	ベトナム(10)	H27.9.10～9.17(8日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H27.9.7～9.18(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27.11.22～12.5(14日)	裁判官・検察官人材育成支援	
	6	第50回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H27.11.24～12.3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27.11.8～11.21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回本邦研修	ネパール(20)	H27.3.1～3.14(14日)	裁判所能力強化支援	
	9	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本法研修	ラオス(18)	H27.12.6～12.19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	10	第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28.2.21～3.5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援	
	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(15)	H28.2.29～3.11(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
平成28年度	1	第7回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28.6.12～6.25(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	
	2	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第5回本邦研修	ネパール(15)	H28.7.18～7.30(13日)	事件管理に関する支援	
	3	第53回ベトナム法整備支援研修(首相府)	ベトナム(10)	H28.7.19～7.29(11日)	法令の整合性及び明確性確保のための能力向上支援	
	4	インドネシア法整備支援第1回本邦研修	インドネシア(21)	H28.7.20～7.29(10日)	知的財産権保護体制の強化支援	
	5	第54回ベトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(10)	H28.9.4～9.17(14日)	ベトナム財産登録法制定支援	
	6	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「経済紛争解決法」第8回本邦研修	ラオス(18)	H28.9.25～10.8(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	7	第9回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修	カンボジア(16)	H28.10.10～10.21(12日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8	インドネシア法整備支援第2回本邦研修	インドネシア(14)	H28.10.23～11.5(14日)	知的財産権保護体制の強化支援	

年　度	回数	名　　称	対象国（人員）	期　　間	テ　ー　マ	備　考
	9	インドネシア法整備支援第3回本邦研修	インドネシア(9)	H28.10.24～11.4(12日)	法令の整合性確保等のための支援	
	10	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「刑事関連法」第9回本邦研修	ラオス(19)	H28.10.30～11.12(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	11	第55回ベトナム法整備支援研修(最高人民裁判所)	ベトナム(10)	H28.11.6～11.19(14日)	家庭裁判所(家事・未成年者法廷)実務改善支援	
	12	第8回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28.11.20～12.3(14日)	和解・調停制度導入支援	
	13	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第6回本邦研修	ネパール(13)	H28.11.27～12.10(14日)	司法調停等に関する支援	
	14	ラオス法律人材育成強化プロジェクト「教育・研修改善」第10回本邦研修	ラオス(22)	H29.1.29～2.11(14日)	法曹教育・研修改善支援	
	15	インドネシア法整備支援第4回本邦研修	インドネシア(16)	H29.2.12～2.22(11日)	法令の整合性確保等のため支援	
	16	第9回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(16)	H29.2.26～3.11(14日)	ミャンマー倒産法起草支援	

※　国際民商事法研修は，平成14年度までは集団研修として実施。
※　中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは，1986 年にドイモイ（刷新）政策が採用され，それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし，市場経済への移行は，それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりませんでした。そこで，ベトナムは，我が国に対し，市場経済化に向けた法整備支援の要請を行い，法務省は，この要請に応じて，1994 年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として，それ以降，ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996 年には長期専門家１名（弁護士出身）が派遣され，JICA（当時の特殊法人国際協力事業団，現在の独立行政法人国際協力機構）による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000 年からは，法務省から長期専門家２名（検事出身と裁判官出身の各１名）を派遣するようになり，検事出身・裁判官出身・弁護士出身の長期専門家３名が首都ハノイに常駐し，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の４機関を協力機関として，民法，民事訴訟法などの基本法令の起草支援や，法令を実際に運用する人材の育成支援，実務の改善支援など幅広い活動が続けられてきました。

2015 年 4 月からは，ベトナムの法・司法改革の目標年である 2020 年を見据えた，「2020 年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が新たにスタートしました。同プロジェクトでは，長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え，ベトナム人研修員に対する日本国内での研修，日本の有識者を派遣して行う現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは，これまでの４つの協力機関に対し，起草支援，実務改善支援を引き続き行うほか，新たに首相府を協力機関に加え，法令の整合性，明確性の確保といったベトナムで新たに問題となっている分野への支援を新たに開始し，その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

カンボジア

カンボジアでは，1975 年から 1979 年にかけてのポル・ポト政権による支配，その後の長期間にわたる内戦，国連カンボジア暫定統治機構（UNTAC）の活動を経て，1993 年にカンボジア王国憲法が制定され，自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で，ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や，知識人の大量虐殺等により，基本法の整備が不十分で，それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい状態であったため，法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり，カンボジア政府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて，1996 年から，JICA（当時の特殊法人国際協力事業団，現在の独立行政法人国際協力機構）の枠組みにより，法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され，1999 年からは，民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし，その成果として，2006 年に民事訴訟法が，2007 年に民法がそれぞれ成立しました。その後も，法制度整備プロジェクトでは，民法・民事訴訟法の普及や，民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して，2005 年からは，民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため，民事教育の向上を目的として，王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは，将来の自立的運用を目指し，カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って，その能力強化を図り，現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため，法務省から裁判官出身者１名，検察官出身者延べ３名が長期専門家としてカンボジアに派遣され，教官候補生に対する指導，模擬裁判の実施，教材作成などの支援活動を行ってきました。

2012 年４月から，民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし，カンボジアの主要法律機関である司法省，王立司法官職養成学院（前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織），カンボジア弁護士会，王立法律経済大学の４機関を対象として，新たな枠組みでプロジェクトがスタートし，日本の裁判官・検事・弁護士出身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして，人材育成に取り組んでいます。

ラオス

ラオスは，1986 年に「新思考（チンタナカーン・マイ）」政策を導入して自由化を進める一方，経済面では，「新経済メカニズム」を導入し，経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして，1997 年に東南アジア諸国連合（ASEAN）に加盟した後，2013 年には世界貿易機関（WTO）への加盟を果たしました。この間，ラオスでは，市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが，基本法の整備も十分ではなく，存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また，立法手続は必ずしも効率的とはいえず，法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には，法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中，独立行政法人国際協力機構（JICA）が，技術プロジェクトの一環として，2003 年から 2008 年にかけて，(1)民法及び商法の教科書作成支援，(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり，国際協力部では，長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も，当部では，JICA，名古屋大学等と協力して，ラオス支援のニーズを把握するため，現地調査等を続け，これを踏まえ， 2010 年７月から４年間にわたり，関係４機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施機関とし，ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指し，JICA の「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ１）」が実施され，ラオスの民法，民事訴訟法及び刑事訴訟法の執務参考資料の作成等を通じて人材育成能力強化の土台が築かれるなどの成果を上げ，引き続き，2014 年７月から，「同プロジェクト（フェーズ２）」（４年間）が開始されました。フェーズ２では，フェーズ１の成果を土台にして，引き続き，関係４機関を実施機関とし，関係４機関及びその職員の(1)法令の起草，(2)法令の運用・執行，(3)法学教育・法曹養成研修，継続的実務研修の改善，(4)法令の普及・理解促進のそれぞれの能力の向上を目指すものです。

当部では，上記プロジェクト（フェーズ１及びフェーズ２）のために教官を長期・短期

の専門家として現地に派遣しているほか，日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では，ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき，独立行政法人国際協力機構（JICA）等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき，2004 年から，ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し，2007 年３月に同注釈書ロシア語版，同年９月にウズベク語及び日本語版，翌 2008 年３月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また，2008 年度から 2013 年度まで，カザフスタン，キルギス，タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しています。

韓国

国際協力部では，日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に，両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに，両国間のパートナーシップを醸成することを目的として，「日韓パートナーシップ共同研究」を毎年１回日韓両国で約 10 日間ずつ実施しています。この共同研究では，所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

中国

中国は，1949 年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが，1990 年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し，2001 年には世界貿易機関（WTO）に加盟して，現在，市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで，古来より密接な関係がありましたし，近年は中国に進出する日本企業も数多く，中国との関わりがますます深まっていることから，中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方，中国側も，明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから，2006 年，日本に対し，民事訴訟法等の改正にあたって，日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて，国際協力部では，独立行政法人国際協力機構（JICA）等と協力し，2007 年から，民事訴訟法及び民事関連法の立法支援，2012 年から，行政訴訟法及び行政関連法の立法支援，さらに 2014 年からは，経済及び社会分野の立法支援を実施しています。支援の中心は，現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが，これらの支援の結果，中国で 2009 年に権利侵害責任法（不法行為法），2010 年に渉外民事関係法律適用法（国際私法）が制定され，2012 年に中国民事訴訟法，2013 年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が挙がっています。

インドネシア

約２億 4900 万人の人口を擁するインドネシアは，近年，着実な経済成長を続けており，更なる経済発展を支える基盤として，法制度，司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では，インドネシア政府からの支援要請に基づき，独立行政法人国際協力機構（JICA）及び財団法人国際民商事法センター（ICCLC）等と協力して，2007 年３月から２年間にわたって，(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援，(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援，(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も，インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたいとの要望が寄せられたため，2010 年４月以降，法務省独自の取組みとして，裁判官を日本に招いて人材育成制度の共同研究を行うなどして，裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに，今年度からは，JICA 等と協力し，インドネシア最高裁判所，同法務人権省法規総局及び同省知的財産総局を対象機関として，インドネシア知的財産法の起草・審査における法的整合性を向上させる体制を整備するとともに，知的財産を保護する体制を強化することを目的とした新たなプロジェクトを実施する予定です。

ミャンマー

ミャンマーは，2011 年３月に，長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上，民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重要であるとして，法の支配の徹底を課題に挙げ，以後，種々の政策を押し進め，着実に民主化への道を歩んでいます。

日本政府も，そのようなミャンマーの改革努力を評価し，2012 年４月，日ミャンマー首脳会談において，「ミャンマーの民主化及び国民和解，持続的発展に向けた改革努力を後押しするため，それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は，「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として，ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに，日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

当部は，ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく，2012 年以降，外務省や JICA，大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら，現地調査を実施し，連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいして，共同研究を行うなどして，法律分野での交流を促進してきました。

そして，2013 年８月には，JICA において，連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で，法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて，ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」（期間３年間）の合意に至り，同年 11 月から，同プロジェクトが正式始動しました。同プロジェクトでは，起草支援，審査支援や人材育成支援の分野で，積極的に協力を押し進めることとなっており，当部は，プロジェクト開始後，関係機関と緊密に連携をとりながら，職員を現地に長期派遣するなどして，同プロジェクトに全面的に協力しています。

ネパール

ネパールは，民主化運動を経て，2008 年 5 月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し，その後，制憲議会により憲法制定作業を進めています。また，これと並行して，法制度の抜本的な近代化を目指し，１９世紀に制定され，現在もなお効力を有する「ムルキ・アイン法典」（民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法の４分野を包摂する法典）の分割改正作業に着手し，2011 年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では，ネパールの民主化への歩みを支援するため，JICA などと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として，民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか，ネパールでは，訴訟遅延が大きな問題となっていることから，2012 年には，裁判官などを対象に「事件管理」をテーマとした研修を実施し，2013 年 9 月からは，JICA において，新たに「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始され，国際協力部もこれに協力しています。このプロジェクトは，最高裁判所を主な実施機関として，事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を目指すもので，2013 年 12 月以降，同プロジェクトの本邦研修を実施しています。また，刑事法分野については，これまで国際協力部独自の支援として，ネパールの検事総長府との間で共同研究を実施してきましたが，2013 年 8 月以降，国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）との共催で，ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。

東ティモール

東ティモールは，1975 年にポルトガル植民地支配から脱しましたが，その直後インドネシアに侵攻され，長い紛争後の 2002 年にようやく独立を果たした，21 世紀最初の独立国です。独立後は国連等国際機関や先進国の支援を受けながら国づくりを進めており，現在は，ASEAN 加盟を目指して国づくりの基盤となる法整備に取り組んでいます。

法整備を行うにしても，東ティモールでは法整備を行う人材や情報，経験が極端に不足しているため，外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から，国際協力部では，JICA（独立行政法人国際協力機構）と連携するなどして，2009 年から，東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し，政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで，日本での研修や現地でのセミナーを通じて，立法技術に関する研修のほか，「逃亡犯罪人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し，東ティモールの法案起草担当者が，単なる外国法のコピーアンドペーストではなく，自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		施設の整備				
評価方式		事業	政策目標の達成度合い		番号	23
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	20,002,623	19,201,344	21,255,371	23,880,334	33,789,438
	補正予算（千円）	8,985,961	13,225,281	19,495,953		
	繰越し等（千円）	△ 4,997,028	2,975,881	△ 6,137,361		
	計（千円）	23,991,556	35,402,506	34,613,963		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		20,553,603	32,366,375	34,045,676		
政策評価結果の概算要求への反映状況		行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令第３条第３項に該当する政策について，「事業計画の必要性」，「事業計画の合理性」，「事業計画の効果」の３つの評価指標から評価を実施し，新規採択事業として要件を満たしたものについて，施設の整備に要する経費を要求した。 また，建設費用等を削減するため，資材単価等の見直しを行うことにより，経費を削減した（△28,327千円）。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	施設の整備	番号	23

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般会計	法務本省	法務省施設費	法務省施設整備に必要な経費	21,403,013	30,845,728	△ 28,327
	●	2	一般会計	法務本省	法務省施設費	民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費	2,249,765	2,249,765	
	●	3							
	●	4							
	小計						23,652,778 の内数	33,095,493 の内数	△ 28,327
対応表において◆となっているもの	◆	1	東日本大震災復興特別会計	復興庁	法務行政復興事業費	法務省施設整備に必要な経費	227,556	693,945	
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計						227,556 の内数	693,945 の内数	
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							23,880,334 の内数	33,789,438 の内数	△ 28,327

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	施設の整備			番号	23

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額 29年度 当初予算額	予算額 30年度 概算要求額	予算額 増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
収容施設の整備充実	●	1	14,677,326	22,879,380	8,202,054	△ 28,327	建設費用等を削減するため，資材単価等の見直しを行うことにより，経費を削減した。
合計						△ 28,327	

平成29年度事後評価の実施に関する計画

１．施策名等

（法務省29－(21)）

施策名	施設の整備（熊谷拘置支所整備等事業）
担当部局名	大臣官房施設課
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－14－(2)）
政策評価実施予定時期	平成30年８月
評価方式	事業評価方式

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

熊谷拘置支所の旧庁舎は，昭和34年に建築されたコンクリートブロック造の建物であったところ，経年による老朽化が著しく，建具が腐食していたほか，給排水設備の劣化により不具合が随所にみられ，施設運営に支障を来していた。

（２）目的・目標

施設の老朽を解消するとともに，被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより，適切な収容環境を確保することを目的とした。

（３）具体的内容

事業場所：埼玉県熊谷市箱田１丁目16番１号
事業時期：平成20年度から（平成24年度から供用開始）
延べ面積：3,001平方メートル

３．事前評価の概要

平成19年８月，「大臣官房施設課における事業評価の概要[*1]」（以下「旧システム」という。）に基づき，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

事業の緊急性・優先性　109点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，収容能力，施設の不備，法令等の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）2.1

※　事業の効果が基準レベルである１以上のものを効果のある事業とする。

※　事業の効果とは，総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物の新営による効果（安全性の向上，業務効率・処遇改善，建物価値の向上，過剰収容への対応，環境への配慮，地域への寄与，位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性　100点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したもので

ある。

① 地域との調和（周辺環境との調和）

② 業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実，円滑な業務の遂行，被収容者の処遇・生活環境の改善，職員の執務環境の向上）

③ 環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））

④ フレキシビリティの向上

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしていた。

４．評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム[*2]」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，Ｂ１については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては，「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１））」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，Ｂ２については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２）により，各分類ごとにその取組状況を評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

５．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

６．備考

本計画に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。

---

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目		係数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは，施設全体を示し，他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

（事後評価）

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

平成29年度事後評価の実施に関する計画

１．施策名等

（法務省29－(22)）

施策名	施設の整備（郡山第２法務総合庁舎整備等事業）
担当部局名	大臣官房施設課
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－14－(2)）
政策評価実施予定時期	平成30年８月
評価方式	事業評価方式

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

福島地方法務局郡山支局の旧庁舎は，昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造２階建ての建物であったところ，登記事件増加とそれに伴う大型機器の導入等に加え，統合受け入れのため，事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方，仙台入国管理局郡山出張所の旧庁舎は，昭和61年に建築された鉄骨造１階建ての建物であったところ，職員数，ＯＡ機器等の増加に伴い，執務面積不足となっていた。

（２）目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって，面積不足の解消を図るとともに，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図ることを目的とした。

（３）具体的内容

事業場所：福島県郡山市希望ヶ丘31番26号
事業時期：平成21年度から（平成24年度から供用開始）
延べ面積：5,174平方メートル
入居官署：福島地方法務局郡山支局
仙台入国管理局郡山出張所

３．事前評価の概要

平成20年８月に，「大臣官房施設課における事業評価の概要[*1]」（以下「旧システム」という。）に基づき，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

事業の緊急性・優先性　120点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，事務所の借用，庁舎の分散，都市計画の関係，立地条件の不良，衛生条件の不良，施設の不備，法令等の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）3.0

※　事業の効果が基準レベルである１以上のものを効果のある事業とする。

※　事業の効果とは，総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便，地域への寄与，安全の確保，環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁者対応機能の充実，業務効率・適切な業務の遂行，防犯性

の向上，位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性　121点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したものである。

①　位置（用地取得の見込み，災害防止・環境保全，アクセスの確保，都市計画・土地利用計画等との整合性，敷地形状）

②　規模（建築物の規模，敷地の規模）

③　構造（単独庁舎，総合庁舎としての整備条件，機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしていた。

４．評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム[*2]」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，Ｂ１については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては，「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１））」の各項目について効果の有無を確認する。

※　「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，Ｂ２については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２）により，各分類ごとにその取組状況を評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

５．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

６．備考

本計画に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。

---

*1　「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2　「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類	項目		係数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込		取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画あり、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境保全上著しい支障がある
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある			
構造	単独庁舎、総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない
	機能性等		適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある

収容施設の庁舎とは，施設全体を示し，他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

（事後評価）

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	人権	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	防災性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
	保安性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取り組みがなされている
		B	充実した取り組みがなされている
		C	一般的な取り組みがなされている

平成28年度事後評価実施結果報告書

１．施策名等

（法務省28－(17)）

施策名	施設の整備（高崎法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－14－(2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		20年度	21年度	22年度	23年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	0	0	276,990	1,593,060
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	0	276,990	1,593,060
	執行額（千円）		0	0	276,990	1,593,060
政策評価実施時期	平成29年8月			担当部局名	大臣官房施設課	
評価方式	事業評価方式					

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

前橋地方検察庁高崎支部・高崎区検察庁及び前橋刑務所高崎拘置支所が入居していた旧庁舎は，昭和41年度に建築された鉄筋コンクリート造３階建ての建物であったため，経年による老朽化が著しく，外壁の亀裂や漏水が随所に見られ，施設運営に支障を来していた。

また，ＯＡ機器等が導入されたことにより，事務室や調室等が面積不足となっていた。

（２）目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって，老朽及び面積不足の解消を図るとともに，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。

（３）具体的内容

事業場所：群馬県高崎市高松町26番地５
事業時期：平成20年度から（平成23年度から供用開始）
延べ面積：6,027平方メートル
入居官署：前橋地方検察庁高崎支部・高崎区検察庁
前橋刑務所高崎拘置支所
東京入国管理局高崎出張所
長野公安調査事務所高崎駐在官室（旧桐生駐在官室）

３．事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要[*1]」（以下「旧システム」という。）に基づき，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

ア　検察庁

事業の緊急性・優先性　119点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，事務所の借用，庁舎の分散，

都市計画の関係，立地条件の不良，衛生条件の不良，施設の不備，法令等の状況を点数化したものである。

イ　拘置支所

事業の緊急性・優先性　110点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，収容能力，施設の不備，法令等との適合の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）2.7

※　事業の効果が基準レベルである１以上のものを効果のある事業とする。

※　事業の効果とは，以下を総合した数値である。

①　検察庁支部部分の総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便，地域への寄与，安全の確保，環境への配慮）及び検察庁としての加算効果（来庁者対応機能の充実，被害者への配慮，業務効率・適切な業務の遂行，防犯性の向上，位置の改善）を比較した数値

②　拘置支所部分の総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物新営による効果（安全性の向上，業務効率・処遇改善，建物価値の向上，過剰収容への対応，環境への配慮，地域への寄与，位置の改善）を比較した数値

（３）有効性

ア　検察庁

計画の妥当性　133点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したものである。

①　位置（用地取得の見込み，災害防止・環境保全，アクセスの確保，都市計画・土地利用計画等との整合性，敷地形状）

②　規模（建築物の規模，敷地の規模）

③　構造（単独庁舎，総合庁舎としての整備条件，機能性等）

イ　拘置支所

計画の妥当性　100点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したものである。

①　地域との調和（周辺環境との調和）

②　業務の効率化・処遇改善（来訪者対応機能の充実，円滑な業務の遂行，被収容者の処遇・生活環境の改善，職員の執務環境の向上）

③　環境負荷の小さな施設づくり（環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設））

④　フレキシビリティの向上

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしていた。

４．評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム[*2]」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うため

の基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，Ｂ１については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」（新システムにおいては，「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１））の各項目について効果の有無を確認する。

※　「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，Ｂ２については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）により，各分類ごとにその取組状況を評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

５．事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用，施設の利用状況，事業期間等）の変化

事業は総額約19億円で平成20年度から平成23年度にかけて実施し，平成23年度に完成した。新規事業採択時の計画は，老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが，現地建替により，計画どおりに完了できた。

（２）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１），「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）のとおり，事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

・業務を行うための基本機能（Ｂ１評価）：１３３点
　業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙１参照）。

・政策及び重点施策に基づく付加機能（Ｂ２評価）：人権，環境保全性，防災性，保安性（以上評価Ａ），地域性，ユニバーサルデザイン，耐用・保全性（以上評価Ｂ）（別紙２及び３参照）。

・高崎法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を達成できた。

（３）事業実施による環境の変化

環境保全性（評価Ａ）の結果から，環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，事業の目的を果たしていると判断できる。

６．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

平成29年７月７日

（２）実施方法

会議

（３）意見及び反映内容の概要

なし

７．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

８．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

９．備考

本報告に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。また，平成２０年度及び２１年度は，仮庁舎及びとりこわし工事を行っていた期間であるため,予算額・執行額ともに０千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため，該当事項なし。

---

*1　「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2　「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

別紙１

５　事業計画の効果（Ｂ１）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(高崎法務総合庁舎)

分類	項目		係数 1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込		取得済み	国有地の所管替予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画あり，又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止，環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ，適切な規模が設定され，敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ，適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場，緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎，総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造，機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造，機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
							評点（各係数の積×100倍）		133

別紙２

６　事業計画の効果（Ｂ２）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別紙３

事業計画の効果（B2）に関する評価指標【高崎法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・自治体・近隣施設等との連携		A：3つ以上該当	B
		・地域住民との連携		**B：2つ該当**	
		・既存建造物（歴史的建築物）の有効利用		C：1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置	**緑地の設置**		
		・地域に開放された施設の設置			
		・周辺の自然環境への配慮			
		・周辺の都市環境への配慮			
		・地域の防犯への配慮	**敷地周辺部への外灯設置**		
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮			
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画		**A：2つ以上該当**	A
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	**被疑者専用出入口**	B：1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	**在留相談室の設置**	C：該当なし	
環境保全性	環境保全性	**・省エネ機器・システムの導入**	**高効率照明器具（Hf照明）**	**A：3つ以上該当**	A
		・屋上緑化	**屋上緑化**	B：2つ該当	
		・水の循環利用		C：1つ該当又は該当なし	
		・自然エネルギーの活用	**太陽光発電設備，ハイブリッド外灯**		
		・グリーン購入法の全面的な対応			
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用			
		・省エネシステムの導入			
機能性	ユニバーサルデザイン（敷地内）	・「建築物移動円滑化誘導基準」（望ましい規定）に基づく		A：「望ましい規定」に基づく	B
		・「建築物移動円滑化基準」（法令規定）の他，一部「望ましい規定」も付加	**一部「望ましい規定」（表示を施した障がい者専用駐車場等）**	**B：一部「望ましい」規定**	
				C：法令規定に基づく	
	防災性	・地震被害を軽減させる構造の採用		**A：3つ以上該当**	A
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置		B：2つ該当	
		・防潮板の設置		C：1つ該当又は該当なし	
		・雷保護の高性能化			
		・災害時の対策			
		・非常用飲料水の確保	**受水タンクの緊急遮断弁制御盤，採水用水洗の設置**		
		・停電対策	**自家発電設備の設置**		
		・保管室の防火性能の確保	**壁，建具等の防火仕様向上（網入りガラス）**		
	保安性	**・保安性の確保**	**護送用車両専用車庫(シャッター付)**	**A：2つ以上該当**	A
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	**監視カメラ対応**	B：1つ該当	
		・保管室の防犯性能の確保	**鉄格子の設置**	C：該当なし	
経済性	耐用・保全性	**・更新性の高い設備室**	**車両の寄付きが容易な位置に設置（機器更新に配慮）**	A：3つ以上該当	B
		・清掃を容易にする工夫		**B：2つ該当**	
		・メンテナンスを容易にする工夫	**排水溝内配管スペース**	C：1つ該当又は該当なし	
		・増築可能な建物配置			

平成28年度事後評価実施結果報告書

１．施策名等

（法務省28－(18)）

施策名	施設の整備（高知法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－14－(2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	279,637	1,074,973	1,139,539	
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	279,637	1,074,973	1,139,539	
	執行額（千円）		279,637	1,074,973	1,139,539	
政策評価実施時期	平成29年８月			担当部局名	大臣官房施設課	
評価方式	事業評価方式					

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

高知地方検察庁・高知区検察庁の旧庁舎は，昭和29年度に建築された鉄筋コンクリート造３階建ての建物であるが，経年による老朽化が著しく，設備面では空調設備が度々停止し，暖冷房期の施設運営に支障を来していた。

また，ＯＡ機器等が導入されたことにより，事務室や調室等が面積不足となっていた。

（２）目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって，老朽及び面積不足の解消を図るとともに，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。

（３）具体的内容

事業場所：高知県高知市丸の内一丁目４番１号
事業時期：平成21年度から（平成23年度から供用開始）
延べ面積：8,248平方メートル
入居官署：高知地方検察庁・高知区検察庁
高知保護観察所
高松入国管理局高知出張所（旧高知港出張所）

３．事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要[*1]」（以下「旧システム」という。）に基づき，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

事業の緊急性・優先性　109点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，事務所の借用，庁舎の分散，都市計画の関係，立地条件の不良，衛生条件の不良，施設の不備，法令等の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）3.3

※　事業の効果が基準レベルである１以上のものを効果のある事業とする。

※　事業の効果とは，総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便，地域への寄与，安全の確保，環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実，被害者への配慮，業務効率・適切な業務の遂行，防犯性の向上，位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性　133点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したものである。

①　位置（用地取得の見込み，災害防止・環境保全，アクセスの確保，都市計画・土地利用計画との整合性，敷地形状）

②　規模（建築物の規模，敷地の規模）

③　構造（単独庁舎，総合庁舎としての整備条件，機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしていた。

４．評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム[*2]」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，Ｂ１については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては，「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１））」の各項目について効果の有無を確認する。

※　「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，Ｂ２については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）により，各分類ごとにその取組状況を評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

５．事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用，施設の利用状況，事業期間等）の変化

事業は総額約25億円で平成21年度から平成23年度にかけて実施し，平成23年度に完成した。新規事業採択時の計画は，老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが，現地建替により，計画どおりに完了できた。

（２）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１），「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）のとおり，事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

・業務を行うための基本機能（Ｂ１評価）：133点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙１参照）。
・政策及び重点施策に基づく付加機能（Ｂ２評価）：地域性，人権，環境保全性，ユニバーサルデザイン，防災性，保安性（以上評価Ａ）は特に充実した取組がなされている（別紙２及び３参照）。
・高知法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を達成できた。

（３）事業実施による環境の変化

環境保全性（評価Ａ）の結果から，環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，事業の目的を果たしていると判断できる。

６．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

平成29年７月７日

（２）実施方法

会議

（３）意見及び反映内容の概要

なし

７．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

８．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

９．備考

本報告に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書及び事後評価実施計画書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため，該当事項なし。

---

*1　「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2　「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(高知法務総合庁舎)

分類	項目		係数 1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込		取得済み	国有地の所管替予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画あり，又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止，環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ，適切な規模が設定され，敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ，適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模		駐車場，緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎，総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造，機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造，機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
								評点（各係数の積×100倍）	133

別紙２

６　事業計画の効果（Ｂ２）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別紙３

事業計画の効果（B2）に関する評価指標【高知法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	**・自治体・近隣施設等との連携**	**自治体と「避難所としての施設利用に関する協定書」の締結**	**A：3つ以上該当**	**A**
		・地域住民との連携	**近隣住民への避難場所提供**	B：2つ該当	
		・既存建造物（歴史的建築物）の有効利用		C：1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置	**緑地の確保**		
		・地域に開放された施設の設置			
		・周辺の自然環境への配慮			
		・周辺の都市環境への配慮			
		・地域の防犯への配慮	**敷地周辺部への外灯の設置**		
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮	**セットバック，壁面線，高さを抑える，色彩，屋根形状**		
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画		**A：2つ以上該当**	**A**
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	**来庁者との動線分離**	B：1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	**カウンセリング室，被害者相談室の設置**	C：該当なし	
環境保全性	環境保全性	**・省エネ機器・システムの導入**	**LED，Hf照明の採用，氷蓄熱ピット**	**A：3つ以上該当**	**A**
		・屋上緑化	**屋上緑化**	B：2つ該当	
		・水の循環利用	**雨水利用設備**	C：1つ該当又は該当なし	
		・自然エネルギーの活用	**太陽光発電設備**		
		・グリーン購入法の全面的な対応	**照明制御システムの採用，変圧器**		
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	**都市ガス**		
		・省エネシステムの導入	**流量可変システム**		
機能性	ユニバーサルデザイン（敷地内）	**・「建築物移動円滑化誘導基準」（望ましい規定）に基づく**		**A：「望ましい規定」に基づく**	**A**
		・「建築物移動円滑化基準」（法令規定）の他、一部「望ましい規定」も付加		B：一部「望ましい」規定	
				C：法令規定に基づく	
	防災性	・地震被害を軽減させる構造の採用		**A：3つ以上該当**	**A**
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置	**電気室を7階に設置**	B：2つ該当	
		・止水板の設置		C：1つ該当又は該当なし	
		・雷保護の高性能化	**避雷器の設置**		
		・災害時の対策			
		・非常用飲料水の確保	**受水タンクの緊急遮断弁**		
		・停電対策	**自家発電装置，蓄電池，燃料の備蓄**		
		・保管室の防火性能の確保	**建具の防火性能向上**		
	保安性	**・保安性の確保**	**護送用車両専用車庫（シャッター付）**	**A：2つ以上該当**	**A**
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	**監視カメラ対応**	B：1つ該当	
		・保管室の防犯性能の確保	**認証装置付加**	C：該当なし	
経済性	耐用・保全性	**・更新性の高い設備室**	**車両の寄付きが容易な位置に設置（機器更新に配慮）**	A：3つ以上該当	**C**
		・清掃を容易にする工夫		B：2つ該当	
		・メンテナンスを容易にする工夫		**C：1つ該当又は該当なし**	
		・増築可能な建物配置			

平成28年度事後評価実施結果報告書

１．施策名等

（法務省28－(16)）

施策名	施設の整備（広島法務総合庁舎整備等事業）					
政策体系上の位置付け	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営 （Ⅶ－14－(2)）					
施策の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ，十分な行政機能を果たすことができるよう，執務室等の面積が不足している施設や，長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備，防災・減災対策を行う。					
施策の予算額・執行額等	区分		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
	予算の状況（千円）	当初予算(a)	484,478	1,017,522	3,238,579	3,800,553	2,656,907
		補正予算(b)	0	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	484,478	1,017,522	3,238,579	3,800,553	2,656,907
	執行額（千円）		484,478	1,017,522	3,238,579	3,800,553	2,656,907
政策評価実施時期	平成29年８月			担当部局	大臣官房施設課		
評価方式	事業評価方式						

２．事業等の内容

（１）課題・ニーズ

広島高等検察庁・広島地方検察庁・広島区検察庁，中国地方更生保護委員会，広島保護観察所，中国公安調査局及び法務総合研究所広島支所が入居していた旧庁舎は，昭和40年度に建築された鉄骨鉄筋コンクリート造６階建ての建物であったため，建物・附帯設備は経年による老朽化が著しく，施設運営に支障を来していた。

また，職員数の増加やＯＡ機器等が導入されたことにより，事務室や調室等が面積不足となっていた。

（２）目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって，老朽及び面積不足の解消を図るとともに，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図る。

（３）具体的内容

事業場所：広島県広島市中区上八丁堀２―15
事業時期：平成19年度から（平成23年度から供用開始）
延べ面積：35,440平方メートル
入居官署：広島高等検察庁・広島地方検察庁・広島区検察庁
中国地方更生保護委員会
広島保護観察所
中国公安調査局
法務総合研究所広島支所
広島入国管理局

３．事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要[*1]」（以下「旧システム」という。）に基づき，次のとおり評価を行った。

（１）必要性

事業の緊急性・優先性　119点

※　事業の計画の緊急性（必要性）に関する評点が基準レベルである100点以上のも

のを緊急性・優先性（必要性）のある事業とする。

※　事業の緊急性とは，現状施設の老朽度，面積不足，事務所の借用，庁舎の分散，都市計画の関係，立地条件の不良，衛生条件の不良，施設の不備，法令等の状況を点数化したものである。

（２）効率性

事業の効果（費用対効果）3.5

※　事業の効果が基準レベルである１以上のものを効果のある事業とする。

※　事業の効果とは，総費用（初期費用，維持修繕費）に対する建物の新営による効果（利用者の利便，地域への寄与，安全の確保，環境への配慮）及び法務総合庁舎としての加算効果（来庁舎対応機能の充実，被害者への配慮，業務効率・適切な業務の遂行，防犯性の向上，位置の改善）を比較した数値である。

（３）有効性

計画の妥当性　161点

※　計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。

※　計画の妥当性とは，以下に係る評価を視点にして，その効果を点数化したものである。

①　位置（用地取得の見込み，災害防止・環境保全，アクセスの確保，都市計画・土地利用計画等との整合性，敷地形状）

②　規模（建築物の規模，敷地の規模）

③　構造（単独庁舎，総合庁舎としての整備条件，機能性等）

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，新規事業採択の要件を満たしていた。

４．評価手法等

事後評価については，施設の供用開始から５年経過した後，「法務省大臣官房施設課における事業評価システム[*2]」（以下「新システム」という。）に基づき，「業務を行うための基本機能」（以下「Ｂ１」という。）と「政策及び重点施策に基づく付加機能」（以下「Ｂ２」という。）の２つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には，Ｂ１については，事前評価において評価指標とした「計画の妥当性（新システムにおいては，「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１））」の各項目について効果の有無を確認する。

※　「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１）の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合わせ，100倍した数値を事業計画の効果（Ｂ１）とし，評点が100点以上あることを確認する。

また，Ｂ２については，事前評価において評価指標としていないが，「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）により，各分類ごとにその取組状況を評価し，政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお，事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果（費用対効果）」（新システムにおいては，「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。）については，当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから，原則として事後評価における評価指標としない。

５．事後評価の内容

（１）事業の情報となる項目（費用，施設の利用状況，事業期間等）の変化

事業は総額約112億円で平成19年度から平成23年度にかけて実施し，平成23年度に完成した。新規事業採択時の計画は，老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが，現地建替により，計画どおりに完了で

きた。

（２）事業の効果の発現状況

「事業計画の効果（Ｂ１）に関する評価指標」（別紙１），「事業計画の効果（Ｂ２）に関する評価指標」（別紙２及び３）のとおり，事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

・業務を行うための基本機能（Ｂ１評価）：161点
業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる（別紙１参照）。

・政策及び重要施策に基づく付加機能（Ｂ２評価）：地域性，人権，環境保全性，防災性，保安性（以上評価Ａ）は特に充実した取組がなされている。ユニバーサルデザイン，耐用・保全性（評価Ｂ）は充実した取組がなされている（別紙２及び３参照）

・広島法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで老朽及び面積不足の解消，業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を達成できた。

（３）事業実施による環境の変化

環境保全性（評価Ａ）の結果から，環境への負荷も抑えられており，特に問題はない。

（４）総合的評価

以上（１）（２）（３）より，事業の目的を果たしていると判断できる。

６．学識経験を有する者の知見の活用

（１）実施時期

平成29年７月７日

（２）実施方法

会議

（３）意見及び反映内容の概要

なし

７．施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）

なし

８．政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

９．備考

本報告に記載の延べ面積は，整備後の面積であり，事前評価書においては，予算要求時の計画面積であるため，両者は異なっている。また，入居官署について，事前評価書においては，矯正研修所広島支所（研修寮）が含まれていたものの，今回事業の整備範囲の見直しにより，入居官署から除かれている。

【行政事業レビュー点検結果の平成30年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため，該当事項なし。

---

*1　「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため，平成12年度に策定したものである。なお，平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2　「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお，平成21年度からは，新システムに基づき評価を行っている。

別紙１

５　事業計画の効果（Ｂ１）

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(広島法務総合庁舎)

分類	項目		係数 1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込		取得済み	国有地の所管替予定，公有地等の借用予定，建設までに用地取得の計画あり，又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.1
	災害防止・環境保全		自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる		自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある		自然条件に災害防止，環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保		周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし	1.1
	都市計画・土地利用計画等との整合性		都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.1
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形状であり，安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない		1.0
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ，適切な規模が設定され，敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ，適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定	1.1
	敷地の規模		駐車場，緑地等に必要な面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎，総合庁舎としての整備条件	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当			総合庁舎又は合同庁舎計画との調整が必要	総合庁舎又は合同庁舎計画としての整備が必要	
		総合庁舎の場合		総合庁舎としての整備条件が整っている				総合庁舎としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等		適切な構造，機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である		適切な構造，機能として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は，特殊な施設で必要な機能等が満足されないおそれがある	1.0
								評点（各係数の積×100倍）	161

別紙２

６　事業計画の効果（Ｂ２）

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

分類	評価項目	評価	取組状況
社会性	地域性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	人権	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
環境保全性	環境保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	防災性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
	保安性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている
経済性	耐用・保全性	A	特に充実した取組がされている
		B	充実した取組がされている
		C	一般的な取組がされている

別紙３

事業計画の効果（B2）に関する評価指標【広島法務総合庁舎】

分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
社会性	地域性	・自治体・近隣施設等との連携		**A：3つ以上該当**	A
		・地域住民との連携		B：2つ該当	
		・既存建造物（歴史的建築物）の有効利用		C：1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置	**オープンスペースの設置**		
		・地域に開放された施設の設置			
		・周辺の自然環境への配慮			
		・周辺の都市環境への配慮			
		・地域の防犯への配慮	**外灯の設置あり**		
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮	**壁面後退、近隣の広島城に呼応した外壁タイルの色彩**		
	人権	・地域住民の人権に配慮した建物計画		**A：2つ以上該当**	A
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	**来庁者との動線分離**	B：1つ該当	
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	**カウンセリング室，被害者相談室の設置**	C：該当なし	
環境保全性	環境保全性	**・省エネ機器・システムの導入**	**LED，Hf照明の採用，氷蓄熱ピット**	**A：3つ以上該当**	A
		・屋上緑化		B：2つ該当	
		・水の循環利用	**雨水利用設備**	C：1つ該当又は該当なし	
		・自然エネルギーの活用	**太陽光発電設備**		
		・グリーン購入法の全面的な対応	**照明制御システムの採用，空調用機器,変圧器**		
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	**都市ガス**		
		・省エネシステムの導入	**外気冷房**		
機能性	ユニバーサルデザイン（敷地内）	・「建築物移動円滑化誘導基準」（望ましい規定）に基づく		A：「望ましい規定」に基づく	B
		・「建築物移動円滑化基準」（法令規定）の他、一部「望ましい規定」も付加		**B：一部「望ましい」規定**	
				C：法令規定に基づく	
	防災性	・地震被害を軽減させる構造の採用		**A：3つ以上該当**	A
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置		B：2つ該当	
		・防潮板の設置	**防潮板の設置**	C：1つ該当又は該当なし	
		・雷保護の高性能化			
		・災害時の対策			
		・非常用飲料水の確保	**受水タンクの緊急遮断弁**		
		・停電対策	**自家発電装置，蓄電池，燃料の備蓄**		
		・保管室の防火性能の確保	**建具等の防火仕様向上（証拠品庫）**		
	保安性	**・保安性の確保**	**護送用車両専用車庫（シャッター付）**	**A：2つ以上該当**	A
		・被疑者，被収容者，保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	**監視カメラ対応**	B：1つ該当	
		・保管室の防犯性能の確保	**認証装置付加**	C：該当なし	
経済性	耐用・保全性	**・更新性の高い設備室**	**ドライエリア**	A：3つ以上該当	B
		・清掃を容易にする工夫	**外装タイル汚れ防止処理**	**B：2つ該当**	
		・メンテナンスを容易にする工夫		C：1つ該当又は該当なし	
		・増築可能な建物配置			

別紙10－3

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		法務行政の情報化				
評価方式		総合･実績･事業	政策目標の達成度合い		番号	24
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度概算要求額
予算の状況	当初予算（千円）	1,128,600	1,498,856	1,535,112	1,579,129	2,240,429
	補正予算（千円）		300,306	164,453		
	繰越し等（千円）		△ 253,404	△ 35,033		
	計（千円）	1,128,600	1,545,758	1,664,532		
		<0>	<0>	<0>		
執行額（千円）		1,070,175	1,506,191	1,597,088		
政策評価結果の概算要求への反映状況		政策評価対象外。				

（注）直近の評価結果が分かる評価書又はそれに準じた評価書を添付すること。

別紙10-3

政策評価調書（個別票2）

政策名	法務行政の情報化	番号	24

（千円）

	予算科目						予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計
	整理番号		会計	組織／勘定	項	事項	29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1							
	●	2							
	●	3							
	●	4							
	小計								
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報化推進に必要な経費	1,579,129	2,240,429	
	◆	2							
	◆	3							
	◆	4							
	小計								
対応表において○となっているもの	○	1					< >	< >	
	○	2					< >	< >	
	○	3					< >	< >	
	○	4					< >	< >	
	小計								
対応表において◇となっているもの	◇	1					< >	< >	
	◇	2					< >	< >	
	◇	3					< >	< >	
	◇	4					< >	< >	
	小計								
合計							の内数	の内数	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	法務行政の情報化		番号	24

（千円）

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			29年度 当初予算額	30年度 概算要求額	増△減額		
法務行政の情報化	◆	1	1,579,129	2,240,429	661,300		
合計							